

ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所

DAVID FLOYD
LALIT CLARKSON
DEON DENNIS
DAVID OURLICHT
個人の立場、及び
同様の状況に置かれた全ての者の集団を代表する立場として
以上「原告ら」
対
ニューヨーク市
「被告」

意見及び命令

08 Civ. 1034 (SAS)

USDC SDNY

書類

電子的に提出

書類番号：

提出日：2013年8月12

【訳者注：目次の頁数は、原文のものではなく、日本語訳のものを示しております。】

【目次】

目次

I.	序論.....	1
II.	エグゼクティブ・サマリー.....	5
III.	適用される法令.....	16
	A. <i>Monell</i> 責任.....	16
	B. 合衆国憲法修正第4条に基づく停止行為、所持品検査、及び検問.....	19
	1. 停止行為の定義.....	20
	2. 停止行為は合理的な疑いに基づくものでなければならない.....	22
	3. 武器に対する保護的所持品検査.....	24
	4. 衣服内の武器捜索.....	25
	5. <i>De Bour</i> 事件と合衆国憲法修正第4条.....	26
	C. 合衆国憲法修正第14条に基づく平等保護.....	26
IV.	事実認定.....	29
	A. 争いのない統計の概要.....	29
	B. 専門家証言.....	36
	1. 責任専門家.....	36
	2. 合衆国憲法修正第4条の主張.....	38
	a. 主要な争点の概要.....	38
	b. ファガン博士の停止行為の分類方法.....	40
	c. 信頼性に欠ける停止行為要因.....	42
	d. UF-250書式に示された停止行為の要因に基づく、明らかに正当化できない停止行為の規模の定量化.....	45
	3. 合衆国憲法修正第14条に関する主張.....	47

a. 主要な問題点の概観	47
b. 専門家によって定めが異なるベンチマーク	48
c. ファガン博士の分析に基づく指摘事項.....	58
C. 意図的な無関与に関する組織的証拠	59
1. 事前通知：1999年司法長官報告書	61
2. 停止行為を増加させる圧力	63
a. コンプスタット：署長への圧力.....	64
b. 調査データにおける圧力に関する証拠.....	66
c. 警察官に対する圧力に関する追加証拠.....	70
i. 2010年のクォータ法施行前の圧力.....	70
ii. 2010年のクォータ法後の圧力.....	77
d. 結論.....	80
3. 「適切な対象者」の標的化	81
4. 不十分な監視及び監督	89
a. 不十分な記録作成及びその点検.....	89
b. 不十分な監督	94
5. 一部不十分な訓練.....	99
6. 不十分な規律.....	104
7. 違憲に関する継続的な注意喚起	110
D. 個別の停止行為	116
1. 憲法違反の停止行為及び所持品検査	118
a. Leroy Downs氏	118
i. 裁判所の事実認定	118
ii. 事実認定及び法の適用	122
b. Devin Almonor氏	123
i. 裁判所の事実認定	124
ii. 事実認定及び法の適用	127
c. Cornelio McDonald氏	128
i. 裁判所の事実認定	128
ii. 事実認定及び法の適用	131
d. Nicholas Peart氏 — 2006年8月5日	132
i. 裁判所の事実認定	132
ii. 事実認定及び法の適用	135
e. Nicholas Peart氏 — 2011年4月13日の停止行為	137
i. 裁判所の事実認定	137
ii. 事実認定及び法の適用	138
f. Ian Provost氏	139
i. 裁判所の事実認定	139
ii. 事実認定及び法の適用	143
g. David Ourlicht氏 — 2008年1月30日の停止行為	144
i. 裁判所の事実認定	144
ii. 事実認定及び法の適用	147
h. Clive Lino氏 — 2008年2月5日の停止行為	148
i. 裁判所の事実認定	148
ii. 事実認定及び法の適用	152

i.	Lalit Clarkson氏	153
i.	裁判所の事実認定	154
ii.	事実認定及び法の適用	155
2.	憲法違反の所持品検査のみ	156
a.	Dominique Sindayiganza	156
i.	裁判所の事実認定	156
ii.	事実認定及び法の適用	158
b.	David Floyd氏 — 2007年4月20日の停止行為	160
i.	裁判所の事実認定	160
ii.	事実認定及び法の適用	162
c.	David Floyd氏 — 2008年2月27日の停止行為	162
i.	裁判所の事実認定	162
ii.	事実認定及び法の適用	165
d.	Clive Lino氏 — 2011年2月24日の停止行為	166
i.	裁判所の事実認定	166
ii.	事実認定及び法の適用	169
e.	Deon Dennis氏	170
i.	裁判所の事実認定	171
ii.	事実認定及び法の適用	172
3.	立証がなされなかった事案	174
a.	2008年春及び2010年2月のNicholas Peart氏に対する誰何停止行為、 並びに2008年2月及び6月のDavid Ourlicht氏に対する誰何停止行為 ..	174
b.	Kristianna Acevedo氏に対する停止行為	175
c.	Clive Lino氏 — 2008年8月3日	177
V.	法に関する結論	177
A.	市は原告らの合衆国憲法修正第4条に基づく権利侵害について賠償義務を負 う	177
1.	意図的な無関心	178
2.	広く普及した行為	180
B.	市は原告らの合衆国憲法修正第14条に基づく権利侵害について賠償義務を 負う	181
1.	間接的レイシャル・プロファイリングの政策	181
a.	表面的には中立的な政策の意図的に差別的な適用	182
b.	明示的な分類	185
c.	結論	187
2.	故意の無関心	188
VI.	結論	192

米国連邦地方裁判所判事 Shira A. Scheindlin :

法律の公正性を保証するために裁判所が取り得る最善の措置は、法律の運用における平等を要件とすること以外にない。

— *Railway Express Agency v. People of State of New York*, 336 U.S. 106, 112-13 (1949) (賛同の意を示す Jackson, J.)

市民が無力な状態で、ともすれば両手を上げて壁に向かっている状況下で行われる、公の場での警察官による「所持品検査」が、『軽微な侮辱』に過ぎないとする主張は、実に荒唐無稽である。

— *Terry v. Ohio*, 392 U.S. 1, 16-17 (1968)

その人が立ち止まろうが動こうが、制限速度を超えて運転しようが制限速度以下で運転しようが、制限速度ちょうどで運転しようが、警察がその人を停止させたり逮捕したりしようとする場合、その人は不審なふるまいをしていると描写されるのである。このような主観的で恣意的な、説明不可能な直感に頼る行為は、信用されるべきではない。

— *United States v. Broomfield*, 417 F.3d 654, 655 (7th Cir. 2005) (Posner, J.)

I. 序論

ニューヨーク市民は、自らが住む都市に当然の誇りを持ち、ニューヨーク市をアメリカ最大の都市として可能な限りにおいて安全な街とすることを目指している。ニューヨーク市民はまた、自由を大切にしている。数多くの人々が、その自由を求めてニューヨークにやってくるのである。自由と安全それぞれの目標は対立することがあるかもしれないが、両立は可能であり、実際、憲法はそれを命じている。

本件は、プロアクティブな警察活動の手段である「ストップ・アンド・フリスク」の使用における、自由と公共の安全の対立に関するものである。ニューヨーク市警察局（「NYPD」）は、2004年1月から2012年6月までの間に440万件の停止行為（stop）を実施した。この440万件の停止行為のうち、80%以上が黒人やヒスパニック

クを対象としたものであった。これらの停止行為の都度、一人の人間の生活が中断されたのである。対象とされた者は、（しばしば公共の道路上で）拘束され、質問を受けた。警察は、停止行為を受けた人の過半数に対して、所持品検査も実施した。

原告ら（停止行為を受けた黒人及びヒスパニック）は、NYPDによるストップ・アンド・フリスクの行使は、原告らの憲法上の権利を2つの点において侵害したと主張する。1つ目の点は、原告らへの停止行為に法的根拠がなく、合衆国憲法修正第4条に違反していることであり、2つ目の点は、原告らは人種を理由として停止行為の対象にされたのであり、これが合衆国憲法修正第14条に違反していることである。原告らは、ストップ・アンド・フリスクの廃止を求めてはおらず、むしろ、憲法上の制限に適合するよう改革するべきだと主張している。かかる制限のうち、次の2つの要素が特に重要である。第一に、すべてのストップ・アンド・フリスクは、米国最高裁判所が定義する「合理的な疑い」に基づいて行われなければならない¹、第二に、停止行為は、人種的に中立的な方法で実施されなければならない²。

最初に、本件訴訟を通じて一貫して強調してきたように、本件は犯罪の抑止や対策における「ストップ・アンド・フリスク」の有効性に関するものではないことを、強調しておく。本法廷の任務は、警察の行為の合憲性を判断することであり、その行為の法執行手段としての有効性を評価することではない。予防的拘束や自白強要などの警察の慣行の多くは犯罪対策に有用である可能性があるものの、その有効性に関わらず、合憲でない限り、これを利用することは禁じられている。「憲法

¹ See generally 合衆国憲法修正第4条; Terry v. Ohio, 392 U.S. 1 (1968).

² See generally 合衆国憲法修正第14条第1項; Whren v. United States, 517 U.S. 806, 813 (1996).

上の権利の保障は、必然的に、一定の方針の選択を不可能とする。³」

また、本件は、裁判において証言の対象となった19件の個別の停止行為を主に扱うものでもない⁴。むしろ、本件は、ニューヨーク市が違法な停止行為や所持品検査を行うことによって憲法違反を犯す政策又は慣行を有しているかどうかを主題とする⁵。

最高裁判所は、「特定の慣行によって引き起こされるコミュニティの反感の程度は、個人の安全についての合理的な期待に対する侵害の程度を評価する際に、明らかに重要である」と認めている⁶。本意見書で取り扱う問題に関する活発で一般に開かれた議論（及び議論の両端の意見の主張の強さ）を踏まえれば、違憲な停止行為によってもたらされる人的被害を認識することが重要である。確かに、個別の停止行為は、その所要時間と自由の剥奪の程度の点においては、限定的な侵害に過ぎない。だが、いずれの停止行為も、品位を傷つける、屈辱的な体験である。何人も、自宅を出て日常の活動を営む際に、停止行為を受けることを恐れながら生活すべきではない。停止行為を日常的に受ける人々の大多数は有色人種であり、多くの場合は注目を浴びるに足るような行為をしていないにもかかわらず、目を付けられることに、当たり前ながら不安を抱えている。一部の原告は、停止行為によりニューヨーク市の一部地域で招かれざる客であるように感じさせられ、停止行為の実施が警察への不信感に繋がっていると証言している。この疎隔は、警察、コミュニティ、及びそのリーダーのいずれにとっても、歓迎すべきことではないであろう。警察と

³ District of Columbia v. Heller, 554 U.S. 570, 636 (2008).

⁴ 原告らは法律に基づき、集団訴訟参加者の少なくとも一部が違憲な停止行為の被害者であったことを立証するよう求められる。合衆国憲法第3条参照。

⁵ See Monell v. New York City Dep't of Soc. Servs., 436 U.S. 658 (1978) (42 U.S.C. § 1983に基づき、地方自治体の職員による憲法違反行為に対する地方自治体の責任の基準を定めた判例)

⁶ Terry, 392 U.S. at 14 n.11.

コミュニティの間に信頼関係を築くことは、すべての人にとっての改善につながると考えられる。

原告らは、本件が本法廷において陪審員なしで審理されるよう請求した。原告らは、損害賠償ではなく、差止命令のみを求めているため、ニューヨーク市には陪審員を要求する権利はない。したがって、私は事実を認定し、適用される法を明示する義務を負う。私は、今年3月から5月にかけて行われた9週間の裁判に基づき、事実の認定と法の結論を、忠実かつ公平に判断するよう努めた。

まず、本意見書の最も重要な点を要約したエグゼクティブ・サマリーから始める。次に、警察がストップ・アンド・フリスクを実施する権限を規律する法的基準について考察する。2004年1月から2012年6月までに実施された440万件の停止行為に関する統計的概要を提供し、次に、それらの停止行為に関する専門家による分析について議論する。さらに、ニューヨーク市がストップ・アンド・フリスクの実施においてレイシャル・プロファイリングが行われているという主張について通知を受けていたか、そしてモニタリング、監督、訓練、及び懲戒措置を含む、機関としてのその通知に対する対応について検討する。これらの大枠の問題を扱った後、裁判で証言した12人の集団訴訟の原告らに関する19件の停止行為について、事実認定を行う。

最後に、事実認定の結果に基づいて、法の結論を提示する。救済措置に関する問題は別個の意見書で扱うが、これは、かかる救済措置が、私が既に仮差止命令の必要性を認めている、ストップ・アンド・フリスクに関する別の事件と重複している

ためである⁷。

本意見書は、相互補完的に読むことが重要である。本意見書の各セクションは、全体像の一部に過ぎない。一部のセクションの事実認定に対して異議を唱える者もいると思われるが、本意見書を、各セクションの相互関係を理解した上で、全体として読むことで、この複雑で慎重に扱うべき問題に対する理解が促進され、意見の相違が少なくなることを願う。

II. エグゼクティブ・サマリー

原告らは、ニューヨーク市及びその代理機関であるNYPDが、アメリカ合衆国憲法の合衆国憲法修正第4条、及び修正第14条の平等保護条項に違反したと主張している。憲法上の権利の侵害について地方自治体の責任を追及するには、原告らは、「『公式な地方自治体の政策に従った行動』が、主張される憲法上の損害を生じさせたことを立証しなければならない」⁸。「公式な地方自治体の政策には、政府の立法機関の決定、政策立法者の行為、及び実質的に法的効力を持つほど持続的かつ広範な慣行が含まれる⁹。」

合衆国憲法修正第4条は、すべての個人を不当な搜索又は押収から保護する¹⁰。最高裁判所は、合衆国憲法修正第4条により、警察官が「犯罪行為が『進行中である可能性がある』と、説明可能な事実を支えられる合理的な疑いがあるとき、警察官が相当な理由を欠く場合でも、捜査目的で個人を停止させ一時的に拘束すること」を許可され

⁷ See *Ligon v. City of New York*, No. 12 Civ. 2274, 2013 WL 628534 (S.D.N.Y. Feb. 14, 2013).

⁸ *Cash v. County of Erie*, 654 F.3d 324, 333 (2d Cir. 2011), *cert. denied*, 132 S. Ct. 1741 (2012) (*Connick v. Thompson*, 131 S. Ct. 1350, 1359 (2011)から引用).

⁹ *Connick*, 131 S. Ct. at 1359.

¹⁰ See *infra* Part III.B.

ると判示している¹¹。「合理的な疑いは客観的な基準であり、したがって、停止行為を行った警察官の主観的な意図や動機は関係ない¹²。」警察との接触の文脈で停止行為が行われたか判断する基準は、合理人がその接触を終わらせる自由を感じたかである¹³。「『停止行為から所持品検査に進むために、警察官は、停止させられた人物が武装しており危険であるという合理的な疑いを持たなければならない』¹⁴」

合衆国憲法修正第14条の平等保護条項は、すべての人に対して法の平等な保護を保障している。この条項は、人種に基づく意図的な差別を禁止している。意図的な差別は複数の方法で立証可能であり、そのうち2つが本件に関連する。原告は、(1)表面上中立的な法律や政策が意図的に差別的な方法で適用されたことを示す、又は、(2)法律や政策が人種に基づいて人を明示的に分類し、その分類が厳格な審査に耐えられないことを示すことができる。差別的な意図の直接的な証拠はほとんど存在しないため、そのような意図の状況証拠が許容される。「公的措置による影響—それが他の人種よりもある人種に重くのしかかるのか—は、重要な出発点となり得る¹⁵。」

以下の、本文中で詳細に説明される事実については、争いのないものである¹⁶：

- 2004年1月から2012年6月までの間、NYPDは440万件を超えるテリー・ストップ（停止行為）を実施した。
- 1年間における停止行為の回数は、2004年の31万4,000回から2011年には最も多い68万6,000回まで急増した。

¹¹ *United States v. Swindle*, 407 F.3d 562, 566 (2d Cir. 2005) (*United States v. Sokolow*, 490 U.S. 1, 7 (1989)から引用) (いくつかの引用符は省略されている)。

¹² *United States v. Bayless*, 201 F.3d 116, 133 (2d Cir. 2000)。

¹³ *See Florida v. Bostick*, 501 U.S. 429 (1991)。

¹⁴ *United States v. Lopez*, 321 Fed. App'x 65, 67 (2d Cir. 2009) (*Arizona v. Johnson*, 555 U.S. 323, 326–27 (2009)から引用)。

¹⁵ *Hayden v. Paterson*, 594 F.3d 150, 163 (2d Cir. 2010)。

¹⁶ *See infra* Part IV.A.

- すべての停止行為のうち52%において、武器の有無を確認する所持品検査が行われた。これらの所持品検査のうち1.5%において、武器が発見された。言い換えると、230万件の所持品検査のうち98.5%においては、武器は発見されなかった。
- すべての停止行為のうち8%において、停止させられた人物の衣服の搜索が行われた。これは表面上、警察官が所持品検査中に物体を触知して武器であると疑った場合、または武器以外の禁制品であると即座に判断した場合に行われた。これらの搜索のうち9%においては、触れた物体は実際に武器であった。91%のケースでは武器ではなかった。これらの搜索のうち14%においては、触れた物体は実際に禁制品であった。86%のケースでは禁制品ではなかった。
- すべての停止行為のうち6%が逮捕につながり、6%が召喚状の発行につながった。440万件のうち残りの88%の停止行為においては、さらなる法的執行措置は取られなかった。
- 440万件の停止行為において、停止行為された人物のうち52%が黒人、31%がヒスパニック、10%が白人であった。
- 2010年のニューヨーク市の住民の人口において、黒人は約23%、ヒスパニックは約29%、白人は約33%であった。
- 黒人に対する停止行為のうち23%、ヒスパニックに対する停止行為のうち24%において、警察官は武力行使を記録した。白人に対する停止行為における武力行使の割合は17%であった。
- 黒人に対する停止行為のうち1.0%、ヒスパニックに対する停止行為のうち1.1%、白人に対する停止行為のうち1.4%において、武器が押収された。
- 黒人に対する停止行為のうち1.8%、ヒスパニックに対する停止行為のうち1.7%、白人に対する停止行為のうち2.3%において、武器以外の禁制品が押収された。

- 2004年から2009年にかけて、警察官が具体的な容疑の明示を怠った停止行為の割合は1%から36%に増加した。

両当事者は、以下でも詳細に議論される、広範な専門家の意見書及び証言を提出した¹⁷。その証言及び争いのない事実に基づき、私は、専門家による証言に関して以下のとおり判断した。

原告らによる合衆国憲法修正第4条に基づく主張について¹⁸、まず、440万件の停止行為に関する事実認定と結論を導き出す根本的な難しさを指摘することから始める。これらの停止行為を個別に分析することは不可能であるため、原告らのケースは、警察官がそれぞれの停止行為の後に作成を義務付けられている、NYPDの書式（「UF-250書式」）のデータベースに含まれる不完全な情報に基づいていた。このデータベースの中心的な欠陥の数々はすべて、憲法に違反した停止行為の件数を過小評価する方向に偏っている。警察官がすべての停止行為についてUF-250書式を作成するわけではないため、データベースは不完全である。また、UF-250書式は警察官側の話のみを記録するため、一方的なものである。UF-250書式においては警察官が単にチェックボックスを埋めるだけで済むため、疑いの根拠を説明することは要求されていない。そして、フォームの多くのチェックボックスは本質的に主観的かつ曖昧な内容である（例えば「不審な動き」など）。それでも、UF-250書式データベースの分析によると、合理的な疑いなしに実施された停止行為は少なくとも20万件に上ることが明らかになっている。

¹⁸ 合理的な疑いのない停止行為の実際の件数は、上記の理由に加え、以下の点からも、

¹⁷ See *infra* Part IV.B.

¹⁸ See *infra* Part IV.B.2.

さらにはるかに多かった可能性が高い。(1)ファガン博士は、停止行為を「明らかに正当化できない」と分類する際に、不必要に保守的だった。例えば、UF-250書式で警察官が「不審な動き」（フォームの約42%で使用）と「高犯罪地域」（フォームの約55%で使用）のみにチェックを入れた場合、「明らかに正当化できない」と分類されない。

「不審な動き」と「不審な膨らみ」（フォームの約10%で使用）のみにチェックを入れた場合も同様である。最後に、警察官がフォームのどちらかの面で「その他」の欄のみにチェックを入れた場合（フォームの約26%で使用）、ファガン博士はこれを「明らかに正当化できない」ではなく「一般化不能」と分類した。(2)多くのUF-250書式において、容疑がひとつも特定されていない（2009年のUF-250書式のうち36%）。(3)停止行為から逮捕に至る確率は低く（約6%）、銃やその他の禁制品の押収率はさらに低い（それぞれ約0.1%と約1.8%）。(4)「不審な動き」、「高犯罪地域」および「不審な膨らみ」は曖昧かつ主観的な用語である。停止行為の理由の本人による説明が伴わない場合、これらのチェックマークは個別の合理的な疑いを、信頼性を持って示すことができない。

原告らの修正第14条に基づく主張に関して¹⁹、私は、ニューヨーク市の専門家による、犯罪容疑者の人種が停止行為における人種的偏見を測定するための適切なベンチマークであるとの証言を退ける。ニューヨーク市及びその高官らは、黒人やヒスパニックが、地域内の犯罪容疑者の人口におけるその割合と同じ確率で停止させられるべきだと考えている。しかし、この論理には欠陥がある。なぜなら停止させられる人口の大多数は無実であり、犯罪者ではないからだ。無実の集団が同じ地域内の犯罪容疑者集団と同一の特性を有すると仮定する根拠はない。私は代わりに、原告ら側の専門

¹⁹ See *infra* Part IV.B.3.

家が用いたベンチマーク——地域の人口統計と地域の犯罪率の組み合わせ（警察の配置を考慮するため）——が最も妥当であると結論付ける。

専門家による証言に基づき、私は以下のとおり認定する。(1)NYPDは、黒人やヒスパニックの住民が多い地域でより多くの停止行為を実施している。これは、他の関係変数が一定に保たれた場合でも同様である。警察管区や国勢統計区の人種構成により予測される停止行為率は、犯罪率をはるかに超えている。(2)黒人やヒスパニックは、白人よりも警察管区や国勢統計区内で停止行為を受ける可能性が高く、他の関係変数を調整した後も同様である。これは、犯罪率が低い地域、人口が人種的に多様な地域、または人口が主に白人の地域においても同様である。(3)2004年から2009年までの期間において、停止行為後に法的措置が取られた場合、同じ容疑において、黒人が逮捕される（召喚状を受けるのではなく）可能性は白人よりも30%高かった。(4)2004年から2009年までの期間において、黒人が停止させられた場合、容疑と警察管区の特性を調整したうえで、白人と比べて約14%高い確率で、ヒスパニックは9%高い確率で、武力行使の対象となった。(5)2004年から2009年までの期間において、他の条件がすべて同じとして、停止させられた人物が黒人である場合、白人である場合と比べて、停止行為がさらなる執行措置につながる確率は8%低かった。さらに、警察管区内の黒人の人口が多いほど、停止行為が制裁につながる可能性は低くなった。これらの結果を総合すると、黒人は白人よりも客観的に根拠のある疑いの程度が低い段階で停止行為の対象とされていることが示される。

合衆国憲法修正第4条及び修正第14条に基づく主張に関して、ニューヨーク市において憲法に違反する停止行為及び所持品検査の慣行があることを立証する一つの方法は、その雇用者（ここではNYPD）によって生じた憲法上の権利侵害に対する、ニ

ニューヨーク市における故意に無関心な行為を示すことである。裁判における証拠は、NYPDによる故意に無関心な行為を示す重要な証拠を明らかにした²⁰。

早くも1999年には、ニューヨーク司法長官がその報告においてニューヨーク市に対し、停止行為と所持品検査が人種的に偏った方法で実施されていると警告した。これに対し、何の対応もなされなかった。この報告以降の数年において、監督者に対し、停止行為の件数を増やすよう圧力がかけられた。裁判における証拠は、警察官が一定の件数の停止行為を実施するよう圧力を受け、目標を達成できない場合、マイナスの影響を受けるリスクにさらされていたことを示した²¹。停止行為が正当化されることを保証する仕組みがない場合、このような圧力は憲法に違反する停止行為を生じさせる予測可能な方法となる。ある警察の高官が2010年に指摘したように、活動が法的に正当化されることに同等の重点が置かれなければ、この圧力は「法律違反の発生ではなく、ノルマの達成のために警察官が措置を取る結果を招く可能性がある」²²。

さらに、裁判における証拠から、NYPDには「適切な対象者」を停止行為の標的とする暗黙の方針が存在することが明らかになった。実際に、この方針は、地域内の犯罪通報において黒人やヒスパニックの若年男性が多数を占めていることを理由に、彼らを標的とすることを奨励している²³。これはレイシャル・プロファイリングの一形態である。特定の犯罪容疑者の特徴に一致する場合、その人の人種が重要である可能性はあるが、そのグループの構成員の一部が犯罪者であるという理由で、人種的に定義されたグループのすべての構成員に対して警察による執行措置を強化することは

²⁰ See *infra* Part IV.C.

²¹ See *infra* Part IV.C.2.

²² 2010 Memorandum of Chief of Patrol James Hall, Plaintiffs' Trial Exhibit ("PX") 290 at *0096.

²³ See *infra* Part IV.C.3.

許容されない。平等保護条項は、人種に基づく疑いを許さない。

憲法に違反する停止行為に対する不十分な監視及び監督に関して多くの証拠が提出されている。監督者は定期的に、警察官の生産性を審査するが、停止行為が法的に正当化されるか判断するための、停止行為の事実についての審査は行わない。また、監督者は、警察官が停止行為の適切な記録を作成することでその停止行為の合憲性が審査できるように保証することもない。警察官のストップ・アンド・フリスクに関する不十分な訓練や、不適切な停止行為または所持品検査を行った警察官に対する懲戒措置の不十分さも示された。多くの不適切な停止行為が行われたこと、警察官が停止行為の適切な記録を作成しなかったこと、懲戒措置が不十分だった、または行われなかったとことの証拠が積み重なっているにもかかわらず、状況を改善する対応はほとんどなされていない。

訓練の不十分さを示す、特に分かりやすい例がある。二人の警察官が「不審な動き」という用語の理解について証言した。一人は「不審な動きは非常に広範な概念であり」、「方向を変える」、「特定の歩き方をする」、「少し不審な行動を取る」、「規則的ではない動作をする」、「非常に落ち着きがない」、「ポケットに出し入れする」、「場所に出入りする」、「常に前後を見回す」、「肩越しに振り返る」、「腰周りやベルトを調整する」、「車に出入りする速度が異常に速い」、「体の一部をあなたから離す」、「腰にあるポケットや何かしらを掴む」、「少し緊張していて、もしかしたら震えているかもしれない」、「口ごもる」などがある²⁴。あと一人の警察官は、「通常」不審な動きとは、誰かが「建物の前でうろついたり、ベンチに座ったりしているような」行為であり、その後「急な動き」を示すことだと説明した。例えば、「か

²⁴ 4/18 Trial Transcript (“Tr.”) at 4047–4049 (強調を追加)。

がんでから素早く立ち上がる」、「ロビーに入ってから素早く戻ってくる」または「突然非常に緊張し、とても敏感になる」といった行為である²⁵。警察官が上記のような行動を、停止行為を正当化する不審な動きと考えている場合、停止行為によって犯罪活動の証拠がほとんど示されないことは当然である。

以下、私は、裁判で証言の対象となった個々の停止行為に関する調査結果を要約する²⁶。12名の原告らが19件の停止行為について証言した。これらの停止行為のうち12件では、原告らと警官の両方が証言した。7件の停止行為で警官が証言しなかったのは、警官を特定できなかったか、又は警官が停止行為の発生を否定したためである。私は、9件の停止行為と所持品検査は、合理的な疑いに基づいていないために違憲であったと判断する。また、5件の停止行為は合憲であったものの、それらの停止行為に続く所持品検査は違憲であったと判断する。最後に、19件の停止行為のうち5件において、原告らは停止行為（又は所持品検査）の違憲性を立証できなかったと判断する。個々の停止行為に関する証言は、停止行為及び所持品検査の実施並びに監視に関するNYPDの政策と実践に関する証拠の大部分を裏付けている。

これらの判断を下すに当たり、事後的に停止行為を評価する手続きは不完全なものであることを指摘しておく。停止行為の同時記録（例えばボディカメラの使用によるもの）が存在しないため、私は目撃者の証言がしばしば矛盾する中で事実を特定するしかない。この作業は容易ではない。なぜなら、全ての証人は事件の結末に利害関係を有しており、そのことが意識的又は無意識的に証言の真実性に影響を与える可能性があるためである。それでも、裁判官は判断を下す責務を負っており、

²⁵ 5/9 Tr. at 6431–6433.

²⁶ 以下Part IV.D.参照。

私は各停止行為の証拠を可能な限りの努力で評価した。また、裁判官が停止行為の合憲性を判断する際、全ての証拠を十分に検討する時間があるのに対し、現場の警官は自分や他者の危険を伴う状況で瞬時の判断を迫られる点で、立場が非常に異なることも認識している。警官が、民間生活では類い稀な危険と挑戦を伴う公共サービスたる職業を選択したことに、私は敬意を表する²⁷。

結論として、私は市が原告らの合衆国憲法修正第4条及び修正第14条の権利を侵害した責任を負うものと判断する。市は、憲法に違反する停止行為や所持品検査を行うNYPDの慣行に対して、故意の無関心をもって対応した。仮に市が故意に無関心ではなかったとしても、憲法に違反するNYPDの慣行は、法的な効力を持つほど広範に及んでいた。さらに、市は地域犯罪容疑者データに基づいて人種的に定義されたグループを停止行為の標的とする間接的なレイシャル・プロファイリング政策を採用した。これにより、平等保護条項に違反して、黒人やヒスパニックが不均衡かつ差別的に停止行為を受ける結果となった。統計的及び事例的な証拠は、少数民族が白人とは異なる扱いを受けていることを示している。例えば、停止行為が実施された場合、黒人やヒスパニックは白人よりも暴力を受ける可能性が高く、にもかかわらず、白人の方が武器や違法物品を所持している可能性が高いという事実がある。また、私は、警官が人種差別的な方法で停止行為を実施しているという証拠を市の最高幹部らが意図的に無視していることも結論付ける。彼らは、自身が効果的だと信じる政策を擁護する熱意から、「適切な対象」を標的とするその政策が人種差別的なものであり、したがって合衆国憲法に違反するとの圧倒的な証拠を故意に無視し

²⁷ 「全国で、警察は毎日懸命に働き、犯罪の防止に努め、犯人を逮捕するとともに、尊厳を損なわれ、安全を脅かされる犯罪から被害者を守るために尽力している。彼らは、負うリスクに見合わない比較的低い給与で働いている。一部の地域では、彼らの役割は尊重され称賛されているが、他の地域では非難され、社会から排除されるような扱いを受けている。」 CHARLES OGLETREE, THE PRESUMPTION OF GUILT 125 (2012)

ている。NYPDの当局者の1人は、人種的に定義されたグループについて停止行為を実施する行為が、彼らがいつでも、いかなる理由でも停止行為を実施される可能性があるという恐怖を（この恐怖が、彼らが街中で銃を携帯することを抑止するのを期待して）植え付けるために行われることは許容されるとさえ示唆している。犯罪を抑止する目的は称賛に値するが、この方法は憲法違反である。

警察が限られたリソースを犯罪多発地域に投入していることを私は理解している。これは、警察の必要性が最も高い地域コミュニティに利益をもたらす。しかし、警察は人種を理由に人々を停止行為の対象として標的化することは許可されていない。一部の人々は、この決定の影響について懸念を抱くかもしれない。彼らは次のように疑問に思うかもしれない：特定のグループの人々が特定の地域で不均衡に犯罪への責任を負っていると警察が考える場合、なぜ警察はそのグループを標的化してより多くの停止行為を実施すべきでないということになるのだろうか。なぜそのグループが人種によって部分的に定義されていることが問題になるのだろうか²⁸。実際、合衆国憲法には、法執行活動において人種を考慮することを認める文脈が存在する²⁹。しかし、明確なのは、平等保護条項がこのようなケースにおける実践を禁止しているということだ。このケースで説明されているように、警察は、一般的な停止行為、すなわち、一般的な犯罪行為の疑いに基づく停止行為について、単にそのグループのメンバーが警察の容疑者データに頻繁に現れるという理由で、人種的に定義されたグループを標的とすることはできない³⁰。平等保護条項は、そのグル

²⁸ 争いのない統計データ（Part IV.A 参照）に基づいて再び指摘するが、停止行為と所持品検査に係るNYPDの現在の運用は、逮捕や武器その他の違法物の押収に特に成功してきていない。

²⁹ 例えば、本意見書で詳細に議論されているように、具体的な容疑者の特徴（人種を含む）が存在する場合には、人種を考慮することも許容され得る。*Brown v. City of Oneonta, New York*, 221 F.3d 329, 340 (2d Cir. 2000) 参照。

³⁰ *City of Indianapolis v. Edmond*, 531 U.S. 32, 41–42 (2000) 参照。（同判決は、高速道路の検問所における根拠のない停止行為は、「その目的が国境の警察活動の問題や道路の安全確保の必要性に密接に

ープのメンバーの一部が不法行為を犯したからといって、人種的に定義されたグループ全体を標的とすることは許されない。

発見した違反に対処するため、私は、是正措置（NYPDの特定の政策及び活動に関する即時変更、各区当たり1つの地域の警察署においてボディカメラの使用を義務付ける試験的プログラム、裁判所が任命した調整役が実施する地域コミュニティ参加型の是正プロセス、並びにNYPDによる停止行為及び所持品検査の実施が合衆国憲法及び本意見書で示された原則に準拠して行われることを確保し、命じられた是正措置の遵守状況を監視するための独立した監視員の任命といった是正措置を含むが、これらに限られない）を命じるものとする。

III. 適用される法令

A. *Monell*責任

合衆国法典第42編第1983条（「第1983条」）は、とりわけ憲法上の権利の特定の侵害について、「一種の不法行為責任」を創設する³¹。最高裁判所が、*Monell v. New York City Department of Social Services* 事件³²において定立したように、第1983条に基づき地方自治体又は他の地方行政機関に対して救済を求めるためには、原告らは「『地方自治体の公式な政策に基づく行動』が、主張される憲法上の損害を引き起

関連する目的を主に果たすように設計されている」場合には合衆国憲法修正第4条の下で合憲となる可能性がある。一方で、「個人に対する具体的な疑いの根拠」を欠き、「その主要な目的が通常の犯罪行為の証拠を検出すること」である高速道路における停止行為は、合衆国憲法修正第4条に違反する旨判示している。）

³¹ *Heck v. Humphrey*, 512 U.S. 477, 483 (1994) (*Memphis Cmty. Sch. Dist. v. Stachura*, 477 U.S. 299, 305 (1986) 引用)。

³² 第1983条の文言と、1871年の市民権法におけるその規定に係る立法経緯を解釈するに、*Monell* 判決は、地方自治体が正式に承認された政策に基づいて責任を問われるか、又は「慣習」若しくは「慣行」に基づいて責任を問われるか、いずれかの根拠で責任を問われる可能性があることを判示した。*Monell*, 436 U.S. 658, 690–91 (1978) (*Adickes v. S. H. Kress & Co.*, 398 U.S. 144, 167–68 (1970) 引用)。

こしたことを立証しなければならない³³。」「要するに、地方自治体は『自らの違法行為についてのみ責任を負い』、『その従業員の行為について第1983条に基づく連帯責任を負う』ことはできない³⁴。」一般に、「地方自治体の公式な政策には、立法機関の決定、政策決定権限を有する官僚の行為、及び実質的に法的な効力を持つに至るほどの持続的かつ広範な実行が含まれる³⁵。」これらの政策は「明示的又は黙示的な可能性があり、かつ、作為又は不作為に反映される可能性がある³⁶。」

地方自治体の政策又は慣行の存在を立証する方法は、高官による「故意の無関心」を示すことである。「政策決定権限を有する官僚が、部下によって引き起こされた憲法上の権利の侵害に対して故意の無関心を示し、その結果、かかる不作為が故意の選択を構成する場合、かかる黙認は、第1983条に基づき法的責任を問える市の方針又は慣行として適切に解釈される可能性がある³⁷」。故意の無関心を主張するためには、「地方自治体の行為者が、その行為による既知又は明らかな結果を無視したという証拠」が必要となる³⁸。故意の無関心が「過失の厳格な基準」によることを認識し、第2巡回控訴裁判所は、「政策決定者の不作為が『意識的な選択』の結果であり、『単なる過失』ではないことを要求する³⁹。」

地方自治体は、訓練や監督の実施を通じて故意の無関心に基づきMonell責任を負う可能性がある。「『憲法違反を防止するために、より多くの又はより良い監督が

³³ *Cash*, 654 F.3d 333 (*Connick*, 131 S. Ct. at 1359 を引用し、さらに*Monell* (436 U.S. at 691 (引用符省略) を引用)。*Monell* 事件以降の判例は、「公的な地方自治体の行為の概念を著しく拡大した」。*Amnesty Am. v. Town of W. Hartford* 事件 (361 F.3d 113, 125 (2d Cir. 2004) (*Sotomayor, J.*))。

³⁴ *Cash*, 654 F.3d at 333 (*Connick*, 131 S. Ct. at 1359を引用) (一部の引用省略)。

³⁵ *Connick*, 131 S. Ct. at 1359 (*Monell*, 436 U.S. at 694; *Pembaur v. Cincinnati*, 475 U.S. 469, 479 (1986); *Adickes*, 398 U.S. at 167-68を引用)。

³⁶ *Cash*, 654 F.3d 334。

³⁷ 同上 (*Amnesty*, 361 F.3d at 126 を引用)。

³⁸ *Connick*, 131 S. Ct. at 1359 (*Board of Comm'rs of Bryan Cnty. v. Brown*, 520 U.S. 397, 410 (1997) を引用)。

³⁹ *Cash*, 654 F.3d at 334 (*Connick*, 131 S.Ct 1360; *Amnesty*, 361 F.3d at 128 を引用)。

必要であることが明白であった』が、政策決定者が『原告らに対する危害のリスクを軽減するための意味のある努力を怠った』場合に、故意の無関心が推認される⁴⁰。」「地方自治体の権利剥奪に対する責任は、訓練の不備が主張の根拠となる場合、最も脆弱である⁴¹」にもかかわらず、最高裁判所は、「市の政策決定者が、訓練プログラムにおける特定の欠陥が市職員に市民の憲法上の権利を侵害させることを、事実上又は推定的に知っていた場合で、かかる政策決定者がそのプログラムを維持することを選択したときは、市は故意に無関心であったとみなされる可能性がある」と判示した⁴²。

*Walker v. City of New York*事件において、第2巡回控訴裁判所は故意の無関心に係る3つの判断要素を以下のとおり整理した：

- (1) 政策決定者が、職員が特定の状況に直面することを「道義的な確信」を持って知っていること；
- (2) その状況が職員に、訓練や監督によってその困難さが軽減されるか、又は職員が当該状況を適切に処理できなかった記録がある困難な選択を迫ること；及び
- (3) 職員の誤った選択が頻繁に憲法上の権利の侵害を引き起こすこと⁴³。

⁴⁰ 同上 (*Vann v. City of New York*, 72 F.3d 1040, 1049 (2d Cir. 1995) ; *Reynolds v. Giuliani*, 506 F.3d 183, 192 (2d Cir. 2007) 引用)。

⁴¹ *Connick*, 131 S. Ct. at 1359 (*Oklahoma City v. Tuttle*, 471 U.S. 808, 822–23 (1985) (多数意見) 引用)。

⁴² 同上 (*Bryan Cnty.*, 520 U.S. at 407 引用)。

⁴³ *Cash*, 654 F.3d at 334 (*Walker v. City of New York*, 974 F.2d 293, 297–98 (2d Cir. 1992) 引用)。

「原告が3つの要素を全て立証した場合、政策決定者は、不十分な訓練又は監督が『憲法上の権利の侵害を招く可能性が高いことを知り得たはずであり、関心を向けられるべきであった人々に対して市の政策決定者が故意に無関心であった』と合理的に言える状況であった⁴⁴。」 「訓練を受けていない職員による類似の憲法違反のパターンが存在するというためには、職員の訓練不足を理由とした故意の無関心を立証することが『通常必要とされる』⁴⁵。」

B. 合衆国憲法修正第4条に基づく停止行為、所持品検査、及び検問

合衆国憲法修正第4条は、合衆国憲法修正第14条により州にも適用され⁴⁶、次のように定めている：「不当な検問及び押収から、身体、住居、書類、及び所有物の安全を確保する人民の権利は、侵害されてはならない⁴⁷。」合衆国最高裁判所は、繰り返し「合衆国憲法修正第4条の最終的な基準は『合理性』である」と判示してきた⁴⁸。最高裁判所は、合衆国憲法修正第4条の下では、警察が「犯罪行為が『進行中かもしれない』ことを示す具体的事実に基づいて合理的な疑いを有する場合、たとえ相当な理由を欠いていても、捜査目的で、個人を一時的に停止させ拘束することは憲法上合理的である」と判示している⁴⁹。このような捜査上の拘束形態は、現在では

⁴⁴ *Walker*, 974 F.2d at 298 (*City of Canton, Ohio v. Harris*, 489 U.S. 378, 390 (1989) 引用。*Walker*基準に基づいて*Monell*責任を立証するためには、原告らは当然ながら、訓練又は監督が実際不十分であったこと、及びこの不十分さが原告らの憲法上の損害を引き起こしたことを立証しなければならない。

Reynolds, 506 F.3d at 193 参照。

⁴⁵ *Connick*, 131 S. Ct. at 1360 (*Bryan Cnty.*, 520 U.S. at 409引用)。これに対し、「地方自治体の政策が確立されると、『地方自治体はその公式政策から生じた憲法違反について責任を負うという*Monell*の要件を完全に満たすには、あと1つの適用を要するのみである。』」とされている。*Pembaur*, 475 U.S. at 478 n.6 (*Tuttle*, 471 U.S. at 822引用) (強調部分追加)。

⁴⁶ *Maryland v. Pringle*, 540 U.S. 366, 369 (2003) (*Mapp v. Ohio*, 367 U.S. 643 (1961) 引用)。

⁴⁷ 合衆国憲法修正第4条。

⁴⁸ *Brigham City, Utah v. Stuart*, 547 U.S. 398, 403 (2006)。*Accord Pennsylvania v. Mimms*, 434 U.S. 106, 108–09 (1977) (per curiam) (「合衆国憲法修正第4条に基づく我々の分析の基準は、常に『特定の政府が市民の個人的な安全を侵害する状況すべてにおける合理性』である」(*Terry*, 392 U.S. at 19 引用))。

⁴⁹ *Swindle*, 407 F.3d at 566 (*Sokolow*, 490 U.S. at 7引用) (一部の引用符省略)。

デリー・ストップとして知られている⁵⁰。

1. 停止行為の定義

最高裁判所は*Florida v. Bostick*事件で再確認したように、デリー・ストップが成立しているかどうかを判断する基準は、「合理的な人が、警官の要請を拒否したり、その他の方法で接触を終了する自由を感じられるかどうか」である⁵¹。停止行為が発生したかどうかは、「接触を取り巻く全ての事情を考慮し、警官の行為が、『合理的な人が、警官の存在を無視して自分の用事を続ける自由がないと理解させる』ものだったかどうか」に依存する⁵²。

最高裁判所は、*Bostick*事件において押収が発生したかどうか明示的に判断することを控えたが⁵³、警官の接触のうち、必ずしも停止行為に該当しない警官の接触類型をいくつか指摘した⁵⁴。しかし、裁判所は、「警官が特定の個人に対して疑いの根拠を持っていない場合でも、その個人に一般的な質問を投げかけ、その個人の身分証明書の提示を求め、その個人の手荷物検問の同意を求めることは、警官がその要求に従うことを要求するメッセージを伝えない限りにおいて、許される」と述べて、これらの場合においても、「接触を終了する自由」の基準が適用されることを確認

⁵⁰ *Davis v. City of New York*, 902 F. Supp. 2d 405, 411 (S.D.N.Y. 2012) 参照 (引用 *Terry*, 392 U.S., at 88)。

⁵¹ 501 U.S. at 436. 「接触を終了する自由」の基準は、Potter Stewart判事の「離れる自由」基準 (*United States v. Mendenhall*, 446 U.S. 544, 554 (1980)) のより一般的な表現である。(「合衆国憲法修正第4条の意味における『拘束』とは、事件を取り巻く全状況を考慮した際に、離れる自由がないと合理的な人が信じた場合に限られる。」*Terry*, 392 U.S. at 16 参照 (「警官が個人に声をかけ、その個人が歩き去る自由を制限した場合にはいつでも、その個人は『拘束された』ものと認められなければならない。」)。

⁵² *Bostick*, 501 U.S. at 437 (*Michigan v. Chesternut*, 486 U.S. 567, 569 (1988) 引用). *Bostick* 事件はまた、「『合理的な人』の基準は、無罪の人を前提としている」と指摘している。同上、438。「離れる自由」基準の解釈と適用に関する包括的な要約については、4 WAYNE R. LAFAYE, SEARCH & SEIZURE § 9.4(a) (5th ed. 2012) (「LAFAYE」) 参照。

⁵³ *Bostick*, 501 U.S. at 437.

⁵⁴ 同上、at 434–35.

した⁵⁵。*Bostick* 事件の多数意見は、警官は「威圧的な権威の誇示」によって「乗客に『自発的な』協力を要求」してはならないことを強調した⁵⁶。

第2巡回控訴裁判所は、以下の要素が、テリー・ストップと逮捕の両方を包含する用語である「拘束」を暗示すると判示している：

複数の警官の威圧的な存在；武器の提示；警官による個人への身体接触；警官に従うことが強制的であることを示す言葉や態度；航空券や身分証明書等の個人の所持品の長期的な保持；及び警官が警察署又は警察室への同行を要求すること⁵⁷。

以下の内容は、強制力の程度が比較的低いにもかかわらず、第2巡回控訴裁判所がテリー・ストップに該当すると判断した2件の警官による接触の事例を要約したものである：

第2巡回控訴裁判所は、警官がある人物に対し「少し待て」と2回命令し、2回目の命令後にその人物が停止したケースにおいて、停止行為が発生したと判断した。同裁判所はまた、警官が人物にスポットライトを

⁵⁵ 同上（関連判例を収集）（強調部分追加、引用省略）。*INS v. Delgado*, 466 U.S. 210, 216 (1984) 同旨（「警官の質問行為そのものは、合衆国憲法修正第4条の違反を招く可能性は低い...ただし、接触の状況が極めて威圧的であり、応答しなければ離れる自由がないと合理的な人が信じたであろうことを示す場合を除く。」（強調部分追加））。これらの判例は、合理的な人が接触を終了する自由を感じたかどうかを判断する際に、警官の行為の態様と文脈が関連性を有することを確認している。第2巡回控訴裁判所が指摘するように、この判断は本質的に「警官の行為の全体的な強制効果の客観的評価」である。*United States v. Lee*, 916 F.2d 814, 819 (2d Cir. 1990) (*Chesternut*, 486 U.S. at 573-74 引用)。

⁵⁶ *Bostick*, 501 U.S. at 438 (*Bostick*, 501 U.S. at 447 (Marshall, J., 反対意見))（強調部分省略）。

⁵⁷ *United States v. Glover*, 957 F.2d 1004, 1008 (2d Cir. 1992) (*Lee*, 916 F.2d at 819)。*United States v. Drayton*, 536 U.S. 194, 203-04(2002) 同旨 (*Bostick* 事件の枠組みに基づき、「乗客が警官の質問に答える必要があると考えさせる理由を警官が一切与えなかった」場合、並びに乗客に質問する警官が「武器を誇示したり威嚇的な動作をしたりしなかった」場合、「停止行為を受けた者が退出できるよう通路を開けた」場合、及び「乗客一人一人に丁寧で静かな声で話しかけた」場合に、バスに乗る合理的な乗客は離れる自由を感じると結論付けた。)

照射しながら「何だ、馬鹿か。ここに来い。話したいことがある。」と述べ、その後その人物に手を示すよう命じたケースにおいても、停止行為が発生したと判断した⁵⁸。

一方、第2巡回控訴裁判所は、「ある人物が寮のロビーで2人の警官と接触し、警官が彼に手を示すよう求めた場合において」、テリー・ストップは発生しなかったと判断した⁵⁹。

要するに、警官との接触の文脈においてテリー・ストップが発生したかどうかを判断する基準は、合理的な人がその接触を終了させる自由を感じたかどうかである。第2巡回控訴裁判所はさらに次のように判示している：「（1）ある人物が警官の停止命令に従った場合、又は（2）警官の権限を示す行為に従わない者が身体的に拘束される場合に、押収が発生する⁶⁰。」

2. 停止行為は合理的な疑いに基づくものでなければならない

テリー・ストップが合衆国憲法修正第4条に適合するためには、根拠に基づくものでなければならない。犯罪行為が「進行中かもしれない」との相当な理由に基づいていなければならない⁶¹。すなわち、警官は、「警官が、その人物が犯罪行為に及んだ、及んでいる、又は及ぼうとしているという合理的かつ説明可能な疑いがある場合」に、テリー・ストップを行うことができる⁶²。少なくとも、「[テリー・ストップ

⁵⁸ *Ligon*, 2013 WL 628534, at *36 (*United States v. Simmons*, 560 F.3d 98, 101, 105–06 (2d Cir. 2009) ; *Brown*, 221 F.3d at 340引用)。

⁵⁹ 同上、at *36 注410 (*Brown*, 221 F.3d at 341引用)。

⁶⁰ *Simmons*, 560 F.3d at 105 (*Swindle*, 407 F.3d at 572 引用)。

⁶¹ *Terry*, 392 U.S. at 30。

⁶² *United States v. Place*, 462 U.S. 696, 702 (1983) (*Terry*, 392 U.S. at 22引用)。 *Terry* 事件において裁判所は、行われ「ようとしている」という犯罪に明示的には言及しなかったが、*Terry* 事件で認められた停止行為は、2人の男が「強盗」を実行しようとしていると警官が疑ったことに基づいていた。*Terry*, 392 U.S. at 6。犯罪が行われようとしているという確からしい疑いに基づいて逮捕が行われる

プを行う]警官は、…未成熟で特定されていない疑い又は直感以上の何かをはっきりと説明できなければならない⁶³。」すなわち、「警官は、特定の具体的で説明可能な事実を指摘し、それらの事実から合理的な推論を導き出すことで、[市民の自由権に対する]侵害を合理的に正当化できるものでなければならない⁶⁴。」「合理的な疑いは客観的な基準であるため、停止行為を行った警官の主観的な意図や動機は無関係である⁶⁵。」

一般に、合理的な疑いは、不正行為に対する個別の疑いを必要とする⁶⁶。最高裁判所は、この要件に対する特定の狭い例外を認めてきたが、犯罪の抑止を一般的な目的とした歩行者の停止行為に例外はない⁶⁷。

合理的な疑いに基づく停止行為を審査する本法廷は、「停止行為を行った警官が、不正行為を疑うための『個別の客観的な根拠』を有していたかどうかを判断するために、各事件の『状況の全体像』を総合的に検討しなければならない⁶⁸。」「適切な調査の対象は、各事実が単独で違法行為を示すと考えられるかどうかではなく、全ての事実を総合的に考慮した際に不正行為の合理的な疑いを支えるかどうか

ることは、長年認められてきた。ニューヨークの停止行為及び所持品検査に関する法規である、ニューヨーク刑事手続法（「CPL」）第140.50条第1項は、警官が「当該人物が(a) 重罪又は(b) 刑法で定義される軽罪を犯している、犯した、又は犯そうとしていると合理的に疑う場合」に停止行為を認めている。

⁶³ *Alabama v. White*, 496 U.S. 325, 329 (1990) (Sokolow, 490 U.S. at 7引用)。(一部の引用符省略)。合理的な疑いが特定の犯罪に関するものでなければならないか、又は犯罪一般に関するものでもよいのかについて裁判所の意見が分かれている。4 LAFAVE § 9.5(c) 参照。

⁶⁴ *United States v. Elmore*, 482 F.3d 172, 178–79 (2d Cir. 2007) (Terry, 392 U.S. at 21)。

⁶⁵ *Bayless*, 201 F.3d at 133。

⁶⁶ *Edmond*, 531 U.S. at 37 (Chandler v. Miller, 520 U.S. 305, 308 (1997)引用)。

⁶⁷ 同上at 37-40 (例外を要約)、同上at 34, 41-44 (「飲酒運転の防止と不法移民の摘発を目的とする」高速道路の検問所における合理的な疑いを欠く停止行為は合憲である一方、「『犯罪防止の一般的な利益』を促進することを主な目的とする」検問所における合理的な疑いを欠く停止行為は違憲であることとの違いを区別) (Delaware v. Prouse, 440 U.S. 648, 659 n.18 (1979)引用)。

⁶⁸ *United States v. Arvizu*, 534 U.S. 266, 273 (2002) (United States v. Cortez, 449 U.S. 411, 417–18 (1981)引用)。

である⁶⁹。」「『合理的な疑い』は『相当な理由』よりも低い基準であり、証拠の優越性を示す必要は落ちるが、合衆国憲法修正第4条は、少なくとも、停止行為を行うために最低限のレベルの客観的な正当化を要求する⁷⁰。」

3. 武器に対する保護的所持品検査

最高裁判所は、捜査上の停止行為を行う警察官が「敵意ある被疑者による攻撃から身を守る機会を否定されるべきではない⁷¹」と認めている。その結果、「法執行官は、自身の保護と安全のため、接触した人物がそのときに所持していると合理的に信じる又は疑う武器を発見するために、所持品検査を実施することができる⁷²。」

「『停止行為から所持品検査へ進むには、警察官は停止させられた人物が武装し危険であると合理的に疑わなければならない⁷³。』」「この判断基準は主観的ではなく客観的であり…したがって、警察官が実際に恐怖を感じていた必要はない⁷⁴。」と判示した。

⁶⁹ *Lee*, 916 F.2d at 819.

⁷⁰ *Illinois v. Wardlow*, 528 U.S. 119, 123 (2000)。

⁷¹ *Adams v. Williams*, 407 U.S. 143, 146 (1972) (*Terry*, 392 U.S. at 24 引用)。

⁷² *Ybarra v. Illinois*, 444 U.S. 85, 93 (1979) (*Adams*, 407 U.S. at 146 引用)。

⁷³ *Lopez*, 321 Fed. App'x at 67 (*Johnson*, 555 U.S. at 326–27 引用) (以下の行動が被疑者が武器を所持しているとの合理的な疑いを生じさせたとする判示:「[被疑者が] [警官が] 自分に近づいてくるのを見たとき、[被疑者は] [カップを] 右手から左手に移し、右手を右脇に下ろした」)。4 LAFAVE §9.6(a)同旨 (「適切な捜査のための停止が認められた場合、所持品検査そのものが開始された時点で、被疑者が武装しており危険である可能性がある」と信じる理由があるときは、保護的捜索が許容される」と指摘)。

⁷⁴ 4 LAFAVE § 9.6(a) (*United States v. Tharpe*, 536 F.2d 1098 (5th Cir. 1976) 引用)。第一審裁判所は、「強盗、住居侵入、強姦、武器による暴行、自動車盗難、殺人、大量の麻薬取引」など、「被疑者が武装している可能性が高い犯罪行為の疑い」に基づいて被疑者が停止させられた場合には、所持品検査の権利を「自動的に」認められる傾向にある。同上。
ニューヨーク州のストップ・アンド・フリスク法は、停止行為後、「身体的危害の危険を合理的に疑う」場合、警察官に所持品検査を許可している (CPL§140.50(3))。この基準は合衆国憲法上の基準ではない。停止された人物が武装し危険であるとの合理的な疑いが欠如している場合でも、警察官が所持品検査を実施することを許容するものである。最高裁が明らかにしたように、ニューヨーク州は「合衆国憲法修正第4条の権利を侵害する警察行為を許可してはならない」。 *Sibron v. New York*, 392 U.S. 40, 61 (1968)。本件における合憲的な所持品検査の要件を定めるのは、ニューヨーク州法ではなく合衆国憲法修正第4条である。

「[武器の有無を確認するための所持品検査]の目的は犯罪の証拠を発見することではなく、警官が暴力の恐れなく捜査を継続できるようにすることである⁷⁵。」したがって、所持品検査は「この保護目的に限定された範囲⁷⁶」で行われなければならない、「警官や周囲の人々に危害を加える可能性のある武器を発見するために必要な範囲に厳格に限定される⁷⁷」必要がある。ただし、警官が「被疑者の上着を合法的に手探りし、その形状や質量から違法物品であることが即座に判明する物体を感知した場合」、令状なしにその違法物品を押収できる⁷⁸。要するに、「*Terry*のいかなる部分も、一般的な『武器の簡易搜索』を認めるものと解釈できず、実際、武器以外のいかなる物に対する搜索も認めていない⁷⁹。」。

4. 衣服内の武器搜索

合衆国憲法修正第4条全般において合理性が基準となるのと同様に、*テリー・ストップ*の各段階においても合理的な疑いが基準となる。警察官が犯罪行為に対する合理的な疑いに基づき合法的に人物を停止させた後、その人物が武装しており危険であるとの合理的な疑いに基づき、合法的に所持品検査を行うことができる。所持品検査の結果、停止された人物の衣服内の物体が警察官を傷つける可能性のある武器であるとの合理的な疑いが生じた場合、警察官は当該物体を検査し自身を保護するために必要なあらゆる措置を講じることができる。これには停止された人物の衣服から物体を取り除くことも含まれる⁸⁰。

⁷⁵ *Adams*, 407 U.S. at 146.

⁷⁶ 同上

⁷⁷ *Minnesota v. Dickerson*, 508 U.S. 366, 373 (1993) (*Terry*, 392 U.S. at 26 引用)

⁷⁸ 同上。375頁（強調追加）。

⁷⁹ *Ybarra*, 444 U.S. at 93–94.

⁸⁰ *People v. Collins*, 463 P.2d 403, 406 (Cal. 1970)参照（「警官が、まずナイフ、銃、棍棒のように合理的に感じられる物体を発見せずに所持品検査をさらに続ける場合、その警官は、特定の被疑者が所持品検査中に触れた物体のように感じられる非典型的な武器を所持しているという疑いを合理的に裏付

5. *De Bour*事件と合衆国憲法修正第4条

NYPDの研修資料は、*People v. De Bour*事件及びその後継の判例⁸¹で確立されたニューヨーク州の停止行為に関する判例法を極めて重要視している。*De Bour*事件と合衆国憲法修正第4条は、警察の接触行為の許容範囲と非許容範囲を異なる基準で区別するため、*De Bour*事件は政府による自由の侵害に対して、合衆国憲法修正第4条よりも保護的な側面もあれば、保護的ではない側面もある⁸²。最高裁判所は、州が合衆国憲法修正第4条で定められたものより厳しく警察活動に制限を課すことは可能であるとしつつも、州は「合衆国憲法修正第4条上の権利を侵害する警察活動を、いかなる名称を付与しようと、許可してはならない⁸³」と判示している。したがって、*De Bour*事件下では許容される警察活動であっても、合衆国憲法修正第4条に違反する場合は違法となる。

C. 合衆国憲法修正第14条に基づく平等保護

合衆国憲法修正第14条の平等保護条項は、「いかなる州も…その管轄区域内のいかなる者に対しても法の平等な保護を否定してはならない⁸⁴」と宣言している。この条項は「本質的に、同様の状況にあるすべての者が同様に扱われるべきであるという指示である⁸⁵」。人種に基づく意図的な差別を禁止するが、単に人種的に不均衡な影響を及ぼす政府の行為は禁止しない⁸⁶。

ける具体的かつ説明可能な事実を指摘できなければならない」と判示)。

⁸¹ *People v. De Bour*, 40 N.Y.2d 210 (1976). *Ligon*, 2013 WL 628534, at *35–39参照。なお、NYPDの方針及び訓練資料は、ニューヨーク州のストップ・アンド・フリスクに関する法令にも依拠している。例えば、Patrol Guide 212-11：ストップ・アンド・フリスク (PX 98 at 1) とCPL§140.50を比較された。前述の通り、ニューヨーク州の法令上の所持品検査基準は、最高裁判所が定義した合衆国憲法修正第4条の基準ではない。

⁸² *Davis v. City of New York*, No. 10 Civ. 0699, 2013 WL 1288176, at *6 n.75 (S.D.N.Y. Mar. 28, 2013) 参照。

⁸³ *Sibron*, 392 U.S. at 61 (違法な停止行為で押収された証拠の排除請求を棄却した有罪判決を破棄)。

⁸⁴ 合衆国憲法修正第14条第1項。

⁸⁵ *City of Cleburne v. Cleburne Living Ctr., Inc.*, 473 U.S. 432, 439 (1985)。

⁸⁶ *Washington v. Davis*, 426 U.S. 229, 239–40 (1976) 参照。当事者は原告らの合衆国憲法上の主張を指す

第2巡回控訴裁判所は「平等保護条項に違反する意図的差別を原告が主張する複数の方法⁸⁷⁾」を概説している。第一に「原告は『人種に基づく明示的な分類』を行う法律や政策を指摘できる⁸⁸⁾」。第二に「原告は表面上中立な法律や政策が意図的に差別的な方法で適用された事例を特定できる⁸⁹⁾」。第三に、「原告は、表面的には中立な法令や政策が不利な影響を及ぼし、それが差別的意図によって動機づけられたと主張することもできる⁹⁰⁾」。これら三つのケースのいずれにおいても、原告は「平等保護の否定の主張を立証するために、より優遇された、同様の状況にある異なる人種の集団を示す義務を負わない⁹¹⁾」。

際に「パターン及び慣行」という表現を用いることがある。例えば、2013年6月12日付原告主張支持の裁判後法理覚書（「原告覚書」）i-ii頁；2013年6月12日付被告側審理後法理覚書（「被告側覚書」）at 6n.11。しかしながら、パターン・プラクティス分析は平等保護請求を規律するものではない。*Chavez v. Illinois State Police*, 251 F.3d 612, 638 n.8 (7th Cir. 2001)参照。むしろ、「パターンまたは慣行」という用語は、1964年公民権法第VII編などの公民権法や、「司法長官が差別是正のための訴訟を提起することを認める複数の法令」に現れる。*Marshall Miller, Police Brutality*, 17 YALE L. & POL'Y REV. 149-151, 169 & n.124 (1998) (1994年暴力犯罪統制及び法執行法第XXI編 (42 U.S.C. § 14141)に規定)について論じ、司法長官が「違憲行為のパターンまたは慣行」に従事する法執行機関を提訴することを認めている)

また、当事者側の専門家が「不均衡な取扱い」及び「不均衡な影響」という用語を時折使用している（後述のIV.B.3参照）にもかかわらず、これらの専門用語は一般的にタイトルVIIその他の法定請求に適用され、平等保護請求には適用されない点にも留意する。例えば、*Ricci v. DeStefano*, 557 U.S. 557, 577 (2009)（「タイトルVIIは、意図的な差別（いわゆる『差別的取扱い』）だけでなく、差別を意図していないにもかかわらず実際に少数派に不均衡な悪影響を及ぼす慣行（いわゆる『差別的影響』）も禁止する。）。ニューヨーク市議会は最近、差別的意図または差別的影響に基づく「偏見に基づくプロファイリング」の主張に対する私的訴訟権を創設する法案を可決した。N.Y. City Council Introductory No. 1080 of 2013 § 2参照。

⁸⁷⁾ *Brown*, 221 F.3d at 337. *Pyke v. Cuomo* (“*Pyke II*”), 567 F.3d 74, 76 (2d Cir. 2009) (*Pyke v. Cuomo* (“*Pyke I*”), 258 F.3d 107, 110 (2d Cir. 2001) 引用)参照。

⁸⁸⁾ *Brown*, 221 F.3d at 337 (*Hayden v. County of Nassau*, 180 F.3d 42, 48 (2d Cir. 1999) 引用)。明示的な人種分類は「厳格な司法審査の対象となる」。*Pyke II*, 567 F.3d at 77 (*Loving v. Virginia*, 388 U.S. 1, 11 (1967); *Johnson v. California*, 543 U.S. 499, 505 (2005)（「政府が課す『あらゆる人種的分類』は、審査裁判所による厳格な審査の下で分析されなければならない」と判示）。*Fisher v. University of Texas at Austin*, 133 S. Ct. 2411, 2419 (2013)（「人種または民族的起源を理由に個人を差別的に扱うあらゆる公的行為は、本質的に疑わしいものである」（引用符及び出典省略、強調追加）。「厳格審査を満たすためには、分類は重大な国家利益を促進し、かつその目的達成のために狭義に調整されなければならない。」*Pyke II*, 567 F.3d at 77 (*Shaw v. Hunt*, 517 U.S. 899, 908 (1996) 引用)同旨。

⁸⁹⁾ *Brown*, 221 F.3d at 337 (*Yick Wo v. Hopkins*, 118 U.S. 356, 373-74 (1886) 引用)。

⁹⁰⁾ 同上 (*Village of Arlington Heights v. Metropolitan Hous. Dev. Corp.*, 429 U.S. 252, 264-65 (1977); *Johnson v. Wing*, 178 F.3d 611, 615 (2d Cir. 1999) 引用)。

⁹¹⁾ *Pyke I*, 258 F.3d at 110. 平等保護条項違反による選択的起訴を主張する原告らについては例外が存在する。この主張を認容されるためには、原告らは「起訴されなかった同等の立場にある個人の存在を主張し立証しなければならない。なぜなら、起訴の可否を決定するという『中核的』行政機能の遂行

上記の第二及び第三の訴状モデルにおいて意図的な差別を立証するためには、原告らは「争われている行為が人種差別的意図のみに基づいて行われた⁹²」こと、あるいは差別的意図が「支配的」又は「主要な」意図であったこと⁹³さえも証明する必要はない。むしろ、原告らは「差別的意図が、争われている行為における動機付け要因であった」ことを立証しなければならない⁹⁴。すなわち、原告らは、争われている行為を実行した者たちが「特定集団に対する悪影響を『考慮せずに』ではなく、少なくとも部分的に『考慮して』特定の行動方針を選択又は再確認した⁹⁵」ことを示す必要がある。最高裁判所及び第2巡回控訴裁判所が説明しているように：

差別的意図は直接的な立証が困難な場合が多いため、訴訟当事者は「入手可能な意図に関する間接的・直接的証拠について慎重な調査を行うことができる。公的措置の影響—特定の人種に対してより重くのしかかるかどうか—が重要な出発点となり得る⁹⁶。」

政府行為の結果は時に政府の意図の証拠となる：「差別的意図の立証は必然的に通常、客観的要素に依拠せざるを得ない…この検討は実践的である。立法府や公的機関が『何を企てているか』は、その行為が達成した結果、あるいは回避した結果から明らかになり得る⁹⁷。」「『決定が少なくとも部分的に人種差別的目的によって

において、裁判所は行政機関に特別な尊重を払うからである。」 *Pyke I*, 258 F.3d at 109 (*United States v. Armstrong*, 517 U.S. 456, 465 (1996) 引用)。

⁹² *Paterson*, 594 F.3d at 163 (*Arlington Heights*, 429 U.S. at 265 引用)。

⁹³ *Arlington Heights*, 429 U.S. at 265.

⁹⁴ 同上265–66頁（強調追加）。*Personnel Adm'r of Mass. v. Feeney*, 442 U.S. 256, 277 (1979)（「差別的意図は、単純に測定することはできない。それは[政府の行為]に影響を与えた要因であるか、そうでないかのいずれかである。」）同旨。

⁹⁵ *Paterson*, 594 F.3d at 163 (*Feeney*, 442 U.S. at 279（引用文献及び脚注省略）引用）（引用符一部省略）。

⁹⁶ 同上 (*Arlington Heights*, 429 U.S. at 266引用)。

⁹⁷ *Feeney*, 442 U.S. 279 n.24. 「悪意ある差別的意図は、関連する事実の全体から推認されることが多く、その事実が真実であるならば、当該[慣行]が他の人種よりも特定の人種に重くのしかかっているという事実も含まれる。」 *Washington*, 426 U.S. 242.

動機づけられたことが示されれば、被告側に『人種を考慮しなくても同じ結果が得られた』ことを立証する責任が移行する⁹⁸。』」「『被告がそのような立証を行わない場合、又は事実認定者が人種が決定結果に寄与しなかったと確信できない場合、平等保護の主張は成立する⁹⁹。』」

IV. 事実認定

2013年3月18日から5月20日にかけて、責任及び救済措置に関する陪審員なしの審理が行われた¹⁰⁰。信頼性のある証拠の優越性¹⁰¹、並びに当事者による審理後の提出書類に基づき、Federal Rule of Civil Procedure 52(a)¹⁰²に従い、以下の事実認定を行う。

A. 争いのない統計の概要

警察官は、テリー・ストップのたびに「停止・質問・所持品検査報告書ワークシート」とも呼ばれるUF-250書式の記入が義務付けられている。フォームの各面にはチェックボックスと記入欄があり、警察官は停止行為の性質及び停止行為に至った

⁹⁸ *United States v. City of Yonkers*, 96 F.3d 600, 612 (2d Cir. 1996) (*United States v. Yonkers Bd. of Educ.*, 837 F.2d 1181, 1217 (2d Cir. 1987) 引用)。

⁹⁹ 同上 (*Yonkers*, 837 F.2d at 1217引用)

¹⁰⁰ 原告らは2008年1月31日に本件を提訴した。2011年8月31日、私は被告らの部分的即決判決申立てを一部認容し、一部却下した。*Floyd v. City of New York*, 813 F. Supp. 2d 417 (S.D.N.Y. 2011)、部分的再考認容、813 F. Supp. 2d 457 (S.D.N.Y. 2011)。2012年4月14日、私は原告らの責任に関する専門家証言の排除を求める被告の申立てを一部認容し、一部却下した。*Floyd v. City of New York*, 861 F. Supp. 2d 274 (S.D.N.Y. 2012)。2012年5月16日、原告らの集団訴訟認定申立てを認めた。*Floyd v. City of New York*, 283 F.R.D. 153 (S.D.N.Y. 2012)。2013年3月8日付命令において、原告らの損害賠償請求の取下げ、個々の警官に対する原告らの請求の却下、および残存当事者を反映した表題の変更に関する当事者間の合意を承認した。個別損害賠償請求取下げ合意書及び命令（2013年3月8日）参照。原告らは第二修正訴状において州法に基づく請求を追求していない。第二修正訴状（2008年10月20日）参照；原告ら意見書 i-ii頁；被告側意見書 2頁注2。原告らの唯一の請求は、合衆国憲法修正第4条及び修正第14条違反に基づくニューヨーク市に対する1983条請求である。

¹⁰¹ 「証拠の優越性による立証とは、極めて単純に言えば、ある事柄がそうである可能性がそうでない可能性よりも高いことを証明することを意味する。」 *Duke Labs., Inc. v. United States*, 222 F. Supp. 400, 406 (D. Conn. 1963), *aff'd*, 337 F.2d 280 (2d Cir. 1964)。

¹⁰² 「陪審員なしに事実審理が行われた訴訟においては...、裁判所は事実を特別に認定し、法的結論を別途に述べなければならない。」 Federal Rule of Civil Procedure 52(a)(1)。

経緯と正当性を示す「停止要因」を記載しなければならない。空白のUF-250書式は本意見書の付録Aとして添付されている¹⁰³。

原告らの責任専門家であるファガン博士は、UF-250書式の情報を含む電子データベースに基づき、同書式に関する様々な統計分析を実施した¹⁰⁴。より複雑で争点となっている統計分析については後述する¹⁰⁵。本節では、UF-250書式データベースから抽出した最も関連性の高い争いのない統計データを要約する：¹⁰⁶

- ・ 2004年1月から2012年6月にかけて¹⁰⁷、NYPDは440万件以上のテリー・ストップを実施した¹⁰⁸。

- ・ 年間停止行為件数は2004年の31万4000件から2011年の68万6000件へと急増した

¹⁰³ 後述の別紙A(“Blank UF-250”)参照。

¹⁰⁴ Report of Jeffrey Fagan, Ph.D. (Oct. 15, 2010), PX 411 (「ファガン報告書」) 参照; Supplemental Report of Jeffrey Fagan, Ph.D. (Dec. 3, 2010), PX 412 (「ファガン補足報告書」); Second Supplemental Report of Jeffrey Fagan, Ph.D. (Nov. 29, 2012), PX 417 (「ファガン第二補足報告書」)。

¹⁰⁵ 後述のPart IV.B参照。ニューヨーク市の責任専門家は、ファガン博士の「記述統計は争点ではない」と認めている。デニス・C・スミス博士及びロバート・M・パーテル博士によるファガン第二補足報告書への回答報告書(2013年2月1日)、被告側裁判証拠(「DX」) H13, at 7 (「Smith報告書」)。Smith博士及びPurtell博士の書面意見の引用については、彼らが事前に作成した書面意見があるにもかかわらず、主にSmith報告書に依拠する。Report of Dennis C. Smith, Ph.D. (Nov. 15, 2010), DX T8; Declaration of Dennis C. Smith (Dec. 19, 2011), DX O8参照。

¹⁰⁶ 当然ながら、警官がテリー・ストップを行っていないと判断した場合、あるいは停止行為後にUF-250書式を記入しなかった場合、その接触はUF-250書式データベースに反映されない。後述のIV.C.4-5項参照(テリー・ストップの構成要件に関する不十分な訓練の証拠、およびUF-250書式未記入の事例)。

¹⁰⁷ これらの日付が本件における集団訴訟期間である。ファガン博士の2010年10月及び2010年12月の報告書は2004年1月1日から2009年12月31日までのデータを分析し、2012年11月の報告書は2010年1月1日から2012年6月30日までのデータを分析した。Fagan 2d Supp. Rpt. at 1参照。

¹⁰⁸ ニューヨーク市が計上したUF-250書式の総数は4,431,414件であるのに対し、原告らが計上した総数は4,430,140件である。DX V14-A; PX 417D; Fagan 2d Supp. Rpt. at 10 tbl. 1参照。本意見書では通じて440万件の数値を用いるが、クラス期間中の実際の停止行為件数はこれより多い可能性が高い。警官が停止行為後に必ずしもUF-250書式を作成するわけではないためである。例えば、後述のPart IV.D.1.a (Leroy Downs停止行為時のUF-250書式未作成)、後述のPart IV.D.1.h (Clive Lino停止行為時のUF-250書式未作成); Ligon, 2013 WL 628534, at *11 (原告Charles Bradleyを停止させた警官がUF-250書式を記入しなかった点を指摘); 同判決at *20&n.241 (市民苦情審査委員会が停止行為後のUF-250書式未作成という組織的問題を報告している点を指摘) テリー・ストップにおけるUF-250書式未記入の頻度を特定することは不可能である。NYPDにはこの不履行を監視する信頼できる仕組みが存在しないため。後述のPaty IV.C.4.参照。

- ・全停止の52%で武器の有無を確認するプロアクティブな所持品検査が実施された。この検査で武器が発見されたのは1.5%のみ。つまり230万件の検査のうち98.5%では武器は発見されなかった¹¹⁰。

- ・全停止行為の8%で、被停止者の衣服内捜索が行われた。これは警官が所持品検査中に武器と疑われる物体、又は武器以外の禁制品と直ちに認識した物体を触知したことを根拠としている。これらの捜索の9%で、触知された物体は実際に武器であった。91%のケースでは武器ではなかった。これらの捜索の14%では、触れた物体は実際に違法物品であった。86%のケースでは違法物品ではなかった¹¹¹。

- ・全停止行為の6%が逮捕に至り、6%が召喚状発行となった。440万件の停止行為の残り88%では、それ以上の法執行措置は取られなかった¹¹²。

- ・440万件の停止行為のうち、52%で停止された人物は黒人であった¹¹³。

- ・停止行為対象者の31%がヒスパニックであった¹¹⁴。

¹⁰⁹ DX V14-A参照。

¹¹⁰ 同上参照（総所持品検査数2,284,246件）；DX V14-C（発見武器数33,882件）。これは武器が所持品検査を伴う停止行為でのみ発見されたと仮定した数値である。所持品検査を伴わない停止行為で武器が発見された場合、武器発見に繋がる所持品検査の割合はさらに低くなる。

¹¹¹ DX V14-B；DX V14-C；DX V14-D；ファガン報告書 at 63（禁制品の定義）参照。

¹¹² これらの統計は「ヒット率」と呼ばれることがある。ファガン報告書64頁表14 および15（2004年から2009年の間に、停止行為の5.37%が逮捕につながり、6.26%が召喚状につながった）を参照；ファガン第2補足報告書34頁表14（2010年から2012年6月までの間、停止行為の6.26%が逮捕、6.25%が召喚状発行につながった。）

¹¹³ ファガン報告書22頁表3参照（2004年から2009年までの黒人に対する停止行為件数1,445,472件）；ファガン第2補足報告書11頁表3参照（2010年1月から2012年6月までの黒人に対する停止行為件数843,684件）。ファガン博士の研究において、「黒人」というカテゴリーは、UF-250書式の「人種」欄にある「黒人」と「黒人系ヒスパニック」の2つのチェックボックスを包含する。ファガン報告書20頁；空白のUF-250書式参照。本意見書では、UF-250書式で使用されている「アフリカ系アメリカ人」という用語ではなく、「黒人」という用語が通じて使用されている。

¹¹⁴ ファガン報告書22頁表3参照（2004年から2009年までのヒスパニック系停止行為件数841,755件）；

・ 停止行為対象者の10%が白人であった¹¹⁵。

・ 2010年時点のニューヨーク市住民構成は、黒人約23%、ヒスパニック系約29%、白人約33%であった¹¹⁶。

・ 黒人に対する停止行為の23%、ヒスパニックに対する停止行為の24%において、警官は武力行使を記録した。白人に対する停止行為では17%であった¹¹⁷。

・ 武器が押収されたのは、黒人に対する停止行為の1.0%、ヒスパニック系に対する停止行為の1.1%、白人に対する停止行為の1.4%であった¹¹⁸。

・ 武器以外の禁制品が押収された割合は、黒人に対する停止行為の1.8%、ヒスパニック系に対する停止行為の1.7%、白人に対する停止行為の2.3%だった¹¹⁹。

・ 2004年から2009年にかけて¹²⁰、停止行為の理由として最も頻繁にチェックをつけられた項目は、「不審な動作」と「捜査対象犯罪の報告がある地域（「犯罪多発地域」）」であった。無線通報に基づく停止行為を除くと、警察官が停止行為の根拠

ファガン第2補足報告書11頁表3参照（2010年1月から2012年6月までのヒスパニック系停止行為件数520,171件）。ファガン博士の研究と同様に、本意見書において「ヒスパニック」という用語が使用される場合、それはUF-250書式の「白人系ヒスパニック」チェックボックスのみを指す。ファガン報告書20頁参照；空白のUF-250書式参照。「ヒスパニック」は、ほとんどの人種・民族分類と同様、不完全かつ議論の余地のある用語である。「ヒスパニック」という用語が「ラティノー」ではなく使用されるのは、UF-250書式に「ヒスパニック」と記載されているためである。空白のUF-250書式参照。本訴訟の目的上、残念ながらニューヨークの豊かな人口統計的多様性を、いくつかの単純な人種カテゴリーに還元する必要がある。

¹¹⁵ ファガン報告書22頁表3参照（2004年から2009年までの白人対象停止行為件数286,753件）；ファガン第2補足報告書11頁表3参照（2010年1月から2012年6月までの白人対象停止行為件数148,283件）。全停止行為の90%は男性が対象であり、69%は16歳から34歳までの年齢層であった。ファガン報告書22頁表3参照；ファガン第2補足報告書11頁表3参照。

¹¹⁶ RAYMOND W. KELLY, POLICE COMMISSIONER, NYPD, CRIME AND ENFORCEMENT ACTIVITY IN NEW YORK CITY (JAN[.] 1–DEC[.] 31, 2012) app. B (2010 census引用) 参照。

¹¹⁷ ファガン報告書64頁表14参照；ファガン第2補足報告書34頁表14参照。

¹¹⁸ ファガン報告書64頁表15参照；ファガン第2補足報告書35頁表15参照。銃器押収は停止行為件数のわずか0.1%で発生したため、銃器押収に関する統計から有意義な推論を導き出すことは困難である。ファガン報告書63-64頁及び表14-15；ファガン第2次補足報告書35頁および表参照。

¹¹⁹ See Fagan Rpt. at 64 tbl. 15; Fagan 2d Supp. Rpt. at 35 tbl. 15.

¹²⁰ ファガン博士は、2010年から2012年までの統計データを更新していない。

として「不審な動作」を記入したのがフォームの42%、「犯罪多発地域」を記入したのがフォームの55%であった。2009年には、「不審な動作」が停止行為の根拠として挙げられた割合がほぼ60%に達した¹²¹。

- ・「不審な動作」と「犯罪多発地域」は、どちらも犯罪行為を示す指標としては弱い。2004年から2009年の間、「犯罪多発地域」にチェックがされていない場合の方が逮捕に至る可能性は22%高く、「不審な動作」のチェックがされていない場合の方が逮捕に至る可能性は18%高かった¹²²。

- ・2004年から2009年の間に、年間の停止行為の件数は314,000件から576,000件へと急増した一方で、警察官が具体的な疑われる犯罪を記載しなかったUF-250書式の割合は1%から36%へと増加した¹²³。

最後に、停止行為後の逮捕率及び召喚率が低いことについて、ニューヨーク市が説明しようとした試みは説得力に欠けることを指摘しておく。ニューヨーク市は、「元警視総監Joseph Espositoを含む複数の証人が、多くの停止行為は、例えば深夜に誰かを尾行したり、場所を下見しているような人物に対して、犯罪の発生を未然に防いでいると証言した。」と述べている¹²⁴。しかし、裁判では以下の3つの条件を満

¹²¹ See Fagan Rpt. at 51-52 & tbl. 11; Fagan Supp. Rpt. at 41. 無線通報に基づく停止行為は、自己判断による停止行為とは異なり、停止行為の根拠となる疑いは警察官が無線通報を通じて受けた情報に基づくものである。See Fagan Rpt. at 50. 対象期間中の停止行為の78%は自己判断によるものだった。See PX 417D.

また、UF-250書式に記載された停止行為要因の数が、2004年から2009年にかけて増加していることも注目すべき点である。2004年には、フォームの表面（「停止行為に至った状況は？」）で平均1.01要因、裏面（「追加の状況／要因」）で平均は1.53要因だった。2009年まででは、フォームの表面で平均1.47要因、裏面で平均1.93要因だった。「不審な動作」は表面に記載され、「犯罪多発地域」は裏面に記載されている。See Fagan Supp. Rpt. at 40 tbl. S6; Blank UF-250.

¹²² See Fagan Rpt. at 52.

¹²³ See Fagan Supp. Rpt. at 39; DX V14-A. 具体的な疑われた犯罪が記載されていないフォームでは、「疑われる重罪／軽犯罪を明記せよ」の欄が、空欄のままであるか、刑法上の罪の種別や違反行為を示していない文字列が記載されているか、あるいは「FEL」「FELONY」「MISD」「MISDEMEANOR」といった一般的な文字列が記載されていた。

¹²⁴ 6/12/13 Defendant's Proposed Findings of Fact and Conclusions of Law ("Def. Findings") ¶ 88.

たす停止行為に関する証拠は一件も提示されなかった。：(1)合理的な疑いに基づき、(2)犯罪の実行を防止したが、しかし、(3)逮捕に必要なもっともらしい根拠には至らなかった場合である。そのような停止行為が過去に発生したことに疑いはないものの、成功した「予防的」停止行為が、2004年1月から2012年6月までの間に行われたNYPDによる440万件以上の停止行為の少なくとも88%において、その停止行為の根拠となった疑いが誤っていたという結論に影響を与えるほど頻繁に行われているとは到底信じがたい。

実際、いくつかの理由から、12%の「ヒット率」は、警察官の疑いが正当化される停止行為の割合を高く見積もっている可能性が高い。第一に、警察官は、軽犯罪又は重罪の疑いに基づく停止行為についてのみ、UF-250書式を作成するよう訓練されている。UF-250書式自体にも「疑われる重罪/軽犯罪を明記せよ」と記載されている¹²⁵。これに対し、召喚状は軽犯罪よりも軽い違反行為に対しても発行される場合がある¹²⁶。裁判では、UF-250書式データベースに記録された召喚の種類に関する証拠は提示されなかったが、これらの召喚の大部分が軽犯罪や重罪ではなく、違反行為に関するものだった可能性が高い¹²⁷。このような場合、召喚状が発行されたからといって、停止行為の根拠となった疑いが正当だった証拠にはならない。なぜなら、警察官がNYPDの手続きに従っていたのであれば、召喚状の違反行為を疑って停止行為を開始することはできないはずだからである。同様に、停止させられた人物

¹²⁵ Blank UF-250. *See also* Patrol Guide 212-11: Stop and Frisk (7/18/13) (“Patrol Guide: Stop and Frisk”), PX 98, at 1.

¹²⁶ 実際、ニューヨーク市で最も多く起訴されている召喚状の違反行為は、New York City Administrative Code § 10-125(b)違反の公共の場での飲酒と、N.Y. Penal Law (“PL”) § 240.20違反の迷惑行為である。See, e.g., HON. FERN A. FISHER, DEPUTY CHIEF ADMINISTRATIVE JUDGE, CRIMINAL COURT OF THE CITY OF NEW YORK: ANNUAL REPORT 2010, at 35 (2010年に公共の場での飲酒で140,425件、迷惑行為で81,036件の召喚状が発行されたと記録されている。)

¹²⁷ See, e.g., *infra* Part IV.D.1.g (David Ourlichtの停止行為後に始まった行為に基づく迷惑行為での停止行為後召喚状)。

が身分証明書を提示し、その後に関係のない有効な逮捕状に基づいて逮捕されたと
しても、その逮捕が停止行為の根拠となった疑いの正当性を証明するものではない

¹²⁸。

第二に、停止行為後の召喚が多くの場合却下されている事実は、6%という停止行為後の召喚率、すなわち疑いが正当である指標としての真の「ヒット率」の信頼性をさらに弱めている¹²⁹。同じことは、起訴に至らなかった停止行為後の逮捕にも当てはまる¹³⁰。

第三に、召喚や逮捕が、停止行為を受けた人物が疑われていた犯罪とは無関係である可能性がある¹³¹。たとえば、停止行為後の逮捕で最も多いのはマリファナ所持によるものだと報告されている。NYPD自身も、マリファナ逮捕の一部が不適切にも、「警察官が対象者の身体を搜索した結果マリファナを発見したときや、対象者にポケットの中身を出すよう指示したとき」に基づいて行われていることに懸念を示している¹³²。もし、警察官が別の犯罪の疑いに基づいて停止行為を行った後に、マリファナ所持で逮捕するようなことが実際にあった場合、これらの逮捕は、警察官の当初の疑いが正当であったことを示す証拠とはならない¹³³。

¹²⁸ See, e.g., *infra* Part IV.D.2.e (警察官がDeon Dennisに対して公共の場での飲酒の容疑で接近し、有効な逮捕状に基づき逮捕した停止行為)。

¹²⁹ See, e.g., *infra* Part IV.D.1.g (Ourlichtの停止行為後召喚状が却下された事例) ; FISHER, CRIMINAL COURT OF THE CITY OF NEW YORK: ANNUAL REPORT 2010, at 16 (2010年の全ての召喚状のうち42%が却下又は却下前提の延期処分となったと述べている)。

¹³⁰ See, e.g., *Ligon*, 2013 WL 628534, at *6-8 (クリーン・ホールズ建物外での停止行為を理由に一部の不法侵入逮捕の起訴を拒否したBronx ADAの決定について議論している)。

¹³¹ See NEW YORK CIVIL LIBERTIES UNION, NYPD STOP-AND-FRISK ACTIVITY IN 2012, at 17 (2013) (停止行為後の逮捕の総数の16%がマリファナ所持によるもので、マリファナが停止行為から生じる最も一般的な逮捕要因となっていることを指摘する)。ただし、マリファナ所持が逮捕につながるためには、マリファナが「公共の場所において...燃焼中または公開されている場合」に限られる。

¹³² NYPD, Operations Order 49 (9/19/11), ¶ 2.

¹³³ NYPDのマリファナ所持に関する逮捕の運用は、最近、Bronx Defendersによって別件の訴訟の対象

B. 専門家証言

両当事者は、NYPDのストップ・アンド・フリスクの慣行が合衆国憲法に違反するかどうかについて、専門家証言を提出した。対立する専門家の資格を説明し、本件の争点に関する異なる見解を論じた上で、まず、どちらの専門家の方が信頼できると判断したか、その根拠を明らかにする。その後、合衆国憲法修正第4条及び修正第14条に関する主張について、信頼できる専門家証言に基づき、特定の事実認定を行う。

1. 責任専門家

ファガン博士は、コロンビア・ロー・スクールの法学教授であり、コロンビア大学メイルマン公衆衛生大学院の疫学教授でもある。彼は、本件で問題となっている政策について10年以上にわたり研究を続けてきた¹³⁴。ファガン博士の栄誉、学術的及び専門的な職歴、並びに出版物は、彼を犯罪学の専門家として位置付け、特に警察の取締活動における人種格差の統計的研究に関する専門知識を有する¹³⁵。

ニューヨーク市側の責任専門家は、ニューヨーク大学ロバート・F・ワグナー公共サービス大学院の行政学准教授であるデニス・スミス博士及びアルバニー大学ネルソン・A・ロックフェラー公共政策大学院の財務学助教授であるロバート・パーテル博士である¹³⁶。スミス博士は政治学の博士号を取得しており、警察組織の有効性評

となった。 *See Felix v. City of New York*, No. 13 Civ. 2941 (JMF).

¹³⁴ *See Floyd v. City of New York*, 861 F. Supp. 2d 274, 279 (S.D.N.Y. 2012) (ファガン博士の資格について要約すると、彼は、ニューヨーク州司法長官室によるNYPDのストップ・アンド・フリスク慣行に関する1999年報告書の作成にも関与していた)。

¹³⁵ *See Curriculum Vitae of Jeffrey Fagan* (Oct. 2012), PX 417A.

¹³⁶ *See Smith Rpt.* at 3, 5.

価の専門家である。ただし、スミス博士は統計学者ではない。そのため、スミス博士は、統計学の専門家であるパーテル博士と協力した¹³⁷。パーテル博士は、数学の学士号（BS）、金融経済学に重点を置いた経済学修士号（MBA）及び公共行政学の博士号（Ph.D.）を取得している。回帰分析を実行するためのコードの執筆から研究数学者としてのキャリアをスタートし、30年以上金融及び経営の分野に携わり、現在は金融学を教えている¹³⁸。パーテル博士は、警察活動、犯罪学、又は人種差別に関する研究の専門家ではない¹³⁹。

スミス博士及びパーテル博士よりもファガン博士の方が信頼できる専門家だと考えられる。スミス博士の研究は、NYPDの犯罪抑制措置の有効性について意見を述べるのに特に適しているものの、繰り返し述べるとおり、本件ではストップ・アンド・フリックの有効性は問題になっていない。ファガン博士とは異なり、スミス博士は、ニューヨーク市側の専門家証人になるまでいかなる文脈においても人種的格差に関する統計的研究に携わった経験がない。

さらに、両当事者の専門家は分析の過程に誤りがあったものの、これらの誤りは後に訂正された¹⁴⁰。しかし、パーテル博士の誤りの一つは、ファガン博士の統計分析の解釈の一般的な信頼性を疑問視するものであった。パーテル博士は、ファガン報告書中の表5及び7を混同したが、これらの表は、ファガン博士のNYPDの停止行為

¹³⁷ See *Floyd v. City of New York*, No. 08 Civ. 1034, 2012 WL 3561594, at *1 (S.D.N.Y. Aug. 17, 2012)（スミス博士とパーテル博士の資格の要約）。

¹³⁸ See Smith Rpt. at 5-6; 5/2 Tr. at 5724, 5728-5729, 5839.

¹³⁹ 実際、パーテル博士は、本件におけるファガン博士の研究以外で、警察の停止行為における人種的格差に関する論文を読んだことがない旨証言している。See 5/2 Tr. 5861.

¹⁴⁰ 例を2つ挙げる。第一に、2010年10月の報告書で、ファガン博士はコーディングミスを犯し、後に訂正したが、これにより「外見上不当」な停止行為の多くが「不確定」と誤分類された。See 4/4 Tr. at 2295-2296; 4/5 Tr. at 2445-2448. 第二に、スミス博士の報告書表10には、一部誤ってラベル付けされたデータ列が含まれており、後に訂正された。See 5/13 Tr. at 6839; Smith Rpt. at 70 tbl. 10; PX 574（訂正及び追記された表10）。

慣行における人種的格差に関する結論の核心をなすものである。表5は、地理的地域の人種構成が、その地域での停止行為件数に与える影響を表している。もっとも、停止行為を受けた個人の人種には言及していない。表7は、停止行為を受けた個人の人種を説明している¹⁴¹。しかし、証言において、パーテル博士は、ファガン博士の表5の数値が黒人が停止行為を受ける確率と白人が停止行為を受ける確率を比較しているものだと主張し¹⁴²、原告側の弁護士が明示的に誤りを指摘した後も、その分析を堅持した¹⁴³。

結論として、パーテル博士とファガン博士の「専門家同士の対決」は、パーテル博士が統計学の純粋な数学的側面について高度な理解を有していることを示した一方、ファガン博士が本件における統計分析の実践的・現実的な意義と示唆についてより深い理解を有していることを示した。実践的な理解が限定されているものの高度な数学的分析に依拠するのか、確立された統計的専門知識に基づいた深い実践的理解に依拠するのか、いずれかを選択するのであれば、後者が支持される。

2. 合衆国憲法修正第4条の主張

a. 主要な争点の概要

ファガン博士は、NYPDの停止行為が合理的な疑いを欠く程度を判断するために、NYPDのUF-250書式データベースの分析を行った。ファガン博士の合衆国憲法修正

¹⁴¹ See Fagan Rpt. at 33 tbl. 5, 42 tbl. 7; Fagan 2d Supp. Rpt. at 18 tbl. 5, 20 tbl. 7.

¹⁴² 5/2 Tr. at 5764. この仮定に基づき、パーテル博士は、ファガン博士の表5は、「黒人が白人よりも停止行為を受ける確率は…ランダムな確率を[0.22%]上回る。」ことを示していると主張した。Id.

¹⁴³ パーテル博士の証言に対し、原告側の弁護士は、「表5のどこにも、黒人又は白人が停止行為を受ける確率に関する記載はない。」と異議を申し立てた。Id. at 5765. パーテル博士は、表5の数値の分析について、「これらの数値の標準的な解釈である。」と反論した。Id. at 5767. 翌日、ニューヨーク市とパーテル博士は原告側の異議を認めた。パーテル博士は、自身の資料のタイトルが誤っていたと述べ、「前夜に書いたもの」であり、ファガン博士の別の表を念頭に置いていたと説明した。5/3 Tr. at 5903.

第4条に関する分析及び所見に立ち入る前に、いくつかの一般的な点を強調しておく。

第一に、本件で問題となっている440万件の停止行為のそれぞれについて、犯罪行為が進行中であるという警察官の合理的で説明可能な疑いに基づいていたかどうかを個別に評価することは不可能である。19件の停止行為を審理するのに数週間の証言が必要だった。440万件の停止行為を審理するには、多くの裁判官の複数の生涯を要することになるだろう¹⁴⁴。これらの停止行為を評価するための最も信頼できる情報は、停止行為直後に警察官が作成したUF-250書式から得られる。

第二に、UF-250書式データベースは最も信頼できる情報源であるが、以下の理由により重大な欠陥がある：(1)警察官はUF-250書式を必ず作成するとは限らない。警察官がテリー・ストップを行ったとは考えていなかった場合や、フォームの作成を怠った場合があるからである。(2)UF-250書式は一方的な記録であり、警察官の側の話のみが記録される。(3)NYPDの指揮官や監督官でさえも、UF-250書式には、停止行為に合理的な疑いが存在したかどうかを判断するための十分な情報が含まれていないことを認めている¹⁴⁵。(4)警察官が停止行為の根拠を示すために使用するUF-250書式のチェックボックスの多くは問題がある。「不審な動作」は曖昧で主観的である。実際、動作が「不審」かどうかという警察官の印象は、無意識の人種的偏見に影響されている可能性がある。「容貌が似ている」という理由は、その人物像の説明があまりにも一般的で、例えば18歳から24歳までの黒人男性のように、その地域の多くの人々に当てはまってしまう場合には、停止行為の根拠として問題がある。

¹⁴⁴ たとえ時間的制約がなかったとしても、利害関係者の事後証言は不完全な情報源であることは、本件の各停止行為に関する証言が示すとおりである。

¹⁴⁵ See, e.g., 4/10 Tr. at 3207 (McHugh); Pl. Findings ¶ 118. Accord Def. Mem. at 7.

「犯罪多発地域」も、その対象がクイーンズやスタテンアイランドのような広範な地域や区全体に及ぶ場合、その価値は疑わしい。

第三に、ファガン博士は、停止行為が合理的な疑いを欠くと判断することに極めて保守的だった。彼は各停止行為を「外見上正当」、「外見上不当」、又は「一般化不能」に分類した。ニューヨーク市は、ファガン博士が停止行為のうちわずか6%しか「外見上不当」、すなわち、合理的疑いを欠くと分類しなかったことから、原告は、ニューヨーク市が合理的な疑いなしに停止行為を実施するという方針や慣行を有することを立証できないと主張した。しかし、ファガン博士が停止行為を分類する際に非常に寛大な前提を用いていたことを考慮すると、彼の分析は、不当な停止行為の件数についての非常に大まかな下限値を示すものとして理解されるべきである。実際の不当な停止行為の件数は、はるかに多かった可能性が高い。さらに、ファガン博士の示した6%という数字が合理的な疑いを欠く停止行為の件数を正確に反映していると認めたとしても一ここ及び以下で述べる理由からそうは考えないが一その比較的小さな割合でも20万人もの人が合理的な疑いなく停止行為を受けたことになる。たとえこの数の誤った停止行為であっても、重大な人的被害をもたらす。

b. ファガン博士の停止行為の分類方法

ファガン博士は、UF-250書式データベースを分析することで、合理的な疑いを欠くと考えられる停止行為の数を推定した。彼は、全てのフォームが正確かつ完全に記入されているという前提から出発し、UF-250書式のSide 1における停止行為要因と

Side 2における停止行為要因を区別した¹⁴⁶。ファガン博士は、Side 1の以下に掲げる項目が、それ単独でテリー・ストップの十分な根拠になるものと特定した。それは、(1)「被害者又は場所を「物色」していることを示す行為」（「Casing」）、(2)「薬物取引に関与していることを示す行為」（「Drug Transaction」）、及び(3)「暴力犯罪に関与していることを示す行為」（「Violent Crime」）の3つである。ファガン博士は、上記以外のSide 1の停止行為要因—ただし、「その他」の項目を除く。—を「条件付きで正当化される」と定義した。つまり、これらの要因は合理的な疑いを構成する一要素になり得るが、それ単独では一般的にテリー・ストップの十分な根拠にはならないとした。その項目は、(4)「犯罪の遂行に使用される物品（スリムジム、ボール等）を公然と携帯している、(5)「不審な膨らみ/物体（説明）」、(6)「見張り役としての行動していることを示す行為」、(7)「容貌が似ている」、(8)「不審な動作」、及び(9)「犯罪の遂行によく使用される衣服/変装を着用している」である¹⁴⁷。

これらの分類に基づき、ファガン博士はUF-250書式データベースに記録された停止行為を(a)「外見上正当」、すなわち、合理的な疑いに基づくもの、(b)「外見上不当」、すなわち、合理的な疑いを欠くもの、又は、(c)「一般化不能」、すなわち、さらなる分析を行わなければ判断を下すのに十分な情報がUF-250書式に記載されていないもの、に分類した¹⁴⁸。警察官が「その他」の項目にチェックを入れた全ての停止行為は、一般化不能又は外見上不当として分類される¹⁴⁹。ファガン博士の分析

¹⁴⁶ See Fagan Rpt. at 48-50; 2/2/12 Declaration of Jeffrey Fagan, PX 415, ¶¶ 14-18; *Floyd*, 861 F. Supp. 2d at 283-84; Blank UF-250.

¹⁴⁷ See Fagan Rpt. at 48-50; Blank UF-250.

¹⁴⁸ See Fagan 2d Supp. Rpt. at 24-25. 2010年10月の報告書の改訂版では、これら3つの分類について異なる表現が用いられている（see Fagan Rpt. at 50）が、簡便のため、ここではFagan 2d Supp. Rpt.における最新の表現を用いることとする。

¹⁴⁹ See Fagan Rpt. at 50; Fagan 2d Supp. Rpt. at 25.

において、次の場合、停止行為は「外見上不当」とされる。(a)Side 1の停止行為状況が示されておらず、Side 2の追加状況が1つだけ示されている場合—ただし、Side 2の追加状況が「その他（説明）」である場合を除く。この場合、停止行為は一般化不能とされる。(b)Side 1の停止行為状況が1つ「条件付きで正当化される」とだけ示されており、Side 2の追加状況が1つだけ示されている場合—ただし、Side 1の停止行為状況が「その他」である場合を除く。この場合、停止行為は一般化不能とされる¹⁵⁰。

c. 信頼性に欠ける停止行為要因

ファガン博士は、最も頻繁にチェックをつけられる2つの停止行為要因、すなわち、Side 1における不審な動作及びSide 2における犯罪多発地域が、犯罪を疑うに足る信頼性のある根拠となるという前提を徹底的に否定した¹⁵¹。これらの要因の信頼性に対するファガン博士の反論の一部は、上記の争いのない統計データに基づいており¹⁵²、そこでは不審な動作や犯罪多発地域がチェックをつけられていない場合の方が、停止行為が逮捕につながる可能性が高いことが示されている。本法廷もまた、不審な動作は、それ単独では曖昧かつ信頼性に欠ける犯罪性の指標であることを認めている¹⁵³。Richard Posner判事が関連する文脈で次のように述べている。「静

¹⁵⁰ See *id.* at 50-52, 56 tbl. 12.

¹⁵¹ 当事者双方は一般に、後者の要因を「犯罪多発地域」と呼んでおり、ここでも同様の用語を用いるが、この略称が本来の記載内容、すなわち、「捜査対象犯罪の報告件数が多い地域」を正確に反映しているわけではないことについては、全員が認めている。これは他の停止行為要因についても同様であり、たとえば「時刻」という略称は、UF-250書式のSide 2に記載された「犯罪活動の報告と一致する時刻・曜日・季節」という項目を省略した表現である。See Blank UF-250.

¹⁵² See *supra* Part IV.A.

¹⁵³ 連邦最高裁判所は、「挙動不審や回避的な行動は、合理的な疑いを判断する上で関連性のある要素である。」と認めている。Wardlow, 528 U.S. at 124（強調追加）（多数の判例を引用）。しかし、「他の疑わしい事情が伴わない限り、単なる不審な行動のみでは、合理的な疑いを構成するには通常不十分である。」ともされている。United States v. Bellamy, 592 F. Supp. 2d 308, 318-19 (E.D.N.Y. 2009)（複数の判例を引用）。Accord Ligon, 2013 WL 628534, at *33.

止していようが動いていようが、制限速度を超えて運転していようが、制限速度以下で運転していようが、警察官が停止行為又は逮捕しようと思った場合、不審な行動をとっていると表現されることになる。このような主観的で無分別な、言語化し難い直感への訴えに信頼を置くべきではない。」¹⁵⁴最近の心理学的研究も、警察官が「犯罪が進行中である」とあらかじめ意識付けされていると、その動作を犯罪の兆候と認識しやすくなる可能性があるという根拠を示している¹⁵⁵。Ligon事件で述べたように、「巡回という業務の性質上、警察官は、客観的に存在しない不審な動作を、存在するかのように見たり報告したりする系統的な傾向があるのかもしれない」¹⁵⁶。

最近の他の心理学的研究は、無意識の人種的偏見が、多くの人々の意思決定プロセスにおいて客観的に測定可能な影響を及ぼし続けていることを示している¹⁵⁷。多くの警察官が、我々の社会に蔓延する潜在的な偏見を共有しているとしても、驚くべきことではないだろう¹⁵⁸。もしそうであるならば、このような偏見は、ある個人の動作が不審であり犯罪性を示しているかどうかについて、警察官が迅速かつ直感的に抱く印象の信頼性をさらに損なう要因となり得る。無意識の偏見は、そうでな

¹⁵⁴ *United States v. Broomfield*, 417 F.3d 654, 655 (7th Cir. 2005).

¹⁵⁵ See *Ligon*, 2013 WL 628534, at *33.

¹⁵⁶ *Id.* (脚注省略)

¹⁵⁷ See, e.g., Jerry Kang & Mahzarin R. Banaji, *Fair Measures: A Behavioral Realist Revision of "Affirmative Action"*, 94 CAL. L. REV. 1063 (2006) (本論文は、差別の問題に対する暗黙の社会的認知研究の関連性を示している)。Kang及びBanajiは、Ruth Bader Ginsburg判事による反対意見から、次の的確な指摘を引用している：「意識的なものと無意識的なものの双方の偏見は、伝統的かつ検証されていない思考習慣を反映しており、平等な機会と差別禁止が真に国の法と慣行となるためには取り除かなければならない障壁を維持し続けている。」*Adarand Constructors, Inc. v. Peña*, 515 U.S. 200, 274 (1995) (Ginsburg, J., dissenting).

¹⁵⁸ *Ligon*事件において関連する文脈で指摘したとおり、「この分野においては、さらなる訓練が極めて有益である可能性が高い。」*Ligon*, 2013 WL 628534, at *33 n.374. ジョージア州サバンナにおける警察官を対象としたある研究により、警察官が巡回中に社会学者から近くで観察されていると知っていた場合であっても、行動とは無関係な理由により、マイノリティの被疑者の方が白人の被疑者よりも疑わしいとみなされる傾向があるという証拠が明らかになった。See Geoffrey P. Alpert et al., *Police Suspicion and Discretionary Decision Making During Citizen Stops*, 43 CRIMINOLOGY 407, 417-19 (2005).

ければ説明がつきにくい事実、すなわち、NYPDの警察官が「不審な動作」の項目にチェックを入れた割合が、黒人に対する停止行為の48%、ヒスパニックに対する停止行為の45%であるのに対し、白人に対する停止行為では40%にとどまっているという事実を説明する一助となるだろう¹⁵⁹。黒人の動作が白人の動作よりも客観的に不審であるという証拠は存在しない。

犯罪多発地域での停止行為要因も同様に問題がある。犯罪率の高い地域にいることは、停止行為の十分な根拠にはならないが、合理的な疑いを生じさせる要因となる可能性がある¹⁶⁰。原告は、犯罪多発地域の項目が少なくとも一部の警察官によって非常に広範に解釈されており、停止行為の正当化にほとんど寄与していないことを示す証拠を提出した¹⁶¹。さらに、ファガン博士は、警察官が管轄区域や国勢調査区において犯罪多発地域の項目にチェックを入れる割合が、およそ55%であることを示しており、これはその地域における犯罪通報によって数えられた実際の犯罪の多さとは関係がないことが分かっている¹⁶²。

¹⁵⁹ See Fagan 2d Supp. Rpt. at 23 app. tbl. D1. これらの数値は、2010年から2012年6月までのものである。2004年から2009年にかけての数字は、黒人に対する停止行為の46%、ヒスパニックに対する停止行為の42%、白人に対する停止行為の37%だった。See Fagan Rpt. app. D tbl. D1.

¹⁶⁰ See, e.g., *Wardlow*, 528 U.S. at 124 (citing *Brown v. Texas*, 443 U.S. 47, 99 (1979); *Adams*, 407 U.S. at 144, 147-48).

¹⁶¹ See, e.g., 4/1 Tr. at 1687 (Fernando Guimaraes巡査は、彼が第43分署で勤務していたとき、分署全体が「犯罪多発地域」だったと証言している。) ; 4/17 Tr. at 3717-3721 (Edward French巡査が、「クイーンズ区で類似した状況の2件の強盗があれば、それは強盗パターンを構成する可能性がある」と証言し、さらにそのパターンは「クイーンズ区全体を含む可能性がある」、そして、彼が犯罪対策部隊に所属していたときには、クイーンズ全体を対象とする犯罪パターンがあった、と証言している。).

¹⁶² See Fagan Rpt. at 53-54 & fig. 13 (2004年から2009年までのデータを要約) ; Fagan 2d Supp. Rpt. at 32-34 & fig. 13 (2010年から2012年6月までのデータを要約)。前者の分析は管轄区域に基づいており、後者は国勢調査区に基づいている。分析手法や対象期間が変更されたにもかかわらず、結果が変わらなかったという事実は、分析結果の堅牢性を示している。

犯罪の少ない地域であっても、特定の場所に犯罪が集中して発生することがあり、そうした場所にはNYPDが頻繁に警察官を配置することがある。ニューヨーク市側は、ある停止行為が行われた特定の建物では、その停止行為の理由となった疑いのある犯罪の発生率が高い可能性があったと正当に指摘している。See 4/5 Tr. at 2359-2361. しかし、ファガン博士が裁判で述べたようにsee *id.* at 2360-2361、停止行為が行われた国勢調査区や管轄地区の犯罪率にかかわらず、全体の55%もの停止行為が、犯罪多発地域の項目にチェックを入れることが客観的に正当化されるような犯罪特性を持つ「地

また、ファガン博士は、警察官が、時が経つにつれて次第に、停止をさせる理由のチェックリストとなる、「スクリプト」を作り上げていったことを示した¹⁶³。UF-250書式に記録された停止行為の原因となった事由の平均件数が増加しただけでなく、この増加は、不審な動作、回避的な反応、高犯罪地域、及び「暴力犯罪に関与していることを示す行動」など、より主観的な停止行為の事由の活用が拡大したことを反映していた¹⁶⁴。裁判で証言した警察官のUF-250書式にも、スクリプトの使用を示す信頼できる証拠が存在した。2009年のとある四半期において、停止行為の件数が著しく多かったエドガー・ゴンザレス巡査は、UF-250書式の99%で同じ4つの項目（特徴に一致、証拠品、高犯罪地域、時間帯）にチェックを入れていた¹⁶⁵。異常なほどまでに高い頻度で停止行為を実施していた別の巡査であるカー・ダンは、とある四半期中に作成したUF-250書式の平均で4.2つのチェックボックスにチェックを付け、停止行為が地理的・時間的に広く分散していたにもかかわらず、75%のフォームで「高犯罪地域」と「時間帯」の両方にチェックを付けていた¹⁶⁶。

d. UF-250書式に示された停止行為の要因に基づく、明らかに正当化で

域」で行われたというのは、到底あり得ないことである。場所や時間を問わず一様に犯罪多発地域の項目にチェックが入れられているという事実は、特定の犯罪状況とは無関係な、反射的な項目チェック行為の結果である可能性が高い。

¹⁶³ これは、スミス博士とパーテル博士の批判が、ファガン博士の分析において、「NYPDの『Terry stops』の使用における着実な改善」に言及しなかったという主張が誤りであることを暴露している（Smith Rpt.49頁）。おそらく、警察官は単にUF-250書式を適切に記入する方法を学び、（仮にその嫌疑が存在しなかった場合でも、）合理的な嫌疑の存在を適切に示せるようになっただけの可能性もある。

¹⁶⁴ Fagan Supp. Rpt. 39-47頁参照。「巡査の質問に対する回避的、虚偽、又は矛盾した回答」（「回避的回答」）は、Side 2の追加的な事実となっている。BlankのUF-250書式を参照。理論上は、犯罪データ分析に基づいて高犯罪地域にチェックが付けられる可能性がある。しかし、実際には、上記で説明したように、矛盾した主観的な印象やシナリオに基づいてチェックが付けられることがしばしばある。

¹⁶⁵ PX 557, 557-D参照

¹⁶⁶ DX L12, L14; 6/12/13 Plaintiffs' Proposed Findings of Fact and Conclusions of Law ("Pl. Findings") ¶ 8 参照。

きない停止行為の規模の定量化

ファガン博士の「明らかに正当化できない」という極めて保守的な定義は、彼がそのカテゴリーに分類した停止行為が約20万件にものぼることから、ほぼ確実に、法的根拠を欠く停止行為の実際の数が過小評価されていることがわかる¹⁶⁷。例えば、UF-250書式において、警察官が一問目で「不審な動作」のみにチェックし、二問目で「高犯罪地域」のみにチェックした場合、ファガン博士の定義によると「明らかに正当化できない」とは分類されない。同様に、UF-250書式で警察官が一問目において「不審な動き」と「不審な膨らみ」のみにチェックし、二問目ではどのボックスにもチェックしなかった場合も、「明らかに正当化できない」とは分類されない。これらの要因しかチェックされていない停止行為の一部は、合理的な疑いに基づく可能性があるものの、多くの場合はそうではないことについて疑い余地がない。さらに、UF-250書式の一問目において「その他」のチェックボックスのみにチェックされ、または二問目において「その他の追加状況」のチェックボックスのみにチェックされたものは、ファガン博士により「明らかに正当化できない」と分類されない。

ファガン博士の停止行為の原因となった事由の分析によって、不当な停止行為の数が大幅に過小評価されていると結論付けられたことは、本件の証拠及びリゴン事件の証拠によって裏付けられている。これらの証拠は、警察官が合理的な疑いがな

¹⁶⁷ 「Other」のテキスト文字列を分析せずに、2004年から2012年6月までの無線を切ったまま行われた停止行為のうち、198,000件（5.7%）がファガン博士の定義によると「明らかに正当化できない」とされている。PX 417B 参照（Fagan Rpt. at 56 tbl. 12を更新し、2004年から2009年までの2,233,027件の無線を切ったまま行われた停止行為のうち6.45%が「明らかに不当」と示す）；Fagan 2d Supp. Rpt. At 26 tbl. 12（2010年から2012年6月までの1,215,846件の無線を切ったまま行われた停止行為のうち4.43%を「明らかに不当」と分類）。PX 417Dの要約数値には、「Other」テキスト文字列分析の結果が含まれている。PX 417Dは、2004年から2012年6月までの3,448,873件の無線を切ったまま行われた停止行為のうち、219,814件（6.4%）が「明らかに正当化できない」と述べている。

い停止行為に対してUF-250書式を記入しない場合や、遭遇がTerry Stopsに発展したタイミングを誤解してUF-250書式を記入しない場合があること、また、UF-250書式を不正確に記入し、停止行為の正当性を過大に示唆する形で記入するケースがあることを示している¹⁶⁸。さらに、争いのない統計のいくつかは、全体の6%をはるかに超える停止行為が「明らかに不当」であることを示唆している。具体的には、犯罪の疑いを特定していないUF-250書式の数（2009年の全フォームの36%）と、最も頻繁にチェックされる停止行為の2つ（不審な動作と犯罪多発地域）が、召喚状又は逮捕と負の相関関係にあること、及び停止行為全体の12%しか逮捕又は召喚状に至らないことを示唆している¹⁶⁹。

ファガン博士のUF-250書式に関する合衆国憲法修正第4条の分析における問題は、分析の失敗ではなく、NYPDのシステムが不当な停止行為が発生した際にそれを特定する能力の不足に起因している。その結果、本件で発生した合衆国憲法修正第4条に対する違反の規模は、ファガン博士の統計が示す粗い最低限を超えており、ほぼ確実に永遠に不明のままであるだろう。

3. 合衆国憲法修正第14条に関する主張

a. 主要な問題点の概観

原告の合衆国憲法修正第14条項に基づく主張の核心は、警察官が人種を理由に差別せずに停止行為の対象を決定した場合と比べて、黒人とヒスパニックが停止させ

¹⁶⁸ e.g., *infra* Part IV.D.1.a (Downs); *infra* Part IV.D.1.h (Lino); Ligon, 2013 168 WL 628534, at *11; *id.* at *20 & n.241 参照。「無実の人々に対する多くの違法な捜索が行われ、そのほとんどが有罪の証拠を発見せず、逮捕も行われず、裁判所も何の措置も取らず、そして私たちはそのことを決して聞かされない」という状況が依然として続いている可能性が高い。Washington v. Lambert, 98 F.3d 1181, 1193 n.1 (9th Cir. 1996) (quoting Brinegar v. United States, 338 U.S. 160, 181 (1949) (Jackson, J., dissenting)).

¹⁶⁹ 実際、第IV.A項で述べたように、真の「ヒット率」は12%未満である可能性が高い。

られることがより頻繁である点にある。この主張を評価するためには、黒人とヒスパニックの停止行為の率に関する統計を、「[それらの統計]と比較し、評価し、測定し、又は判断するための基準又は参照点」—統計学で「ベンチマーク」と呼ばれるもの—と比較する必要があった¹⁷⁰。本件では、ベンチマークは「警察官の停止行為の決定が人種的に偏っていない場合、停止させられた歩行者の人種分布がどうなっていたか」を捉えることを目的としていた¹⁷¹。

統計から導き出される人種的偏見に関する結論は、「使用するベンチマークによって大幅に異なる可能性がある」とされている¹⁷²。そのため、第14修正条項に関する主張における専門家間の主要な争点は、停止行為における人種的偏見を測定するための適切なベンチマークの選択であった。

b. 専門家によって定めが異なるベンチマーク

各専門家は、自身のベンチマーク選択を支持する膨大な報告書を提出し、裁判で証言した。必要に迫られ、私は彼らの詳細かつ複雑な提出物と証言を簡素化し、当事者の争いの核心である「NYPDの停止行為に人種差別を示す統計的証拠があるか」という問題に焦点を当てる。この点を前提として、裁判所が彼らの異なるベンチマークを要約すると以下ようになる。

ファガン博士は、自身のベンチマーク選択を次のように説明した。

¹⁷⁰ 経済協力開発機構統計用語集、<http://stats.oecd.org/glossary/detail.asp?ID=7228> で閲覧可能。Accord BLACK'S LAW DICTIONARY（ベンチマークを「比較の基準として使用される標準単位」と定義）。

¹⁷¹ GREG RIDGEWAY, RAND, ANALYSIS OF RACIAL DISPARITIES IN THE NEW YORK POLICE DEPARTMENT'S STOP, QUESTION, AND FRISK PRACTICES xi (2007) ("RAND REPORT"), DX K6. Smith Rpt. at 11も参照（「ベンチマークは、社会学者が、あるグループへの所属と特定の行動との間に、統計的に正当化できない因果関係が存在するか否かを示すのに役立つ。」）

¹⁷² RAND REPORT at 19.

[A] 有効なベンチマークでは、各人種又は民族グループに属する個人で、停止行為の対象とされる行為を行っており、警察が停止行為の権限を潜在的に行使できる対象である個人がどのくらいいるのかを推定する必要がある。警察は通常、犯罪率やリスクが最も高い地域にリソースを集中させるため、犯罪率に条件付けられた人口の測定値は、ベンチマークとして最適な候補となる¹⁷³。

したがって、ファガン博士は、「分析では、警察と市民の接触の人種的な分布を理解するためのベンチマークとして、人口と報告された犯罪の両方を使用している」を採用した¹⁷⁴。このような測定において、最適なベンチマークに関する学界的議論は存在するが、スミス博士とパートル博士が引用した資料のいずれも、ファガン博士が使用したベンチマークを批判するものではない。さらに、警察の停止行為のパターンの研究において、イエール法科大学院のウィリアム・K・タウンゼンド法学教授であるイアン・エアーズ博士がロサンゼルス市の停止行為のパターンを分析した研究では、ファガン博士のベンチマークと「ほぼ同一」のベンチマークが使用されている¹⁷⁵。

これに対し、ニューヨーク市の専門家らは、犯罪被害者から提供された容疑者の特徴記述における各種人種の出現率を基準としたベンチマークを使用した。つま

¹⁷³ Fagan Rpt. at 16–17.

¹⁷⁴ Id. at 17. Fagan Rpt. at 33 tbl. 5; Pl. Mem. ¶ 22も参照。明確に言うと、ファガン博士は、警察が犯罪率の高い地域に配置される可能性が高く、警察の配置が密集している地域で停止行為の措置が実施される可能性が高いことから、地域の犯罪率データを含めている。

¹⁷⁵ 5/6 Tr. at 6121, 6135–6139 (Smith). アイルズ博士のロサンゼルス警察局（LAPD）に関する報告書は、2013年3月4日のAmicus Curiae Brief of Communities United for Police Reform at 6で議論されている。スミス博士とパートル博士は、差別的取り扱い主張におけるベンチマーク分析に関する文献における「注目すべき論文」の短いリストで、ファガン博士とアイルズ博士の学術研究を引用している。Smith Rpt. at 11 n.5. ニューヨーク市は、「人種的格差の回帰分析における一般的なベンチマークは存在しない」と認めている。Def. Findings ¶ 69.

り、「容疑者人種特徴データ」である¹⁷⁶。ニューヨーク市の専門家らは、警察官の停止行為をするに至った原因が人種的に偏っていない場合、停止させられた歩行者の人種分布は、当該地域における犯罪容疑者の人種分布と同一であるはずだと仮定した¹⁷⁷。

私は、ファガン博士のベンチマークがより適切な選択であると結論付ける。その理由は単純であり、ニューヨーク市の専門家が適用した論理の重大な欠陥を露呈している。つまり、停止させられた人々が犯罪者でない場合、停止させられた歩行者の人種分布が、地域の犯罪者人口の人種分布に似ていると仮定する根拠はない。ニューヨーク市は、2011年と2012年に停止させられた人の87%が黒人とヒスパニックであるという事実について、「すべての既知の犯罪容疑者の約83%と、すべての暴力犯罪容疑者の約90%が黒人とヒスパニックであるからである」と指摘して、擁護している¹⁷⁸。この指摘は、停止させられた人が犯罪者である場合、又は特定の容疑者像に一致する理由で停止させられた場合であれば有効かもしれない。しかし、どちらの結論も支持する十分な証拠はない。むしろ、停止させられた人の約90%は、警察官が召喚状や逮捕の根拠を見出せずに解放されており¹⁷⁹、特定の容疑者の特徴に一致する人に対する停止行為はわずか13%に過ぎない¹⁸⁰。停止行為の後、さらな

¹⁷⁶ Smith Rpt. at 19 (引用符は省略)。

¹⁷⁷ 犯罪被害者は、特に非暴力犯罪の場合、人種情報を提供できないことが多いため、ニューヨーク市の専門家は最終的に、犯罪容疑者の人種データを、被逮捕者の人種を示すデータで補完する試みをした。ファガン博士は、その結果として作成された”Merge File”に対して説得的に批判を提示した。具体的には、逮捕者のデータに依存している点（なお、これが人種的偏見を明らかにするというよりもむしろ隠蔽する可能性がある）や、ニューヨーク市の専門家が以前に不完全な犯罪容疑者データによる外挿に依存していた点などである。詳細は、原告の主張書面 ¶ 20（出典を収集）を参照のこと。

¹⁷⁸ Def. Findings ¶ 70 (引用と強調は省略)。

¹⁷⁹ supra Part IV.A 参照。

¹⁸⁰ Fagan 2d Supp. Rpt. at 23 app. tbl. D1; Fagan Rpt. app. D tbl. D1. ニューヨーク市の推測によると、全体的な停止行為ヒット率の低さは「単一の無線連絡で提供された容疑者の特徴に一致する複数の人物が停止させられたため」と説明される可能性があるが、この推測は、停止行為の13%しか容疑者の特徴と一致したケースに基づいているという事実が見逃されている。Def. Findings ¶ 90. さらに、UF-250書式のデータベースから、単一の事件または単一の容疑者の描写に紐づいた複数の停止行為がど

る措置が取られなかったという当該約90%の人が犯罪者である理由はない。したがって、彼らの人種の分布が地域の犯罪者人口の分布に似ているとされる理由は見出せない。むしろ、地域の一般人口の分布に似ているはずである。警察が人種によって差別することなく、中立的な方法で人々を停止させている場合、停止させられた無実の人々の人種構成は、他の条件が同じであれば、停止させられた地域の人種構成とほぼ一致するはずである。ファガン博士の基準は、人種差別がない場合のNYPDの停止行為がどのようなものかを捉えている。彼の地域人口データの使用は、当該地域で停止させられる可能性のある人々の構成を反映している（証拠が示すように、停止行為を受けた人のうち、圧倒的多数は犯罪者ではないと仮定している）。また、地域犯罪率の使用は、犯罪率の高い地域で停止行為がより頻繁に発生する事実を反映している。

一方、スミス博士は、停止させられた人の88%が無実であるという仮定を否定した。「[彼らが完全に無実であるかどうかを、どうやって知るのか?]」とスミス博士は裁判で質問した。その後、彼は「停止行為が犯罪を防止する」という仮説を提示した¹⁸¹。仮に、停止させられた者で、追加の措置が取られなかった者がそれでもなお犯罪者であるとするならば、スミス博士が結論付けたように、停止行為における人種的格差を測定するための有効な基準は「その地域で犯罪をしている者が誰かを特定できる」ものでなければならない¹⁸²。したがって、彼は、人種差別がない場合、停止させられる人々の基準として最も当てはまるものは、当該地域の犯罪者人口であると結論付けた。スミス博士が証言したように、「警察官がTerry Stopsを行う

の程度の頻度で行われたかに関する証拠が収集されていないため、ニューヨーク市の主張は、根拠の弱いものとなっている。Id参照。

¹⁸¹ 5/6 Tr. at 6155-6156

¹⁸² Id. at 6114

対象となる行動絵を取っている人口の割合の最も適切な代理変数」は、犯罪容疑者データにおける各人種カテゴリーの割合、又はより正確には犯罪容疑者データと逮捕者データの組み合わせである。なぜなら「それこそが、犯罪を行っている者について私たちがわかることだからである」と説明している¹⁸³。

この分析に基づき、スミス博士は、黒人に対する不均衡な停止行為は、犯罪者予備軍における黒人の不均衡な構成によって説明できると結論付けている¹⁸⁴。しかし、（既に述べた理由から、極めて可能性が低いだが、）たとえ、NYPDが行った停止行為のすべてが合理的な疑いに基づいていたとしても、停止行為を受けた人が実際に犯罪者である確率（ヒット率）が低いことは、停止させられた人々が**実際に**犯罪行為に従事していたという仮定を覆し、したがって犯罪者集団のメンバーであったという仮定を崩すことになる。ニューヨーク市は、約390万件の停止行為のうち、さらに執行措置が取られなかった停止行為の相当数が、犯罪を行おうしていたが阻止されたという人々に対する停止行為であったことを立証できなかった¹⁸⁵。スミス博

¹⁸³ Id. at 6151, 6154. Accord Def. Findings ¶ 70（「犯罪容疑者の特徴に関するデータは、警察によって観察可能な不審な行動を示す人物が犯罪者予備軍であるかを推定するものである。一方、人口は、特定の地域における人物の潜在的な数を推定するものである。」（引用省略））

¹⁸⁴ スミス博士とパーテル博士は次のように述べている。

「明らかに、ニューヨーク市において特定の民族的または人種的グループが、その人口に比して犯罪に関与する割合が著しく高い場合、警察官がそのような集団に対してTerry Stopsを実施する割合が、ニューヨーク市における各集団の人口比を超えることが予測される。容疑者の人種的特徴の基準値により、ニューヨーク市警察（NYPD）の警察官が、ニューヨーク市の犯罪活動人口の人種構成で説明できる範囲を超えて、少数派を停止させているかどうかを測ることができる。」

Smith Rpt. at 20. Accord id. at 14-15（「様々な人種の犯罪への関与を基準に組み込む必要がある」と指摘している。なぜなら、特定の民族は他の民族よりも犯罪を行う確率が高く、そのため「警察が不審な行動を観察し、Terry Stopsを正当化する状況が見られる可能性が高いからである」（強調は原文のまま））

¹⁸⁵ 4/19 Tr. at 4310-4314参照（副委員長のフィリップ・マクギアは、「停止させられたが逮捕又は召喚されなかった人々のうち、どれくらいの割合が『おそらく犯罪を犯そうとしていたか、又は犯罪を犯す可能性があった』のかは誰にもわからない」と述べ、その割合は「0%から50%の範囲内である可能性がある」と指摘したが、自身はその具体的な数値はわからないと述べた。）、4/9 Tr. at 2915-2916, 2983-2984（どのくらいの頻度で停止行為が犯罪を防いでいるかについて、エスポジト警視長は「正直なところ正確には分からない」と述べていることから、そのような停止行為がどのようなものになるかを想像される。）また、証言した原告のうち、合理的な疑いに基づいて停止させられた者を

士の、これらの停止行為の相当数が、疑われる犯罪の防止につながったという仮説は、単なる推測であり信頼できない。

犯罪容疑者データは、不審な行動を示す犯罪者の予備軍を示すうえで信頼性のあるものとして代わりに機能する可能性がある。しかし、犯罪容疑者データが不審な行動を示す非犯罪者の集団を示すうえで信頼性のあるものとして代わりに機能する理由はない。停止させられた人々の圧倒的多数が後者のカテゴリーに該当するため、ニューヨーク市の主張である「犯罪容疑者データが不審な行動を示す人々の予備軍を示すうえで信頼性のあるものとして機能する」という立場を支える根拠はない。さらに、裁判所の調査結果によると、合理的な疑いに基づかない停止行為が相当数存在し（つまり、不審な行動を示していない犯罪者ではない人々の集団に対して行われた停止行為である）ため、人種的偏見が存在しない場合、停止させられるはずであった人々の集団をベンチマークとして犯罪容疑者データを使用することは、さらに不適切である¹⁸⁶。

スミス博士は最終的に、原告側の代理人から同様の論理で追及された際、黒人（法遵守者であっても）が白人よりも疑わしい行動をとる可能性が高いという可能性を認める姿勢を示した：

含むいずれの者も、犯罪行為に及んでいなかったことを指摘しておく。

¹⁸⁶ 当然、停止行為の真の目的が、個々の疑いに基づく犯罪活動の捜査ではなく、地域内で犯罪容疑者の一般的なプロファイルに該当する人々を停止させることで、犯罪者が武器や違法物品を所持するのを抑止することにある場合、犯罪容疑者のデータは、停止行為における人種的格差を測定するための適切な基準となるであろう。しかし、ニューヨーク市はこの主張を行っておらず、仮に主張したとしても、原告の合衆国憲法修正第4条及び修正第14条の主張に関連する理由から、その主張は失当となるであろう。第一に、そのような「抑止」目的の停止行為が、個人の犯罪容疑者の一般的なプロファイルとの類似性のみに基づいて行われた場合、その停止行為は犯罪活動の個別的な合理的な疑いに基づいていないことになる。第二に、地域内の犯罪容疑者の一般的なプロファイルに人種的な文脈が含まれる場合、その文脈を停止行為の根拠として使用することは、レイシャル・プロファイリングに該当する。レイシャル・プロファイリングに関する詳細は、*infra* Part V.B.1を参照。

Q. つまり、ニューヨーク市の法遵守者である黒人は、法遵守者である白人よりも疑わしい行動をとる可能性が高いと証言されるのか？

A. 私は単に、ファガン教授の指摘によると、停止行為パターンの証拠が90%は表面上正当化されていると述べたにすぎない¹⁸⁷。

スミス博士の立場は驚くべきものであるが、前提を考えれば論理的ではない。スミス博士は、警察官が人物を停止させるかどうか判断する際に、意識的又は無意識の人種に対する偏見が影響を与える可能性を、妥当なものとしなしていないようである¹⁸⁸。研究者がこの前提に立つ場合、NYPDが黒人やヒスパニックを人口に比して過剰に停止させる理由として、信頼できる人種中立的な説明を求めようとするであろう。例えば、研究者は少数派に対して過剰に停止させる理由を、犯罪者の人口構成の特徴によるものとして説明しようとするかもしれない。しかし、既に説明したように、停止させられた人々の88%が実際に犯罪者であるという証拠はない。次に、研究者は警察の配置を犯罪率の高い地域や「ホットスポット」を分析するかもしれない。これらの地域において少数民族が過半数を占める場合、これらの地域への警察の配置は、少数民族の過剰な停止行為が人種中立的である根拠となる。しかし、ファガン博士の「表5」の分析では、警察の配置を犯罪率の高い地域に調整した後でも、黒人とヒスパニックに対して過剰に停止させていることが認められた¹⁸⁹。

¹⁸⁷ 5/6 Tr. at 6158

¹⁸⁸ Smith Rpt. at 9参照（以下のように修辭的：に尋ねている。「勤務中の1ヶ月間に、警察官が観察する数万から数十万人のうち、圧倒的多数が黒人やヒスパニックである状況下で、実際に停止させられた数人が人種に基づいて選択されたと信じることは合理的なのか？」）原告とニューヨーク市とは、1人の警察官が1ヶ月間に実施する停止行為の平均件数について争っている。ニューヨーク市は「わずか」2件から3件だと主張しているのに対し、原告はそれよりもはるかに多い主張する。記録にある多数の月次活動報告書を分析すると、実際に停止行為を実施している警察官の多くは、1ヶ月間に10件から20件の停止行為を実施していることが示されている。e.g., PX 15, 178, 219, 229, 236, 309, 310参照。しかし、停止行為の数は特に重要ではない。問題となっているのは、停止行為の質である。つまり、停止行為が合理的な疑いに基づいて行われ、人種差別がないかどうかである。

¹⁸⁹ 同様に、パトロールの規模、社会経済的要因、その他の地域的特性を調整することで、ファガン

結局のところ、研究者は、ファガン博士が調整しなかった人種中立的の要因がわからない場合、NYPDの停止行為のパターンを唯一の人種中立的に説明できる方法は、過剰に停止させられた人種に属する者が、法律を犯していない場合でも、他の人種に属する者よりも疑わしい外見を示す傾向がより高いという可能性を主張することである。

しかし、この論理はレイシャル・プロファイリングに対する反論とはなっておらず、むしろレイシャル・プロファイリングを正当化することとなっている。黒人が白人よりも何らかの理由で疑わしい外見であったり、犯罪的な外見をしていたりするというのは、NYPDの停止行為の対象が人種間で格差があることに対する人種中立的な説明ではない。それ自体が偏見に基づく説明である。この説明は特に問題である。なぜなら、黒人男性は他の人よりも犯罪行為に及ぶ可能性が高いというステレオタイプを反映しているからである¹⁹⁰。黒人少年射殺事件を巡る公の論争に応じた最近の演説で、オバマ大統領は自身の経験について次のとおり言及した。

この国で、デパートで買い物中に尾行された経験のないアフリカ系アメリカ人男性はほとんどいない。私自身も尾行された経験を持つ一人である。アフリカ系アメリカ人の男性で、道を渡る際に車のドアの鍵がカチッと鳴る音を聞いたことがない人はほとんどいない。私も、上院議員になる前にはそのような経験をよくした。アフリカ系アメリカ人で、エレベーターに乗っ

博士は、停止行為の対象が人種間で格差がある要因として提唱されていた他の数多くの潜在的な人種中立的な説明を説得力を持って否定した。

¹⁹⁰ このステレオタイプの普及状況に関する分析およびそれに伴う影響についての一般論は MICHELLE ALEXANDER, *THE NEW JIM CROW: MASS INCARCERATION IN THE AGE OF COLORBLINDNESS* (2010). を参照。

た際に女性がバッグを握りしめ、息を止めて降りるまで待った経験がない人はほとんどいない。それはよくあることだ¹⁹¹。

別のコメンテーターは、さらに厳しい表現で次のように述べている。

若い黒人男性を潜在的な犯罪者や捕食者として描かれ、このような先入観に満ちた社会的役割によって、特に夜間の暗闇において、どのようなに行動しなければならないかが定められている。物語は、黒人男性は危険であり、監視し、少しでも不審な行動を見せた場合は即座に制圧すべきだと説いている。このようなつらい思いは、すべての黒人男性が知っているものである。オフィスで着用するネクタイを外すことは、自分には平等な敬意が払われるべきだという前提を剥ぎ取ることを意味する。マーティン氏のパーカーが深い共感と呼んだのは、ジーンズとパーカーを着用する勇気が、警察や他の市民からあなたを恐れることが妥当であると判断されることが多いことを、私たちは知っているからである¹⁹²。

間違いなく、多くの人々が、意識的か無意識であるかにかかわらず、同様の懸念や偏見を耳にしたことがある。しかし、人種単独では警察の疑いの客観的な根拠とはならない。なぜなら、法遵守する黒人やヒスパニックが、法遵守する白人よりも客観的に疑わしい行動を取る可能性が高いという証拠はないからである。スミス博士の、そしてニューヨーク市の、かかる根拠のない主張に依拠することは、何ら保

¹⁹¹ 7/19/13 Remarks by President Barack Obama on Trayvon Martin, White House Press Briefing Room.

¹⁹² Ekow N. Yankah, Op-Ed., The Truth About Trayvon, N.Y. TIMES, July 16, 2013, at A23.

護できない。これは、NYPDの黒人やヒスパニックに対する過剰な停止行為の理由が、指揮系統の何かしらにおいて人種偏見に汚染されたNYPDの停止行為の慣行、という理由以外に、説明できる理由はないという事実を、事実上認めているに等しい。

なぜNYPDに停止させられる人々が、犯罪者であっても法遵守者であっても犯罪者人口、より正確には、NYPDの限られた容疑者データに基づく犯罪者人口についての知識、と如此ほど類似しているのか¹⁹³。次のとおり単純に説明できる。NYPDに停止させられる人々の人種構成が、NYPDが犯罪者人口の人種構成と認識しているものと類似しているのは、それこそがNYPDが停止行為を行う理由だからである。本意見書で後述される証拠では、NYPDが犯罪容疑者のデータに現れるグループのメンバーの外見に基づいて、人種的に定義されたグループを標的とするという、非公式な施策があることが示されている¹⁹⁴。停止させられた人々の順守と既知の犯罪容疑者の人種との間に強い相関関係があることは、自然な結果である。

要するに、ニューヨーク市とその専門家がレイシャル・プロファイリングをしているという主張を否定するために強調した相関関係は、実際にはレイシャル・プロファイリングをしていることの証拠となっている。ニューヨーク市が強調した相関

¹⁹³ 2005年と2006年の犯罪通報の70%において、容疑者の人種は不明であった。Fagan Rpt. at 76 tbl. 18 参照。犯罪容疑者データと逮捕者データを統合した後でも、犯人の人種が判明しているのは犯罪の約63%に過ぎない。Fagan 2d Supp. Rpt. app. B tbl.1-2 (using data from 2010 to 2011); Smith Rpt. at 34. 参照。さらに、この「統合された」データに基づいて、容疑者の人種は特定の種類の犯罪において高い割合で判明している。例えば、重大な暴力犯罪（86%）、武器関連犯罪（98%）、薬物関連犯罪（99%）などである。一方、全停止行為の25%を占める重大な財産犯罪においては、人種が判明しているのはわずか22%に過ぎない。id. app. B tbl. 2 参照。ファガン博士は、データのうちほぼ40%の情報が欠落している場合、サンプル選択に際してバイアスが生じ、犯罪容疑者人口に関する結論を導き出すための信頼できるアプローチではないことを説得的に示した。id.; 4/3 Tr. at 2148-2150 (Fagan); 5/6 Tr. at 6160-6161 参照（スミス博士は、犯罪容疑者の人口統計を推定するために使用されたデータがほぼ40%不完全である点について、学術的な根拠を見いだせなかったことを認めた。）。

¹⁹⁴ infra Part IV.C.3. 参照。

関係は、NYPDの黒人やヒスパニックに対して不平等に停止行為を行っていること示す有効な人種中立的な変数が明らかになったというよりはむしろ、地域犯罪容疑者データに基づく広範なレイシャル・プロファイリングをしているという慣行を通して、ファガン博士が指摘したと思われる人種的格差がどのように生じたかを示唆されているといえる。

c. ファガン博士の分析に基づく指摘事項

私は、ファガン博士の人種的格差を測る基準を認めており、彼の統計分析が一般的に信頼できると考えているため、以下のように指摘する。

第一に、ファガン博士の表 5 が示すとおり、NYPD は、黒人及びヒスパニックの住民が比較的多い地域において、より頻繁に停止行為を実施している。この傾向は、他の関係変数に変化がない場合でも変わらない。管轄区域又は国勢統計区といった地理的単位における停止行為の発生率の予測に最適な指標は、既知の犯罪率ではなく、その地理的単位の人種構成である¹⁹⁵。分析対象を管轄区域から国勢統計区に変更した場合、又は暦四半期から月単位に変更した場合であっても結果は根強く変わらないという点で、この結果は「強固」である。

第二に、ファガン博士の表 7 が示すとおり、どの地域においても、人種構成にかかわらず、黒人及びヒスパニックは、白人よりも停止させられる可能性が高い。これは、地理的地域における停止行為の発生率の予測に最適な指標は、その地域の人種構成であるという最初の指摘とは異なる。一方、表 7 は、停止行為が発生する管轄区域又は国勢統計区の人種構成、犯罪率、巡回の強度及び様々な社会経済的特徴を調整した後でさえも、管轄区域及び国勢統計区において、黒人及びヒスパニック

¹⁹⁵ Sec 4/3 Tr. at 2029.

は、白人よりも停止させられる可能性が高いことを示している。この調査結果もまた強固である。これらの結果は、分析対象の空間的及び時間的な単位を変更した場合だけでなく、分析対象を犯罪率が低い地域、人種的に多様な人口構成の地域又は主に白人で構成される地域に限定した場合にも当てはまる¹⁹⁶。

第三に、2004年から2009年の期間において、停止行為後に法的執行措置の対象となった黒人は、同じ容疑での停止行為後に（召喚状を受領するのではなく）逮捕される白人よりも約30%多かった。これは、他の関係変数を調整した後でも同様であった¹⁹⁷。

第四に、2004年から2009年の期間において、容疑及び管轄区域の特質を調整した後では、武力行使の対象となる可能性は、停止させられた黒人は白人よりも約14%、ヒスパニックは9%高かった¹⁹⁸。

第五に、2004年から2009年の期間において、他の全ての条件が同じであれば、停止させられた人物が黒人である場合は、白人である場合に比べて、停止行為がさらなる執行措置につながる確率が8%低かった。さらに、管轄区域内の黒人人口が多いほど、停止行為が制裁措置につながる可能性は低い。これらの結果は、黒人が白人よりも客観性の低い根拠による容疑に基づいて停止行為の対象にされやすいことを示している¹⁹⁹。

C. 意図的な無関与に関する組織的証拠

¹⁹⁶ See Pl. Findings ¶ 15（他の出典のほか、ファガン博士による証明を引用；Fagan 196 Rpt. at 4, 40–45 & tbls. 7–10; Fagan 2d Supp. Rpt. at 19–21 & tbl. 7）. See also 4/3 Tr. at 2030.

¹⁹⁷ See 4/3 Tr. at 2031–2032. See also Fagan Rpt. at 66.

¹⁹⁸ See Pl. Findings ¶ 17; Fagan Rpt. at 66, 68 fig. 14. 私はこのデータについて2つの懸念点を指摘する。第一に、36%のUF-250書式が容疑のないことを示した2009年の場合、容疑を確実に調整することは難しい。See Fagan Supp. Rpt. at 39. 第二に、これらの「武力行使」の数値は、「容疑者に手で触れること」を含むあらゆる武力行使が指摘された停止行為を参照している。See Fagan Rpt. at 63–69; Blank UF-250.

¹⁹⁹ See Pl. Findings ¶ 16（他の出典のほか、Fagan Rpt. at 66–67 & tbl. 16から引用）；4/3 Tr. at 2123.

前の2セクションでは、違憲の停止行為についての統計的証拠を取り上げた。本セクションでは、違憲の停止行為に対する NYPD の認識及び対応に関する証拠を取り上げる。要約すると、「組織的証拠」、つまり NYPD の活動又は無活動に関する証拠は、ニューヨーク市が原告集団の合衆国憲法修正第4条及び修正第14条の権利の侵害に対して故意に無関与であったことを示していると指摘する。

NYPD は、10年を超える期間にわたり、警官が不当なストップ・アンド・フリスクを実施し、黒人やヒスパニックに偏った停止行為をしていたことを認識していた。認識していたにもかかわらず、NYPD は、2002年から2011年の間にストップ・アンド・フリスクの行使を7倍に拡大した。この増加は、コンプスタット会議において、署長らに対し停止行為の件数を増やすように圧力をかけることで実現した。署長らはこれを受けて、停止行為件数が多い者を褒賞し、停止行為件数が少ない者を不当に批判するか、又は罰則を課すことで、中間管理職と現場の警官に対し、停止行為を増やすよう圧力をかけた。

停止行為の件数を増やすための圧力は、停止行為の合憲性に注意を払っていなかった。停止行為の合憲性を評価するために警官が各停止行為を十分詳細に記録していることを保証する方策は一切とられなかった。同様に、警官が UF-250 書式のデータベースを検索してパターンを特定することで、反射的にチェックマークの「定型書式」(特に「不審な動作」や「高犯罪率地域」)を作成していないことを保証するための調査も行われなかった。異常値(停止行為件数が最も多い警官、黒人やヒスパニックのみ又はほとんど当該人種のみを停止させた警官、又は UF-250 書式で常に同じチェックボックスを選択する警官)を特定する努力も行われなかった。褒賞や罰則は、実施された停止行為の質によって決められていなかった。実際、警官が「不正な」停止行為を行ったと判明しても、ほとんど又は一切罰則は課されなかつ

た。この証拠は、NYPD が、警官らが実施したストップ・アンド・フリスクの合憲性を監視及び監督する義務から目を背けていたことを示した。

さらに、NYPD が署長及び警官らに対し、管轄区域の犯罪通報で最も頻繁に見られる人口層を「適切な対象者」として停止行為を集中させるよう指示し、間接的なレイシャル・プロファイリングの方針をとり始めたことを指摘する。この方針は必然的に、同様の状況にある白人よりも許し難いほど高い割合で、黒人やヒスパニックをストップ・アンド・フリスクの標的とする結果を招いた。

1. 事前通知：1999 年司法長官報告書

1999 年、ニューヨーク州司法長官は、NYPD のストップ・アンド・フリスクの慣行について、合衆国憲法修正第 4 条及び修正第 14 条に基づく合憲性を調査した。この調査は、10 年間にわたり犯罪率が低下し続けたにもかかわらず、「ニューヨークの多くのマイノリティ居住地域では、NYPD に対する不満と不信感が蔓延していた」という司法長官の指摘を背景に進められた。多くの苦情は、ストップ・アンド・フリスクへの遭遇等の、「警察によるマイノリティ居住者の日常生活への低水準の関与」に関するものであった²⁰⁰。

司法長官は、コロンビア大学暴力研究・防止センター（Center for Violence Research and Prevention）のファガン博士率いる研究チームに協力を依頼した。研究者らは、1998 年 1 月 1 日から 1999 年 3 月 31 日までの 175,000 件の UF-250 書式を統計分析した。この分析結果の報告書は、米国における通行人に対するストップ・アンド・フ

²⁰⁰ 既に解散したNYPDの路上犯罪課（Street Crime Unit）の警官が、Amadou Diallo（22歳の西アフリカからの移民。武器を所有していなかった。）を射殺したことも調査の背景にある。Dialloは、停止行為から始まったとされる衝突の間に撃たれた。See THE NEW YORK CITY POLICE DEPARTMENT'S STOP AND FRISK PRACTICES: A REPORT TO THE PEOPLE OF THE STATE OF NEW YORK FROM THE OFFICE OF THE ATTORNEY GENERAL (1999) ("1999 AG Report"), PX 333, at 4-5. 1999年司法長官報告書は、本件において浮上した様々な問題をNYPDに通知したことを示すという目的のみのために認められ、その内容の真偽は問わない。See 4/19 Tr. at 4283-4284.

リスクの慣行に関する初めての定量分析の報告書であったとされている²⁰¹。

合衆国憲法修正第4条に関する調査において、研究者らは、『合理的な容疑』が存在したという判断を支える、事実上の又は法的な解釈のあらゆる曖昧さを除外した方法を用いて、15,000件のUF-250書式を分析及び分類した。しかし、研究者らは、UF-250書式の15%が、合理的な疑いの法的基準を満たさない事実を含んでいたことを発見した²⁰²。

合衆国憲法修正第14条に関する調査では、研究者らは、当時NYPDのコミッショナーであったHoward Safirの理論を検証した。彼の理論は、本件におけるニューヨーク市の理論とほぼ同じである。この理論は、明らかに黒人及びヒスパニックに偏っている停止行為は、犯罪率の高い地域への警察配備及び犯罪率の人種間の差によって、人種的に中立的に説明できるというものである²⁰³。しかし、研究者らは、「特定の人種が多くを占める管轄区域の犯罪率及び管轄区域の人種ごとの人口構成を調整した後（でさえ）も、黒人及びヒスパニックは、白人よりも『停止させられる』可能性が著しく高かった」と指摘した²⁰⁴。さらに、報告書は、管轄区域ごとの犯罪率の差は、白人が多数を占める管轄区域とは対照的に、マイノリティが多数を占める管轄区域において停止行為の発生率が全体的に高いことの説明にはならないと指摘した²⁰⁵。

²⁰¹ See 1999 AG Report at v–xv, l, 12. この報告書で分析されたUF-250書式は旧版である。See id. at 89; PX 449 (old UF-250).

²⁰² See 1999 AG Report at vii–xv.

²⁰³ この報告書は、以下のSafirによる発言を引用している。「ストップ・アンド・フリスクの対象者の人種的又は民族的な分布の報告は、被害者が通報した既知の暴力犯罪の容疑者の人口統計データを反映している。同様に、暴力犯罪による逮捕者の人口統計データはまた、既知の暴力犯罪の容疑者の人口統計データとも一致する。」Id. at 120 n.26. この報告書はまた、本意見書の後半で論じられる問題も強調している。停止行為の対象者が既知の容疑者の特徴に当てはまることを理由に行われた停止行為は13%のみであったため、暴力犯罪の容疑者の特徴は、NYPDによる停止行為活動の一次的動因にはなりえない。これは、このような特徴が概して停止行為における人種的格差を人種的に中立的に説明することはできないことを示唆している。

²⁰⁴ Id. at 121.

²⁰⁵ See id. at 130–131.

報告書は、司法長官事務所、NYPD 及び地域住民の間で、広範で開かれた意見交換を行うことを求めた²⁰⁶。この意見交換は一切行われなかった。むしろ、NYPD の高官らは、報告書の指摘を否認するための口実を探すか²⁰⁷、又は報告書を完全に無視した。例えば、Esposito 警視長は、報告書を一度も読んだことがないと証言した²⁰⁸。

2. 停止行為を増加させる圧力

2002 年から 2011 年の間に、停止行為の件数は年間約 97,000 件から年間約 686,000 件に増加した²⁰⁹。実際は、当該期間中の犯罪件数は減少し続けたにもかかわらず、NYPD はどのようにして停止行為活動を約 700%増加させたのだろうか²¹⁰。

裁判での相互に補強し合う多数の証拠資料（法廷での口頭証言、証言録取書、点呼記録、NYPD の内部資料及び調査結果）に基づくと、この問いに対する最も妥当性の高い説明は、対象期間前及び対象期間中に、NYPD の警官が停止行為を増加させるよう著しい圧力を受けていたということである²¹¹。

²⁰⁶ 「今では、（NYPD と、）データを再考察し、それぞれの観点を提示する建設的な対話に関心のある人々のためのものだ」 Id. at 175.

²⁰⁷ 1994 年から管理・分析・計画局（OMAP; Office of Management, Analysis and Planning）の犯罪分析・プログラム計画（CAPPS; Crime Analysis and Program Planning）を担当している Philip McGuire 市警副本部長は、報告書内の基準が、UF-250 書式が作成された 1998 年と 1999 年ではなく 1997 年の逮捕データであることを理由に、報告書の指摘に異議を唱えた。Michael Farrell コミッショナー代理は、2002 年から OMAP と品質保証部門（QAD; Quality Assurance Division）を監督している。彼は、ファガン博士が容疑者の特徴ではなく逮捕データを基準として用いたことを理由に、報告書の指摘に異議を唱えた。See 5/14 Tr. At 7081–7082, 7090–7091. 容疑者のデータよりも逮捕データを用いることは、マイノリティへの度を越した停止行為を誇張するのではなく隠蔽し得るという。

²⁰⁸ See 4/9 Tr. at 2804.

²⁰⁹ See id. at 2807; DX V14-A. ニューヨーク市は、この増加は停止行為の文書化の増加を反映しているだけだと推測しているが、この推測についての証拠は提示していない。See 4/11/13 Defendant[s] Memorandum of Law in Opposition to Plaintiffs' Requested Injunctive Relief ("Def. Inj. Mem.") at 1.

²¹⁰ See, e.g., NEW YORK STATE DIVISION OF CRIMINAL JUSTICE SERVICES, INDEX CRIMES REPORTED TO POLICE BY REGION: 2003–2012 (2013) (2003 年から 2012 年の間に重大犯罪が 17% 減少し、通報された殺人事件が 30% 減少したことを示している。) 改めて強調すると、本意見書は、ストップ・アンド・フリスクが犯罪の減少に貢献したか否かについて、いかなる立場もとらない。ここでの要点は、停止行為件数が劇的に増加したのは、路上で不審な行為を見せる人々が増えたからではないということだ。一方で、犯罪報告の減少は、不審な行為の件数が減少したにもかかわらず、不審な行為を理由とする停止行為が増加したことを示唆している。

²¹¹ See generally Pl. Findings ¶¶ 56–85 (以下で議論される多くの証拠資料が含まれている。)

a. コンプスタット：署長への圧力

1994年に導入されたコンプスタットは、NYPDの統計データに基づくパフォーマンス管理システムである²¹²。このシステムでは、地域の犯罪状況と法執行活動に関する統計データ及びその他のデータを収集、分析し、週次会議を開催する。会議では、高官らが地域ごとの署長に対して当該データについて質問し、対処中の犯罪状況及び彼らの功績の定量的測度の改善について責任を負わせる。

今年に入り退職するまでコンプスタット会議の議長を務めていた Esposito 警視長及び Raymond Diaz 警視正は、部隊が完了した UF-250 書式の件数がその部隊の業績評価の要因の一つだと証言した²¹³。大幅に編集されたコンプスタット会議の議事録の抜粋によると、Esposito 警視長は署長らに対し、停止行為件数の少なさについて質問している²¹⁴。Diaz 警視正もまた、インパクト・レスポンス・チームの有効性を測る一つの方法は、彼らが記録する UF-250 書式の件数を見ることだと述べ²¹⁵、「250の増加は通常、審査対象の部隊の活動量が減少しているのではなく、増加している

²¹² See John A. Eterno & Eli B. Silverman, *The NYPD's Compstat: Compare Statistics or Compose Statistics?*, 12 INT'L J. POLICE SCI. & MGMT. 426–29 (2010). EternoとSilvermanの論文にある2つの表の修正版は、PX 291及び292として承認された。See 5/31/13 Endorsed Letter [Dkt. No. 306].

²¹³ See 4/9 Tr. at 2868–2869 (Esposito); 3/29 Tr. at 1511 (Esposito警視長が毎週コンプスタット会議で議長を務めたという証言) See also 3/22 Tr. at 1030–1031 (Diaz).

²¹⁴ See, e.g., 2008 Compstat Meeting Notes Part A, PX 281, at *7017 (Esposito警視長：「あなたの（執行）件数はずいぶん減っている。実際の250フォーム（の件数）を見ると、50%減少している。」幹部警官は、「確認いたします。」と返答した。）；id. at *7026 (Esposito警視長：「就業時間内に警官一人につき何件の召喚状を出したか。平均はどのくらいか」ある署長は、「2.3件です。250フォームも同様に2.3件です。」と返答した。）；id. at *7080 (Esposito警視長：「私はもう行かなければならないが、0件だったにもかかわらず9件の強盗が発生した。その地域では我々が十分に力を尽くしているとは思わない。28日間で4件の召喚状、5件の250フォームだ」)；2008 Compstat Meeting Notes Part B, PX 283, at *7959 (Esposito警視長は、「一日の巡回で250フォーム1件、召喚状4件」のみということはあると指摘している。署長は、「その件は把握しており、確認いたしました」と返答した。)；id. at *8045 (Esposito警視長：「全員、暴力騒ぎにのみ懸命に取り組んでおり、250フォームの件数も、召喚状の件数も、逮捕件数も減少している。OCCB（組織犯罪管理局；Organized Crime Control Bureau）の逮捕件数は16%に上昇し、良い仕事をしている」)；id. at *8144 (Esposito警視長：「住宅街やその周辺で召喚状の件数も250フォームの件数も下がっている」署長は、「（区に）援助を要請しました」と返答した。）コンプスタット会議の議事録から引用。

²¹⁵ See 3/29 Tr. at 1556. Accord Deposition of Chief of Patrol Robert Giannelli (“Giannelli Dep.”), PX 157, at 268–269 (コンプスタット会議において、Esposito警視長は、犯罪パターンに関して、過度に少ない停止行為件数を批判しているのかもしれないと証言している。)

ことを示す良い兆候だ」と説明した²¹⁶。

Esposito 警視長及びその他の NYPD 職員らは、UF-250 書式の質もコンプスタット会議で審査されていると証言した。実際、コンプスタット会議において、その有効性という意味で、執行活動の質に注意が払われているという証拠があった²¹⁷。例えば、Esposito 警視長はコンプスタットにおいて、署長らに対し、特定の場所と時間における犯罪状況に対応した法執行活動が行われたかどうかを頻繁に質問してる²¹⁸。しかし、コンプスタット会議において、合憲性という意味での停止行為の質が有意義な審査を受けているということ、又は署長の業績評価の一因となっているということについての証拠は存在しなかった。

NYPD の職員の一部は、コンプスタットが有効性に焦点を当てており、合憲性には重点を置いていないことを証言で認めた。例えば、Esposito 警視長は、コンプスタット会議の議事録の抜粋について説明を求められた。その抜粋では、次のように発言した記録がある。

250 フォームの質については、数字は気にしないでください。250 フォームを根拠にした執行率は 5%で、102（管轄区域）が最も低い状況です。この問題の多くは訓練不足が原因でしょう。しかし、（クイーンズ・）サウスの 250 フォームの質は不十分な点が多いです²¹⁹。

²¹⁶ 3/29 Tr. at 1555.

²¹⁷ See, e.g., 4/9 Tr. at 2881 (Esposito警視長は、「コンプスタットの文脈において、我々は常に質を重視している」と証言した。) ; 3/22 Tr. at 925 (Michael Marino警視は、「コンプスタットにおいて多く耳にする主要事項は、量より質についての話し合っていることだ。数字を稼ぐためにより多くの件数を求めている者は一人もいない」と証言した。) ; 3/22 Tr. at 1030 (Diaz警視正による類似の証言)

²¹⁸ See, e.g., Giannelli Dep. at 268–269; 2008 Compstat Meeting Notes Part B at *7958 (Esposito警視長は、強盗が急増した地域におけるUF-250書式の低い件数にある程度基づき、リソースの再分配を検討している。) Accord 3/22 Tr. at 925 (Marino警視は、次のように発言し、コンプスタット会議で質を重視していることを強調した。「警官らは、コンピュータで地図を表示し、「この地域で強盗件数が増加している」などとすることができる。さらに、その地域で多くの活動を行っていることを示すだろう。しかし、本当に取り組むべきはここなのだ。あなた達は、状況を改善するための適切な措置を講じていない」)

²¹⁹ 2008 Compstat Meeting Notes Part B at *8025.

原告側の弁護士から、この発言における「質」とは、停止行為が合理的な疑いに基づいていたかどうかを意味するのか尋ねられた際、Esposito 警視長は次のように述べた。「いいえ。私は、むしろ場所と時間について話していると思っています。犯罪状況と一致しているかどうか最優先です²²⁰。」コンプスタット会議の議事録から引用された UF-250 書式に関するいずれの抜粋にも、レイシャル・プロファイリング又は合理的な疑いという用語に関する議論は含まれていない²²¹。

同様に、James Hall パトロール部長とその部下が「会議において、署長らに UF-250 書式に関する問題や懸念を提起する」²²²限りでは、その内容は、停止行為の有効性及び警官による事務作業要件の基本的な順守に関するものである²²³。Hall 警視長又はその部下が、コンプスタット会議前に停止行為の合憲性について正式又は有意義な審査を実施しているという確かな証拠は存在しなかった²²⁴。

要するに、コンプスタットは、警察による法執行活動の合憲性ではなく、有効性を測定するために存在しているのである。

b. 調査データにおける圧力に関する証拠

前セクションで論じられた証拠は、コンプスタット会議において NYPD の高官ら

²²⁰ 4/9 Tr. at 2893–2894. See also 4/9 Tr. at 2879–2881, 2893–2894 (Esposito 警視長は、2008 年コンプスタット会議議事録パート B*8051–8052 は、的中率の低い停止行為の合憲性は問わないとはっきりと明言している。)

²²¹ See id. at 2895. See also 4/2 Tr. at 1838 (Steven Mauriello 警視は、コンプスタット会議における「(署長の) 250 フォームに記録されるストップ・アンド・フリスクは、適法又は合憲であるか否か」に関する一切の議論を撤回しないと述べた。) ; 4/16 Tr. at 3544 (Charles Ortiz 警視は、コンプスタット会議における UF-250 書式の審査は、総統計によるものであり、個々のフォームを評価したのではないと述べている。) コンプスタット会議又は職員間において、NYPD 職員及び管理職がレイシャル・プロファイリングについての議論をしなかったことの証拠は、以下を参照されたい。: Pl. Findings ¶¶ 186–190 (資料集成)

²²² Def. Findings ¶ 47 (5/15 Tr. at 7348–7352 から引用)

²²³ See 5/15 Tr. at 7349. See also id. at 7348–7350; 5/16 Tr. at 7623.

²²⁴ Hall 部長は、最終的に「第一に、」彼とその部下による UF-250 書式の評価の目的は、「実際の停止行為よりもむしろ犯罪状況に係るものであろう」と認めた。5/16 Tr. at 7626; id. at 7621–7626
コンプスタット会議において、「停止行為の原因となる状況の分析はこれまでに」あるのか問われると、Diaz 警視正は、「いいえ」と答えた。「コンプスタットのプロセスは、基本的に犯罪活動を見て、それに対処するための戦略は何かを検討するものであり、停止行為の質にはそれほど注目しません」3/29 Tr. at 1518

が署長らに対し、停止行為の件数を含む執行活動を拡大するよう常に圧力をかけていることを示している。本セクションの調査結果は、NYPD の管理職らは、この圧力を一般職員に伝達していることを示した。

Eli Silverman 博士及び元 NYPD の警部である John Eterno 博士は、NYPD の退職者を対象に 2 つのアンケートを実施した。ひとつは 2008 年、もうひとつは 2012 年に実施された²²⁵。2008 年のアンケートは、NYPD の退職者で階級が警部以上の 1,197 名に送付され、41%が回答した。2012 年のアンケートは、NYPD の退職者で、全ての階級を対象に、緊急時に必要な場合活動可能な「活動的な現役退職者」として自己申告した 4,069 名に送付され、48%が回答した²²⁶。

2008 年のアンケートでは、次のように質問された。「次の基準について、管理職又は監督者からの圧力はどの程度あったか、自身の経験に基づき 1 から 10 の尺度（1 が最も低く、10 が最も高い。）で回答してください」そして、「召喚状の増加」、「逮捕の増加」、「ストップ・アンド・フリスク報告の増加」等を含む項目が続いた。アンケートの最終ページでは、「1994 年以後に NYPD で勤務しましたか」という問いが出された²²⁷。上述のとおり、1994 年はコンプスタットが導入された年である。

2008 年のアンケートへの回答は、NYPD の中間管理職でコンプスタット時代に勤

²²⁵ これらの調査は、Eterno博士が副学部長及び刑事司法の教授を務めるモロイ大学の倫理委員会により事前審査され、承認された。

²²⁶ See 4/5 Tr. 2470–2481（2008年の調査に関するSilvermanの証言）；id. at 2503–2509（2012年の調査に関するSilvermanの証言）；PX 300（2008年の調査で使用された白紙のアンケート用紙）Silverman博士は、2008年の調査の最初の目的は、NYPD職員が、コンプスタット会議において、彼らの業績評価を改善するために犯罪件数を偽らせようとする圧力を経験したかを調査することであったと証言した。See 4/5 Tr. at 2470. 調査結果の出版後、Kellyコミッショナーは、コンプスタットにおける「NYPDの内部監査及び品質管理過程がその正確性を保証するのに足るものか」について報告書を作成するために、2名の元連邦検事を含む、3人からなる委員会を任命した。DAVID N. KELLEY & SHARON L. MCCARTHY, THE REPORT OF THE CRIME REPORTING REVIEW COMMITTEE TO COMMISSIONER RAYMOND W. KELLY CONCERNING COMPSTAT AUDITING i (Apr. 8, 2013). この報告書は、Silverman博士の懸念事項を裏付けている。See id. at 49–50. さらに、QADの文書中心の監査を補完するための職員へのインタビュー、著しい犯罪の誤分類についてより説明責任を持つこと、及びコンプスタット監査プロセスの形式化された定期的な外部評価を含む多くの改革を推奨している。See id. at 55–58.

²²⁷ PX 300.

務した者が、1994年より前に退職した職員に比べて、停止行為、逮捕及び召喚状の件数を増加させる圧力を非常に強く感じていたことを示した。具体的には、彼らが感じた停止行為の件数を増加させる圧力を評価する際に、コンプスタット時代の職員の平均回答は、1から10の尺度で、前コンプスタット時代の職員よりも統計的に有意な2.2ポイント高かった²²⁸。さらに、コンプスタット導入前とコンプスタット導入後の間で、NYPD職員のうち、低い圧力（1から3の尺度）を報告した割合は55%から23%に減少した。一方で、高い圧力（8から10の尺度）を報告した割合は5%から28%に増加した²²⁹。

2012年の調査は次のように開始された。「すべての質問について、1994年以前に退職した場合は、キャリア全体における総合的な印象に基づいて回答してください。

1994年以降に退職した場合は、1994年以降に発生した経験に基づいて回答してください。」次の質問として、2008年調査の最初の頁の質問を改良して以下の質問が提示された。「以下の基準に基づき、ご自身の経験／知識に基づいて、1から10のスケール（1が最低、10が最高）で、パトロールを行った警官が管理職／監督者から受けた圧力はどの程度でしたか？」－ この質問には、「召喚状発行件数の増加」、「ストップ・アンド・フリスクの件数増加」、「逮捕件数の増加」という項目に加え、新たな項目として、「法令上・憲法上のルールの遵守」が追加されたリストが添付されている。また、調査では、その後、回答者に退職年を明記するよう求められた

²³⁰。

²²⁸ See PX 291. 召喚状及び逮捕を増加させる圧力についての平均回答は、コンプスタット時代の職員の方がそれぞれ1.5ポイントと1.8ポイント高く、この結果の両方もまた統計的に有意である。See id.

²²⁹ 召喚状及び逮捕を増加させる圧力の程度の増大も同様に著しかった。See PX 443; PX 441（召喚状については、低い圧力であったという報告は28%から9%に減少し、高い圧力であったという報告は26%から45%に増加した。）；PX 442（逮捕については、低い圧力であったという報告は31%から8%に減少し、高い圧力であったという報告は17%から42%に増加した。）；4/5 Tr. at 2496–2500.

²³⁰ See PX 293.

シルバーマン博士は、2012年の調査回答者を3つのカテゴリーに分類した：1994年以前に退職した者（コンプスタット導入前）、1995年から2001年の間に退職した者、および2002年以降に退職した者（ブルームバーグ市長の就任とケリー市警本部長の任命の年）。回答結果によると、停止行為件数の増加への強い圧力を受けたと報告したNYPD職員の割合は、コンプスタット導入前の9%から、ブルームバーグ市長就任前のコンプスタット時代には19%、2002年以降に退職した全回答者の35%に増加した。圧力は低いと報告した職員の割合は、コンプスタット導入前の退職者では58%であったが、ブルームバーグ市長就任前の退職者では37%、ブルームバーグ市長就任後の退職者では24%に減少した。召喚状発行や逮捕件数の増加に関しても、同様に顕著な圧力の増加が報告された²³¹。

最後に、2012年の調査では、法令上・憲法上のルールの遵守に対する中程度の圧力を報告した割合が35%から42%に増加した一方で、2002年以降、高い圧力を報告した割合に著しい減少が見られた。コンプスタット導入前の退職者の45%とコンプスタット導入初期の退職者の47%が、法令上・憲法上のルールの遵守に対する高い圧力を報告したのに対し、ブルームバーグ政権後の退職者では36%のみが同様の圧力を報告した。シルバーマン博士は、これは、緩やかではあるが統計的に有意な減少を示していると証言した²³²。

市は2008年と2012年の調査結果の信頼性を損なう試みを行ったが²³³、私は市の批判が本件の目的との関係において、調査の主要な結論を覆すものではないと考えている。

²³¹ See PX 446 (停止行為); PX 444 (召喚状); PX 445 (逮捕)

²³² See PX 292, 447; 4/5 at Tr. 2518–2519.

²³³ See 被告の主張の要点 第68項（例えば、2008年の調査が「代表的ではない」と主張している。その理由は、調査が「労働組合のメールリストに参加することを選択した退職者だけを対象とした」ためだが、このメールリストに参加した退職者が、他の退職者よりも停止行為の増加に関する圧力を感じる可能性が高いか低いのかを判断する根拠を示していない）。

NYPD職員は、コンプスタットの導入後、特にブルームバーグ市長とケリー市警本部長の就任後に、停止行為の件数を増加させる圧力に直面又は認識していたことを示している。さらに、この停止行為の件数増加の圧力は、これに対応する憲法上の制限の遵守に向けた同等の圧力を伴っていなかった。

c. 警察官に対する圧力に関する追加証拠

追加の事例証拠は、NYPDが、停止行為の合憲性について十分な考慮を払わずに、警官に停止行為の件数を増加させるよう圧力をかけたことを示している。便宜上、私は、証拠を2010年にニューヨーク州のクォータ法が施行される前とその後の2つの期間に分ける。

i. 2010年のクォータ法施行前の圧力

2010年以前、NYPDには停止行為、逮捕、又はその他の執行活動に関するクォータ制を禁じる書面による方針はなかった²³⁴。この期間中、監督者が警察官に数値的な執行目標を達成するよう指示し、目標を達成できなかった場合、警察官に不利益がある旨を告げて脅迫する事例が数多く存在する。特に、3つの警察署に所属する以下の3名のNYPD警察官が、執行数値の増加を迫る組織的な圧力を暴露する秘密録音を行った：アドリアン・スクールクラフト警察官、アドヒル・ポランコ警察官及びペドロ・セラノ警察官である²³⁵。3名の警察官の録音記録は、NYPDの政策が実際にどのように実施されているかを理解するための貴重な資料である。私はこれらの録音の内容を重視している。

²³⁴ See Chief of Patrol 「クォータ法案に関する覚書」（2010年10月22日）PX 290、*0096（「クォータ制は、いかなる管理職研修の一部としても扱われない…」）。クォータ制を禁止する過去の書面によるポリシーへの言及がないことは、そのようなポリシーが存在しなかったことを強く示唆している。

²³⁵ 警察官が記録する内容を自由に選択したという限度において、記録は不完全な状況を示す可能性がある。しかし、大部分において、記録の文脈と監督者の言葉の意味は明確であった。

スクールクラフト警察官の録音は、ブルックリンのベッドフォード・スタイベサント地区にある81分署で録音された。多くの録音は警察官が任務や訓練を受けるために集合し、任務や訓練を受ける前の点呼の際のものである²³⁶。UF-250書式を発令するための要請や命令は、無害なものもあるが、録音によく現れる²³⁷。録音では、何度も召喚状、停止行為及び逮捕を含む「活動」を求めている。時々、監督者は、もしもゴールが達成できなかつたら不利益がある旨の脅迫を伴う数値目標を設定することもある。例えば、2008年6月12日の点呼において、ジャン・デラフエンテ警部補は次のように述べた：

今日、COの会議があったよ…まず何よりも、我々はより多くの活動が必要なんだよ、わかるか？COはより多くの活動を望んでいる。XOももっと多くの活動を望んでいる。地区では活動シートを監視している。したがって、君の活動が基準を下回れば、君か私か巡査部長かCOが何が起きているか説明を求められる、わかるか？だから、その状態にならないようにしよう。いいか²³⁸？

その後、デラフエンテ警部補は次のように述べている：「XOは先日出席していて、実際に数値目標を示したよ。わかるか？」デラフエンテ警部補は、おそらく冗談交じりに、その数値目標を引用しないと言いつつ、Executive Officerが「少なくとも3つのシートベルト、1つの携帯電話、そして11の他のものが必要だ」と言ったと述べた。また、数字が十分でなかった警察官を批判したことも示唆している：「COからいくつかの名前を聞いている。君に言ってるんだよ。私は皆の前では君に恥をかかせたりはしない。」²³⁹

²³⁶ See 3/19 Tr. at 425 (ボランコ)

²³⁷ See 例えば、*id.* PX 289T (2008年10月30日 4:20–6:30) (「何か見かけたら、ただやるだけだ、ああ、250件、街角にいるすべてのクソ野郎を追い出せ。」)

²³⁸ *Id.* (2008年6月12日 7:13–8:10)

²³⁹ *Id.* (2008年6月12日 12:10–13:28)

スクールクラフトの録音で顕著な点は、監督官が地元住民に対して抱く軽蔑と敵意である。例えば、2008年11月8日の点呼で、デラフエンテ警部補は次のように述べた：

いいか。昨日、[ハワードとチャウンシーのところに] 行ってきたんだが…あそこに白髪の老人がいるんだ。口が達者なやつだ。彼は、自分が55歳だから逮捕されないと思っているようだ。でも、わかるか？私はそこでそんなことは許さない。彼が入ってきて、彼の仲間も2人入ってきた。わかったか？だから、我々はその角をきれいにしておかないといけないんだ。だって、あそこにあまりにも人が群がると、彼らはそのブロックを自分のものだと考えるから。ブロックを支配していると思うだろう。ブロックは俺たちのものだ。ブロックは彼らのものじゃない、わかったか？彼らはそこに住んでいるかもしれないけど、このブロックは俺たちのものだ。わかったか？ここの道は俺たちのものだ。君たちは彼らに何をするか指示しろ²⁴⁰。

同様に、デラフエンテ警部補は、2008年11月1日の点呼において、警官たちに、君たちは「人々が笑顔で歩き回っているようなミッドタウン・マンハッタンで働いているわけではない。君たちはベッド・ステイで働いている。そこではおそらく誰もが令状をとれる²⁴¹。なぜなら、ベッドフォード・スタイベサントは歴史的に黒人居住区であり、現在も黒人人口が過半数を占めているからだ²⁴²。デラフエンテ警部補のコメントには、懸念される人種差別的なニュアンスが含まれている。

81分署における敵対的な文化のさらなる証拠として、レイモンド・ストークス巡査部長は2009年3月13日の点呼で次のように述べた：

²⁴⁰ *Id.* (2008年11月8日 13:09–14:36)

²⁴¹ *Id.* (2008年11月1日 2:12–3:50)

²⁴² See 5/9 Tr. at 6458–6459 (ジュアニタ・ホームズ検査官。2010年にスクールクラフト巡査の録音テープが公開された後、81分署の指揮官となったジュアニタ・ホルムズ検査官は、81分署は「77%がアフリカ系アメリカ人」と証言した)；NYC.gov, Community Snapshot 2011, CD3: Bedford Stuyvesant (2012年) (Bedford Stuyvesant全体が59%が黒人であると記載)。

街を歩いている男たちを見かけたら、彼らを移動させろ。2、3人なら移動させられるが、15人は無理だ、わかったか？アホになりたいなら、なんでもいいから動かせ。もし動かないなら、俺を呼んで「迷惑行為を理由に」留置しろ。大したことない。一晩中そこに留置しておいても構わない。街に人が少ないほど、我々の仕事は楽になる。もし彼らを停止させれば、250件、250件という数字はそれほど難しいか。私はでっちあげろと言っているわけではないが、強盗、侵入窃盗、どんな犯罪でも説明することができる。書類作業だ… それでも数字だ。それは追及を避けるためのものだ。私は何か月もそう言ってきたらう²⁴³。

同様に、ストークス巡査部長は、2008年11月23日の点呼で次のように述べている：「角に立っているなら、移動させろ。やつらが移動したくないなら、逮捕しろ。それで終わりだ。いつだって後で説明すればいい。」²⁴⁴

2008年のハロウィーンの点呼での演説で、マウリエロ副警視は次のように述べている：

今夜はゼロ・トレランスだ。大晦日と同じだ。全員捕まえろ。構わない。…彼らはサイコロを振っている？全員捕まえろ、賭博を助長しろ。構わない。検察官に明日どうするかを議論させろ。 彼

²⁴³ PX 289T (2009年3月13日 4:32–5:20) (強調は引用者)。「ザ・ハウズ」は明らかに指揮官などの執行活動を監視しより高い活動を求め執行活動が低い場合、懲罰として警官を配転させる権限を持つ上官を指す。例えば、*Id.* (2008年6月12日 14:58–16:40) ; *Id.* (2008年12月8日 12:20–15:00) *id.* ; 4/2 Tr. at 1897–1898.

ストークス巡査部長の朝礼における指示の別の例として、PX 289T (2008年1月7日 6:58–8:00) を参照（「クソ野郎になれ。彼らが何かしようとしたら、どんな状況でも彼らの顔に光を当て、不都合を生じさせろ」）。ストークス巡査部長の発言「[b]e an asshole」について説明を求められたステイーブン・マウリエロ副警視は、次のように解釈した：「それは警察官であれという意味だ。君は巡回ポストを担当している。そのポストを巡回するのだ。そして、どこにでも現れろ。」4/2 Tr. at 1900.

²⁴⁴ PX 289T (2008年11月23日 5:46–6:28) (強調は引用者) ; 4/2 Tr. at 1825。マウリエロ副警視は、「『後で説明できる』という表現を解釈」するように求められた際、NYPDの「CPR」（礼儀、専門性、尊重）へのコミットメントについて議論することで、当初は質問への回答を回避した。*Id.* at 1903–1904。彼は最終的に次のように回答した：「おそらく、後で書類を提出しろという意味でしょう。説明です。オンラインの逮捕記録シートですよ。」*Id.* at 1903.

らは「バンダナを」被って、狂ったようにブロックを走り回っている。人々を追いかけている？やめさせろ。構わない。強盗を阻止しているんだ…お前もわかってるし、俺もわかってる²⁴⁵。

これらの発言の意図を説明するよう求められたマウリエロ副警視は、サイコロを振る行為は生活の質に関する違反行為であると証言した²⁴⁶。

録音された発言の一部は、NYPDが録音の公開により強制されるまで対応しなかった深刻な警察署内の文化を暴露するだけでなく、原告の主張にも直接関連している。ストークス巡査部長は、複数の機会に、事後的に停止行為の理由を「いつだって説明できる」と述べ、警察官にまず停止行為を実行させ、正当化理由を後付けで作成するよう指示している²⁴⁷。ストークス巡査部長は、後に、部下に対し「全員を揺さぶれ。動く者、建物から出る者、250件、立っているやつ、そして何回かコミュニティ訪問をしろ。C召喚状も」と指示している²⁴⁸。建物から出る行為は—犯罪率の高い地域であっても、合理的な疑いの根拠として十分ではないことから、これらの言葉は、法的根拠なしに停止行為やその他の執行活動を実行するよう指示するものである。

同様に、2008年11月8日の点呼においてマウリエロ副警視が述べた以下の言葉は、2002年から2011年にかけての停止行為の急激な増加が、犯罪の合理的な疑いなしに停止行為を奨励することで一部実現された可能性を示す証拠である：

腰にバンダナを巻いているのにはうんざりだ。ビーズにもうんざりだ。

²⁴⁵ PX 289T (2008年10月31日 9:05–9:50)

²⁴⁶ 4/2 Tr. *Id.* at 1912–1913.

²⁴⁷ この方策は、当然ながら、警察官が停止行為を行う前に、個別の根拠があり説明可能な合理的な疑いを有しなければならないという要件に違反している。

²⁴⁸ PX 289T (2008年12月8日 1:20–1:38)。ある警官の証言によると、3種類の召喚状がある：A召喚状は駐車違反用の召喚状（「パーカーズ」）、B召喚状は移動違反用の召喚状、C召喚状は生活の質に関する違反（刑事裁判所召喚状とも呼ばれる）用の召喚状。5/10 Tr. *Id.* at 6765（ハーラン）

赤と黒のビーズはブラッツを意味する。やつらのバンダナーもしやつらが街を歩いていて、尻からバンダナがはみ出ているなら—やつらは停止させなければならない。少なくとも250件。少なくともだ²⁴⁹。

最も重要な点は、ストークス巡査部長が、警官たちに、彼らのキャリアは高い活動水準を維持することにかかっていると何度も指示し、犯罪の合理的な疑いがある場合にのみ停止行為を行うという要件を完全に無視している点である。2008年12月8日の点呼において、ストークス巡査部長は次のように説明した：

この仕事は簡単だ。ただ犬を遠ざけておけばいい。駐車違反、250件、街を歩いているやつを逮捕してもいい。分かっているか？停止させるんだ—それで？250件やったんだ。何が問題なんだ？ぶちこめ。そいつは情報を出す気がないとしても、誰が気にする？それでも250件だ。250件²⁵⁰。

ポランコ巡査の録音は2009年にブロンクスの41分署で録音され、犯罪活動の合理的な疑いがあるかにかかわらず、執行活動の数値を達成するよう警官に圧力がかけられていることを示している。ある録音では、ポランコ巡査の労働組合代表であるエンジェル・ハーラン巡査が、第41管区の警官が「20件と1件」を完了する義務について繰り返し言及している。ポランコ巡査はこれについて、毎月20件の召喚状と1件の逮捕を意味すると証言している²⁵¹。ハーラン巡査は他の警官に対し、「このクソ街を潰せ」と促し、必要な数値（目標）を示す。なぜなら、それを行わない者は「ゼロ」であり、

²⁴⁹ PX 289T (2008年11月8日 15:34-15:45)。たとえば、ギャングの身の回り品として知られているものを身に着けているすべての人を停止行為することがギャング抑止に効果的な戦略であったとしても、それは合憲の戦略ではない。なぜなら、ビーズを持ち歩くことやバンダナを見せびらかすことは犯罪ではないからである。

²⁵⁰ *Id.* (2008年12月8日 12:20-15:00) *Accord Id.* (2008年12月8日 7:07-7:42) (活動実績が低い職員は異動となることを示唆) ; *Id.* (2018年12月12日 2:20-4:30) (UF-250書式とC召喚状の発行を促すとともに「評価は活動状況に基づいて行われる」旨を明言) ; *Id.* (2009年1月28日 23:24-24:10) (「彼らはその数値を見ており、対象者は異動させられるだろう。」) ; *Id.* (2009年1月29日 6:56-9:03) (「数字を達成すれば、みんなお前を放っておく。」)。

²⁵¹ PX 284T トラック1 ; 3/19 Tr. at 423-425

彼は、ゼロのためには戦わないからである²⁵²。ハーラン巡査は証言において、「20と1」は、20日から22日間巡回を行う41分署管区の巡回警官が達成すべき目標である20件の召喚状と1件の逮捕を指すこと（少なくともクォータ法施行以前において）を確認した²⁵³。ポランコ巡査の録音には、アンドリュー・ヴァレンツァーノ警部補が、車上荒らしがあった地域の近くで、鞆を持って自転車に乗っている人をすべて停止させるように警官に指示している様子も記録されている²⁵⁴。「それは良い停止行為だ」とヴァレンツァーノ警部補は述べている²⁵⁵。

セラーノ巡査の録音はブロンクスの40分署で行われており、取締活動に対する圧力も示されている。2010年6月30日の点呼の際、ステイシー・バレット警部補は、各警官に5件の召喚状又はUF-250256を取得するよう指示し²⁵⁶、それは難しいことではないと述べている。彼女は、セントメアリーズ公園で警官たちに「狂ったように」行動するよう指示した。「セントメアリーズで1件の召喚状も逃さないで。後のことはどうでもいい。」彼女の関心は「数字を達成すること」だけであった²⁵⁷。

録音以外にも、多くの警官たちが、取り締まり活動の強化を求める圧力、及び十分な数字を達成できなかった場合の悪影響に関する脅迫について、信頼性が高く一貫し

²⁵² PX 284T トラック1-2。See also 3/20 Tr. at 469-470（ポランコ巡査は、ハーラン巡査が、次の日に市が残業代を払わなければならないように、金曜日の夜に逮捕を実行するよう警官たちに促したと解釈する；3/21 Tr. at 734-735（セラーノ巡査が「活動が低い『ゼロ』」と「活動が高い『ヒーロー』」の区別を説明）。

²⁵³ See 5/10 Tr. at 6765-6766, 6768.

²⁵⁴ See PX 284T トラック5；3/19 Tr. at 417

²⁵⁵ PX 284T トラック5。ポランコ巡査は、これについて「犯罪傾向にある区域内で鞆を所持して自転車に乗っている者に対してストップ・アンド・フリスクを行う」という指示であるとの信頼できる解釈を示した。3/20 Tr. at 487-488.

²⁵⁶ バレット警部補は、「我々は5件を求めていた、つまり召喚状とUF-250書式の組み合わせを求めていた」という信頼性の高い証言をしている。5/7 Tr. at 6272.

²⁵⁷ PX 297.

た証言をしている²⁵⁸。

ii. 2010年のクォータ法後の圧力

2010年、ヴィレッジ・ボイスがスクールクラフト巡査の録音内容を公表した後²⁵⁹、ニューヨーク州は「クォータ法」を制定した。この法律は、チケット、停止行為、召喚状、逮捕のクォータを達成できなかったことを理由として警官に対して報復措置をとることを禁止するものである²⁶⁰。

その後、ホール警視長は、NYPDのパフォーマンス・クォータに関する立場を明確化するために、各パトロール地区の指揮官宛てにメモを送った。このメモではまず、「特定の期間内の特定数の召喚状の発行や、逮捕を義務付けることは、常に禁止されてきた」と明記されている。さらに、メモでは「執行活動への従事を回避する警官は、不利な措置の対象となる可能性がある」と述べている²⁶¹。さらに、「警察官の活動レベルを測定する明確な方法は、警察官が時間経過とともに実施した執行活動の件数を数え」、警察官の活動水準を、同様の立場にある他の警察官の活動水準と比較することである。このメモは、明示的に「具体的な数値目標について議論すること」、又は「特定の数値目標を達成できなかったことと、不利益な雇用に関する処分を結びつけること」のみを明示的に禁止している²⁶²。

2011年、NYPDは「Quest for Excellence」プログラムを導入した。これは、警察官のパフォーマンス評価及びパフォーマンス目標の活用促進のための新たな政策である

²⁵⁸ See Pl. Findings 61–62項 (collecting sources)

²⁵⁹ See 4/2 Tr. at 1842.

²⁶⁰ 従前、215条は、交通法規違反のクォータのみ規定していた。See PX290 at *0096.

²⁶¹ *Id.* at *0097.

²⁶² *Id.* (強調は引用者)

²⁶³。Questプログラムの中心的文書の一つが、2011年10月17日に発行された「Operations Order 52」（「OO 52」）であり、これは、警察官のパフォーマンス目標を説明するものである。OO 52は、監督者が警察官のパフォーマンスを活動数値に基づいて評価し、特に召喚状、停止行為、逮捕に重点を置くことを明確にし、数値が低すぎる警察官は、低数値が継続する場合、より厳しい懲戒処分を受けると定めている。

具体的には、NYPDの管理者は「積極的な執行活動」に関する「パフォーマンス目標」を設定し、「自主的な逮捕、召喚状の発行、[及び] 停止行為を実施すること」に「特に注意を払う」必要がある²⁶⁴。バーニーコミッショナー代理は、「パフォーマンス目標」には「一定数の停止行為の目標を設定すること」が含まれる可能性があると述べた²⁶⁵。「プロアクティブな活動に従事しない」ため、引き続き「地区/配置先の状況改善に失敗する」警察官は、最終的に「パフォーマンス監視ユニット」に送致され、潜在的な配置転換その他の適切な懲戒処分の対象になる²⁶⁶。

さらに、警察官のパフォーマンスを追跡するフォームは、NYPDが執行活動の数と効果に重点を置き、執行の憲法上の正当性に注目していないことを反映している。警察官は、月次業務状況影響測定報告書に自身の活動を毎日記録するよう求められている²⁶⁷。フォームには、垂直巡回、無線出動、逮捕、召喚状、及びUF-250書式を含む各種報告書の作成が含まれる²⁶⁸。月末に、警察官は総活動数を合計し、監督者は「申告

²⁶³ See 4/15 Tr.at 3364（ジョン・バーニー労働関係コミッショナー代理、Questの設計者の一人）

²⁶⁴ OO 52, PX 285 第1項、3項。低活動数値を指す多くの表現方法については、3/22 Tr. at 966（ラファエル・マスコル警部補の証言：「聞いてくれ、君は現場でもう少しプロアクティブに行動する必要がある。任務をこなすことに少し忙しくなるべきだ。現場の状況を適切に処理するんだ。君はここ数ヶ月でパフォーマンスが落ちているようだ。何か問題があるのか？」（強調は原文のまま））

²⁶⁵ 4月15日 Tr. at 3368-3369.

²⁶⁶ OO 52 第15項。

²⁶⁷ See Interim Order 49（2011年10月24日）（「IO 49」）PX 315（パトロールガイド205-57の停止）at 2；警察官の月次条件影響測定報告書、PX 205（ブランク・フォーム）

²⁶⁸ See PX 205. このフォームは、NYPDが合憲性という観点ではなく効率性という観点から停止行為の「質」の評価に関連する情報を体系的に収集していることを示す別の例である。

された状況への影響」が「効果的」であったかどうかを簡潔な書面評価で示す。四半期ごとに、監督者は前の3ヶ月間の警察官の活動をレビューし、その効果を評価する²⁶⁹。

この効果に関する詳細なレビューシステムとは対照的に、執行措置が法的に正当化されるかどうかを評価するプロセスはない²⁷⁰。パフォーマンス評価において、憲法違反の停止行為は、憲法に適合する停止行為と比べて、警察官のキャリアにとって価値が低いものではない。なぜなら、両者は区別できないからである。実際、複数の月次活動報告書の分析によると、多くの警察官が、ほぼ、実施した停止行為、逮捕、召喚状の数のみに基づいて評価されている。これらの報告書及び補強証言に基づき、パフォーマンス評価の文脈における「効果的な」「申告された条件への影響」は、時として、ターゲット地域における停止行為、逮捕、召喚状の許容される件数を指す婉曲表現に過ぎない場合がある²⁷¹。

警察官は、上司が適切とみなす執行活動の数に達しない場合、警告やより厳しい不利益な措置を受ける可能性がある。バーニーコミッショナー代理は、警察官が十分プロアクティブな執行活動を行わない場合、パフォーマンス評価が低下し、異なる部署

²⁶⁹ IO 49 at 2-5, PX 205, 3月22日 Tr.at 892-893 (マリーノ副署長は、月次、四半期及び年次の報告書によって、警察官によるパフォーマンス目標の達成の有無は監視されていることを認めている。月次及び四半期毎の評価は、警察官の年次業績評価においても重要な役割を果たしている。例えば、see 4/15 Tr. at 3410 (Beirne)。

²⁷⁰ この事実は、フォーム自体からも明らかであるが (See PX 205)、以下の証言によっても裏付けられている。例えば、See 3月27日 Tr. at 1178 (ジョナサン・コラベル警部補が「[月次活動報告書には、] ストップ・アンド・フリスク、逮捕又は召喚状に関する実質的な情報が記載されていない」と認めている部分)。

²⁷¹ 例えば、以下の内容は、現場の監督者が警官の「現場での月次報告書」の「警察官が申告した状況への影響」という欄に記入された監督者のコメントである。この欄では、監督者に「[警察官が] 効果的/非効果的だった理由を詳細に記述してください」と求められている。すべての評価は2012年のものである：「警官は先月より改善を示し、状況に対処するために24件の召喚状を発行する積極的な対応を行った。」PX 234 (「効果的」と表示)。「POは今月は効果的で、1件の重大窃盗事件の逮捕と20件のUF-250書式を処理した。」Id. at *1255 (「効果的」と表示)：「PO...は、対象地域で1件の逮捕と20件のUF-250書式を処理し、その月は効果的であった。」Id. at *1257 (「効果的」と表示)

への配置転換につながる可能性があり、これらの措置は「不利益な雇用措置」に該当する旨を認めている²⁷²。前述のとおり、OO52で言及されているプロアクティブな執行活動は、停止行為、召喚、逮捕のみである²⁷³。

ベアンヌコミッショナー代理が証言したように「パフォーマンス目標」が機能しているならば、パフォーマンス目標とノルマとの違いを見出すことは困難である²⁷⁴。当然のことながら、その後、2010年以降、NYPD（ニューヨーク市警察）に対して、クォータ制に基づく不利益な雇用措置を理由に、警察官から少なくとも9件の苦情が提出されている²⁷⁵。

d. 結論

上記の証拠は、警察官が、停止行為が憲法上正当化されていることを確保するための圧力が存在しない状態で、停止行為件数を増加させるよう継続的に大きな圧力を受けていることを示している。次節で説明する証拠と合わせて、これは正当化されない停止行為を生む予測可能なパターンである。ホール警視長の2010年のメモにおける意見を要約すると、執行活動に数値的なパフォーマンス目標を課す一方で、その活動が法的に正当化されていることを確保するための有効な対策をとらない場合、「警察官は法違反が発生したためではなく、[パフォーマンス目標]を達成す

²⁷² 4月15日 Tr. at 3370–3372。ベアンヌコミッショナー代理とは対照的に、エスポジト警視長とマリーノ警視は、数値による執行活動の目標に関する原告の質問を避け、警察官は「状況に対処した」かどうかで評価されていると主張した（4月9日 Tr. at 2957（エスポジト））。Accord 3月22日 Tr. at 881（マリーノ）。エスポジト警視長とマリーノ警視は、クエスト・プログラムには、警察官の活動実績の集計以外の「状況への対応」を測定する指標が含まれていないにもかかわらず、このような証言を行った。また、仲裁手続では、マリーノ警視自身が、75分署の指揮官だった頃に、警察官にクォータを課していたことが判明している。See 4月9日 at Tr. 2954–2955（マリーノの仲裁結果について認めるエスポジト警視長）。

²⁷³ See OO52 第1項、3項

²⁷⁴ 4月15日 Tr. at 3369（クォータとパフォーマンス目標の区別）。

²⁷⁵ See *Id.* at 3399–3400（ベイン）；5/10 Tr. at 6790–6791（ハーラン）

るために執行活動を行う可能性がある」と指摘している²⁷⁶。

3. 「適切な対象者」の標的化

人種がストップ・アンド・フリスクに与える役割は、連邦最高裁判所が1968年にこの慣行を初めて是認して以来、議論的となってきた。*Terry*事件で連邦最高裁判所は、『多くの地域において、街頭での質問は警察とマイノリティ集団間の摩擦の主要な原因となっている』と認め、その摩擦は『警察部門が警察官に対し、街頭で人々を停止し質問することを日常的に行うよう奨励するほど、増加する』と指摘した²⁷⁷。1996年、第9巡回区控訴裁判所は、これらの停止行為が「被拘束者に屈辱を与え、その自尊心を傷つけ、多くのアフリカ系アメリカ人にとって人種主義と不寛容が日常の一部であるという現実を改めて突きつけるもの」と指摘した²⁷⁸。

NYPDは、ストップ・アンド・フリスクの実践におけるレイシャル・プロファイリングに関して、二つの異なる方針を維持している。一つは、レイシャル・プロファイリングを禁止し、停止行為を行うには合理的な疑いを必要とする書面による方針である²⁷⁹。もう一つは、書面化されていない方針であり、警察官に対し、合理的な疑いに基づく停止行為を「適切な人物、適切な時間、適切な場所」に集中させるよう促す内容である²⁸⁰。

²⁷⁶ PX 290 at 0096。原文は「パフォーマンス目標」ではなく「クォータ」と記載されている。ただし意味は同じである。

²⁷⁷ *Terry*, 392 U.S. at 14 n.11 (PRESIDENT'S COMMISSION ON LAW ENFORCEMENT AND ADMINISTRATION OF JUSTICE, TASK FORCE REPORT: THE POLICE (1967)を引用。See also *id.* At 14-15 (「警察組織の一部による組織的な嫌がらせが、少数民族グループ、特に黒人によって頻繁に訴えられている」という問題を指摘する)。

²⁷⁸ *Lambert*, 98 F.3d at 1188 (情報源の収集)。

²⁷⁹ See, e.g., Interim Order 20 (5/16/12), PX 183 ¶¶ 2-4 (現在のレイシャル・プロファイリング方針、停止行為には合理的な疑いに基づく必要があることを強調); Operations Order 11 (3/13/02), PX 184 ¶¶ 1-2 (以前のレイシャル・プロファイリング方針、同様の点を強調)。

²⁸⁰ PX 332T at 20. NYPDのさまざまな階級の職員が、このフレーズのバリエーションを裁判の全過程

以下に要約する証拠に照らし、NYPDの「適切な人物」を標的とする方針は、NYPDの被疑者データにおいて多くを占める人種集団の構成員に対する不均衡な停止行為を助長しているものと認める。これは間接的なレイシャル・プロファイリングである。実際、これによりNYPDの警察官は、白人であれば停止させられなかったであろう黒人やヒスパニックに対し、停止行為を行う結果を招いている。個人の人種は、身長や体重と同様に、被疑者の具体的な特徴に基づく停止行為を行う場合に考慮し得る要素であることに疑いはない²⁸¹。しかし、ある人種集団の一部の構成員が犯罪通報に頻繁に登場するという理由で、その集団全体に対して、警察の取り締まりを強化することが許されないことも明らかである。平等保護条項は人種に基づく疑いを認めていない。

当該期間中にNYPDにおける制服警官の最高位にあり、コンプスタット会議の議長を務めたEsposito警視長は、合理的な疑いがある場合に限り人種に基づく集団を停止行為の標的とするNYPD方針について、とりわけ率直に述べた。

Q. クオリティ・ストップ（Quality stops）とは、適切な場所で適切な時間に行われる停止行為のこと、そうですね？

A. はい。

Q. そして、適切な人物を標的として停止行為を行うということですね？

A. 他の要因も含まれます。

Q. 適切な人物とは、14歳から20歳の若い黒人やヒスパニックの若者、そうですね？

A. 場合によっては。（一時沈黙）あなたは、合理的な疑いについての言及を欠いています²⁸²。

で繰り返し用いた。See Pl. Findings¶¶ 49–55 (情報源の収集); 4/10 Tr. at 3035 (Esposito警視長は、NYPDが「適切な人物を、適切な場所で、適切な時間に」捜していることを認めた)。

²⁸¹ See *infra* Part V.B.1 (レイシャル・プロファイリングに関する法的結論)。

²⁸² 4/10 Tr. at 3034. 明確にしておく、 「適切な場所と適切な時間」を標的とすること、すなわち配

Esposito警視長は、すべての停止行為が犯罪通報に基づく特定の被疑者の特徴に基づいているわけではないことを認めた。実際、警察官がUF-250書式で「特徴に一致する」にチェックするのは、13%にすぎない。

しかし、Esposito警視長は、NYPDが被疑者の特徴が示されていない場合でも、被疑者データを用いて特定の個人を停止行為の標的としていると証言した。

Q：黒人やラテン系男性に対する停止行為、尋問、所持品検査の格差は、レイシャル・プロファイリングの証拠だと考えますか？

A：いいえ。そう思いません。…なぜなら、これらの停止行為は一般市民からの通報に基づいて行われているからです。

裁判所：しかし、通報とは無関係な街頭での停止行為も数多く存在しますよね？

証人：その通りです。

裁判所：それは観察された行為に基づくもの。…被害者の通報に基づくものではない。

証人：それは、総合的に考慮したうえでの判断です。すなわち、その地域で誰が撃たれているのか—その発砲を行っているのは誰なのかということです。…では、そのような発砲を行っているのは誰か？それは、10代後半から20代前半の有色人種の若者たちです²⁸³。

このようにして、警察官が犯罪行為を合理的に疑うことができる人々の範囲の中で、地域の被疑者データの一般的な人口統計的特徴に一致する人々が「適切な

備が「犯罪が行われている時間と場所を反映したもの」である場合に、憲法上の問題はない。PX 157 at 268-269(Giannelli).

²⁸³ 4/10 Tr. at 3027-3029 (強調は引用者)。Esposito警視長はその後、停止行為の標的は「犯罪を行っている人物」とであると証言した。Id. at 3029. NYPDが「適切な人物」を人種、性別、年齢の観点から定義していることは認められるが、仮にNYPDが「適切な人物」や「犯罪を行っている人物」というカテゴリーを定義することなく、これらを標的とするよう警察官に指示した場合においても、同様に問題がある点に留意すべきである。なぜなら、そのような場合、警察官が犯罪者とはどのような人物であるかという点について、自身の固定観念や偏見で未定義の用語を補うおそれがあるためである。

人物」として停止させられることになる²⁸⁴。

他の証拠もEsposito警視長の証言の解釈を裏付けている。Serrano巡査の録音の一つで、Christopher McCormack副警視はSerrano巡査に、「適切な人物を、適切な時間に、適切な場所で」停止させるとは、「閉園中のセント・メアリーズ・パークを歩いていた48歳の女性」を停止させることではないと説明した²⁸⁵。彼は次のように続けた。

警視：これは適切な人物を、適切な場所、適切な時間に停止させることについてである。

Serrano：わかりました。

警視：もう一度、モット・ヘイブンを例に取ろう。そこが最も問題の多かった場所だ。その問題のほとんどは、強盗と重大窃盗だった。

Serrano：では、その強盗をしているのは、どのような人たちですか？

警視：問題となったのは、何かというと、黒人の男性だ。点呼の際にも言ったが、これをいうことには何のためらいもない。14歳から20歳、21歳の黒人男性だ。点呼の場でそう言った²⁸⁶。

McCormack副警視は、録音における自身の発言は、被害者による被疑者の描写に基づいていると証言した。しかし、彼はまた、被疑者の特徴はここで述べられている情報、すなわち、男性、黒人、14歳から21歳という情報のみに基づいていること

²⁸⁴ Esposito警視長は、「適切な人物」を標的とすることをレイシャル・プロファイリングとは考えていない。なぜなら、彼の見解では、停止行為が合理的な疑いに基づいて行われる限り、レイシャル・プロファイリングは存在し得ないからである。

考えてみると、これは2008年から続いているので、そうですね、あの様式が適切に記入されていれば、合理的な疑いが生じさせるものとなります。そして、合理的な疑いが確立されていれば、レイシャル・プロファイリングにはなりません。それだけの話です。

4/9 Tr. at 2824. もちろん、UF-250 書式が適切に記入されていれば合理的な疑いが必然的に確立すると示唆することも誤りである。

²⁸⁵ PX 332T at 21.

²⁸⁶ Id. at 23-24. モット・ヘイブンは、ブロンクス区のモット・ヘイブン地区にある、主に黒人及びヒスパニックが居住する住宅団地である。See id. at 22-23; 5/13 Tr. at 7014 (McCormack).

も認めた²⁸⁷。

録音の冒頭で、Serrano巡査から質問された際、McCormack副警視は、「すべての黒人やヒスパニックの人々」が被疑者データに基づいて停止行為の対象となるとは考えていないと明確に述べた²⁸⁸。McCormack副警視は、Esposito警視長と同様に、停止行為には合理的な疑いが必要であることを認識していた。しかし、両者はともに、合理的に疑わしい行動を示す人々の中でも、その地域で被疑者の一般的な人種、性別、年齢のプロフィールに一致する人物は、特に停止行為の標的とすべきだと考えている²⁸⁹。

Cornelio McDonald氏に対する停止行為は、被疑者データに基づくNYPDの間接的なレイシャル・プロファイリング方針を示す一例である。Edward French巡査（現在は検察官）は、クイーンズで黒人男性が住居侵入窃盗を行っているという犯罪報告、及び黒人男性が同地区の商業施設で武装強盗を行っているという報告があったことを把握していた。これらの強盗事件における被疑者について知っていた情報は、男性で黒人であるという点のみであった——これは、非常に一般的な特徴にすぎず、「特徴に一致する」として停止行為を正当化する根拠にはならない²⁹⁰。それにもかかわらず、French巡査は、McDonald氏が被疑者の特徴に一致しているという理由一つから、彼を停止させた。McDonald氏は、冬の夜遅くにポケットに手を入れながら

²⁸⁷ See 5/13 Tr. at 7016-7017.

²⁸⁸ See PX 332T at 23. また、McCormack副警視には、Schoolcraftの録音の多くに見られるような地域住民に対する軽蔑や敵意を示していない点についても言及しておく。むしろ、McCormack副警視は、「この地域に住む人々の99%は素晴らしく、勤勉な人々だ」という自身の信念を強調しており、黒人やヒスパニックを標的とする意図がないことを明確にしている。彼の目標は、対象となる犯罪を行っている「いかなる集団」に対しても、停止行為を重点的に行うことにある。Id. at 8, 11.

²⁸⁹ 同様に、Stephen Cirabisi 副警視は、コンプスタット会議において、停止行為を受けている人物が「犯罪を行ったと疑われている人物」と同じであるかどうかに注意が払われていると証言した。5/2 Tr. at 5696-5697.

²⁹⁰ See 4/17 Tr. at 3743; Def. Findings ¶ 13.

道を横断していた黒人男性であり、~~黒人~~黒人男性であるというだけで同じ状況下にある白人男性よりも疑わしいとみなされたのである²⁹¹。つまり、クイーンズで二人の黒人男性が犯罪を行ったため、その地区のすべての黒人男性が警察のより厳しい監視の対象となったのである。

2009年に最も積極的に停止行為を行った警察官の一人であるGonzalez巡査が作成したUF-250書式は、被疑者データに基づくNYPDの間接的なレイシャル・プロファイリング方針に従った警察官の別の事例を示している。Gonzalez巡査は、134件のUF-250書式のうち132件で「特徴に一致」にチェックを付けたが、その停止行為いずれも、進行中の捜査や被害者の報告又は無線通報に基づくものではなかったと明記していた²⁹²。それにもかかわらず、Gonzalez巡査の上司であった当時のCharlton Telford巡査部長は、この不一致について懸念を抱いていなかったと証言した。Telford巡査部長は、Gonzalez巡査の停止行為は「被疑者の人種、身長及び年齢」に基づいていたと主張した²⁹³。Gonzalez巡査の134件の停止行為の根拠となった被疑者の特徴は以下の通りである。

侵入窃盗事件の被疑者の特徴は、ヒスパニック系の男性、身長5フィート8インチから5フィート9インチ、30代である。強盗事件の被疑者は、黒人男性で、(人数は)4人から5人程度、年齢は14歳から19歳である。発砲事件の被疑者は、20代の黒人男性である²⁹⁴。

おそらくGonzalez巡査がこの一般的な被疑者データに依拠したため、彼が停止させ

²⁹¹ See *infra* Part IV.D.1.c.

²⁹² See PX 557; PX 557-D; 5/7 Tr. at 6327-6328 (Lieutenant Charlton Telford). 「無線通報/無線対応報告#」は、UF-250書式の表面にある記入欄であり、「被害者/目撃者からの報告」及び「進行中の捜査、例：強盗の手口」は、フォームの裏面にある「追加の事情」セクション内のボックスである。See Blank UF-250.

²⁹³ 5/7 Tr. at 6327-6328.

²⁹⁴ *Id.* at 6341.

た134人のうち128人が黒人又はヒスパニックであった²⁹⁵。これは、彼の管轄区域内の被疑者のうち黒人及びヒスパニックの割合（93％）とほぼ一致するが、地域人口における黒人及びヒスパニック系の割合（60％）は大幅に上回っている²⁹⁶。したがって、Gonzalez巡査のUF-250書式は、レイシャル・プロファイリングが被疑者の人種構成と警察に停止させられる人々の人種構成との間にどのような相関関係があるのかを示す格好の例である。Gonzalez巡査は、ほぼすべての停止行為の根拠として「特徴に一致する」にチェックを入れることで、人種と性別以外にはほとんど情報が示されていない一般的な犯罪通報データを、高度な疑いを抱く根拠として用いるという、NYPDの警察官の間で一般的に行われている実態を記録していた。

ニューヨーク州上院議員Eric Adamsの証言は、NYPDの指導部がレイシャル・プロファイリングを黙認していることを示すさらなる証拠となっている。元NYPD大佐であるAdams上院議員は、2010年7月にマンハッタンの知事事務所で行われた小規模な会議に出席した際の状況について証言した。元ニューヨーク州知事David Paterson Adams上院議員、他の州上院議員、州下院議員及びKellyコミッショナーが、ストップ・アンド・フリスクに関する法案について議論するため出席していた。Adams上院議員は、黒人とヒスパニックが不均衡な割合で停止行為の対象となっている点に懸念を表明した。Kellyコミッショナーは、若年の黒人とヒスパニックに焦点を当てた理由として、「彼らが家を出るたびに警察に停止される可能性があるという恐怖を植え付けるためである」と回答した²⁹⁷。Adams上院議員は、Kellyコミッショナー

²⁹⁵ PX 557-D.同様にDang巡査は、2009年のある四半期の調査期間中、パトロールしていた地区の黒人比率が43%にすぎなかったにもかかわらず、黒人120人、白人0人を停止させた。See DX L14; RAYMOND W. KELLY, POLICE COMMISSIONER, REASONABLE SUSPICION STOPS:PRECINCT BASED COMPARISON BY STOP AND SUSPECT DESCRIPTION, DX Y8, at *4974.

²⁹⁶ DX Y8 at *4974.

²⁹⁷ 4/1 Tr. at 1589. 被告は、この法廷外での発言に対して異議を唱えなかった。

が「その場でそのような発言を平然とできたことに驚いた」と証言した²⁹⁸。

Adams上院議員の証言は信用できるものと判断する。特に、同上院議員がかつてNYPDに所属していたこと、Kellyコミッショナーが本証言に反論するために裁判に出廷しないと決定したこと、ニューヨーク市がKellyコミッショナーのこの会議での発言に関する反論の証拠を一切提出しなかったこと、さらにNYPDにおけるレイシャル・プロファイリングに対する寛容さを示す他の証拠を考慮すると、その信用性はいっそう高まる。実際、Kellyコミッショナーの発言の内容は、ニューヨーク市が公に表明している立場とそれほどかけ離れていない。Bloomberg市長は4月、NYPDの「ストップ・アンド・フリスク」の運用は「銃の所持を抑止するため必要である。…もし銃を所持しているかを調べる停止行為を中止すれば、若者の手に渡る銃が増え、より多くの人々が殺されるだろう」と述べた²⁹⁹。同時に、ニューヨーク市は冒頭陳述で「黒人とヒスパニックが犯罪被害者の過半数を占めている」こと³⁰⁰、また「暴力犯罪の被疑者の90%が黒人とヒスパニックである」ことを強調した³⁰¹。これらの前提—「ストップ・アンド・フリスクの目的は、人々が銃を所持することを抑止すること」と「黒人とヒスパニックが暴力犯罪の過半数を占めている」—を組み合わせると、黒人とヒスパニックが客観的に疑わしいかどうかにかかわらず、銃暴力を抑止するために彼らを停止行為の標的とすべきだという結論に用意に到達することになる。Kellyコミッショナーは、ニューヨーク市の公的立場から容易に推論できることを明示したに過ぎない。

²⁹⁸ Id. at 1585-1589.

²⁹⁹ Bloomberg市長がNYPDの指導部に対し行った公共の安全に関する演説 (4/30/13) (“April 30, 2013 Bloomberg Address”), PX 583 (強調は引用者)。

³⁰⁰ 3/18 Tr. at 44 (Heidi Grossman).

³⁰¹ Id. at 45.

4. 不十分な監視及び監督

これまでのセクションでは、NYPDの警察官がより多くの停止行為を行うよう求める組織的圧力や、高い停止行為活動への報酬について述べた。ニューヨーク市は、この圧力が法的に正当化されない停止行為につながるリスクに対処するため、NYPDが有効な措置を講じてきたと主張する。しかし、9週間にわたる裁判の結果、ニューヨーク市はNYPDが憲法違反の停止行為を特定又は追跡する有効な仕組みを有することを証明できなかった。

a. 不十分な記録作成及びその点検

ニューヨーク市は、UF-250書式単体では、停止行為が合理的な疑いに基づいていたかどうかを示すには情報が不十分であることを認めている³⁰²。以前のUF-250書式の様式では、警察官が「停止させた人物に対して合理的な疑いを抱いた要因」を記載するための大きな空白欄が設けられていた³⁰³。2002年11月から使用されている現在のUF-250書式では、警察官が停止行為を行う正当な理由を書面で明示する必要はない³⁰⁴。代わりに、警察官は各停止行為の詳細は、「活動記録簿（アクティビティ・ログ）」と呼ばれるメモ帳に記録するよう指示されている³⁰⁵。

³⁰² See Def. Mem. at 7; supra Part IV.B.2（停止行為の合憲性確認におけるUF-250書式の問題点についての議論）；Fagan Rpt. at 53-55.

³⁰³ Stop and Frisk Report, PX 449. ある上司は録音で次のように述べた：「以前は、この書類について2頁の報告書を書かなければならなかった…全部書かなければならなかった…今は簡単だ。いくつかの項目にチェックを入れるだけだ。」PX 289T (1/29/09 at 6.56-9.03).

³⁰⁴ See Blank UF-250.

³⁰⁵ See Operations Order 44 (9/11/08), PX 96, at 1（活動記録簿の重要性を強調し、上司が部下の活動記録簿を「定期的かつ不定期に、正確性と完全性を確認しなければならない」と明記し、必要な記入を怠った場合、懲戒処分を受ける可能性があることを指摘）；id. at 2（各停止行為について「指定されたとおりに詳細な記録を必ず記載しなければならない」と明記し、例として「不審な男性がアパートの窓をのぞき込んでいる」などを記載）；Patrol Guide: Stop and Frisk at 1（警察官は停止行為の詳細を活動記録簿に記入しなければならないことを明記）；3/27 Tr. at 1099 (B. Dennis)（「すべての警察官は活動記録簿を携帯しなければならない」と述べる）。

しかし、実際には、警察官はメモ帳に停止行為を行う正当な理由を記録しておらず、上司もこの不備を是正していない。Dennis巡査は、「警察官に『停止行為の時間、日付、場所、停止した人物の名前、疑われる犯罪、及び250が作成されたこと』を記録するよう提案された」と証言したが、これは「常に」必要ではなかったと述べ、自身も常にそうしていなかったと述べた³⁰⁶。Dennis巡査がDevin Almonorに対して行った停止行為に関するメモ帳の記載には、停止時刻と以下の二つの記述しか含まれていなかった：「二人の男性に停止行為」、「一人の男性は[判読不能なマーク]を拒否、UF-250書式」。Dennis巡査は、Almonorの逮捕と30分署への移送に関しては、「一人、30分署へ」とだけ記載していた³⁰⁷。これらのメモ帳の記載については、一度たりとも話題にされたことはなかった³⁰⁸。実際、彼が警察官として長年勤務する中で、彼の上司から停止行為に関する活動記録簿の記載が不十分であると指摘されたことは一度もなかった³⁰⁹。

一部の上司は、警察官がメモ帳に停止行為を行う正当な理由を記録する必要があることさえ認識していない。Michael Loria巡査部長は、訓練中に、警察官がUF-250書式に記載されている情報よりも多くの情報をメモ帳に記録すべきだと教わった記憶がないと述べた³¹⁰。さらに、Esposito警視長は、警察官がメモ帳に停止行為を行う正当な理由を記載させる方針に公然と反対の意を表明し、そのような慣行は、「何度も重複している」と指摘し、警察官の「警察業務の遂行能力」を妨げると主張し

³⁰⁶ 3/27 Tr. at 1099-1100. Accord id. at 1141-1142 (B. Dennis).

³⁰⁷ Id. at 1101-1102; PX 19 (メモ帳)。

³⁰⁸ See 3/27 Tr. at 1103.

³⁰⁹ See id. at 1100-1101. 同様に、French巡査は、犯罪の嫌疑を記載していれば、停止行為の理由をメモ帳に記載する必要はないと考えていたSee 4/17 Tr. at 3737. 他にも、メモ帳の記載が不十分な点に関する信用できる証言、上司がこれらの不備について議論しなかったこと、そして上層部がこの問題に対処しなかったことについて、多くの例が存在する。see Pl. Findings ¶¶ 97, 99 (情報源を収集)。

³¹⁰ See 4/17 Tr. at 3796-3797.

た³¹¹。

実際、NYPDは過去10年間にわたって、警察官がメモ帳に停止行為を行う正当な理由を記載しないという体系的な不備が存在することを認識してきた。毎月、各執行指揮部は、25件のUF-250書式及びそれに対応する活動記録簿をサンプルとして自己点検を実施する必要がある。自己点検の一環として、点検者は停止行為ごとに、警察官がその停止行為の状況を詳細に活動記録簿に記録していたか否かを明記する必要がある³¹²。

NYPD全体の書面による方針と手続きの遵守を監督する責任を持つQADによると³¹³、過去10年間、すべてのパトロール地区で、停止行為対応に関する活動記録簿の年次監査に毎年不合格となっている³¹⁴。多くの指揮官は、部下の停止行為に関する活動記録簿の記載を行っていないことを指摘するQADの監査報告を受け取っていたことを認めたが、その是正措置を講じなかった³¹⁵。パトロール区クイーンズ・サウスの指揮官であるThomas Dale警視正は、停止行為に関する活動記録簿の記載漏れが「重大な問題」であると認めたが、クイーンズ・サウス地区のすべての警察署が3年間連続でQADの監査に不合格となった後も、何ら是正措置を講じなかったと証言した³¹⁶。この規模での不備は、原告側の警察実務専門家であるLou Reiter氏の言葉を借

³¹¹ 4/9 Tr. at 2912. Accord id. (Esposito警視長は「理想の世界であれば、私は、これは100%受け入れられると思います。しかし、私たちは完璧な世界にはいません」とする) id. at 2929 (Esposito警視長は、UF-250書式よりも詳細なメモ帳の記載は「大部分は」重複するものであり、また、「警官が不審な動きにチェックを入れていれば、それで十分だと思う」と証言する)。

³¹² See PX 58, 71, 89 (Worksheets 802、802-A及びそれらの記入方法に関する指示)。点検者は、活動記録簿への記載については、UF-250書式に記載されている内容以上の停止行為の理由に関する情報を含める必要はないと指示されている。See 4/23 Tr. at 4645 (Cronin)。

³¹³ See 4/23 Tr. at 4624。

³¹⁴ See Pl. Findings ¶ 197 (citing PX 450; DX G6); 4/23 Tr. at 4651 (スコアが3未満であれば不合格とみなされる旨の証言)。

³¹⁵ See, e.g., 4/10 Tr. at 3213-3219 (41分署の署長、Donald McHugh警視); 4/16 Tr. at 3527-3531 (42分署の署長、Charles Ortiz副警視); Pl. Findings ¶ 198 (情報源の収集)。

³¹⁶ PX 155 at 93-94, 118-120 (Dale deposition)。

りれば、「現場でのメモ帳の運用実態は…すべての書面による訓練及び方針に反しており」、上司は「部下の警察官に対し、その責任を問うていない」ことを示している³¹⁷。

2013年3月5日、本件訴訟の開始から5年後、審理開始の2週間前に、Hall警視長はメモを回覧し、すべての管轄パトロール警官に対し、停止行為に関する活動記録への記録に関して9つの情報カテゴリーを記載すること、UF-250書式の「追加状況／要因」欄に停止行為の根拠を詳細に記述すること、及び停止行為に関する活動記録のすべての記載をコピーし、上司に提出する前にそのコピーをUF-250書式に添付するよう求めた³¹⁸。私は、Hall警視長がLigon事件の仮差し止め命令の審理開始直前に回覧した同様に意欲的なメモにあまり重きを置かなかったのと同様に³¹⁹、3月5日のメモや、それに従ったというニューヨーク市の裏付けのない逸話的証拠にあまり重きを置かない³²⁰。

十分に検証されていない直前の調整は、たとえ善意で行われたとしても、10年間にわたる意図的な放置を覆すことはできない。私は3月5日のメモを、NYPDが停止行為の記録に関する問題を解決した証拠とも、NYPDが解決策を見つけるためのコミッ

³¹⁷ 4/24 Tr. at 4845. Accord *id.* (Reiter氏は、「まるで全員が現実から目を背け、指揮系統を通じてメモを上げ下げすれば、何とか状況が変わるだろうと願っているようなものだ」と証言する)。

³¹⁸ See 2013 Memorandum of Chief of Patrol James Hall, DX J13。9つの情報のカテゴリーは次のとおり、「停止行為の日時、停止行為の場所、被疑者の姓名、被疑者の経歴、疑われる犯罪または違反（**重罪又は軽犯罪法違反**）、疑いの理由（窓をのぞく、ドアノブを引く等）、被疑者が所持品検査を受けたかどうか、スプリント・ジョブ番号、職務停止の結果（96、92C、93Q, etc.）。」*Id.*

³¹⁹ See Ligon, 2013 WL 628534, at *25 n.291。

³²⁰ See Def. Findings ¶ 54（Hall警視長とWilliam Morris警視長の証言を引用）。この証拠には、NYPD職員によるUF-250書式のサンプル40件の審査が含まれている。ニューヨーク市の証人によると、40件すべてにメモ帳への記載があったものの、16件には「停止行為の理由に関する記載がなかったか、不十分な記載があった」。停止行為が法的に正当化されるかどうかを判断する上で不可欠な要素である。5/9 Tr. at 6578–6580。さらに、原告側は40件のUF-250及びそれに付随するメモ帳の記録を確認する機会が与えられていなかったため（*see id.*）、停止行為の理由に関する十分な記録が16件以上存在しなかった可能性がある。

トメントの証拠とも見なさない。むしろ、既存の記録システムの明らかな不備を遅ればせながら認めたものと捉えている³²¹。

最後に、NYPDには、停止行為の合憲性を確認するための停止行為関連書類を監査する実質的な手続が存在しないことを指摘する。ニューヨーク市は、2003年9月24の *Daniels v. City of New York* 事件における和解契約を締結した際、UF-250書式に記録された停止行為が合理的な疑いに基づいて行われたかどうかについて、定期的に監査を実施することに合意した³²²。しかし、和解契約締結後も、QADは2002年に導入した監査プロトコルをそのまま使用し続けた。現在も有効であるこれらのプロトコルは、各指揮単位に対して、上記の月次「自己点検」を実施することを求める。この点検では、Worksheet 802及び802-Aの2種類の様式を使用し、それらはQADによって審査される³²³。これらの様式の中における唯一実質的な要素は、Worksheet 802にある欄であり、そこで審査担当者は、UF-250書式の「停止行為に至った状況」欄のいずれかのチェックボックスに少なくとも1つチェックが入っているかどうかを記録するよう求められている³²⁴。要するに、これらのワークシートは、書類が記入されたかどうかという表面的な確認を促すものであり、停止行為が合憲であったかどうかという実質的な審査には至らない。QADによる自己点検の年次監査も同様に効果的ではない³²⁵。

³²¹ Cf. *United States v. Oregon State Med. Soc.*, 343 U.S. 326, 333 (1952) (「裁判所は、特に放棄が訴訟を予期して行われた場合や、再開の可能性がある場合に、悔悛や改革の主張によって差止命令を無効にしようとする試みに対して警戒する義務がある。」)。

³²² See 9/24/03 Stipulation of Settlement, *Daniels v. City of New York*, No. 99 Civ. 1695, PX 114, at 6.

³²³ See PX 58, 71, 89 (Worksheets 802 and 802-A, and instructions); Finest Message 323 Regarding Compliance with Operations Order 11 § 2 (12/26/02), PX 350 (ordering self inspection based on Worksheets 802 and 802-A); 4/23 Tr. at 4630; Pl. Findings ¶¶ 108–121; Def. Findings ¶ 24.

³²⁴ See PX 89 at 2, 4.

³²⁵ See 4/23 Tr. at 4650 (Cronin).

QADによる監査が、不当な停止行為やレイシャル・プロファイリング³²⁶を識別する手段として明らかに不十分であるにもかかわらず、NYPDの関係者は依然としてQADの監査手続を擁護している³²⁷。QADの元副司令官（Executive Officer）であり、現在は司令官（Commander Officer）を務めるMary Cronin警視は、QADの監査用ワークシートにより、停止行為が合理的な疑いに基づいていたかどうかを評価することが可能であると証言した。なぜなら、少なくとも1つの停止行為の状況欄にチェックが入っている書式、たとえば「不審な動き」だけを根拠とする建造物侵入の停止行為であっても、「QADの審査目的においては」十分であるからである³²⁸。この証言は、QADによる監査が明らかに不十分であることを示している。UF-250書式において一つの停止行為要因にチェックが入っているかどうかを確認するだけの審査は、停止行為の合憲性を効果的に評価する手段とは言えない。

b. 不十分な監督

以上にまとめたとおり、NYPDの記録は、警察官が憲法違反の停止行為を行っているかどうかを監視するには不十分な根拠である。それにもかかわらず、ニューヨーク市は、実際にはNYPDが「上司の指揮系統、すなわち巡査部長、警部補、署長」を

³²⁶ See, e.g., 3/22 Tr. at 1053–1055（Dias警視副総監は、「この人物を停止したのは黒人だからだ」などとUF-250書式に記載するようなレイシャル・プロファイリングを行う警察官は、まずいないと認めている）。すでに1999年の時点で、Safir市警本部長は、警察官によって作成された書類のみに依拠して、その停止行為の合憲性を監査することの不十分さを認識していた。See PX 46 at 48。さらに、NYPDの司令官および監督官は、裁判において、停止行為に合理的な疑いが存在したかどうかを判断するには、UF-250書式は十分な情報を提供していないと証言した。See, e.g., 4/10 Tr. at 3207 (McHugh); Pl. Findings ¶ 118. Accord Def. Mem. at 7。

³²⁷ 現行の書類のみを対象とした監査手続を擁護しつつ、Farrell副本部長は、停止行為の現場観察を監査に含める提案を却下した。See 5/15 Tr. At 7297–7299。QADは、書類のみに依存せずに警察の行動を評価する実務的な方法を認識している。例えば、犯罪被害届の取り扱いや、礼儀、専門性、敬意に関する苦情の監査に用いられている方法である。これらの場合、QADは警察との接触について評価するために、サンプルとしての市民に電話をかけている。See 4/24 Tr. at 4792 (Cronin); 5/15 Tr. at 7291–7293 (Farrell)。

³²⁸ 4/23 Tr. at 4640–4641, 4720–4721。

通じて憲法違反の停止行為を特定していると主張している³²⁹。裁判において、ニューヨーク市はこの指揮系統の詳細及び各階級のNYPD職員の責任に関する大量の証言やその他の証拠を提出した³³⁰。しかしながら、これらの証拠の大部分は、**停止行為の合憲性**に対する監督に関するものではなかったため、ほとんど関連性がなかった。実際、ニューヨーク市が憲法違反の停止行為を特定するための具体的な手段として挙げているのは、次の2点にすぎない。第一に、巡査部長が「警察官による停止行為を日常的に目撃している」こと。第二に、巡査部長が「警察官のUF-250書式を確認し、停止行為の根拠となる事実について頻繁に警察官と議論し、その停止行為に正当な根拠を説明できるかどうかを判断している」ことである³³¹。

証拠によれば、これらのいずれの手段も、停止行為の合憲性を監視するための有効な手段とはなっていなかった。巡査部長が停止行為を目撃することについては、該当期間中に行われた440万件の停止行為のうち、どれだけの件数が巡査部長によって実際に目撃されたのか、また、目撃された停止行為のうち、どれが警察官自身の判断によるもので、どれが無線連絡に基づくものであったのかについて、**定量的な**証拠は提出されなかった³³²。さらに重要な点として、証拠は、たとえ巡査部長が現場に立ち会っていたとしても、彼らが停止行為の合憲性を効果的に監督していないことを示している³³³。

³²⁹ Def. Findings ¶ 47. *Accord* Pl. Findings ¶ 86; 4/9 Tr. at 2841–2842, 2919 (Esposito警視長は、停止行為に関する記録が不完全または不正確である場合でも、監督者によるレビューがそのリスクを軽減すると証言している。)。 *id.* at 2929–2930 (Esposito警視長は、NYPDの警察官がレイシャル・プロファイリングを禁止する方針および合理的な疑いに基づく停止行為のみを行うという方針に従って行動しているかどうかを判断する「主な手段」として、監督者に依拠していると証言している。)。

³³⁰ See, e.g., Def. Findings ¶ 47 (情報源の収集)。

³³¹ *Id.*

³³² 上記のとおり、集団訴訟の対象期間中の停止行為のうち78%は無線連絡に基づくものではなく、警察官自身の判断による自己発動的なものであった。See PX 417D。

³³³ Stephen Monore巡査部長は、「自身の監督下にある警察官が、合理的な疑いに基づいて適法な停止行為を行っていることをどのように確認しているか」と直接尋ねられた際に、「私は通常……停止行

事後における監督者による停止行為のレビューについては、停止行為の合憲性を評価することを監督者に義務付ける書面による方針は存在しない。Patrol Guideの中で停止行為及び所持品検査の手続を定めた部分は、制服勤務員に対し、「該当する管轄署のデスク・オフィサーに停止行為の事実を報告すること」と指示しているにとどまっている³³⁴。Giannelli警視長は、この要件は警察官がUF-250書式を上司に提出することで満たされると説明した³³⁵。Esposito警視長のようなNYPD幹部が、監督者によるレビューを停止行為の合憲性を監視するための中心的手段として位置付けているにもかかわらず、Patrol Guideの中でデスク・オフィサーによるUF-250書式の確認義務について記載された箇所には、合憲性に関するレビューや、それに準じる実質的な審査に関する記載は一切存在しない³³⁶。さらに、新たに昇進した巡査部長に対する停止行為・所持品検査の研修計画には、合理的な疑いの必要性やレイシヤル・プロファイリング的捜査の禁止について言及されているものの、巡査部長に対して停止行為の合憲性を審査するよう指示する内容は含まれていない³³⁷。

為の際の安全性や、被疑者への接し方を観察している。」と回答した。4/29 Tr. at 5266–5267（強を追加）。警察官に対して停止行為について何を話し合うか尋ねられた際、Monroe巡査部長は再び警察官の安全性や効果性を強調し、合憲性には言及しなかった。See id. at 5267; 4/17 Tr. at 3778。さらに、本件で違憲とされた停止行為を目撃した監督者らは、その違憲性を認識せず、対応もしなかった。See, e.g., 3/27 Tr. at 1145–1147, 1176–1179（Korabel巡査部長は、彼はアンチクライム部隊のDennis巡査を監督していた際のDevin Almonor氏に対する停止行為を目撃したと証言した。）。*infra* Part IV.D.1.b（Almonor氏に対する停止行為及び所持品検査が違憲であったと結論付けている。）。Loria巡査部長は、アンチクライム部隊の巡査部長として12年間勤務する間、自身の部下による停止行為に「非常に頻繁に」立ち会っていたと証言した。4/17 Tr. at 3755–3756, 3789–3792。それにもかかわらず、彼は一度も停止行為や所持品検査が不適切だと部下に指摘したことはないと言証した。See id. at 3778。また、Loria巡査部長は、宣誓証言録取書において、巡査部長として、部下のUF-250書式を合理的な疑いの有無について確認したことはなく、NYPD内でそれを指示された記憶もないと言証した。See id. at 3770; 4/8 Tr. at 2706（Leek巡査は、2011年2月24日にClive Lino氏に対する停止行為を行った際、監督巡査部長は警察車両から降りなかったと証言した。）。See *infra* Part IV.D.2.d。

³³⁴ Patrol Guide 212-11, Stop and Frisk (7/18/03) (“P.G. 212-11”), PX 98 at 1; 334 Patrol Guide 212-11, Stop and Frisk (5/24/02), Ex. 4 to Giannelli Dep.

³³⁵ See Giannelli Dep. at 166–167。Giannelli警視長も、デスク・オフィサーに対して警察官に停止行為の事実を尋ねるよう求めていると言証した。See id. at 168。

³³⁶ See P.G. 212-11 ¶ 10。

³³⁷ See Lesson Plan, Sergeants Leadership Course (4/30/09), DX R3; 4/29 Tr. at 337 5168–5170（James Shea警視長は、巡査部長が合理的な疑いに基づいてすべての街頭停止行為を審査するよう訓練されていると

証拠はまた、実際には監督者が停止行為の合憲性を事後に審査していないことを示している。むしろ、監督者はUF-250書式が完全に記入されているかどうかを確認しているに過ぎない³³⁸。監督者は活動記録をUF-250書式と照合して確認する義務もなく³³⁹、停止行為が正当であったかどうかを判断するために停止行為を行った警察官と停止行為の状況について定期的に話し合うこともしていない³⁴⁰。

一方、ニューヨーク市は「Integrity Control Officers (ICOs)」が停止行為の合憲性を監視する役割を担っている可能性があるとして主張している³⁴¹。ICOsは「管轄署長の目と耳」であり、警察官による不正行為を特定するために、さまざまな検査や審査を行う任務を負っている³⁴²。理論的には、ICOsは警察官による停止行為の合憲性を

証言したのに対し、なぜ研修計画では新任巡査部長にこれを指示していないのか説明できなかった。)。4/2 Tr. at 1937, 1939, 1951–1953 (Richard Hegney巡査部長は、2000年に巡査部長に昇進した後、停止行為に関する訓練を受けた記憶がないと証言する。)。また、上記のQuest for Excellenceプログラムは、監督者が警察官の停止行為の合憲性を審査することを求めていることにも留意する。See supra Part IV.C.4.a; 4/15 Tr. at 3385–3390 (Beirneコミッショナー代理は、Orders 49、50、52のいずれにも監督者が停止行為の合憲性を審査するよう指示するものはないと認めた。))。

³³⁸ See, e.g., Pl. Findings ¶ 94 (情報源の収集) ; 4/17 Tr. at 3763 (Loria巡査部長の宣誓証言録取書で、UF-250書式を確認する際には「署名がされており、すべての欄が埋まっていることを確認するが、それ以外の内容は確認しない」と証言。)。3/20 Tr. at 634 (Edward Velazquez巡査は監督者は記入漏れ(例えば日付の未記入)を理由にUF-250書式を返却することはあったが、それ以外の理由では返却されなかったと証言する。)。3/22 Tr. at 986–990 (Julio Agron巡査部長は、Operation Impactの巡査部長が自身の部下のUF-250書式を勤務終了時に審査する義務があるとは考えていないと最終的に認めた)。

³³⁹ See, e.g., Pl. Findings ¶ 100 (情報源の収集)。4/16 Tr. at 3522 (Ortiz副警視は、監督者に対してUF-250書式とともに活動記録を審査するよう求めなかったと証言する。))。

³⁴⁰ See, e.g., Pl. Findings ¶¶ 95–96 (情報源の収集)。3/20 Tr. at 606–607 (Victor Marrero巡査は、巡査部長がUF-250書式を確認する際、通常は警察官がその場にいるが、尋ねられるのは発生時刻のみであると証言する。)。3/20 Tr. at 634 (Velazquez巡査は、これまでどの監督者からもUF-250書式に基づいて停止行為の状況について質問されたことはないと証言する。)。さらに、監督者は違憲性を示唆する停止行為の傾向にも気づいていない。See Pl. Findings ¶ 87。たとえば、Telford警部補は、アンチクライム部隊の巡査部長として自身の部下のUF-250書式を審査していたと証言したが、彼の部下2名が2009年第3四半期にNYPD全体で最も多くのUF-250書式を提出した4人のうちに含まれていたことを知らなかった。この中には、99%のUF-250書式で同じ4つのチェック項目を記入していたGonzalez巡査も含まれていた。See 5/7 Tr. at 6314–6315。また、Joseph Marino警視は、彼の監督下にあるアンチクライム警官であるDang巡査が、2009年第3四半期に最も多くの停止行為を行った警官の1人であったことを知らなかった。See 4/30 Tr. at 5555–5556。

³⁴¹ See Def. Findings ¶ 48。

³⁴² Giannelli Dep. at 47。See generally 4/16 Tr. at 3581–3582 (第28管区のICOであるEnno Peters警部補は、ICOは通常警部補が務め、補佐ICOは通常巡査部長が務めていると述べる。))。

審査するのに適した立場にあるかもしれないが³⁴³、実際にICOsがそのような業務を行っていること、又はそのように指導されていることを示す証拠は存在しない³⁴⁴。ICOsの職務と責任を示す詳細な31項目のリストには、警察官の行動一般の合憲性、または具体的に停止行為の合憲性の監視に関する記載はなく、UF-250書式や停止行為に関する活動記録の確認を求める内容も含まれていない³⁴⁵。Giannelli元警視長は、ICOがUF-250書式を確認し、警察官の停止行為が合理的な疑いに基づいているかどうかを判断することを期待していると証言した³⁴⁶。しかし、実際には、ICOはUF-250書式や警察官の活動記録を、確認するとしても、あくまで記入漏れなどの「完全性」のために確認しており³⁴⁷、その停止行為自体の合憲性を判断するためには確認していない³⁴⁸。

要約すると、NYPDによる停止行為の記録のレビューも、警察官の監督も、違憲な停止行為を特定するための十分な仕組みを提供していない。したがって、NYPDはそうした停止行為に対して警察官を責任追及することも、防止することもできていない。また、監督官やICOが停止行為の合憲性を効果的に監督できていないことは、部

³⁴³ 例えば、ICOは現場で無線連絡に対応する警察官の行動を観察しており、少なくとも一部のICOは警察官のメモ帳（活動記録）を確認している。

³⁴⁴ 例えば、第43管区のICOであるCosmo Palmieri警部補は、現場で定期的に警察官の活動を観察しているにもかかわらず、ICOとしての5年間で停止行為を実施する巡査を一度も目撃したことがないと証言した。See 4/17 Tr. at 3673。第28管区のICOであるPeters警部補は、宣誓証言において、管区の警察官と合理的な疑いについて話し合った記憶がないと証言した。See 4/16 Tr. at 3583–3584。

³⁴⁵ See Patrol Guide 202-15, Command Integrity Control Officer (“P.G. 202-15”), DX F5。P.G. 202-15のParagraph 16は、ICOに対して巡査部長の活動記録を点検し、署名することを求めているが、巡査の活動記録についてはその義務を課しておらず、また停止行為に関連した記録の点検を求める内容でもない。P.G. 202-15に記載された31の職務を遂行する負担を考えると、特別な訓練や指示がない限り、ICOが停止行為の合憲性を確認する時間やリソースを持つ可能性は極めて低いと考えられる。

³⁴⁶ See Giannelli Dep. at 48–50, 106。

³⁴⁷ See 4/17 Tr. at 3675（Palmieri警部補は、ICOとしてUF-250書式をレビューしたことがないと証言した）。

³⁴⁸ See, e.g., 5/2 Tr. at 5692–5693 (Cirabisi); Pl. Findings ¶¶ 102–107。ニューヨーク市側はICOの職務と活動に関して長時間の証言を求めた。See, e.g., Def. Findings ¶ 48（情報源の収集）。しかしながら、NYPDの組織に関する市側の多くの証拠と同様に、この証言は停止行為の合憲性に関わる内容ではなかったため、大部分は無関係であった。

下の不注意によるものではなく、むしろ上級のNYPD管理職や関係者が監督官やICOにその任務を遂行するよう指示を出していないことに起因している³⁴⁹。

5. 一部不十分な訓練

停止行為及び所持品検査を規律する基本的な憲法基準は確立されている³⁵⁰。しかしながら、これらの基準に従うよう警察官を訓練することは容易ではない。なぜなら、警察官の業務における多様な状況に対してこれらの基準を適用するための機械的な規則が存在しないからである。この困難を踏まえると、NYPDの新人訓練の取り組みは概ね適切であったと言える³⁵¹。NYPDの停止行為に関する最も深刻な問題は、不十分な訓練に起因するものではなく、NYPDの訓練資料と現場で実際に行われている「運用方針」との乖離に起因している³⁵²。

それにもかかわらず、原告らはNYPDの訓練プログラムにおけるいくつかの問題点や明白な欠落、誤りを的確に指摘している³⁵³。これらの欠陥のいくつかは、実質的に警察官が憲法違反を犯すことを助長しており、本件の証拠は、そのような違反が予測可能な形で実際に広範囲に発生していることを示している。以下に、私が訓練資料の中で認める問題点を挙げる。

まず、Police Student's Guideの合理的な疑いに関する訓練では、「不審な行動」を次のように説明している。「警察官が奇妙で疑わしい、又は回避的な行動を観察した場

³⁴⁹ See, e.g., Pl. Findings ¶¶ 89, 91 (警察署長などの上級管理職が監督者やICOに対し、停止行為の合憲性を監視するよう指示していなかったことを示す複数の資料を収集)。

³⁵⁰ See *supra* Part III.

³⁵¹ See Def. Findings ¶¶ 43, 45 & nn.46, 48 (情報源の収集)。

³⁵² 公式の方針と運用上の方針との区別は、法執行機関の研究において一般的である。See 4/24 Tr. at 4834–4835 (Reiter)。

³⁵³ See generally Pl. Findings ¶¶ 122–134。

合、合理的な疑いを持つことがある。これらの場合には警官の経験や専門知識がしばしば考慮される。」³⁵⁴。しかし、この説明は曖昧かつ範囲が広すぎるため、警官が「直感」に基づいて停止行為を行うことを招き、*Terry* 事件に違反する恐れがある。実際、「不審な動き」がチェックされる頻度は約42%にのぼり、「奇妙で疑わしい、または回避的な行動」だけに基づく停止行為が合理的な疑いを欠くリスクが明らかなことから、ガイドの不審な動きに関する説明は不十分である。

この不十分な訓練の危険性は、Christopher Moran巡査の証言によって示されている。彼はDavid Ourlicht氏を、冬の服の下に明らかな膨らみがある疑わしい歩き方をしていたとして止めた³⁵⁵。Moran巡査は、「緊張している人々」は「もちろん」停止行為のための合理的な疑いの根拠になり得ると証言した³⁵⁶。また、「不審な行動」は非常に広範な概念であり、「方向転換すること」、「特定の歩き方をすること」、「少し怪しい行動をすること」、「通常とは違う動きをすること」、「非常にもじもじすること」、「ポケットに手を出し入れすること」、「場所を出たり入ったりすること」、「頻繁に辺りを見回すこと」、「肩越しに見ること」、「腰やベルトを調整すること」、「車に素早く出入りすること」、「体の一部を背けること」、「特定のポケットや腰のあたりを掴むこと」、「少し緊張して震えること」、「どもること」などを含むと説明した³⁵⁷。Moran巡査が、緊張やもじもじする様子だけで合衆国憲法修正第4条に基づく押収、質問、さらに所持品検査の正当な根拠になると考えているのであれば、それは誤りである。しかし彼の見解は、Police Student's Guideにおける「不審な行動」の曖昧で過度に広範な記述に対する自然な反応でもある。Moran巡査のような誤解は、このガイドに反映された訓練の

³⁵⁴ Police Student's Guide, Policing Legally: Street Encounters (July 2012) 354 ("Student's Guide: Street Encounters"), DX Q11, at 17

³⁵⁵ See *infra* Part IV.D.1.g.

³⁵⁶ 4/18 Tr. at 4042 (Moran).

³⁵⁷ *Id.* at 4046-4049.

予測可能な結果であり、違憲な停止行為を引き起こす可能性が高い³⁵⁸。

第二に、NYPDの武器の識別に関する訓練は、実際には疑わしくない「不審な膨らみ」を根拠にした不当な停止行為を誘発し、また、警察官が合理的に武器であると疑うことができない物体に基づく、違憲かつ正当化されない所持品検査や身体搜索を招くものである。特に、この訓練では「ペン型の銃」や「旧型携帯電話型の銃」、「財布に収まる折りたたみ式の銃」といった、いくつかの「特殊な銃器」に注意を向けている³⁵⁹。こうした武器が存在することを警察官が知っておくことは、確かに警官の安全にとって有益であることに疑いはない³⁶⁰。しかし、財布や携帯電話のような一般的に持ち歩かれている物の輪郭だけでは、停止行為や所持品検査の正当な根拠にはならず、所持品検査中にそのような物を触れたとしても、身体搜索を正当化するものではない。この点について、訓練資料は誤解を招きやすく、不明確である³⁶¹。訓練資料は、携帯電話などの一般的な物が生み出す、今やどこにでも見られる膨らみに基づいて、合理的疑いがないにもかかわらず警察官が停止行為や所持品検査を行うことを助長している。これは、Leroy Downs氏、Devin Almonor氏、Cornelio McDonald氏、Nicholas Peart氏 に対する停止行為においても見られたように、明らかであり³⁶²、また、武器の所持

³⁵⁸ See *infra* Part IV.D.1.g. See also *infra* Part IV.D.1.b (「不審な動き」を一部根拠とした違憲の Almonor停止行為)。5/9 Tr. at 6431-6433 (Dang巡査は、「通常、不審な動きとは建物の前でたむろしたり、ベンチに座っているような人が、急に動くことを指す」、例えば、「しゃがんですぐに立ち上がる」「ロビーに入ってすぐに出てくる」「突然非常に緊張して注意深くなる」などの動作が該当すると説明する。)

³⁵⁹ See Detective Benito Gonzalez, Characteristics of Armed Subjects (“Armed 359 Subjects Powerpoint”), DX C8, at 44-57.

³⁶⁰ See 4/25 Tr. at 5040-5043 (Shea).

³⁶¹ See Armed Subjects Powerpoint at 4; Lesson Plan, Firearms and Tactics Section 361 (3/12) (“Firearms Lesson Plan”), DX W3, at 1, 20; 4/29 Tr. at 5176-5177 (Shea).

³⁶² See *infra* Part IV.D.1.a-d (Leroy Downs氏は、ポケットにあった鍵、財布、クッキーの袋を理由に所持品検査を受けた。Devin Almonor氏に対しては、Brian Dennis 巡査が事後的にUF-250書式に「不審な膨らみ」と記載したが、実際には彼のポケットにあったのは携帯電話だけだった。Cornelio McDonald氏は、「不審な膨らみ」に基づいて停止させられたが、それは携帯電話だった。Nicholas Peart氏は、2006年8月に匿名の被疑者の特徴に加え、「不審な膨らみ」が唯一の根拠として停止されたが、それも携帯電話であった)。

が疑われた多数の停止行為においても同様だったと考えられる。これは、押収率が極端に低かったことから明らかである³⁶³。

第三に、より一般的な問題として、NYPDの訓練資料は、所持品検査を実施できる法的基準を明確に示していない。所持品検査は、その人物が武装していて危険であるという合理的な疑いがある場合に限ると簡潔に述べる代わりに³⁶⁴、訓練資料では4つの要素からなる規則を提示しており、その中には「警察官が自らの安全に恐怖を感じたとき」には所持品検査を行ってよい、という一文が含まれている。この「恐怖」が合理的であり、かつ武器に関連するものである必要があるという点は明確にされていない。³⁶⁵ 警察官たちがこの4要素の規則をそのまま受け入れていると見られることから³⁶⁶、本件における個別の停止行為で複数回、違憲な所持品検査が行われたのは、驚くべきことではない³⁶⁷。また、集団訴訟の対象期間中に行われた230万件の所持品検査のうち、武器が押収されたのはわずか1.5%に過ぎないことも、それを裏付けている³⁶⁸。

³⁶³ See Fagan Rpt. 57, 64 tbl. 15.

³⁶⁴ See *Johnson*, 555 U.S. at 326-27.

³⁶⁵ Firearms Lesson Plan at 2。仮に警察官が自身の安全に対して恐怖を感じたとしても、その恐怖が、停止させられた人物が武器を所持しているという疑いと無関係である場合には、防護的な所持品検査を行う理由はなく、そのような所持品検査は正当化されない。たとえば、停止させられた人物の体格が大きいという理由や、危険な地域で停止行為が行われたという理由だけで、警察官が所持品検査を行うことは許されない。防護的な所持品検査が正当化される唯一の根拠は、武器の発見である。See generally *supra* Part III.B.3 (CPL§ 140.50の所持品検査基準が憲法上の所持品検査基準を反映していないことを指摘している)。

³⁶⁶ See, e.g., 4/17 Tr. at 3867 (Downs氏に対して所持品検査を行った Mahoney巡査は、停止させられた人物が所持品検査の対象となるかどうかの基準について、「それが暴力犯罪であったかどうか、または、自分自身あるいは市民の安全に対する合理的な恐怖があるかどうか。」と証言している。)。4/10 Tr. at 3117-3120/10 記録 3117-3120 (Luke White巡査は、Dominique Sindayiganza氏に対する自身の所持品検査について、Sindayiganza氏が悪質な嫌がらせを行ったという合理的疑いに基づいて正当化されると、やや不明瞭ながらも証言している。しかし、悪質な嫌がらせは暴力犯罪ではなく、White巡査は Sindayiganza氏が武器を所持しているとは疑っていなかった。)。See also *infra* Parts IV.D.1.a, IV.D.2.a (Downs氏及びSindayiganza氏の停止行為と所持品検査の詳細)。

³⁶⁷ See *infra* Parts IV.D.1-2.

³⁶⁸ See DX V14-A; DX V14-C.

第四に、NYPD が停止行為に関する法的正当性の訓練においてシナリオやロールプレイを用いている点は称賛に値するが、原告が正しく指摘しているように、これらの演習は無線連絡に基づく事案のみに限定されており、自発的に開始される停止行為を題材としたものではない³⁶⁹。上記のとおり、集団訴訟の対象期間中の停止行為の78%は自発的に行われたものであり³⁷⁰、自発的なストップは、無線連絡に基づく被疑者の特徴に基づいた停止行為とは異なる種類の憲法上のリスクを伴う。ICOs が無線連絡に基づく停止行為を観察するだけでは自発的な停止行為に対する十分な監督ができないのと同様に、無線連絡に基づく事案のみに焦点を当てたロールプレイでは、自発的な停止行為に憲法上の基準をどのように適用すべきかについて、巡査に適切な訓練を施すことはできない。

第五に、NYPDのレイシャル・プロファイリングに関する訓練は、憲法上許容される、停止行為において特定かつ信頼できる被疑者の特徴に基づいた人種の使用と、憲法上許容されない、人種的に定義された集団を一般的に標的とする停止行為との違いを明確に定義していない³⁷¹。NYPDには、前述のように後者の停止行為、すなわち、人種的に定義された集団を一般的に標的とする停止行為を行うという不文律の方針が存在するため、このような訓練内容の欠落は驚くべきことではない。

第六に、別の意見書で、Bronx の Rodman's Neck 訓練センターで実施されているNYPD の 停止行為及び所持品検査再訓練コースや、最近導入された他の教材に憲法

³⁶⁹ See Pl. Findings ¶ 126; 4/25 Tr. at 5161-5162 (Shea).

³⁷⁰ See PX 417D.

³⁷¹ See generally *infra* Part V.B.1 (レイシャル・プロファイリングに関する法的結論)。NYPDのレイシャル・プロファイリングに関する訓練については、例えば、Police Student's Guide, Policing Impartially, DX VII, at 3-7, 12-14を参照（ここでは善意のある警官にも潜在的な偏見が存在することに適切に注意を促しているが、レイシャル・プロファイリングの定義が不十分に狭く、が、その停止対象者の人種、民族、または国籍のみである場合」（強調を追加）とされている。

上の問題があることを指摘している³⁷²。その意見において、最近の訓練教材が停止行為が何を意味するのかを誤って伝えていることに懸念を示した。これは、一部の警察官が接触が停止行為に該当しないと誤って判断し、UF-250書式を作成しないことにつながっている可能性が高い³⁷³。Shea警視長は、Rodman's Neckの訓練が部分的にはNYPDが警官にUF-250書式をより選択的に記入してほしいために作られたと証言したが、より重要な懸念は、明らかに停止行為に該当する接触の後に警官がUF-250書式を記入しないことである³⁷⁴。さらに、本件の証言により、Rodman's Neckで使用されている訓練資料に基づいて、警官が何が停止行為に該当するかを誤解していることが確認された³⁷⁵。

6. 不十分な規律

前のセクションで説明したように、NYPDは、違憲な停止行為が特定されにくい方

³⁷² See *Ligon*, 2013 WL 628534, at *25, *35-39; Pl. Findings ¶¶ 130-131。私は意見で、この訓練が2012年に開発されて以来、3,000人以上の警官がその訓練を受けていると述べた。See *Ligon*, 2013 WL 628534, at *25。現在、6,000人を超える警察官が参加している。See 4/25 Tr. at 5121 (Shea)。

³⁷³ See *Ligon*, 2013 WL 628534, at *38。

³⁷⁴ See 4/25 Tr. at 5126, 5151-5154 (Shea)。本件の個々の停止行為は、警官が明らかに停止行為に該当する接触の後にUF-250書式を記入しないことが頻繁にあることを示している。See, e.g., *infra* Part IV.D.1.a (Downs氏に対する停止行為に関するUF-250書式未記入)。 *infra* Part IV.D.1.h (Lino氏に対する停止行為に関する2月5日のUF-250書式未記入)。 See also *Ligon*, 2013 WL 628534, at *11, *20 & n.241。

³⁷⁵ See 4/29 Tr. at 5212 (Damian Vizcarrondo刑事の証言によると、停止行為は停止された人が自由に去ることができるかどうかではなく、警察官が合理的な疑いを持っているかどうかに基づいて判断される)。 4/25 Tr. at 4971 (James McCarthy警部補も同様の証言)。 Rodman's Neck の訓練資料は、Vizcarrondo刑事とMcCarthy警部補の証言に反映されており、次の教訓を教えている。警察官が市民と遭遇し、UF-250書式を記入すべきかどうか迷った場合、その接触が合理的な疑いに基づいているかどうかを自問すべきであり、合理的な人が自由に去ることができたかどうかではない。このアプローチは法的に誤りであり、予測可能な結果として、合理的な疑いに達しない何かに基づいて始まったものの、振り返れば停止行為に相当する程度の強制を伴っていた接触について、警察官がUF-250書式を記入しないことにつながる。Shea警視長は、合理的な疑いなしに停止行為を行わないよう警察官を訓練する方が、合理的な疑いに基づかない停止行為の場合でもUF-250書式を作成するように訓練するよりも理にかなっていると主張した。See 4/25 Tr. at 5119-5124 (Shea)。しかし、警察官は両方を訓練されるべきである。すなわち、合理的な疑いなしに停止を行わないよう訓練されるべきであり、*De Bour* 事件 による「レベル1」の情報要求や「レベル2」の照会が実際にはテリー・ストップにつながった場合を認識するよう訓練されるべきである。このような場合、意図的であれ意図せずであれ、その接触は停止行為として記録されなければならない。

法で、警察官の停止行為を記録、審査、監督することにしており、その結果、責任のある警察官が責任を問われることがない。さらに、NYPDは、違憲な停止行為の証拠を提示された場合、日常的にその証拠の正確性を否定し、意味のある懲戒処分を科すことを拒否し、責任ある警察官の今後の不適切な行為を効果的に監視していない。

市民からの苦情は、違憲な停止行為が行われた可能性があることをNYPDに注意喚起する一つの情報源である。NYPDに対する過剰な武力行使、職権乱用、無礼、攻撃的な言葉遣い（総称して「FADO」と呼ばれる）の申し立てを調査する市民のみで構成される市機関である市民苦情審査委員会（CCRB）など、様々なチャネルを通じて、誰でもNYPDの警察官に対して違法行為を訴えることができる³⁷⁶。ブルームバーグ行政の「311」情報及び政府サービスホットライン、又はNYPDに直接連絡することもできる³⁷⁷。もちろん、NYPDに提出された苦情は、その苦情を受け取った警察官がそれを無視した場合、記録されることさえない可能性もある。Anthony Moon巡査がDownsの苦情に対して取った対応がその例である³⁷⁸。NYPDが苦情を無視する頻度は知る由もない。

NYPDが停止行為に関する苦情を受けた場合の適切な対応は、その苦情を市民苦情審査委員会に転送するか、又は苦情がFADOのカテゴリーに該当しない場合は、警察本部長室（Office of the Chief of Department、「OCD」）の調査審査課（Investigative Review Section）に転送することである³⁷⁹。NYPDの内務局（「IAB」）は、理論上、メディア

³⁷⁶ 不適切な停止行為や所持品検査に関する申し立ては、「職権乱用」の苦情のカテゴリーに分類される。 See 4/15 Tr. at 3284（市民苦情審査委員会執行役員、Joan Thompson）；CCRB, January–June 2012 Report (“CCRB June 2012 Report”), DX V13, at 4（「職権乱用」を定義）。

³⁷⁷ See Def. Findings ¶ 25.

³⁷⁸ See *infra* Part IV.D.1.a. Downsは、停止行為の公式記録がないにもかかわらず、警察官を特定するために特別な措置を講じた。

³⁷⁹ See Def. Findings ¶ 25 & n.34（NYPDは、「停止行為、尋問、及び所持品検査に関連する捜査及び押収の申し立て」を含むすべてのFADOの苦情を市民苦情審査委員会に転送し、「残りの苦情」を

の報道に基づいて不正行為の疑いについて独自の調査を開始することができるが³⁸⁰、過去10年間に、人種差別的及び/又は憲法上正当化できないストップ・アンド・フリスクに関するメディアの報道に対して、IABが実際にこれを行ったという証拠は提示されていない。

市民苦情審査委員会が違憲な停止行為に関する苦情を受け取ると、市民苦情審査委員会の調査員は通常、「申立人、証人、警察官にインタビューし、主張が立証されているか、立証されていないか、免責か、又は根拠がないかを判断する」ことになる³⁸¹。苦情は、証拠の優位性に基づいて、「対象警察官が申し立ての中で主張された行為を犯し、これにより不正行為に及んだと信じるのに十分な信頼できる証拠がある」場合、「立証」されたとされる³⁸²。苦情は、警察官が不正行為を行ったかどうかを判断するのに十分な証拠がない場合、「立証されていない」とされる³⁸³。調査員の決定は、監督者によって審査され、その後、3人のメンバーからなる委員会に渡され、証拠を審査した上で最終決定が下される。委員会が苦情が立証されたと判断した場合、事件はNYPDの警察官の不正行為のための内部検事の機能を果たす NYPD 部門検察官事務所（Department Advocate's Office、「DAO」）に転送される³⁸⁴。

この段階で、市民苦情審査委員会の苦情処理手続きは機能不全に陥る。DAOは、市

OCDに転送していることを指摘する）；id. ¶ 32（OCDは、少数の停止行為及び所持品検査「に関連する申し立てを特徴とする苦情」を処理していることを指摘する）。

³⁸⁰ See id. ¶ 25.

³⁸¹ Def. Findings ¶ 26.

³⁸² CCRB June 2012 Report at 4.

³⁸³ See id. 警察官が申し立てられた行為を行ったが、その行為が「合法かつ適切であると判断された」場合、その警察官は「免責」となり、警察官が申し立てられた行為を行わなかったことを示す十分な証拠がある場合、申し立ては「根拠がない」とされる。Id. Accord 4/15 Tr. at 3272 (Thompson).

³⁸⁴ See Def. Findings ¶ 26; CCRB, 2011 Annual Report (“CCRB 2011 Annual Report”), DX P12, at 17–18（DAOの検察機能について説明）。2012年上半期、市民苦情審査委員会は2,518件の事件を結審した。完全な調査を経て終結した27%の事件のうち、11%は不正行為が立証されたとの判断が下された。See CCRB June 2012 Report at 10.

民苦情審査委員会の調査結果を受け入れるのではなく、市民苦情審査委員会の3人のメンバーからなる委員会がレビューしたばかりの資料を独自にレビューする。DAOは、市民苦情審査委員会が採用する確立された「証拠の優位性」基準ではなく、独自の証拠基準を適用する。2005年からDAOを率いてきた弁護士Julie Schwartzコミッショナー代理は、市民苦情審査委員会が証人に有利で警察官に不利な信頼性の決定に基づいて調査結果を下した場合、DAOは原則として市民苦情審査委員会の調査結果を拒否すると証言した。Schwartzコミッショナー代理の言葉を借りれば、市民苦情審査委員会が証人を見聞いたが、DAOがそうではないことは「問題ではない」という。「なぜなら、1人の証人がAが起こったと述べ、別の証人がBが起こったと述べた場合」、告発者は証拠の優越性基準を満たせないからである：「[主張を]51%に引き上げるものは何もない」³⁸⁵。この「彼が言った…彼女が言った」という状況では、DAOは、例えば手錠が過度にきつかったと主張する申立人に目に見える痕跡があるなど、「少しの補強証拠」がある場合のみ、市民苦情審査委員会の調査結果を受け入れる³⁸⁶。

Schwartzコミッショナー代理はさらに、「申立人のバージョンと警察官のバージョンしかないストップ・アンド・フリスク事件では、局は懲戒処分を追求することはできない」と述べた³⁸⁷。Schwartzコミッショナー代理は、DAOを率いてきた8年間、申立人の証言だけでは決して十分ではないという独自の証拠基準を一貫して適用してきたようだ。

Schwartzコミッショナー代理はまた、市民苦情審査委員会とOCDが同じ証拠基準

³⁸⁵ 4/22 Tr. at 4485–4486。

³⁸⁶ Id. at 4486–4487。

³⁸⁷ Id. at 4508。

を適用していると証言したが³⁸⁸、その基準を明示した出典を引用することはできなかった。追及されると、Schwartzコミッショナー代理は証言を変え、場合によっては申立人の証言だけで告発を支持するのに十分であると述べた³⁸⁹。私はこの後の証言が信頼できるとは思えない³⁹⁰。代わりに、DAOは、市民の証人の裏付けのない証言のみに基づいて下された市民苦情審査委員会の決定を拒否する方針に従っているものと判断する。Schwartzコミッショナー代理は、DAOが警察官に有利に偏っているという主張については懸念していないと証言した³⁹¹。

ストップ・アンド・フリスクに関連する苦情の多くは、まさにSchwartzコミッショナー代理が説明したようなシナリオであるため、DAOの証拠理論は、NYPDの警察官に違憲な停止行為や所持品検査の責任を追及する能力を著しく損なうものである³⁹²。この証拠基準と、市民苦情審査委員会が提出した違憲な停止行為の証拠に対するDAOの抵抗を示す他の兆候を考慮すると³⁹³、DAOが頻繁に市民苦情審査委員会の立証された苦情の対象となった警察官に対して一切の懲戒処分を追及することも拒否することは驚くべきことではない。2007年から2011年までの間に、DAOは市民苦情審査委員会が転送した立証された苦情の16%から36%で懲戒処分を拒否し、2012年には懲戒処分が科されなかった立証された事件の割合が再び上昇した³⁹⁴。さらに、NYPD

³⁸⁸ See id. at 4484, 4486–4487, 4508.

³⁸⁹ See id. at 4508–4511.

³⁹⁰ Schwartzコミッショナー代理のこの後の証言は、別の事件における彼女の供述証言とも矛盾している。See id. at 4511–4512.

³⁹¹ See id. at 4512–4513.

³⁹² See id. at 4481–4482, 4485–4486, 4496; 4/15 Tr. at 3289, 3292 (Thompson).

³⁹³ Schwartzコミッショナー代理はさらに、捜索と押収を規定する法律、特にDe Bourは「明確に確立され、明確に表現され、理解可能な」ものではなく、警察官がDe Bourのような不明確な法律に意図せずに違反した場合、市民苦情審査委員会は信頼性の判断において警察官の「善意 (good faith)」を考慮する必要があると証言した。4/22 Tr. at 4513–4521。さらに、市民苦情審査委員会が警察官の名前を特定できず、身元確認や写真配列を実施していない場合、DAOは市民苦情審査委員会の調査結果に含まれる具体的な識別情報に基づいて警察官の身元を特定しようとするのではなく、事件を却下すると証言した。See id. at 4484–4485.

³⁹⁴ See CCRB 2011 Annual Report at 17; CCRB, Police Department Discipline, DX U13。これらの数字に

は市民苦情審査委員会が推奨する懲戒措置を常に軽減し、ほとんどの年で大多数のケースにおいて、最も軽い懲戒措置である「指示」のみを課している³⁹⁵。DAOが市民苦情審査委員会の懲戒勧告を頻繁に拒否したことで、市民苦情審査委員会に対する国民の信頼が損なわれ、苦情の提出を抑制していた可能性が高い。多くの苦情は正当なものであった可能性がある³⁹⁶。

OCD を通過する比較的少数の停止行為に関する苦情は、市民苦情審査委員会 や DAO によって処理される苦情よりも、警察官の懲戒処分につながる可能性が高くない³⁹⁷。OCDは、レイシャル・プロファイリングに関する市民の苦情に対処する責任を負っている唯一の組織であるにもかかわらず、苦情を分類及び追跡するためのシステムには、停止行為に関する苦情やレイシャル・プロファイリングに関する苦情の追跡コードが含まれていない³⁹⁸。証拠は、OCDがレイシャル・プロファイリングの主張に

は、NYPDが行動を起こす前に時効が切れた、又は警察官が辞任した少数のケースは含まれている。複数の警察官は、市民苦情審査委員会が彼らに対する苦情を立証した後でも、懲戒処分を受けたことはなかったと証言した。See Pl. Findings ¶¶ 139-141 (情報源の収集)。

³⁹⁵ See 4/15 Tr. at 3294 (Thompson); CCRB 2011 Annual Report at 18, tbl. 30。毎年最も一般的な懲戒措置として指示が挙げられている。Hall警視長は、合理的な疑いに基づかない停止行為を行った警察官は、解雇を含む「極めて厳しい懲戒処分」を受ける可能性があるとして証言した。5/16 Tr. at 7628。反対尋問で、合理的な疑いを欠いた停止行為のためにそのような懲戒処分を受けた警察官について個人的に知っていたかどうか尋ねられたとき、Hall警視長は知らないと答えた。See id. at 7629。

³⁹⁶ See 3/19 Tr. at 345 (Nicholas Peartは、最初の市民苦情審査委員会の苦情が立証されなかった後、市民苦情審査委員会が何もしないと考えていたため、その後の停止行為に対して市民苦情審査委員会に苦情を提出しなかったと証言している)。See also Pl. Findings ¶ 155 (DAOが、NYPDが市民苦情審査委員会の勧告を真剣に受け止めていないという長年の公衆の懸念を認識していたことを示す情報源の収集)；id. ¶ 156 (NYPDが 2012 年に 市民苦情審査委員会の弁護士が重大な警察の不法行為事件のごく一部を起訴できるようにすることに同意した後でも、警察長官の裁量によってのみ起訴できることを指摘する)。ニューヨーク市が提示した調査結果には、複数の立証された市民苦情審査委員会の苦情を受けた警察官を追跡するNYPDのパフォーマンス監視システムについて詳細に説明されている。See Def. Findings ¶¶ 36-42; Pl. Findings ¶ 138。しかし、このシステムは、不当に停止させられた人が市民苦情審査委員会への苦情を提出する知識や時間を持つ可能性が低いと、不当な停止行為を監視するには効果的ではない。同じ警察官に対して複数の苦情が申し立てられる可能性はさらに低い。

³⁹⁷ See Pl. Findings ¶¶ 142-147 (情報源の収集)。

³⁹⁸ See 4/18 Tr. at 3962-3968, 3981, 4013 (McAleer警視)。さらに、停止行為中に行われたレイシャル・プロファイリングの苦情がOCDに伝達されないという証拠もあった。See Tr. 5/7 at 6307, 6332-6333 (Telford警部補は、2009年に犯罪対策監督官として勤務していた際、Gonzalez巡査がUF-250書式に、彼が止めた黒人男性に「なぜ他の人を止めないのか？」と質問された旨を記載しても、彼は懸念を抱かなかったと述べた)；PX 557 at *15999-16000。

対する監視と懲戒の課しにおいて効果的でないことを示したことも、驚くには当たらない。たとえば、OCDは、Jonathan Rothenberg巡査がIan Provostの職門質問の1年前に、レイシャル・プロファイリングに基づいて誰かを停止させ逮捕したという主張を受けしたが³⁹⁹、彼はその主張について質問されたことはなく⁴⁰⁰、NYPDは捜査が行われたかどうかを判断できない⁴⁰¹。OCDは、市民苦情審査委員会又はNYPDのいずれかに宛てられたレイシャル・プロファイリングの苦情のほとんどを受け取っているため、不当な停止行為に関する市民の苦情に対するOCDの不十分な対応は、さらに懸念される⁴⁰²。

7. 違憲に関する継続的な注意喚起

1999年のAG報告書は、NYPDのストップ・アンド・フリスクの実践が憲法違反につながっていることを指摘した。この指摘にもかかわらず、NYPDの幹部は、合憲性を確保するための対抗措置を講じることなく、また適切な監督、監視、懲戒手続きを導入することなく、停止行為の件数を増やすよう指揮系統全体に圧力をかけることで、憲法違反のリスクを大幅に高めた。このセクションでは、NYPDが1999年以来、ストップ・アンド・フリスクの実践における広範な憲法違反について、継続的に注意喚起を受けてきた様々な方法を説明する。

NYPDは、メディア、地域住民、地域団体や法律団体、個々の警察官、本件の原告団や弁護士など、複数の情報源から、停止行為の実践における憲法上の問題について

³⁹⁹ See 4/17 Tr. at 3822 (Rothenberg); *infra* Part IV.D.1.f (Provostのストップ・アンド・フリスクの詳細)。

⁴⁰⁰ See 4/17 Tr. at 3820, 3825 (Rothenberg)。

⁴⁰¹ See 4/30 Tr. at 5385 (規定)。

⁴⁰² See, e.g., 4/18 Tr. at 3962–3963 (OCDのHelen McAleer警視は、市民苦情審査委員会がレイシャル・プロファイリングの苦情を含むFADO以外の苦情をOCDに転送しており、その数は「ごくわずか」と証言している)；4/15 Tr. at 3271 (Thompsonは、市民苦情審査委員会がレイシャル・プロファイリングの苦情をOCDに転送することがあると証言している)。

徹底的かつ一貫した注意喚起を受けてきた。Reiter氏が証言したように、根拠のない人種差別的な停止行為に関する苦情がメディアで大きく報道されれば、「合理的な警察部分であれば」これらの問題を「検討する」必要性を認識させるはずだった⁴⁰³。実際、Esposito警視総監は、NYPDが停止行為活動において若い黒人やヒスパニック系男性を人種的にプロファイリングしているというメディア報道を認識しており、地域団体、人権団体、選出された幹部から、停止行為中のレイシャル・プロファイリングに関する苦情を直接聞いたことがある⁴⁰⁴。Marino警視は、NYPDのストップ・アンド・フリスクの実践は「私が勤務したどの地区でも常に懸念事項であり、苦情の対象となっている」と証言し、地域のリーダーや地域住民が合理的な疑いを欠くストップ・アンド・フリスクについて苦情が寄せられたと証言した⁴⁰⁵。同様に、Lehr警視は、理由もなく停止行為を受けたという黒人住民からの苦情を聞き、圧倒的に黒人が多い地区でストップ・アンド・フリスクやレイシャル・プロファイリングに対する懸念を提起するデモを目撃したことがある⁴⁰⁶。Morris警視長は、彼も理由もなく停止行為を受けたと感じた個人からの苦情を聞いたと証言した⁴⁰⁷。Shea警視長は、地域住民が新卒警察官向けの多文化集中コースに参加する際、地域のリーダーがレイシャル・プロファイリングに基づく停止行為に関する苦情を繰り返し共有してきたと証言した⁴⁰⁸。同様に、Shea警視長は、自分が地区の署長だった頃、「地域住民が地域の集会に来て、家族や自分自身が警察の行動の対象となり、それが人種に影響されたのではないかと懸念し

⁴⁰³ 4/24 Tr. at 4878.

⁴⁰⁴ See 4/10 Tr. at 3023–3027. Esposito警視総監はまた、少なくとも2000年に警視総監に就任して以来、NYPDの警察官と黒人やヒスパニック系住民との街頭での遭遇に関する世間の論争を認識していたと証言した。See 4/9 Tr. at 2794–2796.

⁴⁰⁵ 3/22 Tr. at 931.

⁴⁰⁶ See 4/30 Tr. at 5410, 5429–5430, 5434–5435.

⁴⁰⁷ See 5/10 Tr. at 6633.

⁴⁰⁸ See 4/25 Tr. at 5081.

ていると主張するケースがあった」と証言した⁴⁰⁹。この広範な証拠にもかかわらず、Esposito警視総監と他のNYPD幹部は、人種を理由に停止させられたという個人の苦情を審理したことがないと証言した⁴¹⁰。本件における他の証言と、NYPDによる人種的に偏った警察活動に関する広範な公衆の懸念を考慮すると、この証言は信用できないと判断する⁴¹¹。いずれにせよ、高官が個々の苦情を審理したかどうかは、このセクションで議論されている他の多くの注意喚起の情報源を考えると重要ではない。

NYPDは、一般団体や地域団体から注意喚起を受けるだけでなく、自署の警官からも違憲な慣行について報告を受けている。2009年、Polanco巡査はICOに匿名の手紙を届け⁴¹²、警察官がマイノリティコミュニティに対してレイシャル・プロファイリングやその他の違法行為に関与していると報告した。

理由もなく子供たちに手錠をかけていた。彼らは私たちに手錠をかけろと言うだけだった。そしてボス、なぜ私たちは彼らに手錠をかけるのですか？手錠をかければいい。後で罪状をでっち上げるから。

何もしていない子供たちもいた。何人かはただ歩いて家に帰るだけだった。何人かは学校から歩いているところだった⁴¹³。

Polanco巡査は、IABに転送されると信じていた手紙の中で、2009年の次の事件につ

⁴⁰⁹ Id. at 5081–5082.

⁴¹⁰ See, e.g., 3/22 Tr. at 1055–1056 (Diaz は確信が持てないと証言) ; 4/10 Tr. At 3025–3026 (Esposito); 4/30 Tr. at 5434 (Lehr); 5/9 Tr. at 6511 (Holmes); 5/10 Tr. at 6633 (Morris); Def. Findings ¶ 23.

⁴¹¹ See, e.g., 5/14 Tr. at 7174 (Farrellコミッショナー代理が、2007年初頭に「NYPDが人種的に偏った警察活動に従事している可能性があるという[一部の]一般市民の懸念」を認識していたと証言)。

⁴¹² なぜ匿名で手紙を提出したのかと尋ねられたPolanco巡査は、Schoolcraft巡査が犯罪統計の操作疑惑を報告した後に被った不利益を心配していたと説明した。See 3/20 Tr. at 453.

⁴¹³ 3/20 Tr. at 450, 453, 508–509。手紙は記録には含まれていない。See id. at 450, 661; 3/19 Tr. at 435–436。

いて述べている。

ある事件では、一人の少年——私はこれを報告した——の兄弟が停止させられた。彼は13歳だった。そして彼は彼を学校から家に連れて帰るために角で待っていた。彼が私たちのところに来たとき、警官は、「警官、私の弟はどうしたのですか。彼は暴れていたんですか。」彼も手錠をかけられた。兄弟に何が起きているのかを尋ねただけで⁴¹⁴。

Polanco巡査はまた、手紙の中で、上官と共にパトロール中に、合理的な疑いがあると思われるものなしに個人を停止させるよう指示されたことが何度もあったと報告した。上官は「角や公園など、どこにでもいる黒人の子供たちやヒスパニック系の子供たちのグループ」を指さし、Polanco巡査に「ただ行って捕まえろ、彼らに250かけろ、彼らに召喚状を渡せ」と指示する。「時々、彼らは私に彼らに召喚状を渡せと指示する。私たちは上司に理由を尋ねる。すると彼らは『違法集会』とかそんなことを言う。なぜなら、角に3人以上いるからだ。」⁴¹⁵

2009年の最初の手紙の後、Polanco巡査は匿名でIABに電話し、マイノリティの若者の扱いと犯罪統計の操作に関する懸念を表明した⁴¹⁶。最後に、Polanco巡査は裁判で再生された録音をIABに渡したが、これは、適切な法的根拠なしに停止行為や逮捕を行うことで、執行活動の目標数を達成するよう組織的な圧力があったという彼の証言を

⁴¹⁴ 3/20 Tr. at 450-451, 509. See also id. at 460-461 (Polanco巡査は、IAB への手紙に、この13 歳の少年との遭遇に関する住所、日付、その他の情報を記載したと証言)。

⁴¹⁵ Id. at 457-458. See also id. at 459-460 (Polanco巡査は、不当な停止行為の後、上官が UF-250書式のどのボックスにチェックを入れるべきかを指示し、指示されたボックスには高犯罪エリアや挙動不審が含まれていたと証言)。

⁴¹⁶ See id. at 455-456。

裏付けた⁴¹⁷。

上で述べたストップ・アンド・フリスクに関する市民苦情審査委員会の苦情は、NYPDへの継続的な注意喚起のさらなる情報源となった⁴¹⁸。さらに、NYPDは、1999年に提起された*Daniels v. City of New York*の訴訟⁴¹⁹、2008年に提起された本件⁴²⁰、そして2010年と2012年にそれぞれ提起された2つの関連するストップ・アンド・フリスク事件、*Davis v. City of New York*と*Ligon v. City of New York*⁴²¹を通じて、違憲な停止行為に関する積み重なった証拠を受領している。

ニューヨーク市は、NYPDによる歩行者への停止行為及び所持品検査に関し、人種プロファイリングが広範に行われていることを示す証拠はほとんどないと結論付けた2007年のランド・コーポレーション報告書を根拠に、その認識があったとする証

⁴¹⁷ See *id.* at 462–464. Polanco巡査の録音の一部の概要については、*supra* Part IV.C.2を参照。結局、Polanco巡査は匿名性を放棄し、テレビインタビューに参加した。See 3/20 Tr. at 515–516。2010年3月にインタビューが放送された後、IABは彼を偽証罪で告発した。この告発は、Polanco巡査がIABに提出した苦情に記載されているある事件に基づいていた。Polanco巡査は、無免許で犬の散歩をした人に召喚状を出すよう指示されたが、犬を見ていなかったにもかかわらず、その指示に従ったと述べた。See *id.* at 451–452, 540。Polanco巡査は偽証罪で起訴されたが、指示を出した上官は昇進した。See *id.* at 540。

Craig Matthews巡査は、別の事件で、2008年に導入されたとされる「逮捕、召喚、ストップ・アンド・フリスクの数を義務付けるクォータ制度」について上司に苦情を申し立てたことに対し、NYPDが彼に報復したと主張していることを指摘する。See *Matthews v. City of New York*, No. 12 Civ. 1354, 2013 WL 3879891, at *1 (S.D.N.Y. July 29, 2013) (訴状¶2を引用)。Matthews巡査の報復の主張は、Polanco巡査の主張と一致している。3/20 Tr. at 575–576 (Polanco巡査は、足場警備の配置は彼の勤務年数に対して懲罰的であると証言)、と3/21 Tr. at 727, 789 (Serrano巡査が同じことを証言)を、訴状¶21、Matthews, 2013 WL 3879891 (足場警備の配置を懲罰的と表現)と比較。裁判所は、「実際のところ、Matthews巡査の演説は国民にとって否定できない価値を持っていた」と認めつつも、Matthewsの主張の本質とは無関係の憲法修正第1条の根拠に基づいてニューヨーク市に略式判決を下した。Matthews, 2013 WL 3879891 at *19。

⁴¹⁸ See 3/28 Tr. at 1424–1425 (Hernandez巡査が彼の停止行為活動に関する市民苦情審査委員会の苦情について証言)。

⁴¹⁹ See *Daniels*, No. 99 Civ. 1695. See also 4/9 Tr. at 2800–2801 (Esposito警視総監が、1999年の時点で、*Daniels*の中のレイシャル・プロファイリングと合理的な疑いを欠いたストップ・アンド・フリスクの主張を知っていたと証言)。

⁴²⁰ 原告らは当初、NYPDが*Daniels*和解を遵守しなかったことに対する異議申し立てとして本件を提起するつもりだったことを指摘しておく。

⁴²¹ See *Davis*, No. 10 Civ. 0699; *Ligon*, No. 12 Civ. 2274。

拠に反論しようとした⁴²²。しかし、ランドの研究は、暴力犯罪の被疑者のデータを比較基準として用いているところ、これには専門家証言に関する章で詳述された複数の理由により問題がある⁴²³。その結果、報告書は、暴力事件の容疑に基づく停止行為事案が全体の4分の1未満であり⁴²⁴、かつ暴力事件の被疑者データでは黒人の割合が他の犯罪類型よりも高いにもかかわらず⁴²⁵、NYPDによる停止行為の対象者が暴力犯罪の被疑者と類似していることを根拠に、停止行為のパターンは人種的に中立であると結論付けた。それにもかかわらず、報告書はこの基準を用いることについて、「基準が示す人種分布と停止行為の人種分布の双方に影響を与える未観測又は未測定の変因によって、人種的偏見が明らかにすることもあれば、逆に隠すこともあり得る。」と警告した⁴²⁶。

⁴²² Def. Findings ¶ 20. See RAND REPORT. ニューヨーク市が人種的動機に基づく停止行為についての認識がなかったことの証拠としてのみランド報告書に依拠しており、合理的な疑いなく停止行為が行われたことの証拠としては依拠していないことを指摘しておく。See Def. Findings ¶ 20. また、ランド報告書は、認識に関する立証のためにのみ採用されたものであり、その結論の真実性を立証するためではないことも指摘しておく。

⁴²³ See supra Part IV.B.3.

⁴²⁴ See 4/19 Tr. at 4302 (Assistant Commissioner McGuire); Fagan Rpt. apps. C4–C6 (2004年から2009年までの間に実施された停止行為のうち、15%が暴力犯罪の容疑に基づくものであったと指摘) ; Fagan 2d Supp. Rpt. app. B tbl. 2 (2010年から2011年までの間に実施された停止行為のうち、23%が暴力犯罪の容疑に基づくものであると指摘)。前掲の表によれば、特定の被疑罪名が記載されていないものを含む2004年から2009年までの間の全てのUF-250書式のうち、15%が暴力犯罪の容疑に基づくものであったのに対し、後掲の表では、2010年から2011年までの間の分類可能な被疑罪名を含むUF-250書式のうち、23%が暴力犯罪の容疑に基づくものであると見受けられる。この点に関して、Fagan Rpt. app. C4–C5 (UF-250書式のうち18%は、被疑罪名が分類不可能であるか、誤りがあると指摘) とFagan 2d Supp. Rpt. app. B tbl. 2 (誤った犯罪分類コードが記載されたUF-250書式をいずれのカテゴリーにも含めていない) を比較。したがって、暴力犯罪の容疑に基づいて行われた停止行為の割合として15%との数値の方が正確であると考えられる。

⁴²⁵ See RAND REPORT at 19 (「暴力犯罪の被疑者のうち69%が黒人であった」と指摘) ; Fagan Rpt. at 76 tbl. 18 (更新されたデータによれば、2006年に報告された暴力犯罪報告書のうち、被疑者の人種が記載されていたものでは73%が黒人であり、その割合は非暴力犯罪の場合は54%であった)。したがって、2006年の全暴力犯罪の被疑者の69%が黒人であったとのランド報告書の主張は厳密には正確といえない；なぜなら、それらの届出の47%は被疑者の人種に関する記載がなかったからである。See Fagan Rpt. at 76 tbl. 18, 77 (ランド報告書の記載とは逆に、人種情報の記載のない届出も含めた場合、黒人は「2005年の全暴力犯罪の届出のたった38.50%に過ぎなかった」と指摘)。ファガン博士が証言したように、47%の届出で人種情報が欠如していることは、2006年の暴力犯罪被疑者データを基準として用いることの信用性を更に低下させるものである。See 4/4 Tr. at 2266–2268; Fagan Rpt. at 75–77.

⁴²⁶ RAND REPORT at 19 (emphasis added).

また、たとえ NYPD がランド報告書の用いた基準を問題視しなかったとしても、報告書は「特定の停止行為の一部に人種的格差が存在し、いくつかの地区、すなわちスタンテンアイランドにおける黒人に対する所持品検査や、ブルックリン・サウスにおける黒人に対する武力行使においては人種格差がかなり大きい」と結論付けている⁴²⁷。報告書は、これらの地区における停止行為の結果について「より綿密な調査」を勧告したが、そのような調査は一度も実施されていない⁴²⁸。また、NYPD は、報告書に示された他の勧告についても適切に実施しなかった⁴²⁹。これらの警告や勧告を踏まえると、停止行為は人種的に中立であると NYPD が結論付ける根拠としてランド報告書に依拠したことは、当時も現在も不合理である。要するに、上記の数多くの資料は、警官らが人種的動機に基づく停止行為を行っていることを NYPD に認識させるには十分すぎるものであり、ランド報告書はそうした明白な兆候を無視することを一切正当化していない。

D. 個別の停止行為

原告らは、19 件の停止行為について、12 名の個人から得た証言を提出した。そのうち 12 件の停止行為については、原告ら自身も証言し、さらに停止行為に関与した

⁴²⁷ Id. at 44.

⁴²⁸ See 4/9 Tr. at 2830–2831 (Esposito); 5/14 Tr. at 7121 (Farrell副署長は「存在した格差はかなり小さいというのが我々の結論であった」と証言した)。証言全体を通して、副署長は格差の大きさや持続性にかかわらず、停止行為及びその結果における人種的格差を示す統計的証拠の妥当性を認めることを拒んだ。See, e.g., 5/15 Tr. at 7248–7256.

⁴²⁹ See RAND REPORT at 44–46. 例えば、NYPDは、ランド報告書の勧告に基づき、停止させられた歩行者に情報カードを配布する試行プロジェクトを開始した。See 5/14 Tr. at 7106–7107; DX A8 (試行プロジェクトで使用された切り取りカード)。Farrell副署長は、試行プロジェクトがニューヨーク市全体に拡大されたと証言したが、本件で停止行為を受けた者はいずれもカードを受け取ったと証言しておらず、カード自体にも市民苦情審査委員会やNYPDへの苦情連絡先の番号は記載されていなかった。代わりに、カードには「詳細については、...www.nyc.gov/nypd」と記載されており、カードの受取人に対し、違法銃器に関する情報提供のためにフリーダイヤルまたは311番への通報を呼びかけている。DX A8. See also Pl. Findings ¶¶ 179–182 (マイノリティに対する過剰な停止行為を行う警察官に対してランド報告書の推奨した早期警告システムをNYPDが導入しなかったことに関する資料を収集している)。

警察官の何人か又は全員も証言した。これらの停止行為、そして多くの場合は所持品検査が、合衆国憲法修正第 4 条に適合しているか否かの評価においては、主に証人の信用性が問題となった。いくつかの事案では、原告と警察官らの証言が相反していたため、一方の証言を採用し、他方の証言を排斥せざるを得なかった。

残りの 7 件の停止行為については、関与した警察官を特定できなかったか、そのうち 1 件では停止行為の実施自体が争われたため、警察官は証言しなかった。大多数の事案では、原告の証言に十分な信用性が認められなかったか、停止行為が憲法違反であることを立証するに足る具体的な事実を欠いていた。他方で、他の事案においては、原告の証言は十分信用でき、かつ、停止行為の合憲性を判断するに十分な具体性を有すると認めた。私は、NYPD が停止行為に関与した警察官の特定に際して明らかな善意の努力を払ったことを考慮した上で、一方の証言のみに基づいて事実認定を行うことのジレンマを認識している。しかしながら、警察官が特定されていない全ての停止行為について立証不十分と認定をすることは、停止行為の根拠や停止行為中の警察官の行動に明らかな問題がある場合に、それらを記録しないという不適切な動機を警察官らに与え、最も悪質な停止行為を監視対象から除外してしまうおそれがある。この状況は、後述する Leroy Downs 氏に対する停止行為で実際に起こったことであり、関与した警察官が特定されたのは、彼の並外れた粘り強さによるものであった。

個々の停止行為における警察官の行動を評価することは極めて困難である。停止行為の場における客観的な記録は、音声も映像も存在しない。私は、しばしば相反する目撃者の証言に基づいて事実認定をせざるを得なかった。この作業は、特に証人全員が事案の結論に利害関係を有している場合には、意図的か否かにかかわらず、証言の真実性に影響を及ぼしている可能性があるため、なおさら困難である。私は、事後的

に事実を検証する裁判官の立場が、自身や他者に危険が迫る現場で瞬時の判断を迫られる警察官の立場と全く異なることを理解している。このことを踏まえて、私は本件で問題となっている 19 件の停止行為について、法が求める誠実かつ公平な判断を下すよう努めてきた⁴³⁰。なお、私は、それぞれの停止行為を（１）憲法に反する停止行為及び所持品検査（所持品検査が行われた場合）；（２）憲法に反する所持品検査のみ；（３）停止行為又は所持品検査が憲法に反すると結論付けるに足る証拠がない場合の 3 つのカテゴリーに分類した。

1. 憲法違反の停止行為及び所持品検査

a. Leroy Downs 氏

i. 裁判所の実事認定

Leroy Downs 氏は 30 代半ばのスタテンアイランド在住の黒人男性である⁴³¹。2008 年 8 月 20 日の夜、Downs 氏は仕事から帰宅して自宅に入る前に、自宅前にある金属フェンスの前に立ちながら、携帯電話で友人に電話をかけていた。Downs 氏は携帯電話にコードで繋がれたイヤフォンを使用し、一方の手で携帯電話を、もう一方の手でコードに繋がれた黒いマウスピースを持っていた⁴³²。

Downs 氏は黒色のクラウンヴィクトリアが通り過ぎるのを見て、それが覆面の警察車両であることに気づいた。車は停止して後退し、Downs 氏の自宅前に二重停止した

⁴³⁰ See Terry, 329 U.S. at 22（「合衆国憲法修正第4条が意義を有するのは、法執行者らの行為が、ある時点において、特定の状況に照らして搜索や押収の合理性を評価する客観的かつ中立的な立場にある裁判官の審査に付されることが保障されている場合に限定されている」）。

⁴³¹ See 4/19 Tr. at 4094–4095 (Downs). 以下の供述は、主にDowns氏の証言に基づくものであり、わずかな矛盾点はあるものの、信用できると認められる。

⁴³² See id. at 4095–4097.

ため、彼は電話をかけ直すと友人に伝えた⁴³³。後に Scott Giacona 警察官及び James Mahoney 警察官と特定された2人の白人私服警官が降車して Downs 氏に近づいた⁴³⁴。そして、警察官の1人が攻撃的な口調で Downs 氏が大麻を吸っているようだと断言した。警察官らは、Downs 氏に対し「フェンスに背を向けろ」と強い口調で命じた後、彼の背中がフェンスに接するまで押し戻した。Downs 氏はその場を離れることはできないと感じた⁴³⁵。

Downs 氏は大麻を吸っていたのではなく、携帯電話で話していたこと、また自身が薬物カウンセラーであることや、第120警察署の署長を知っていることを説明した。しかし、警察官らは Downs 氏の許可を得ることなく、彼の脚や胴体を衣服の外側から触り、前後のズボンポケットに手を入れて中身を取り出した：その中には、財布、鍵、自動販売機で購入したクッキーの袋が含まれていた。また、警察官らは Downs 氏の財布の中身も調べた⁴³⁶。

警察官らは違法物品を発見できなかったため車両に戻り始めた。Downs 氏は警察官らにバッジ番号を尋ねた。警察官らは Downs 氏を「嘲笑」し、彼が拘束されなかったのは運が良かったのだと言った。警察官らの1人は、Downs 氏が苦情を申し立てると伝えると、「俺は仕事をしているだけだ。」と答えた。Downs 氏と同じブロックに住む友人の Charles Joseph 氏は、停止行為の終盤の様子を目撃した。警察官が車で立ち去った後、Downs 氏は苦情を申し立てるため第120警察署へ向かった⁴³⁷。

⁴³³ See id. at 4097–4098.

⁴³⁴ Giacona警察官は黒色のTシャツを着用し、Mahoney警察官は「Favre」と背中に記載されたニューヨーク・ジェッツのジャージを着ていた。

⁴³⁵ See id. at 4098–4102.

⁴³⁶ See id. at 4101–4106.

⁴³⁷ See id. at 4106–4108.

Downs 氏は、受付にいた Anthony Moon 警察官に対し、苦情を申し立てたい旨を伝え、何があったかを説明した。Moon 警察官は、Downs 氏が当該警察官のバッジ番号を持っていなかったため苦情を受け付けられないと述べ、市民苦情審査委員会に訴えを申し立てるように促した。Downs 氏は警察署を出たところ、自身を停止させた警察官 2 名がクラウンヴィクトリアで警察署を出るのを目撃し、そのナンバープレートを手書き留めた⁴³⁸。

その後、Downs 氏は再び警察署に戻った。彼はナンバープレートの情報を Moon 警察官に伝えようとしたが、同警察官はその情報を市民苦情審査委員会に提供すべきだと言った。Downs 氏が警察署で待っていると、警察官 2 名が若い黒人男性被疑者 2 名を連れて裏口から入ってくるのを見た⁴³⁹。

Downs 氏は、Moon 警察官の前で警察官 2 名を指さし、「彼らのバッジ番号を確認していただけますか。」と言った。Moon 警察官は警察官 2 名と話した後、Downs 氏に対し「あなたが彼らに直接尋ねてはいかがですか。」と答えた。その際、Downs 氏は再び警察署の外に出て、手書き留めた番号と同じ番号のクラウンヴィクトリアのナンバープレートを写真撮影した⁴⁴⁰。

最終的に Downs 氏は監督官と話をしたところ、警察官らのバッジ番号を確認して Downs 氏に連絡すると言われた。しかし、その連絡は一度も来なかった。Downs 氏は警察署で数時間過ごした後、帰宅した⁴⁴¹。

⁴³⁸ See id. at 4108–4111.

⁴³⁹ See id. at 4110–4111, 4113; PX 166-D, 166-CL. 当時、Mahoney 警察官は依然として Brett Favre のジャージを着ていた。記録によれば、Giacona 警察官はその夜、若い黒人男性 2 名を逮捕した。

⁴⁴⁰ See 4/19 Tr. at 4111–4112; PX 166-C.

⁴⁴¹ See 4/19 Tr. at 4114–4115. その後、Downs 氏は第 120 警察署の副警視と面談し、当該停止行為は「おそらく偶発的な個別事案である」との説明を受け、NYPD の運用をより詳しく理解するために市民警察

翌日、Downs 氏は市民苦情審査委員会に苦情を提出した。約 5 か月後、Mahoney 警察官及び Giacona 警察官は、宣誓の上、同委員会で証言し、いずれも Downs 氏に対してストップ・アンド・フリスクを行った記憶はないと証言した—しかし、同委員会は「Giacona 警察官及び Mahoney 警察官が 2 件の逮捕を執行する直前の自身の行動を思い出せないとは考え難い」との理由から、これらの証言を「完全に信用しなかった」。また、同委員会は、Mahoney 警察官及び Giacona 警察官がバッジ番号を提示しなかったとの Downs 氏の主張を認めた。他方で、警察官が合理的な疑いなく Downs 氏に対して停止行為を実施したとの主張や、不適切な暴言を用いたとの主張については、立証されていないと判断した。さらに、警察官が Downs 氏のズボンのポケット内を調べたという主張については、その状況を目撃していないとのジョセフ氏の証言に一部基づき「根拠がない」と判断した。また、同委員会は Moon 警察官が Downs 氏の苦情を適切に処理しなかったとの主張を認めた⁴⁴²。

Mahoney 警察官及び Giacona 警察官はいずれも、市民苦情審査委員会の勧告に基づく処分を受けなかった。代わりに、両警察官は、Downs 氏に対する停止行為をメモ帳に記録しなかったことにより、5 日間の休暇取得権を剥奪された。両警察官は、本件に関する UF-250 書式の作成も怠ったが、これに対する処分はなかった。Mahoney 警察官はその後、巡査部長に昇進した⁴⁴³。

Mahoney 警察官及び Giacona 警察官は、Downs 氏に対する停止行為について一切記憶がないと証言した。市民苦情審査委員会の判断と同様に、両者の記憶欠如に関する

アカデミーへの参加を勧められた。Downs氏は11か月間そのアカデミーに通ったが、それでもなお8月20日の停止行為が自分の権利を侵害したと信じていた。See id. at 4116–4119, 4124–4126.

⁴⁴² See id. at 4116; PX 166 (Downs氏の申立てに関する市民苦情審査委員会の記録)。

⁴⁴³ See 4/17 Tr. at 3847–3850, 3852–3853, 3865, 3870 (Mahoney); id. at 3876–3879 (Giacona); Tr. 4/18 at 3895 (Giacona). 本件当時の階級に即して、Mahoney巡査部長をMahoney警察官と呼称する。

主張は信用できない⁴⁴⁴。

Downs 氏は、2008 年 8 月 20 日の停止行為以外にも「何度も」停止行為を受けたと証言した⁴⁴⁵。

ii. 事実認定及び法の適用

Downs 氏は、警察官から「フェンスに背を向けろ」と指示され、その場で停止させられた。しかし、警察官らは、Downs 氏を停止させるのに必要な合理的な疑いを欠いていた。警察官らは、走行中の車の窓から Downs 氏の手小さな物体があるのを一瞬見ただけで彼を拘束した。このような警察官らの直感は、その物体が違法物品であることを確認するための努力を伴っておらず、テリー・ストップの根拠として到底信用できない。

さらに、仮に警察官が Downs 氏を停止させる法的正当性を有していたとしても、それは両警察官が彼に接近した直後に失われた。物的証拠や煙、大麻の臭いはいずれも認められず、Downs 氏がマウスピースで通話していた旨説明したことを考慮すれば、警察官が合理的な疑いを有していたことを裏付ける根拠は一切存在しない。警察官が、停止行為によって被疑者のポケットに危険な凶器や即時に認識可能な違法物品が存在する可能性が否定された場合に、そのポケットに手を入れることが許されない⁴⁴⁶のと同様に、停止行為の根拠となった疑いが否定された場合には、引き続き対象者に停

⁴⁴⁴ See Tr. 4/17 at 3849–3850 (Officer Mahoney); id. at 3875–3875 (Officer Giacona); Tr. 4/18 at 3892–3896 (Officer Giacona) (「市民苦情審査委員会の調査によれば、私は、自分では全く記憶も認識もない停止行為を行ったことになっている。私は自分が何も覚えていない停止行為をメモ帳に記録しなかったことについて処分されたのだろう。」)。

⁴⁴⁵ See 4/19 Tr. at 4119 (Downs).

⁴⁴⁶ See *Dickerson*, 508 U.S. at 373, 377–78.

止行為を続けることは許されない⁴⁴⁷。Mahoney 警察官及び Giacona 警察官は、直感に基づいて Downs 氏を停止させ、彼が大麻を吸っていなかったことが明らかになった後も拘束を継続したため、彼の合衆国憲法修正第 4 条に基づく権利を侵害した。

また、両警察官は、Downs 氏が凶器を所持しており危険であると疑うに足る客観的根拠がなかったにもかかわらず、彼に対して所持品検査を実施したことにより、合衆国憲法修正第 4 条に違反した。疑われた違反行為、すなわち大麻の使用は、上記の事実関係を踏まえても、Downs 氏が凶器を所持して危険であるとの合理的な疑いを生じさせるものではない。

さらに、警察官らは、所持品検査後に Downs 氏のポケット内及び財布を搜索したことにより、彼の合衆国憲法修正第 4 条に基づく権利を侵害した。このような搜索は、警察官らが Downs 氏のポケットの外側を所持品検査したことにより、ポケット内に危険な凶器があるとの合理的な疑いが生じた場合、またはポケット内の物体が違法物品であることが即時に明らかになった場合にのみ正当化される。本件では、Downs 氏のポケット内に凶器があるとの合理的な疑いを生じさせる事実は一切存在せず、また、所持品検査によってポケット内に違法物品があることが即時に明らかとなる状況もなかった⁴⁴⁸。

b. Devin Almonor 氏

⁴⁴⁷ See *United States v. Jones*, 269 F.3d 919, 924 (8th Cir. 2001) (「合衆国憲法修正第 4 条に基づく侵害は『一時的なものでなければならず、停止の目的を達成するために必要な限度を超えてはならない』とされており、かつ、警察官は自らの疑いを速やかに晴らすために最も侵害の少ない手段を用いるべきである。」) (Florida v. Royer, 460 U.S. 491, 500 (1983)からの引用)。

⁴⁴⁸ Mahoney警察官及びGiacona警察官は、本件に関する記憶が一切ない旨主張しているため、彼らに有利な推論を導くことはできない。

i. 裁判所の事実認定

Devin Almonor 氏は、マンハッタン在住の 16 歳の黒人男子高校生である。Almonor 氏は 2010 年当時、13 歳であった⁴⁴⁹。身長は約 5 フィート 10 インチ、体重は約 150 ポンドであった⁴⁵⁰。

2010 年 3 月 20 日土曜日午後 8 時 45 分頃、Almonor 氏は自宅を出て、友人の Levon Loggins 氏を 145 丁目とアムステルダムの交差点にあるバス停まで見送りに行った⁴⁵¹。Loggins 氏がバスに乗車した後、Almonor 氏は帰宅するためハミルトン・プレイスを通り、兄の Malik 氏と会う予定であった食料品店へ向かった⁴⁵²。その店の外には数人の男性が立っており、Almonor 氏は店先で友人らと会話を交わした後、別の人物と共に帰宅の途についた⁴⁵³。

同日午後 10 時頃、Brian Dennis 警察官及び Jonathan Korabel 巡査部長⁴⁵⁴は、ハミルトン・プレイス周辺で約 40 人の若者による喧嘩が発生し、ごみ箱が投げられたり、自動車の警報器が作動させられたりしている旨の 911 通報を 9 件受け、覆面の警察車両で現場へ向かった。複数の通報では、武器の使用の可能性が示唆されていた⁴⁵⁵。また、通報によれば、若者たちは警察車両が到着すると一時的に現場から離れるものの、

⁴⁴⁹ See 3/18 Tr. at 111–114 (Almonor). Almonor 氏の宣誓供述書と裁判での証言の間に、友人とバス停まで歩き始めた時刻が午後 8 時か午後 8 時 45 分か (see id. at 137)、食料品店があるのは 141 丁目か 142 丁目か (see id. at 140) といったわずかな矛盾点はあるものの、これらは彼の信用性を損なうものではない。

⁴⁵⁰ See id. at 143–144.

⁴⁵¹ See id. at 115–117.

⁴⁵² See id. at 119–124. Malik 氏は Almonor 氏に対し、食料品店にいとメッセージを送った。

⁴⁵³ See id. at 134–135. 警察官らはいずれも Almonor 氏が男性の集団と一緒にいるところを目撃していなかった。

⁴⁵⁴ Korabel 氏は、現在は警部補であるが (see 3/27 Tr. at 1068 (B. Dennis)、本件当時の階級に即して、Korabel 巡査部長と呼称する。

⁴⁵⁵ See id. at 1085–1087, 1115. 警察官らは最後の 911 番通報の約 20 分後にハミルトン・プレイスに到着した。See id. at 1096.

その後再び戻ってくるとのことであった。警察官らがハミルトン・プレイスに到着した際、道路の中央にはごみ箱が置かれ、車の警報器が鳴り続けていた⁴⁵⁶。警察官らが対象者の特徴として把握していた唯一の情報は、若い黒人男性という点のみであった⁴⁵⁷。

警察官らは、Almonor氏ともう1人の人物が通報のあった方向に向かってハミルトン・プレイスを歩いているのを一瞬目撃した⁴⁵⁸。彼らは141丁目の道路を横断した⁴⁵⁹。私服の白人警察官2名がAlmonor氏の横に車を寄せると、彼は歩道へと後退した⁴⁶⁰。警察官らは降車してAlmonor氏に近づくと、Dennis警察官が彼の腕を掴み、「警察だ。」と告げた⁴⁶¹。Almonor氏は離れようとしたが、間もなくしてDennis警察官は「彼が腰回りに何も持っていないことに納得できなかったため」、彼を警察車両のボンネットに押し倒した⁴⁶²。

警察官らは協力してAlmonor氏に手錠を掛けた⁴⁶³。そして、Dennis警察官は何も説明せずにAlmonor氏の足元から胴体にかけて所持品検査を行い、その間、Almonor氏は「何をしているんだ？家に帰るだけだよ。僕は子どもだよ。」と言っていた⁴⁶⁴。

⁴⁵⁶ See id. at 1117. Accord id. at 1189 (Korabel).

⁴⁵⁷ See id. at 1086 (B. Dennis).

⁴⁵⁸ See id. at 1117; id. at 1150 (Korabel).

⁴⁵⁹ See id. at 1119.

⁴⁶⁰ See 3/18 Tr. at 125–126 (Almonor).

⁴⁶¹ See id. at 127; 3/27 Tr. at 1069, 1087 (B. Dennis).

⁴⁶² 3/27 Tr. at 1088, 1121 (B. Dennis). Dennis警察官は、Almonor氏が身体の右側を警察官から隠すように身体をひねっていると考えた。この行動は「ブレーディング」と呼ばれる。See id. at 1144.

⁴⁶³ See id. at 1121–1122. Korabel巡査部長は、Almonor氏を手錠で拘束した理由について、彼の行動が騒乱行為に該当すると判断したためであると証言した。See id. at 1162 (Korabel). しかし、所持品検査前には、いかなる軽犯罪法違反行為も確認していないとも証言した。See id. at 1164, 1169. さらに、Dennis警察官は、Almonor氏が停止行為や所持品検査を受けている間、怒鳴ったり叫んだりしていなかったと証言した。Almonor氏は、警察官らに腕を掴まれて車に押し付けられた際に抵抗した可能性はあるが、彼の行為が騒乱行為に該当するとの主張は信用できない。

⁴⁶⁴ Id. at 1089–1090. Dennis警察官は、Almonor氏に手錠を掛けた後に所持品検査を行ったと証言し、その根拠について「道路を歩いている際の彼の行動や、彼が腰を押さえ続けていたのを見て、彼が凶器を所持している可能性がある」と疑い、その部位を所持品検査した」旨証言した。Id. at 1093. See also id. at 1161 (Korabel) (Dennis警察官は、パトカーから降りて数秒以内にAlmonor氏を所持品検査した)。Almonor氏が腰に凶器を所持しているかのような歩き方をしていたとの証言は信用できない。

Almonor 氏は、右前ポケットに携帯電話 1 台と数ドルの現金しか所持していなかったため、警察官は何も押収しなかった。

警察官らは、Almonor 氏に手錠を掛けるまで彼の氏名を尋ねなかった⁴⁶⁵。Almonor 氏は身分証を所持していなかったが、自らを「Devin Al」と名乗った⁴⁶⁶。また、自らの年齢が 13 才で、数ブロック先にある自宅に帰る途中であったと警察官ら伝えた⁴⁶⁷。また、当初は住所を明らかにしなかったが、途中で自宅の正確な住所を警察官らに伝えた⁴⁶⁸。それにもかかわらず、警察官らは、Almonor 氏の携帯電話番号や両親の在宅状況を確認することなく、彼をパトカーの後部座席に乗せて警察署に連行し、13 歳である可能性があるとして少年用の部屋に入れた⁴⁶⁹。

Almonor 氏が釈放された後、Dennis 警察官は手書きの UF250 フォーム及び少年報告書を作成した⁴⁷⁰。被疑犯罪は凶器の不法所持であり、停止行為の状況として「特徴が一致」及び「不審な動き」と記載されていた。「不審な膨らみ」の欄には印が付けられておらず、この点に関して Dennis 警察官は、その夜不審な膨らみを確認しなかったと証言した⁴⁷¹。また、当時の記録文書には、Almonor 氏が自身の腰まわりに手を触れていた旨記載されたものはなかった⁴⁷²。少年報告書には、Almonor 氏が「逮捕に抵抗した」と記載されていたが、実際に彼が逮捕されたことはなかった⁴⁷³。翌日、Dennis

⁴⁶⁵ See id. at 1091 (B. Dennis).

⁴⁶⁶ See id. at 1205 (Korabel) (Korabel 巡査部長が電話をかけようとした人物は Ms. Al であった) ; 3/18 Tr. at 145–146 (Almonor) (Almonor 氏は当初自身を Devin Al と名乗ったことを認めている)。

⁴⁶⁷ See 3/18 Tr. at 128–129. Almonor 氏の年齢が関連性を有するのは、もし彼が 16 歳以上であれば、警察官が騒乱行為で出頭命令を発行できるのに対し、16 歳未満であれば彼を保護者に引き渡して釈放しなければならなかったからである。

⁴⁶⁸ See 3/27 Tr. at 1090 (B. Dennis).

⁴⁶⁹ See id. at 1124. Accord 3/18 Tr. at 130–131, 143 (Almonor). Almonor 氏は、警察官が身体搜索、手錠又はパトカーへ乗せようとしたのに対して抵抗したという点を争っている。See id. at 157 (Almonor).

⁴⁷⁰ See 3/27 Tr. at 1125 (B. Dennis).

⁴⁷¹ See id. at 1070–1077.

⁴⁷² See id. at 1103.

⁴⁷³ Id. at 1081. Dennis 警察官は、Almonor 氏を逮捕する相当な理由がなかったことを認めた。See id. at 1088. Almonor 氏がニューヨーク州法に違反して無断横断したとの疑いに基づいて、相当な理由があつ

警察官はコンピューター入力による UF250 フォーム及び別の少年報告書ワークシートを作成し、いずれの書面にも不審な膨らみと記載した⁴⁷⁴。

ii. 事実認定及び法の適用

Almonor 氏は、警官たちが歩道で彼に近づいた際に停止させられた。Dennis 巡査が Almonor 氏の腕を掴み「警察だ。」と言った。仮に、警官らの供述が信用できるとしても、Almonor 氏の不審な動き（後ろを振り返る行為や信号無視）と「若い黒人男性」という一般的な描写を組み合わせたとしても、Almonor 氏が犯罪行為を行っていたという、必要的な個別の疑いを立証するものではない⁴⁷⁵。警官たちは Almonor 氏に近づいて質問をすることもできたが、代わりにまず物理的に拘束し手錠をかけ、その後で質問することを選択した。このような状況は、Almonor 氏の自由を制限することを正当化せず、ましてや即時的な身体的拘束や手錠の使用を正当化するものではなかった⁴⁷⁶。

たとえ警官たちが Almonor 氏を停止する法的根拠を有していたとしても — 実際は有していなかったが — 警官たちが Almonor 氏を所持品検査する根拠はなかった。911 番通報の一部は、戦闘に関与した何人かの若者が武器を所持していた可能性を示唆していたが、そのことのみでは、Almonor 氏が武装しており危険であるという個別

たとする Korabel 巡査部長の証言は信用できない。いずれにせよ、Korabel 巡査部長自身が、警察官らが Almonor 氏を無断横断で逮捕する意図はなかったことを認めている。See *id.* at 1152–1155 (Korabel).

⁴⁷⁴ See *id.* at 1125–1126 (B. Dennis). Dennis 警察官は Almonor 氏に不審な膨らみを確認しなかったことを認めた。See *id.* at 1078–1079.

⁴⁷⁵ See *Lambert*, 98 F.3d at 1190–91（「ここで依拠されている一般的な記述を拡大解釈して[原告]に適用できる場合、黒人男性のうち、歩行中、食事中、通勤中など、相当数の者が同様の扱いを受ける可能性が高い。」）

⁴⁷⁶ See *El-Ghazzawy*, 636 F.3d at 457–58（原告が武装しており危険であるという兆候がなく、警察官が「手錠をかけたり所持品検査を行う前に、事実に関する最も基本的な調査すら行わなかった」ため、捜査停止が憲法違反である）；*Lambert*, 98 F.3d at 1188（「手錠をかけることは、そうでなければ通常の捜査のための拘束措置の侵害性を著しく悪化させる」と述べている）（引用符省略）

の疑いを立証するものではない。当時の文書は不審な膨らみを示しておらず、Almonor氏は不審な膨らみを引き起こすようなものを所持していなかった。Almonor氏の行動は、彼が武装していたことを示していなかった⁴⁷⁷。

最後に、Almonor氏の修正第4条の権利は、停止行為と所持品検査のそれぞれの開始時に侵害されただけでなく、警官たちはAlmonor氏の自由への侵害を最小限に抑える努力を一切行わなかった。むしろ、警官たちは利用可能な最も権利侵害的な方法を使用し、これによりAlmonor氏の権利の侵害をさらに悪化させた⁴⁷⁸。

c. Cornelio McDonald 氏

i. 裁判所の事実認定

Cornelio McDonald氏は、QueensのParsons Boulevardにある私有のコーポラティブアパートメントビルに住む、中年の黒人男性である⁴⁷⁹。McDonald氏は、彼の家の向かいの、ニューヨーク市住宅局（NYCHA）のPomonok Housesと呼ばれる住宅団地に住む母親の世話をよくしている⁴⁸⁰。Parsons Boulevardは、2車線を分けるコンクリート製の中央分離帯がある広い道路で、各車線の両側に車が駐車されている⁴⁸¹。McDonald氏側のブロックの住民の大多数は白人であり、一方、彼の母親側のブロックの住民の大多数は黒人である⁴⁸²。

⁴⁷⁷ See *Singleton v. United States*, 998 A.2d 295, 302(D.C. 2010)（「ポケット内の一般的な膨らみは、『合理的な』疑いを構成するあまりに多くの無実の理由により説明され得る。」）

⁴⁷⁸ See *Terry*, 392 U.S. at 28–29（「修正第4条は、政府の行動の範囲に対する制限によっても、その開始に前提条件を課すことによっても機能する。」）

⁴⁷⁹ See 4/17 Tr. 3677 (McDonald)。McDonald氏は、Cavalry Staffingでドライバーとして働いている。See *id.*

⁴⁸⁰ See *id.* at 3678.

⁴⁸¹ See *id.* at 3679–3680.

⁴⁸² See *id.* at 3678–3679. McDonald氏は、McDonald氏側のブロックの住民の約80%が白人であり、一方、母親側のブロックの住民の約80%が黒人であると証言した。この証言の根拠はMcDonald氏自身の

2009 年 12 月 18 日（金曜日）、McDonald 氏は母親の家で約 10 時間を過ごし、午前 1 時ごろにその建物を出た⁴⁸³。その夜の気温は氷点下だったため、McDonald 氏はジッパーを閉めたジャケットを着用し、道路を渡る間中、手をポケットに入れていた。彼は左のジャケットのポケットに携帯電話を、右のズボンのポケットに鍵を、後ろのポケットに財布を入れていた。McDonald 氏は、中央分離帯に停まっている車の間を通り抜けるため、体を横向きにした⁴⁸⁴。

McDonald 氏は Parsons Boulevard の最初の車線を渡り、中央分離帯の向こう側にある 2 台の駐車車両の間に立ち、次の車線を渡る準備をしていたところ、私服の乗員たちを乗せた無標識の赤いバンが U ターンして彼の前に停まり、彼を 2 台の駐車車両の間に挟み込んだ⁴⁸⁵。

運転手は窓を下げ、警察官であることを明かさずに、McDonald 氏に対し「どこから来たのか。」と尋ねた。McDonald 氏は「なぜ私を止めたのか。」と応じた⁴⁸⁶。その時点で、バンに乗っていた 2 人の警察官（そのうち 1 人は Edward French 巡査で、2 人とも白人だった⁴⁸⁷。）は車から降り、警察官であることを明かし、説明なしに McDonald 氏の身体を捜索し始めた⁴⁸⁸。French 巡査は McDonald 氏にポケットから手を出すよう指示し、McDonald 氏のポケットの外側を触り、鍵を出すよう求めた — McDonald 氏は従った。その後、French 巡査は McDonald 氏のポケットの中に手を入れ、携帯電話を取り出した⁴⁸⁹。McDonald 氏が、なぜ自分が所持品検査を受けているのかを尋ね

認識であり、文書化された統計情報ではなかった。See id. at 3701.

⁴⁸³ See id. at 3679. 彼は12月19日に出発した。

⁴⁸⁴ See id. at 3681–3683, 3696.

⁴⁸⁵ See id. at 3680–3681.

⁴⁸⁶ Id. at 3683.

⁴⁸⁷ French氏は刑事に昇格したが、彼を停止行為時の階級で呼ぶ。See id. at 3739 (French).

⁴⁸⁸ See id. at 3685, 3709 (McDonald).

⁴⁸⁹ See id. at 3686. Accord id. at 3750 (French) (彼が外側のジャケットと、その中に不審な膨らみを確認したポケットを捜索し、ポケットの中に手を入れたことを証言している。McDonald氏がポケットから

ると、警官は McDonald 氏が武器を持っていないことを確認するためであると答えた⁴⁹⁰。

所持品検査を実施したが、違法物品は発見されなかった。その後、French 巡査は McDonald 氏に身分証明書の提示を求めた。McDonald 氏は応じた後、警官たちの身分証明書の提示を求めた。French 巡査のみが身分を明かし、バッジ番号を提示した⁴⁹¹。McDonald 氏はその後、退去を許可された。召喚状は発行されず、この一連の出来事は 7 分から 10 分ほどで終了した⁴⁹²。

UF-250 書式において、French 巡査は McDonald の容疑を武器の不法所持と記載した⁴⁹³。French 巡査は、メモ帳に容疑の理由を記載する必要はないと考えていた — 彼は、人物を停止した理由を書けば十分であると考えていた⁴⁹⁴。しかし、裁判において、French 巡査は、彼の容疑の根拠は犯罪パターンと不審な膨らみに基づいていたと証言した。

French 巡査は、3 つの犯罪パターンについて証言した。第一に、彼は McDonald 氏を停止した地域付近で 1 ヶ月前に武装強盗を逮捕した。第二に、彼は McDonald 氏を停止した夜、Queens のある地域で強盗パターンが存在することを認識していた — 具体的には、黒人男性が商業施設を強盗するパターンである。第三に、彼は Queens で黒人男性が住宅施設を強盗していることを知っていたが、強盗の場所についてはそれ以上具体的ではなかった⁴⁹⁵。French 巡査が容疑の根拠として挙げた別の説明は、

手を離した後も、不審な膨らみが残っていたためである。) 。私は、携帯電話が「不審な」膨らみを生じさせたとは思えない。

⁴⁹⁰ See id. at 3706-3707 (McDonald).

⁴⁹¹ See id. at 3687.

⁴⁹² See id. at 3689.

⁴⁹³ See id. at 3726 (French).

⁴⁹⁴ See id. at 3737.

⁴⁹⁵ See id. at 3726, 3743. 容疑者の特徴は、黒人男性というのみだった。See id. at 3743.

McDonald 氏がポケットに手を入れ、片側に傾き、左前のポケットに「不審な膨らみ」があったという French 巡査の所見であった⁴⁹⁶。私は、French 巡査が不審な膨らみを見たとは考えない⁴⁹⁷。

McDonald 氏は、自分が人種を理由に止められたと考えている。なぜなら、彼が停止させられた場所から約 25 フィート離れたボウリング場から出てきた他の非黒人 — 白人やアジア人 — は、誰も停止させられていなかったからである⁴⁹⁸。

ii. 事実認定及び法の適用

McDonald 氏は、2 人の警官が警察車両で彼に近づき、2 台の車の間に彼を挟み込み、質問を開始した際に停止させられた。警官たちは U ターンし、合理的な一般人が自由に立ち去れると感じないような方法で、McDonald 氏を特に標的とした。

停止行為の根拠として挙げられた唯一の具体的な理由は、黒人男性に関連する高度に一般化された犯罪パターンが存在したこと — 1 ヶ月前の武装強盗事件、Queens 某所での強盗パターン、Queens 某所での窃盗パターン⁴⁹⁹ — McDonald 氏が 12 月にポケットに手を入れながら歩いていたこと、そして実際には携帯電話であった「不審な膨らみ」である。「ある地域において犯罪活動が予期されることは、そのことだけでは、その人物が犯罪を行っているという合理的かつ具体的な疑いを裏付けるには不十分である⁵⁰⁰」。さらに、Queens 区全体を犯罪地域と定義することは、合理的な疑

⁴⁹⁶ See id. at 3747.

⁴⁹⁷ 「不審な膨らみ」に関する証言は、事後的な正当化であり、当時の文書や McDonald 氏がポケットに入れていた物体によって裏付けられていない。

⁴⁹⁸ See id. at 3688-3689, 3701 (McDonald). McDonald 氏は過去、人種差別を理由に複数の訴訟を起こしてきた。具体的には、彼は郵便局がアフリカ系アメリカ人の記録を改竄したと主張し、白人男性に対して人種差別を理由に提訴した。See id. at 3691.

⁴⁹⁹ See id. at 3726.

⁵⁰⁰ Wardlow, 528 U.S. at 124 (citing Texas, 443 U.S. at 47).

いを立証する状況の総体に貢献するにはあまりに広範であり、ましてや唯一の根拠を形成するものでもない⁵⁰¹。これに加え、「黒人男性」という曖昧な表現と、冬場にポケットに手を入れるという全く疑わしい行為ではない行為は、合理的な疑いの根拠を構成する不正行為の個別の疑いとは程遠いものである。他の正当な理由がない限り、*Terry* 停止行為の根拠は存在せず、McDonald 氏が武装しており危険であるという根拠も当然ながら存在しなかった。

また、McDonald 氏が人種を理由に停止されたことも事実である。容疑者の特徴は「黒人男性」とのみ記載されており、その通りは人種的に分断されており、他の非黒人個人も同様の行動をしていたにもかかわらず、McDonald 氏のみが停止されられた。要するに、McDonald 氏は Queens で夜遅くに道を渡っていた黒人男性であるという理由で、修正第 4 条及び修正第 14 条に違反して停止させられたのである。

d. Nicholas Peart 氏 — 2006年8月5日

i. 裁判所の事実認定

Nicholas Peart 氏は、Harlem 在住の 24 歳の黒人男性である。彼は 3 人の弟妹の法定後見人であり、非営利団体で放課後プログラムのファシリテーターとして働いている⁵⁰²。2006 年 8 月 5 日午前 5 時ごろ、Peart 氏は彼の 18 歳の誕生日を姉の家で祝った後、いずれも黒人である従兄弟と友人と共にいた⁵⁰³。外は暗く、Peart 氏はライトブルーのバスケットボールショーツと、白の — あるいは、黒と白の — タンクトッ

⁵⁰¹ See 4 LAFAYE § 9.5(h) (「『停止』と犯罪との時間的・空間的な関係は、停止の合法性を判断する上で重要な要素である」) (判例集)

⁵⁰² See 3/19 Tr. at 300-302 (Peart).

⁵⁰³ See id. at 319-320.

プを着ていた。少なくとも1人の男性は帽子を被っていた⁵⁰⁴。

Peart氏と彼の仲間たちは、96丁目とブロードウェイの真ん中に立っていたが、その時、96丁目通りに3台の警察車両が停まった⁵⁰⁵。約5人の制服を着た警官が、銃を構えたまま車から降りてきた⁵⁰⁶。White巡査は、「警察だ。動くな。手を上げろ。」と述べ、男性たちがすぐに手を上げなかったため、地面に伏せろと命じた⁵⁰⁷。Peart氏と彼の仲間たちは抗議したが、最終的に命令に従った⁵⁰⁸。Peart氏が地面に伏せた後、White巡査は彼のショートパンツの上から、同意なしに股間と臀部を触った⁵⁰⁹。White巡査は他の2人の男性にも同様に所持品検査を行った⁵¹⁰。

男性たちを所持品検査した後、White巡査は彼らに立つように命じ、身分証明書の提示を求めた⁵¹¹。Peart氏の「なぜ停止させられたのか。」という質問に対し、White巡査は無線連絡を3回再生し、男性たちが無線連絡の描写に一致することを示した⁵¹²。通信員の報告では、96丁目とブロードウェイの公衆電話から、3人の黒人男性に関する通報があったと説明されている — そのうち1人は銃器を携帯し、青いズボンと

⁵⁰⁴ See id. at 320, 347-348. Peart氏は、その日着ていたショートパンツを、洗濯をしている際に最近になって初めて見つけたと証言した。See id. at 320.

⁵⁰⁵ See id. at 320. White巡査（その後、刑事へと昇進した。）は、Fontanez巡査と共に車両に乗っていた。See 5/7 Tr. at 6211-6213 (White). 8月5日、White巡査は96丁目とブロードウェイの付近で銃を持った男による犯罪発生との無線連絡を受け、応援として現場に駆けつけた。See id. at 6214. 3台の車両が応答した。See id. at 6215-6216.

⁵⁰⁶ See 3/19 Tr. at 320-321 (Peart). Accord 5/7 Tr. at 6224 (White).

⁵⁰⁷ 5/7 Tr. at 6224 (White). White巡査は、Peart氏とその仲間が当初、手を上げるよう命じられた命令に従わず、また、彼らのうち一人又は複数人が武装している可能性があると考えたため、地面に伏せるよう命じたと証言した。

⁵⁰⁸ See id. at 6225 (White巡査は、男性たちが地面に伏せるまで2、3回尋ねなければならなかったと述べ、その間、彼らは「なぜ？何のために？何をした？私は何もしていない。」と尋ねていた。)

⁵⁰⁹ See 3/19 Tr. at 322-323, 326-327 (Peart).

⁵¹⁰ See 5/7 Tr. at 6226 (White).

⁵¹¹ See id. at 6227; 3/19 Tr. at 324-326 (Peart).

⁵¹² See 3/19 Tr. at 324-326 (Peart); 5/7 Tr. at 6256-6258 (White)（ラジオの通報内容について議論的）。警官たちは3人を、彼らが通報で提供された容疑者の特徴と場所と一致していたことから停止させられたということを説得するため、中央指令室に、複数回、容疑者の説明を繰り返すよう依頼した。See 5/7 Tr. at 6219-6220, 6227(White).

黒いシャツを着用し、他の2人は青いと白いタンクトップ、ショートパンツ、赤い帽子を着用していた — ブロードウェイを98丁目方面へ上り方向へ歩いていたとされていた⁵¹³。無線指令を聞いた後、Peart氏とその仲間たちは自由に立ち去ることができた⁵¹⁴。しかし、彼らはなぜ停止させられたのかと尋ね続け、停止させられた唯一の理由は彼らが黒人だったからだと主張した⁵¹⁵。

停止行為の後、Peart氏は市民苦情審査委員会に苦情を提出した⁵¹⁶。彼は苦情を提出する際、自身の人種を明言しなかった⁵¹⁷。1年以上経った後、Peart氏は、その警官らが不問とされたことを通知する手紙を受け取った⁵¹⁸。

Peart氏と彼の友人たちを停止させた警官たちは、匿名通報者からの報告に基づく無線連絡に対応していた⁵¹⁹。警官たちは、通信員が伝えた特徴に似ていたため、そしてその通報が数分前に発信されたのと同じ場所にいたため、3人の男性を停止させた⁵²⁰。無線連絡の特徴に基づき、White巡査は正しい人物を停止させたと考えていたが、武器は発見されなかった⁵²¹。

White巡査は停止行為後、3件のUF-250書式を完成させた。彼は「特徴に一致する」

⁵¹³ See DX Z8 (無線送信)

⁵¹⁴ See 3/19 Tr. at 324-326 (Peart).

⁵¹⁵ See 5/7 Tr. at 6227 (White).

⁵¹⁶ See 3/19 Tr. at 326 (Peart). 2006年8月26日、市民苦情審査委員会との正式な聴取において、Peart氏は警察官の命令に従って地面に倒れた際に唇に裂傷を負ったと述べた。しかし、彼は裁判でこの証言を訂正し、嘘をついた理由として、18歳だったため真剣に受け止めてほしかったと説明した。See id. 私はこの説明を信憑性のあるものと判断し、Peart氏の裁判での証言の信憑性を損なうものではないと考える。

⁵¹⁷ See id. at 370.

⁵¹⁸ See id. at 345. Peart氏は、最初の苦情が立証されなかったため、市民苦情審査委員会が何も行動を起こさないと感じ、その後の停止に関する市民苦情審査委員会への苦情を提出しなかった。See id.

⁵¹⁹ See DX Z8; 5/7 Tr. at 6219 (White).

⁵²⁰ See 5/7 Tr. at 6219-6221. White巡査は、男性たちが着ていた服の正確な詳細を思い出せなかったが、彼は「彼らは中央が指定したそのものを着ていて、それは非常にユニークだった」と証言した。Id. at 6222.

⁵²¹ See id. at 6228. 警官たちは通報者を特定しようとしたが、失敗に終わった。See id.

と「不審な膨らみ」のチェックボックスにチェックを入れた⁵²²。所持品検査の理由として、彼は「暴力犯罪の疑い」「不審な膨らみ」「指示に従わない」（男性たちに手を上げさせ、地面に伏せさせるという命令に関するもの）を挙げた⁵²³。各書類に、White 巡査は、「ポケットの膨らみ」が実際には携帯電話であったと記載した。追加の事情として、White 巡査は「被害者証人の報告」と「犯罪現場への近接性」を記載した。しかし、無線連絡の内容には、通報者が単なる目撃者ではなく、被害者であることを示唆するものは何もなかった⁵²⁴。

ii. 事実認定及び法の適用

Peart 氏とその仲間たちは、警官たちが車から銃を構えて降りてきた際に停止させられた。これは微妙な判断であるが、最高裁の判例に拘束されるため、警官たちが男性たちを強制的に停止させる合理的な疑いを持っていなかったと判断せざるを得ない。*Florida v. J.L.*において、最高裁は「特定のバス停でチェック柄のシャツを着た若い黒人男性が銃を所持しているという匿名者（の通報）」は、停止と所持品検査のための合理的な疑いを立証しないとの判断を示した⁵²⁵。裁判所は、「合理的な疑い…は、違法性を主張する点で信頼できる情報である必要があり、単に特定の個人を特定する傾向があるだけでは不十分である」と判示した⁵²⁶。裁判所は、銃器に関する報告に関

⁵²² See *id.* at 6230. White 巡査は、男性黒人で銃を所持しているという説明や、匿名での犯罪行為の通報のみを根拠に誰かを停止させることはできないと認めた。彼は、追加の要因が必要であり、このケースでは、腰帯の膨らみと犯罪現場への近接性がその要因だったと説明した。See *id.* at 6234.

⁵²³ See *id.* at 6231. White 巡査は、3つの書類すべてにおいて、「暴力犯罪の疑い」をチェックしなかった。彼はこれを「警官の過失」と説明した。Id. at 6231-6232.

⁵²⁴ See *id.* at 6232.

⁵²⁵ 529 U.S. 266, 268 (2000). 報告書には、3人の黒人男性が記載されており、そのうち1人はチェック柄のシャツを着用していた。See *id.*

⁵²⁶ Id. at 272（「主体の容易に観察可能な位置と外見の正確な記述は、当然ながら、通報者が告発しようとしている人物を警察が正しく特定するのに役立つという限定的な意味においては信頼できるものである。しかし、このような通報は、通報者が隠蔽された犯罪行為に関する知識を有していることを示すものではない」）J.L.の理由付けに従えば、White 巡査が、実際には武装していなかったにもかかわらず、正しい人物を停止したと信じたことは、合理的な疑いを立証するものでない。

する例外を却下し、次のように説明した。「そのような例外は、他者を嫌がらせようとする者が、標的となった人物に対して侵入的で恥辱的な警察の捜索を実行させることを、単に、匿名で、標的となった人物が違法に銃器を所持しているとの虚偽の通報を行うことにより可能とする⁵²⁷」。*Florida v. J.L.*は、匿名通報者からの容疑者の描写だけでは、**Peart** 氏とその同伴者に対する強制的な停止と所持品検査を正当化できないことを明確にしている。第2巡回区裁判所は、911 通報で攻撃（またはいかなる犯罪であれ）が進行中であると報告された場合、より少ない補強証拠で十分であると判断したが、本件の通報は、攻撃が進行中であることを示していなかった⁵²⁸。

停止行為の根拠として挙げられた唯一の追加要因は、男性の腰帯部分の膨らみであった⁵²⁹。所持品検査で回収された唯一の物品は携帯電話であった。男性が最小限の服装を着用していたため、携帯電話を銃器と誤認することは困難である。さらに、現在普遍的に使用されている携帯電話による膨らみが、侵害的な停止と所持品検査を正当化するための追加の証拠として機能すると結論付けることは、補強証拠要件を完全に排除することになる⁵³⁰。

私は、警官たちが匿名通報者の主張を裏付けるような**不審な膨らみ**を目撃したという主張を信用できるとは判断しない。むしろ、彼らは無線通信の内容に基づく説明のみを根拠に男性たちを停止させたと私は判断する。他のいかなる要因も、この高度に権利侵害的な停止のための合理的な疑いを立証するものではない。停止に法的根拠が

⁵²⁷ Id.

⁵²⁸ See *Simmons*, 560 F.3d at 103.

⁵²⁹ See 5/7 Tr. at 6223 (White).

⁵³⁰ *Accord Singleton*, 998 A. 2d at 302 (「ポケット内の一般的な膨らみは、『合理的な』疑いを構成するあまりに多くの無実の原因で説明され得る。」) (「目立つ膨らみ」のみが指摘されたケースと、警察官がその特徴を具体的に特定し、それが銃器であると考えたケースを区別する。)

十分でなかったことから、所持品検査も違憲である。

e. Nicholas Peart 氏—2011年4月13日の停止行為⁵³¹

i. 裁判所の事実認定

2011年4月13日午後11時頃、Peart氏は自宅のあるブロックであるレノックス通りと7番街の間にある144丁目を歩いて、角に位置する店に向かっていた。Peart氏はスニーカー、ジーンズ、赤いフード付きスウェットシャツを着ていた。歩きながらテキストメッセージを送信していたところ、制服巡査2名が彼の真正面に現れた。1人は白人で、Peart氏より背が低く眼鏡をかけていた（「巡査A」）。もう1人はPeart氏とほぼ同じ身長で、白髪混じりの髪をしていた（「巡査B」）⁵³²。

巡査の1人がPeart氏の携帯電話を奪い、教会の壁に手をつけるよう命じた。巡査Aは衣服の上から全身を軽く叩くように調べ、ポケットに手を入れた。巡査BもPeart氏のポケットに手を入れ、鍵と財布を取り出し、身分証を探した。巡査Bは財布の搜索についての許可を求めておらず、Peart氏も同意しなかった⁵³³。搜索中、Peart氏は「どうしてこんなことが起こっているのか。」と尋ねた。どの建物から出てきたのかという質問に対し、Peart氏はNYCHAの建物であるフレデリック・サミュエル・ハウスにある自分のアパートから出てきたと説明した⁵³⁴。

⁵³¹ 2011年4月13日のPeart氏に対する停止行為に関係した巡査で特定された者はおらず、UF-250書式その他の書類も存在しない。かかる見解は完全にPeart氏の証言に基づいている。同証言はどの巡査が何を実行したかを特定する点で詳細かつ一貫していた。

⁵³² See 3/19 Tr. at 303–307. Peart氏は2人目の巡査の人種を確信していなかったが、その巡査は黒人ではなかったと証言した。See *id.* at 305.

⁵³³ See *id.* at 307–311.

⁵³⁴ See *id.* at 312, 397–398. 巡査はPeart氏に対し、129号棟から来たのか尋ね、Peart氏は125号棟から来たと説明した。See *id.* at 409.

巡査 A はその後、Peart 氏の胸元付近を拳で掴み、Peart 氏に手錠をかけた⁵³⁵。Peart 氏の鍵を持っていた巡査 B が、どの鍵が Peart 氏の部屋を開ける鍵か尋ねると、Peart 氏は自分が主張した住所に住んでいることを証明するため、部屋の鍵を示した。彼は巡査 B に当該アパートへの立入りを許可しなかったが、巡査 B は建物に入り約 5 分間滞在した⁵³⁶。

巡査 B が建物内にいる間、依然として Peart 氏のスウェットシャツを掴んでいた巡査 A は、手錠をかけられたままの Peart 氏を教会の前に停車させていた無印の警察車両の後部座席に乗せた。巡査 A は Peart 氏のスニーカーを脱がせ、靴下を軽く叩いて調べ、大麻を所持しているか尋ねた。Peart 氏は持っていないと答えた⁵³⁷。やがて巡査 B が Peart 氏の建物から出てきた。巡査らは警察車両を開け、Peart 氏を降ろすと、手錠を外し、鍵と携帯電話、財布を返した⁵³⁸。巡査らは、Peart 氏がフレデリック・サミュエル・ハウスのドアベルを鳴らしていた人物の特徴に合致すると説明した⁵³⁹。その後、Peart 氏は解放された。

ii. 事実認定及び法の適用

Peart 氏は巡査が道を塞ぎ、壁に腕を付けるよう命じたため、立ち止まった。停止させられた理由は、Peart 氏が NYCHA 住宅でドアベルを鳴らしていた被疑者の特徴に合致したためと説明された。Peart 氏の証言からは、彼が該当するとされた人物像が合

⁵³⁵ See *id.*

⁵³⁶ See *id.* at 313–314.

⁵³⁷ See *id.* at 315–316, 399. Peart 氏は、もう 1 人の巡査が、自分の弟妹らとともに一緒に建物の中にいることに腹を立て、心配していたと証言した。See *id.* at 316.

⁵³⁸ See *id.* at 317–318.

⁵³⁹ See *id.* at 399–400. Peart 氏の住居の建物のドアは最近交換された。そのため、全ての住民が新しい鍵を入手する必要があった。これは面倒な手続で、建物への居住証明が必要だった。See *id.* at 391–394.

理的な疑いの根拠となるほど詳細だったかは判断できないが⁵⁴⁰、巡査が行った停止行為は状況に鑑みて正当化されない⁵⁴¹。巡査は Peart 氏にフレデリック・サミュエル・ハウスに住んでいるか尋ねる権利は十分にあり、これは Peart 氏が容易に答えられた質問であった。それにもかかわらず、巡査は Peart 氏を壁に押し付け、手錠をかけた。

巡査らは、Peart 氏を所持品検査し、ポケットを調べ、財布を捜索したことによって、Peart 氏の合衆国憲法修正第 4 条に基づく権利を侵害した⁵⁴²。さらに巡査 B が Peart 氏の鍵を奪い、許可なく Peart 氏のアパートに侵入した際、巡査 A が引き続き Peart 氏を身体捜索し薬物について質問を続けた行為は、巡査の職権濫用であり、Peart 氏の権利侵害である。

f. Ian Provost 氏

i. 裁判所の事実認定

Ian Provost 氏は 42 歳の黒人男性で、現在はノースカロライナ州に住んでいるが、1978 年から 2011 年まではクイーンズに住んでいた⁵⁴³。2009 年 11 月 24 日、Provost 氏は、ブルックリンのサックマン通り 365 番地にあるセス・ロウ・ハウスのガールフレ

⁵⁴⁰ See 4 LAFAVE § 9.5(h) (容疑者の特徴描写に必要な具体性について議論する。)

⁵⁴¹ See *El-Ghazzawy*, 636 F.3d at 457 (テリー判決の職務執行は、「当初の干渉を正当化した状況の範囲と合理的に関連した方法で行われなければならない」という条件で実施されなければならない。)(quoting *Terry*, 392 U.S. at 19–20); *Allen v. City of Los Angeles*, 66 F.3d 1052, 1057(9th Cir. 1995) (「関連する検討事項は常に、状況下における合理性の問題である。」)(quoting *United States v. Sanders*, 994 F.2d 200, 206 (5th Cir. 1993))).

⁵⁴² See *Dickerson*, 508 U.S. at 378 (「巡査が武器がないと判断した後も[原告]のポケットを探り続けた行為は、テリー判決に基づく身体捜索の唯一の正当性根拠である、巡査及び周辺者の保護とは無関係であった。」)(原文の修正箇所と引用符は省略)。最初の所持品検査では武器や直ちに認識可能な違法物品の証拠が得られなかったため、彼のポケットや財布に対するさらなる捜索を正当化することはできなかった。

⁵⁴³ 10/10/12 Deposition of Ian Provost (“Provost Dep.”), PX 584, at 17–19. Provost氏は裁判で証言しなかった。彼の証言は事前尋問による供述書を通じて受理された。

ンドのアパートにいた。ここは犯罪率の高い NYCHA 公営住宅である⁵⁴⁴。Provost 氏はアパートに入る鍵を持っており、玄関ドアの鍵は壊れていた⁵⁴⁵。その日、Provost 氏はガールフレンドの部屋で雑用をしていたところ、その作業には刃渡り 4 インチのナイフを含む工具が使用されていた⁵⁴⁶。

Provost 氏は午後 2 時 15 分頃、ベルモント通りの向かい側にある店で食事を買いに行くため、ガールフレンドのアパートを出た。彼はジーンズにフード付きスウェットシャツ、ダウンジャケットを着ていたところ、ジャケットは後ろポケットを覆っておらず、ナイフは右後ろポケットに入れていた⁵⁴⁷。ベルモント通りとサックマン通りの角に差し掛かった時、Provost 氏は制服姿の巡査 2 人を見つけた。後に Jonathan Rothenberg と David Furman と特定された巡査だ⁵⁴⁸。Provost 氏が彼らを通り過ぎた後、Rothenberg 巡査が「すみません。」と言い、Provost 氏は立ち止まり、振り返った⁵⁴⁹。巡査は Provost 氏に対し、「この辺りの住人か。」、「どこへ向かっているのか。」、「どこから来たのか。」と尋ねた。Provost 氏はクイーンズ出身で、友人の家から来たのだと答えた⁵⁵⁰。Rothenberg 巡査が行き先を尋ねると、Provost 氏は、それはあなたの知ったことではない旨返答し、Rothenberg 巡査が Provost 氏の往来について質問する権利があるかどうか言い争いになった⁵⁵¹。Provost 氏は「あなたには私を止める理由はない。これは嫌がらせである。」と言った⁵⁵²。Rothenberg 巡査は Provost 氏に、不法侵

⁵⁴⁴ See *id.* at 33–36, 82–83. Rothenberg 巡査と Furman 巡査部長の双方が証言したところによれば、この地域では警察の活動に対して群衆が集まり、時に暴力的になることがあった。

⁵⁴⁵ See *id.* at 33–36.

⁵⁴⁶ See *id.* at 38–41.

⁵⁴⁷ See *id.* at 34–35, 39, 42.

⁵⁴⁸ See *id.* at 42–46. Provost 氏は、出て行く前に、ガールフレンドのアパートの窓から警官らを見たと言った。See *id.* at 44. See also 1/8/13 Deposition of Sergeant Daniel Houlahan (“Houlahan Dep.”), DX Q14, at 41.

⁵⁴⁹ See Provost Dep. at 45–46. Accord 4/17 Tr. at 3807 (Rothenberg).

⁵⁵⁰ See Provost Dep. at 46–48.

⁵⁵¹ See *id.* at 49.

⁵⁵² 4/17 Tr. at 3807 (Rothenberg).

入で停止させていると伝えた⁵⁵³。

Provost 氏が携帯電話を使おうとすると、Rothenberg 巡査はその使用を禁じた。Provost 氏が理由を尋ねると、巡査は「話している最中に携帯電話を使うのが気に入らない」と答えた⁵⁵⁴。Provost 氏が再び携帯電話を使おうとした時、Rothenberg 巡査は携帯電話を持っていた彼の右手を掴み、手錠をかけ、フェンスに押し付けた⁵⁵⁵。手錠をかけられている間、苦情の申立てのために覚えておけるように、Provost 氏は Rothenberg 巡査の氏名とバッジ番号を繰り返し声に出した。Provost 氏はまた、ガールフレンドのアパートから声が届くことを期待して、ガールフレンドに大声で呼びかけた⁵⁵⁶。

Provost 氏が手錠をかけられた後、Rothenberg 巡査は所持品検査を行った⁵⁵⁷。Provost 氏はナイフを持っていることを Rothenberg 巡査に伝え、どのポケットに入っているかも告げた⁵⁵⁸。Provost 氏のポケットからナイフを取り出した後、Rothenberg 巡査は Furman 巡査部長に連絡した⁵⁵⁹。その後、Rothenberg 巡査は Provost 氏の身体を捜索し、彼の携帯電話を調べた⁵⁶⁰。

Houlahan 巡査部長が到着した時、彼はその通りが群衆が時々集まり暴力的になる場所だったため、危険であると感じ、巡査らに Provost 氏を自分の車に乗せるよう指示

⁵⁵³ *Id.* Rothenberg巡査は、Provost氏がナイフを所持していることを知っていた事実から注意をそらすため、不法侵入の疑いを理由として、Provost氏の行き先について停止させたと主張している。See *id.* at 3809. 実際、Rothenberg巡査にはProvost氏が不法侵入を犯したと疑う根拠は全くなかった。

⁵⁵⁴ See Provost Dep. at 48–51. Provost氏は、自分の携帯電話が自分の手の中にあるかポケットの中にあったかは思い出せなかったが、警察と話している最中にポケットに手を入れようとは思わなかったと述べた。なぜなら、警察は取調べ中にポケットに手を入れ、物を出し入れする者を撃つ傾向があると信じていたからである。See *id.* at 51–52.

⁵⁵⁵ See *id.* at 58.

⁵⁵⁶ See *id.* at 59, 60.

⁵⁵⁷ See *id.* at 58.

⁵⁵⁸ See *id.*

⁵⁵⁹ See *id.* at 64–65.

⁵⁶⁰ See *id.* at 59.

し、その後 Provost 氏を警察署まで連れて行った⁵⁶¹。巡査らがそのナイフが重力ナイフではないと確認した後、Provost 氏は刃の長さが 4 インチを超えるナイフを所持したとして召喚状を交付され、また大声で騒いだとして迷惑行為の召喚状も交付された⁵⁶²。

Rothenberg 巡査のメモ帳の記録によれば、彼は Provost 氏を不法侵入の疑いで停止させたが、停止行為に至った状況に関する情報は一切記載されていなかった⁵⁶³。Rothenberg 巡査は Provost 氏がセス・ロウ・ビルディングに出入りするのを目撃したが、鍵を使用する様子は確認できず、Provost 氏が不法侵入行為を行っていると感じる合理的な疑いを持っていなかったと認めた⁵⁶⁴。Rothenberg 巡査は、Provost 氏が自分と別の巡査が立っていた角に近づいた際、Provost 氏のポケットからナイフの柄が数センチ突き出ているのを目撃したと証言しており、これが停止の理由であった⁵⁶⁵。

Provost 氏は事件後に市民苦情審査委員会に苦情を申し立て、事情聴取を受けた。この苦情は立証されなかった⁵⁶⁶。Provost 氏は、巡査らがナイフを所持していると伝える前に彼のナイフを見たとは考えておらず、その伝達は停止行為を開始した後、所持品検査の前に行われた⁵⁶⁷。

⁵⁶¹ See Houlahan Dep. at 46–49.

⁵⁶² See 4/17 Tr. at 3814, 3832 (Rothenberg). Rothenberg 巡査は、Provost 氏が制止される前には秩序を乱しておらず、また、秩序妨害罪の法令で定義される「騒乱的行為」にも関与していなかったことを認めた。

⁵⁶³ See *id.* at 3802; PX 277 (memo book). Rothenberg 巡査は、急いでいたため、不法侵入と誤って記載したと証言した。See 4/17 Tr. at 3833. See also Houlahan Dep. at 85–86 (Rothenberg 巡査が Provost 氏を停止させた理由が、はっきりと見えているナイフによるものであるならば、Rothenberg 巡査はその事実を活動記録に記録すべきであったと述べられている。)。武器の不法所持についてもメモ帳に記載されていたが、停止行為の根拠としては記載されておらず、詳細な記録も残されていない。See PX 277.

⁵⁶⁴ See 4/17 Tr. at 3804.

⁵⁶⁵ See *id.* at 3805.

⁵⁶⁶ See Provost Dep. at 92–93.

⁵⁶⁷ See *id.* at 74.

ii 事実認定及び法の適用

Provost 氏は、Rothenberg 巡査が不法侵入の疑いで制止していると伝えてきた時点、あるいはそれ以前に停止させられた。この停止行為が違法か否かは、Rothenberg 巡査の証言、すなわち、Rothenberg 巡査が Provost 氏の右後ろのズボンのポケットにナイフを目撃したために停止したという証言を信じるか否かにかかっている。かかる証言は信用できない。Rothenberg 巡査が、重力ナイフ所持の疑いがある人物に手錠をかけたり、所持品検査を遅らせた可能性はあるものの、同証言は、Rothenberg 巡査が Provost 氏を最初に停止させた時点では実際にはナイフを見ていなかったことを示唆している。特に、Rothenberg 巡査がメモ帳（停止行為時の唯一の同時記録）に、武器所持ではなく不法侵入の疑いで Provost 氏を停止したと記している事実は、ナイフが停止行為の当初の理由ではなかったことを示唆している⁵⁶⁸。

この結論を踏まえると、Provost 氏を不法侵入の疑いで停止させる根拠はなかった。彼のガールフレンドの建物に出入りすること自体は、それ自体で疑わしい行為とは言えず、それだけでは合理的な疑いの水準に達しない。Provost 氏に手錠をかけ、その後所持品検査を行ったことも不合理であった。Rothenberg 巡査の行動は、以前にその地域で暴行を受けた経験が影響した可能性はあるが、Provost 氏の行動（自分がどこから来たかを明かさない権利について議論したこと、携帯電話に手を伸ばしながら「携帯電話を取り出す」と宣言したこと）は、手錠をかけるに足る十分な脅威を示唆するものではなかった。所持品検査も同様の理由で不当であり、特に Provost 氏は既に手錠をかけられており、Rothenberg 巡査や他の誰かを傷つけることは不可能であったとい

⁵⁶⁸ 認識しているように、メモ帳は不完全ではあるが、裁判官や監督官が停止行為の根拠を評価できる唯一の同時記録であり、それこそがメモ帳の主な目的である。したがって、事後的に行われた停止行為の正当化を盛り込んだ証言よりも、メモ帳の内容を信用するほかない。

う事実を考慮すればなおさらである⁵⁶⁹。

g. David Ourlicht 氏—2008年1月30日の停止行為

i 裁判所の事実認定

David Ourlicht 氏は黒人と白人の両親を持つ 25 歳の男性で、マンハッタンで育ち、現在もマンハッタンに住んでいる。証言当時、Ourlicht 氏はロースクールへの入学を申請中だった⁵⁷⁰。2008 年 1 月 30 日、Ourlicht 氏はクイーンズのスセント・ジョーンズ大学に在籍していた。午後 2 時頃、彼は学校を出てガールフレンドを職場まで送った。その後、Ourlicht 氏は 164 丁目通りを北へ向かい、寮近くのデリへ向かって歩き始めた。Ourlicht 氏は黒いマモットのダウンジャケット、スウェットシャツ、ジーンズ、スニーカーを着用していた。そのジャケットには 6 つのポケットがあり、Ourlicht 氏の鍵、携帯電話、財布、パスポート、iPod、ペン、そして 5 科目ノートが入っていた。ほとんどの物はジャケットの内ポケットに入っていたが、ノートは前面の外部ポケットの 1 つに平らに入れられており、約 25% がポケットからはみ出していた⁵⁷¹。

Ourlicht 氏が 164 丁目通りを歩いていると、制服姿の警官 Christopher Moran 氏⁵⁷²が警察用スクーターで後ろから追い越していくのが見えた。一瞬目が合ったが、Ourlicht 氏は歩き続けた。Ourlicht 氏が Moran 巡査のスクーターが停車している交差点に差し掛かると、Moran 巡査はスクーターを降り、Ourlicht 氏に身分証明書の提示を求めた。

⁵⁶⁹ Provost氏はHoulahan巡査部長が到着する前に逮捕されていなかったため、身体搜索と携帯電話の搜索は逮捕に伴う搜索として正当化できない。Houlahan巡査部長を呼んだ目的は、Provost氏を逮捕すべきかどうかを判断するためであった。

⁵⁷⁰ See 4/19 Tr. at 4173–4177 (Ourlicht).

⁵⁷¹ See *id.* at 4175–4176, 4185.

⁵⁷² Moran巡査は2010年に軍曹に昇進したが、職務執行時に就いていた階級で呼ぶこととする。See 4/18 Tr. at 4027 (Moran).

Ourlicht 氏は「なぜ私を止めるのか。」と尋ねた。Moran 巡査は Ourlicht 氏がどこへ向かっているのか、何をしているのかを尋ねた⁵⁷³。Ourlicht 氏は立ち去る自由を感じなかった⁵⁷⁴。

Moran 巡査はスクーターを降り、Ourlicht 氏に身分証明書の提示を求めたところ、Ourlicht 氏は「なぜ私を止めるのか。」と応じた。Moran 巡査は Ourlicht 氏がその辺りの学校に通っているか尋ね、Ourlicht 氏は「なぜそんなことを聞くのか。」と返答した。Moran 巡査は再び身分証明書の提示を求めると、Ourlicht 氏は苛立った口調で「なぜ身分証を見せる必要があるのか。私が何をしたのか。」と問いただした。Moran 巡査は「Ourlicht 氏が銃を所持しているように見えた。」と応じ、腰のあたりを軽く叩くように調べた⁵⁷⁵。Moran 巡査は Ourlicht 氏のポケットには手を入れなかった⁵⁷⁶。

Moran 巡査が銃所持の疑いを伝えた直後、Ourlicht 氏は身分証明書を渡せるかと尋ね、ジャケットの内ポケットに手を伸ばしパスポートとセント・ジョーンズ大学の学生証を Moran 巡査に渡した⁵⁷⁷。Moran 巡査は Ourlicht 氏の情報を記録した。その時点で Ourlicht 氏は「私の情報を入手した以上、あなたの情報を私が記録しても構わないか。」と尋ねた。Moran 巡査は承諾し、Ourlicht 氏はポケットからペンと紙を取り出す意思を明確に示し、Moran 巡査のバッジ番号、ネームプレート、スクーター番号の記録を

⁵⁷³ See 4/19 Tr. at 4177–4180 (Ourlicht); 4/18 Tr. at 4051, 4055 (Moran).

⁵⁷⁴ See 4/19 Tr. at 4181 (Ourlicht) (質問：巡査が質問し始めた時、なぜ立ち去らなかったのか？証言：彼は警察官でした。銃を持っていました。あの状況で立ち去る人間はいません。)

⁵⁷⁵ See *id.* at 4180–4181. Ourlicht氏は、自分が怒鳴ったり敵意を示したりした事実を否定している（参照）。一方、Moran巡査は、Ourlicht氏が激怒し、叫び声を上げ、卑猥な言葉を使っていたと証言した。See 4/18 Tr. at 4059 (Moran). Ourlicht氏が召喚状を受け取った際に卑猥な言葉を使った可能性はあるが、最初の職務執行時には乱暴な態度を取らなかったという彼の証言は信用できる。せいぜい所持品検査後に激怒した程度である。See *id.* at 4069 (Moran)「証言：最初は質問を始めました。会話を始めました。Ourlicht氏を所持品検査したところ、彼は激怒し、卑猥な言葉を叫び始めました...私と戦いたいと述べていました。」）。

⁵⁷⁶ See 4/19 Tr. at 4183 (Ourlicht).

⁵⁷⁷ See *id.*

始めた⁵⁷⁸。

Moran 巡査は無線で応援を要請し、パトカーが到着した⁵⁷⁹。「よし、これから本格的な対応だ。壁に背を付けろ。」と Moran 巡査は言った⁵⁸⁰。制服巡査二名が車から降りた⁵⁸¹。Ourlicht 氏は壁に向かい、両手を頭の後ろに組んだ。巡査たちは彼のジャケットのポケットから全てを取り出し、ジーンズのポケットにも手を伸ばしたが、そこには何もなかった⁵⁸²。巡査たちは Ourlicht 氏に地面に座るよう指示し、彼がこれに従う間、Moran 巡査は Ourlicht 氏の身分証明書を持ってスクーターに戻った⁵⁸³。

Moran 巡査が戻ると、Ourlicht 氏に住所を尋ねた。Ourlicht 氏は住所を伝えたが、Moran 巡査は嘘をついていると非難した。そこで、Ourlicht 氏は、現在の居住地（大学の寮）とは異なる住所である、郵便物の郵送先の住所を伝えた⁵⁸⁴。Moran 巡査は Ourlicht 氏に迷惑行為の切符を切った。Ourlicht 氏が切符の理由を知ると「ふざけるな」「絶対に争う」と言った。その後 Ourlicht 氏は解放された⁵⁸⁵。召喚状は却下された。Ourlicht 氏の母親は、この停止行為について市民苦情審査委員会に苦情を申し立てた

586。

Moran 巡査が Ourlicht 氏を観察したのは、スクーターに乗って Ourlicht 氏に近づいた時と、追い越した後、バックミラーで確認した時を含めても 2 分間以内だった⁵⁸⁷。

⁵⁷⁸ See *id.* at 4184.

⁵⁷⁹ See 4/18 Tr. at 4081 (Moran).

⁵⁸⁰ 4/19 Tr. at 4148 (Ourlicht).

⁵⁸¹ See *id.* at 4185. Moran 巡査は、Ourlicht 氏が発していた脅威に基づき、「(Moran 巡査が) 彼を所持品検査し何も見つからなかった後、その時点で (Moran 巡査は、) (Ourlicht 氏が) 何か別のものを隠しているのだと合理的に疑いました。」と証言している。See 4/18 Tr. at 4070.

⁵⁸² See 4/19 Tr. at 4186 (Ourlicht).

⁵⁸³ See *id.* at 4187–4188.

⁵⁸⁴ See *id.* at 4189–4190.

⁵⁸⁵ See *id.* at 4191; PX 248 (criminal court summons). Moran は Ourlicht 氏に手錠をかけなかった。

⁵⁸⁶ See 4/19 Tr. at 4192 (Ourlicht).

⁵⁸⁷ See 4/18 Tr. at 4079 (Moran).

Moran 巡査は、Ourlicht 氏が右腰のあたりにある何かを保護するために、体の右側で「刃物を所持するように」】動かしており、その何かが Ourlicht 氏が普通の歩幅で歩けない原因となっていたと考えていた⁵⁸⁸。Moran 巡査は、Ourlicht 氏の腰から肋骨にかけて何かがあるのを見たと言った。それに加え、Ourlicht 氏の歩き方から、Moran 巡査は彼に停止させることに決めた⁵⁸⁹。

Moran 巡査は Ourlicht 氏の停止行為に関連して UF-250 書式を作成した。彼は「不審な膨らみ」の欄にチェックを入れたが、その膨らみの正体を特定しなかった⁵⁹⁰。Moran 巡査はメモ帳に、午後 2 時 15 分頃に不審な膨らみを理由に男性を停止させ、召喚状を発行したと記録した。停止行為に関するその他の詳細は記録されていない⁵⁹¹。

ii. 事実認定及び法の適用

Ourlicht 氏は、歩道で Moran 巡査に呼び止められ、問い詰められた時点で停止した。そして、Moran 巡査が Ourlicht 氏の行動に関する情報を要求する権限について両者が言い争い始めた時点では、間違いなく停止させている状態にあった。停止行為の唯一の根拠として明示されたのは「刃物所持」であった。たとえ Moran 巡査にとって、Ourlicht 氏の歩き方が奇妙に見えたとしても、それは「その人物が犯罪を犯している」という合理的かつ具体的な疑いがあるとするには不十分である⁵⁹²。状況について他に疑いの根拠となるものは何もなかった。当時は昼間で、Ourlicht 氏は Moran 巡査と目を合わせ、その存在を避けようとはしていなかった。

⁵⁸⁸ See *id.* at 4051–4052.

⁵⁸⁹ See *id.* at 4056.

⁵⁹⁰ See *id.*; PX 250 (UF-250 form).

⁵⁹¹ See 4/19 Tr. at 4068 (Moran); PX 249 (Memo Book Entry).

⁵⁹² *Wardlow*, 528 U.S. at 124 (citing *Texas*, 443 U.S. at 47).

また、Moran 巡査が Ourlicht 氏が武装しており危険であると合理的に信じたとも認められない。5 科目のノートは、Moran 巡査が Ourlicht 氏が武装していると信じた原因となったとされる唯一の物品だが、銃と混同されることはなく、実際、ノートだと容易に識別できる⁵⁹³。したがって、最初の所持品検査も不当であったと判断する。

たとえ最初の所持品検査が正当であったとしても、他の巡査が到着した際の身体搜索は正当ではなかった。Moran 巡査は既に Ourlicht 氏を所持品検査し、何も見つけていなかったからである。最初の停止後、Ourlicht 氏が行った行為のいずれも、Moran 巡査が Ourlicht 氏が「何か」を隠している、ましてや武器を隠しているとの疑いを正当化するものではなかった。テリー判決が認めた「厳格に限定された」保護的搜索は、犯罪行為の証拠を見逃す可能性を想定しつつも、相当な理由がない限り、より侵入的な搜索を合衆国憲法は許容しないと結論づけている⁵⁹⁴。

h. Clive Lino 氏 — 2008年2月5日の停止行為

i. 裁判所の事実認定

Clive Lino は、ブロンクス在住の32歳の黒人男性である。彼は非営利の宗教団体でソーシャルワーカーとして働いている。Lino の身長は5フィートで、体重は175ポンド

⁵⁹³ Moran巡査のメモ帳とUF-250書式には、不審な膨らみの正体が明記されていなかった。ゆえに、それは完全に捏造されたか、あるいは実際には、問題のノートブックであったと結論づける。

⁵⁹⁴ *Terry*, 392 U.S. at 25–26 (逮捕官の保護以外の根拠、例えば犯罪の証拠収集などに基づいて正当化される「相当な理由に基づく搜索」と、「武器の搜索は厳格に制限されなければならない」という点を対比している)。また、テリー判決は、個人を停止させ、敵意を抱かせた上で、職務執行後の迷惑行為の申立てに基づいてより侵入的な搜索を行うことを認めていない。Moran巡査でさえ、Ourlicht氏が所持品検査前に秩序を乱していたとは主張していない。Ourlicht氏は職務執行の根拠や身分証明書の提示要求について疑問を呈したことを認めているが、秩序を乱していたことは認めていない。Moran巡査のメモ帳に詳細が記載されておらず、記憶も限られているため、召喚状を受け取った後に卑猥な言葉を使用したことが認められ、全体的に信頼性が高いOurlicht氏の主張が信用できる。

である⁵⁹⁵。

2月5日、白人の巡査 Brian Kovall と黒人の巡査 Edward Arias は、点呼中に、高犯罪地域である103rd Street and Lexington Avenue 付近の現金交換所周辺で銃を突きつけて強盗を犯した、ベージュ又は黄色のコートを着た黒人男性と、青又は黒のコートを着た黒人男性の2名による強盗事件を知った⁵⁹⁶。容疑者の身長は5フィート6インチから6フィート2インチ、体重は170ポンドから200ポンド、年齢は20代半ばであった⁵⁹⁷。Kovall 巡査は、2人の容疑者が走る様子を撮影した動画を視聴した。この動画は1月30日正午ごろに撮影されたものであった⁵⁹⁸。

2月5日午後8時頃、Lino 氏と彼の友人 James 氏は、103rd Street and Lexington Avenue の交差点にある中国料理店でテイクアウトを受け取りに行った。当時、Lino 氏はレストランから2ブロック離れた場所に住んでいた。Lino 氏と James は食事を注文し、道路に面した店の外で待っていた⁵⁹⁹。Lino 氏は茶色のステート・プロパティブランドのジャケットを着ており、James 氏は同じジャケットの緑がかった色を着ていた⁶⁰⁰。

Lino 氏と James 氏が外で食事を待っていたところ、Kovall 巡査と Arias 巡査が近づき、Lino 氏と James 氏に対し、ポケットから手を出すよう命じ、彼らは数回の要求の末に従った⁶⁰¹。警官たちは男たちに、角で何をしているのか、どこへ行くのか、どこから来たのか、どこに住んでいるのか、そして、身分証明書を持っているか、尋ねた。

⁵⁹⁵ 4/1 Tr. at 1728–1729, 1762 (Lino) 参照。

⁵⁹⁶ 4/16 Tr. at 3468–3471, 3485 (Arias) 参照。前掲3479（地下鉄駅周辺の犯罪率が高い）も参照。

⁵⁹⁷ この記述は極めて一般的であり、若年黒人男性のほとんどを包含するものであることに留意する。

⁵⁹⁸ 4/10 Tr. at 3045, 3063–3064 (Kovall) 参照。Kovall巡査は、走っていた男性は「普通の人とは言い難いが、中程度の体格で、Linoと他の男性も同様であった」と述べた（前掲3077）。

⁵⁹⁹ 4/1 Tr. at 1729–1730, 1752, 1765 参照。

⁶⁰⁰ 前掲1731–1732参照。

⁶⁰¹ 4/10 Tr. at 3050, 3069参照。

Lino 氏はアパートから食事を買いにきて、そのまま戻るところだったため、身分証明書は持っていないと答えた⁶⁰²。Lino 氏と James 氏はその場から解放されなかった⁶⁰³。

警官は Lino 氏と James 氏に、彼らが武装強盗容疑者の特徴に一致するため停止させられたと説明した。Arias 巡査は、彼らはその特定の角で、武装強盗容疑者の特徴に一致すると判断した場合はいつでも停止させるよう命令を受けていると説明した⁶⁰⁴。Arias 巡査は Lino 氏のポケットを探索し、腰のあたりまで触れたが、ポケットの中までは届かなかった⁶⁰⁵。警官らは Lino 氏と James 氏の名前と住所を把握した。

警官らは、これらの男が強盗容疑者であるかどうかを確認するために、監督役の警部補を呼び出し、これに5分から10分ほどかかった⁶⁰⁶。その間、Kovall 巡査は Lino 氏に対し、レストランに入り食事を受け取ることを許可した。Kovall 巡査は「両名に武器が一切ないことを完全に確認した」ためである⁶⁰⁷。

Lino 氏が食事を持って戻った後、Gaglio 警部補と他の2人の警官が私服で到着した。Lino 氏が、彼らが警官だと知ったのは「彼らが、すでにそこにいた警官らと話しており、私たちにアクセスすることができた。」からである⁶⁰⁸。ガリオ警部補は、Kovall 巡査と Arias 巡査が尋ねた質問を繰り返した後、Kovall 巡査と Arias 巡査に対して彼らは容疑者の男らではないことを告げた⁶⁰⁹。Gaglio 警部補は Kovall 巡査と Arias 巡査

⁶⁰² 4/1 Tr. at 1732–1733, 1768 (Lino) 参照。

⁶⁰³ 4/10 Tr. at 3048 (Kovall); 4/16 Tr. at 3473 (Arias) 参照。

⁶⁰⁴ 4/1 Tr. at 1734 (Lino)参照。Lino氏の停止行為に関する記憶が一般的に信頼できるものであるため、そしてArias巡査が103rd Street and Lexington Avenueの特定の角が犯罪率が高く交通量も多い地域であると証言したためである。4/16 Tr. at 3468–3471, 3485, 3479 (Arias) 参照。

⁶⁰⁵ Lino氏は、どちらの警官も彼のポケットを確認しなかったと認めた。4/1 Tr. at 1734–1735参照。警官らはまた、James氏を所持品検査した。同上。

⁶⁰⁶ 4/10 Tr. at 3071 (Kovall) 参照。

⁶⁰⁷ 同上。

⁶⁰⁸ 4/1 Tr. at 1735–1736。同上 4/16 Tr. at 3491–3492 (Arias)。

⁶⁰⁹ 4/10 Tr. at 3072 (Kovall)参照。

に、容疑者の男たちの名前を確認するよう命じた。彼らがその作業を行っている間、私服警官の一人が Lino 氏に対して再び所持品検査をした⁶¹⁰。

Kovall 巡査と Arias 巡査が戻り、Lino 氏と James 氏が1月に受け取った召喚状について報告した。私服警官たちは去り、Lino 氏は Kovall 巡査と Arias 巡査にバッジ番号を尋ねた。Kovall 巡査は名前とバッジ番号を提示したが、Arias 巡査は去って行った⁶¹¹。Lino 氏はその後、自由に行動でき、召喚状は受け取らず、逮捕もされなかった。

Lino 氏は、停止行為後、市民苦情審査委員会に苦情を提出したが、これには根拠がないとされた⁶¹²。Lino 氏は、自分と James 氏が人種を理由に停止させられたと考えていた⁶¹³。

警官らは、彼らのコートが強盗事件の犯人像（一着の明るい色のコートと一着の暗い色のコート）と一致していたため、男性たちを停止させた。加えて、警官らは、強盗事件の現場付近で寒い夜に外に立っていた Lino 氏と James 氏を目撃し、警察官がブロックを回り、戻ってきた後も彼らはその場にいた⁶¹⁴。Arias 巡査は、容疑が武装強盗だったため、Lino 氏を所持品検査した⁶¹⁵。

Kovall 巡査は Lino 氏を停止させた後、UF-250書式を記入した。停止行為に至った状況において、「特徴に一致」にチェックし、「当該地域では調査中の種類の犯罪の

⁶¹⁰ 4/1 Tr. at 1735–1736 (Lino)参照。ただし、4/16 Tr. 3492 (Arias); 4/10 Tr. at 3072(Kovall)参照。（Arias 巡査及びKovall巡査は、他の警官が、どちらの男性も所持品検査をしなかったと証言した。）私は、Lino氏の証言を信用する。Kovall巡査とArias巡査が名前を確認しに向かわされたのは、彼らが戻ってきて、Linoに未済の召喚状があることを報告したからだと述べたからである。

⁶¹¹ 4/1 Tr. at 1736–1737 (Lino)参照。

⁶¹² 同上1738; 4/16 Tr. at 3492 (Arias)参照。

⁶¹³ 4/1 Tr. at 1774 (Lino)参照。

⁶¹⁴ 4/16 Tr. at 3486–3489 (Arias)参照。

⁶¹⁵ 同上3490参照。Arias巡査はUF-250書式を記入せず、メモ帳の記入要件に従わなかった。同上3475頁(Arias); PX 214参照。

報告件数が多い」と記載した。「犯罪活動報告に対応する時間帯、曜日、季節」は、「進行中の調査（例：強盗のパターン）」のためと記載した。所持品検査の理由として、Kovall 巡査は「暴力犯罪の疑い」と「被疑者の過去の、暴力犯罪歴／暴力の使用／武器の使用、に関する知識」にチェックを入れ、武装強盗の容疑者を捜索していたことを示した。「警察官の指示に従わなかった」にもチェックが入れられた。これは、Kovall 巡査が Lino 氏に対し、ポケットから手を出すよう指示した際の対応を指す⁶¹⁶。

ii. 事実認定及び法の適用

Lino 氏と James 氏は、警察官が近づき、ポケットから手を出すよう指示した際に停止させられた。これは微妙な問題であるが、私は警察官が Lino 氏と James 氏を強制的に停止させる合理的な疑いを持っていなかったと判断する。容疑者の特徴は、二人の黒人男性で、平均的な身長と体重で、一人は明るいジャケットを、もう一人は暗いジャケットを着用しているということだけであり、特に武装強盗の犯行と Lino 氏と James 氏の停止行為との間の時間の経過を考慮すると、合理的な疑いの根拠とするにはあまりにもありきたりなものである⁶¹⁷。

警察官がブロックを回り込むのに要した時間と同じ時間を、現金交換所の近くで寒さの中立っていたという行為は、全体的な状況を、Lino 氏と James 氏の強制的な職務停止行為を正当化する合理的な疑いに高めるものではない⁶¹⁸。その他の状況は疑いを

⁶¹⁶ 4/10 Tr. at 3053–3054 (Kovall); PX 211 参照。

⁶¹⁷ 対照的に 4 LAFAYE § 9.5(h) (5th ed.) (discussing *Hampton v. United States*, 10 617 A.2d 137 (D.C. App. 2010) (強盗は「黒い服を着た黒人男性」としか説明されていなかったが、逃走の方向と犯罪現場からの距離が一致し、被告人はその事件と時間的・空間的に近い場所で停止させられ、「その周辺で目撃情報に一致する人物は被告人だけだった」ことから、合理的な疑いを認めた) 及び *United States v. Turner*, 699 A.2d 1125 (D.C. App. 1997) (警察官が犯罪現場に1分以内に到着し、かなりありきたりな特徴に合致する2人の人物しか見つけられなかった場合、合理的な疑いを認める)

⁶¹⁸ 現金交換所の向かい側の通りに立っている男性らが、特段の目的もなく長時間立ち尽くしている様子を認めると、強盗のための下見をしている疑いを生じさせる可能性があるが、数分間では不十分である。

強める要因を提供するものでない。さらに、Arias 巡査は Lino 氏に、警官らはその角で誰かを止めるよう命令を受けており、その命令は彼らの判断でいつでも実行できるものだと言った。このような命令は、個別の根拠に基づく明確な疑いの要件を無視しており、Arias 巡査の言及は、警官らがこのケースに必要な疑いを有していたという主張を信用できないものとしている。したがって、Lino 氏に対する最初の停止行為は、彼の合衆国憲法修正第4条の権利を侵害した⁶¹⁹。

私は、警官らが、この行為（すなわち、食料品を取得する行為）が潔白であると解釈できるか否か判断をするために、安全や法執行の目的を損なうことなく、あと数分間長く観察を続けることが容易であった点を指摘する⁶²⁰。さらに、彼らは男性に近づき、いくつかの質問をすることは正当化されていた（デボアレベル1の停止行為に相当）。しかし、本件の侵入ははるかに深刻で、男性らの所持品検査を含むものであった⁶²¹。私服警官による2回目の所持品検査は、その時点では、男性たちが武装しており危険な状態にあるという明確な脅威は存在しなかったため、Lino の権利をさらに侵害するものであった。

i. Lalit Clarkson氏

⁶¹⁹ Linoの権利は、私服警官により追加の時間拘束された際に、さらに侵害された。これらの警官が到着した頃には、LinoはJamesと共に犯罪行為に及んでいたという疑いを晴らすため、実際は中国料理を待っていたことを示した。Royer事件（460 U.S. 500）参照（Terry事件の停止行為は「停止行為の目的を達成するために必要な時間を超えて継続してはならない」）。

⁶²⁰ 最高裁は、合衆国憲法修正第4条は警察が疑いを確認するために可能な限り最も侵入的でない手段を使用することを要求しておらず、そのような規則は「警察の迅速な現場判断能力を不当に妨げる」と判示した。Sokolow, 490 U.S. at 10-11。ただし、この尊重は、確認すべき疑いがTerry事件の停止行為を正当化するに足るものである場合にのみ適用される。同上、10頁（被疑者が麻薬を密輸している合理的な疑いが生じた状況下で、警察が調査のために可能な限り最も侵入的でない手段を使用する必要があったかどうかを検討した）。また、El-Ghazzawy事件、636 F.3d 457-58も参照。

⁶²¹ なお、疑われた犯罪が銃器を使用した強盗であったため、停止行為が当初から合理的なものであれば、所持品検査も正当化される。特に、男性らが所持品検査を受ける前にポケットから手を離すのをためらった点に鑑みれば、その正当性はさらに強まる。

i. 裁判所の事実認定

Lalit Clarkson 氏は31歳の黒人男性で、労働組合の組織者として働いており、ニュージャージー州在住であるが、ニューヨークを頻繁に訪れている⁶²²。2006年1月に停止させられた際、Clarkson 氏は169th Street in the Bronx にあるグランド・コンコース・アカデミーで教師の助手として働いていた。Clarkson 氏は、スラックス、ネクタイ、襟付きのシャツを着用しており、サブウェイで昼食を買い、午後1時ごろに学校に戻る道中であつた⁶²³。Clarkson 氏は、学校の向かい側にある、169th and Walton の角にある酒屋に、透明なサブウェイの袋にサンドイッチを入れて持ちながら入った。彼は酒屋の奥に立っていた私服の警官2人（1人は白人、もう1人はヒスパニック系）を見かけ、彼らの立ち姿と地域の経験から警察官だと判断した。Clarkson は酒屋内の警官と接触しなかった。彼は食品を購入し、それをポケットに入れて店を出た⁶²⁴。

Clarkson 氏が道路を渡ろうとした際、彼は「ヘイ」という声を聞き、振り返った。白人警官が「こちらに来てください、話せますか」と言ったため、Clarkson 氏は近づいた。警官らはバッジを示し、警察官だと名乗った。警官らは Clarkson 氏に近づき、最終的に彼の背中は酒屋の壁に当たり、警官らは Clarkson 氏と道路の間に立っていた⁶²⁵。

警官らは Clarkson 氏に、彼が、薬物取引の拠点と知られている場所である、ブロック先の建物の前を歩いたのを見たと言った。Clarkson 氏は学校に戻る経路上にあるた

⁶²² 4/8 Tr. at 2634–2635 (Clarkson)参照。

⁶²³ 同上。Clarksonは、自分が停止させられた正確な日を覚えていなかった。市民苦情審査委員会の苦情は提出されておらず、この停止行為に関連してUF-250書式又はメモ帳への記載も確認されていない。停止行為を実施した警察官は特定されていない。したがって、この停止行為に関する私の判断は、信頼できると考えるClarksonの証言に完全に依拠している。

⁶²⁴ 同上2636–2637参照。

⁶²⁵ 同上2638–2641参照。

めその建物の前を歩いたが、そこで立ち止まったり誰かと話したりはしなかった。警官らは Clarkson 氏が違法物品を所持しているかどうかを2回尋ねたが、彼は所持していないと答えた。その後、彼らは「あなたのポケットを捜索しても、何も持っていないか？」と尋ねた。再び Clarkson 氏は「ない」と答えた。彼は所持品検査に同意せず、警官たちは彼を所持品検査しなかった。Clarkson 氏が3度目の問いにも違法な物品を持っていないと述べ、所持品検査に同意しなかったため、警察官らはその場を去った。停止行為は数分間続いた⁶²⁶。Clarkson 氏はいかなる時点においても立ち去る自由を感じていなかった⁶²⁷。

ii. 事実認定及び法の適用

Clarkson は、警官らが彼を呼び止め、壁に背中を押し付けられて囲まれた際に停止させられた。警察が実際に人を退去させない場合、退去手段を単に遮断する行為は、通常、逮捕には該当しない⁶²⁸。しかし、路上において個人を壁に押し付けて囲む行為は、個人の移動の自由を制約する権限を意図的に行使する行為であり、逮捕に該当するための十分な要件を満たす⁶²⁹。Clarkson 氏が警察官を押し退けて、実際に離れる自由があったかどうかを検証する必要はない。Clarkson 氏が薬物関連施設として知られている建物の前を通り過ぎただけで、警察官が彼を停止させる合理的な疑いを持っていなかったため、この停止行為は合衆国憲法修正第4条に違反した⁶³⁰。

⁶²⁶ 同上2641-2642参照。

⁶²⁷ 同上2643参照。

⁶²⁸ *Pinto-Montoya v. Mukasey*, 540 F.3d 126, 132 (2d Cir. 2008) (discussing *Delgado*, 466 U.S. at 218)。

⁶²⁹ 同上 (*Brendlin v. California*, 551 U.S. 249, 254(2007)を引用 (「警察官が物理的な力又は権威の示威により、故意に適用された手段によって、その移動の自由を停止又は制限した際に、人は逮捕される」) (引用符と引用先省略))。

⁶³⁰ *Wardlow*, 528 U.S. at 124 (citing *Texas*, 443 U.S. at 47) 参照 (高犯罪地域であることだけでは不十分である)。

2. 憲法違反の所持品検査のみ

a. Dominique Sindayiganza

i. 裁判所の事実認定

Dominique Sindayiganza 氏は、クイーンズに妻と2人の娘と共に住む中年黒人男性である。2010年、Sindayiganza 氏はマンハッタンにある非営利団体で働いていた⁶³¹。2010年2月12日、Sindayiganza 氏は Lexington Avenue and 25th Street を午後5時30分ごろ、バックパックを背負い、濃い青のレインパンツと緑の冬用ジャケットを着用してオフィスを出た。ユニオン・スクエアで用事を済ませた後、14th Street and Sixth Avenue の交差点にある F 線地下鉄駅へ向かってブロードウェイ沿いを歩いていた。彼は Broadway and East 17th Street の角にあるペトコ (Petco) に入店した。彼は、その店を子供服を販売する店だと勘違いしていたが、すぐにペットショップだと気づいたため、出口へ向かおうとしたところ、誰かが「この男だ」と叫ぶ声を聞いた。Luke White と Sean Gillespie を含む4人の若い白人男性警官が彼を取り囲み、強制的に店外へ連行した⁶³²。

外に出ると、警官らは Sindayiganza 氏を歩道で取り囲み、彼がそこで何をしているのか、どこから来たのか、武器を持っているかどうかを激しく質問した。警官たちは、ある女性が、彼女の後を追いかけて金銭を要求した男がおり、Sindayiganza 氏がその男であると特定したと伝えた⁶³³。Sindayiganza 氏は、自分が教育者であり、課外学習の

⁶³¹ 4/8 Tr. at 2586–2587 (Sindayiganza)参照。

⁶³² 同上 2588–2592, 2598, 2606参照。Sindayiganza氏は、警官らは20代半ばの頃のものであり、新人警官のように彼を質問したと証言した。同上2597参照。また、4/10 Tr. at 3087–3088 (White); 4/15 Tr. at 3420 (Gillespie) (両者とも、停止行為時において彼らが配属されていたインパクト・スクワッドの警察官の大多数が警察学校を最近卒業した新人だったと証言している)。

⁶³³ 4/8 Tr. at 2592–2595 (Sindayiganza)参照。White巡査は最初にペトコ従業員と話し、その後直接女性

備品を購入し、その後クイーンズに戻るところであったと説明し、女性を追いかけないと言った。彼は、自分の無実を証明するためにその女性と会いたいと頼んだが、断られた⁶³⁴。この最初のやり取りのどこかの時点で、White 巡査は Sindayiganza 氏を所持品検査した⁶³⁵。

White 巡査は Sindayiganza 氏に身分証明書の提示を求め、その後ペトコに入り、Sindayiganza 氏を、女性に対して嫌がらせをした人物としてその女性が特定できるかどうか確認した。他の警官たちは引き続き Sindayiganza 氏を激しく尋問し続けた⁶³⁶。女性は Sindayiganza 氏を特定し、ただ彼に去ってほしいと述べた⁶³⁷。White 巡査は外に戻り、Sindayiganza 氏に「行ってもよいが、ブロードウェイを北へ歩いていかなければならない」と告げた。Sindayiganza 氏は、鉄道か F 号線に行けるか尋ねたが、どちらも南方面であるため、行けないと告げられた。Sindayiganza 氏は怒りを込めて、「自由に行ってもよいのなら、なぜ直接家に帰ることができる電車に行けないのか」と尋ねた⁶³⁸。この時点で彼は大声で話していたが、叫んでいたわけではなかった⁶³⁹。

White 巡査はペトコに戻り、Sindayiganza 氏を逮捕したいと述べた女性と相談した。White 警官はその後、Sindayiganza 氏に「お前を懲らしめてやる」と告げ、壁に手を付けるよう命じ、バックパックを脱がせ、手錠をかけ、強制的に歩道に座らせた⁶⁴⁰。別

と会話をした。女性は、言葉で脅されたり触られたりしたとは述べておらず、また、White巡査と最初に会話をした際に自己紹介をしなかった。4/10 Tr. at 3093-3094 (White)参照。

⁶³⁴ 4/8 Tr. at 2596-2597 (Sindayiganza)参照。

⁶³⁵ 4/10 Tr. at 3115-3116 (White)参照。（証言において、彼は逮捕前にSindayiganza氏を所持品検査した可能性はあるが、それは一連の出来事の一部であり、彼は 市民苦情審査委員会の報告書で、女性が告訴したいと伝える前にSindayiganza氏を所持品検査したと証言したことを認めている。）

⁶³⁶ 4/8 Tr. at 2597-2599 (Sindayiganza); 4/10 Tr. at 3102 (White)参照。White巡査は、女性に対してSindayiganza氏を具体的に指さしたわけではなく、単に「誰か知っている人はいますか」と尋ねただけだと説明した。4/10 Tr. at 3105 (White)参照。

⁶³⁷ 4/10 Tr. at 3106-3107 (White)参照。

⁶³⁸ 4/8 Tr. at 2599-2600 (Sindayiganza)参照。同上2616参照。4/10 Tr. at 3108 (White)参照。

⁶³⁹ 4/10 Tr. at 3146 (White)参照。

⁶⁴⁰ 4/8 Tr. at 2600 (Sindayiganza)参照。Sindayiganza氏に手錠をかける直前に、White巡査はSindayiganza

の警官が Sindayiganza 氏の同意なしに、Sindayiganza 氏のリュックサックと取り出した物品を調べ、ジャケットを開けてポケットを搜索した。Sindayiganza 氏がなぜ逮捕されるのか尋ねたところ、警官は「過剰な物乞い」のためだと答えた。Sindayiganza 氏はその後、警察車両で警察署に連行され、その後、公序良俗違反の召喚状が交付されたが、起訴されなかった⁶⁴¹。Sindayiganza 氏は事件から1～2日後にオンラインで市民苦情審査委員会への苦情を提出し、7ヶ月後に宣誓供述書を提出した⁶⁴²。

White 巡査は、Sindayiganza 氏が女性の通報内容と一致する特徴（背が高く、肌が浅黒い黒人男性、黒髪、大きなリュックサック、眼鏡、緑のジャケット、緑のパンツ）を持ち、事件現場の近くにいたため、合理的な疑いがあったと信じていた⁶⁴³。White 巡査は、女性の申立てと身元確認に基づき、Sindayiganza 氏を悪質なハラスメントの容疑で逮捕するに足る合理的な疑いがあったと信じていた⁶⁴⁴。彼はさらに Sindayiganza 氏を拘束した後、逮捕に伴う身体搜索を行う権限があると信じていた⁶⁴⁵。逮捕報告書は作成されず、騒乱行為の召喚状のみが発行された⁶⁴⁶。

ii. 事実認定及び法の適用

Sindayiganza 氏は、警察が彼を取り囲み、外へ連行された際に停止行為を受けた。

氏を特定した女性に対し、Sindayiganza氏が北へ歩いていくことを拒否した旨を伝えたところ、その時点で彼女はWhite巡査に告訴したいと述べた。彼女がそのように述べるまで、White巡査はSindayiganza氏を逮捕する意図はなかったが、証人の特定に基づき逮捕の合理的な疑いがあると考えた。4/10 Tr. at 3112 (White)参照。

⁶⁴¹ 4/8 Tr. at 2600–2602 (Sindayiganza)参照。

⁶⁴² 同上2623–2624参照。Sindayiganzaは、法的手続きの仕組みが不明だったため、召喚状が解決されるまで市民苦情審査委員会への宣誓供述書を提出しなかったと説明した。同上2629参照。

⁶⁴³ 4/10 Tr. at 3104, 3143 (White)参照。

⁶⁴⁴ 同上3117参照。

⁶⁴⁵ 同上3112–3113, 3120参照。警官の一人が女性の身分証明書を入手したが、Sindayiganzaが逮捕されないことが判明したため、White巡査はそれを破棄した。同上3123–3124参照。

⁶⁴⁶ 同上3121参照。UF-250書式は作成されていない。同上3125参照。White巡査は逮捕をメモ帳に記録し、逮捕がSindayiganzaを停止させてから約15分後に発生したと記載した。同上3131参照。

警察は、特定の被害者から提供された具体的な特徴に一致し、また、報告されたハラスメントが発生したわずか数分後にその現場付近に居合わせたため、Sindayiganza 氏を強制的に停止させる合理的な疑いを有していた⁶⁴⁷。

しかし、Sindayiganza 氏を所持品検査する根拠はなかった。彼の停止行為は、女性が「男性に尾行され、繰り返し金銭を要求されたため不安を覚えた」という通報に基づいていた⁶⁴⁸。その女性は、加害者が武装していると信じていたとも、身体的な脅迫を受けたとも述べていなかった。

この所持品検査は、逮捕に先立ち逮捕に関連する身体搜索として正当化できない。まず、ニューヨーク州法の下で、警官らは Sindayiganza 氏を逮捕する合理的な疑いを持っていなかったことはほぼ確実である。女性の主張に基づいて、White 巡査は、Sindayiganza 氏がニューヨーク州法に基づく第二級のハラスメントの違反を犯したとの合理的な疑いを抱いていたに過ぎず、ニューヨーク州法違反である⁶⁴⁹。ニューヨーク州法では、逮捕官の面前で発生しない第二級のハラスメントに基づく逮捕は禁止されている⁶⁵⁰。

⁶⁴⁷ Williams, 407 U.S. at 147 参照（街頭犯罪の被害者が直ちに警察の援助を求め、加害者の特徴を説明した場合、その説明は合理的な疑いの根拠となり、強制的な停止行為の根拠となる可能性がある」と判示している）。

⁶⁴⁸ Def. Findings ¶ 2（Sindayiganza 氏の停止行為を説明）参照。

⁶⁴⁹ PL § 240.26 参照（第二級のハラスメントを「公共の場所又はその周辺にいる公共の場所又はその周辺で他人を追跡すること、又は…他人を不安にさせたり、重大な迷惑をかけたりする行為を継続的に行うこと…で、そのような行為が正当な目的を欠く場合」と定義）。White 巡査は、Sindayiganza 氏を悪質なハラスメントの容疑で逮捕する合理的な疑いがあつたと述べたが、女性の供述からは身体的危害のおそれを示す何らの要素も、ましてや悪質なハラスメントの要素も示されていなかった。同上 § 240.30（悪質なハラスメントは、第二級であっても、郵便物又は電話の使用、又は身体的暴力の使用を伴う）。

⁶⁵⁰ CPL § 140.10（解説）参照（「[違反行為]に関しては…罰金のための刑罰が科される罪であっても、逮捕は合衆国憲法修正第4条の権利を侵害しないものの…[ニューヨーク州法]は、警察官の面前外で発生した事象に関する通報に基づく逮捕を禁じている。」）。People v. Solomon, 817 N.Y.S.2d 819 (4th Dep't 2006) 判決も同様（「逮捕官の面前で発生しなかった違反行為、すなわち嫌がらせ行為に対する令状なき被告人の逮捕は違法である」）。違反行為に対する逮捕自体は Sindayiganza 氏の合衆国修正第4条上の権利を侵害しなかったとしても、警官がニューヨーク州法に基づき Sindayiganza 氏を逮

たとえ逮捕の合理的な疑いが存在していたとしても、White 巡査が Sindayiganza 氏を所持品検査した際、彼を逮捕する意図はなかった。むしろ、Sindayiganza 氏が北へ歩いていく限り、彼を解放する計画だった。逮捕の意図がない時点において所持品検査を実施した場合、その所持品検査は逮捕に伴う身体搜索として事後的に正当化できない⁶⁵¹。

b. David Floyd氏 — 2007年4月20日の停止行為⁶⁵²

i. 裁判所の事実認定

David Floyd氏は、33歳の黒人男性であり、2001年から2010年までブロンクスに住み、2010年に医科大学への進学に伴い同地を離れた⁶⁵³。2007年4月20日（金曜日）頃、Floyd氏は、ジーンズとスニーカーを身に着け、ポケットに財布、鍵及び携帯電話を入れて、地下鉄からブロンクス区ビーチ・アベニュー1359番地の自宅へ向かって歩いていた⁶⁵⁴。Floyd氏は、東172番通りを横断する際、1ブロック半ほど離れた場所ですぐ2人の警官が別の人物とやりとりしているのを目撃した。警官らはその後バンに

捕する権限を有していなかった事実は、逮捕に伴う搜索を停止行為の根拠として用いることを排除する。

⁶⁵¹ 第2巡回区控訴裁判所は、逮捕の相当な理由が存在し、その後逮捕が実行された場合、逮捕前に実施された逮捕に伴う搜索の合憲性を支持している。United States v. Wilson, 94 Fed. App'x 14, 17 (2d Cir. 2004)（「相当な理由が確立された後であれば、警官によるWilsonへの搜索が逮捕前か逮捕後かは無関係である」）、United States v. Jenkins, 496 F.2d 57, 72–73 (2d Cir. 1974) 参照。ただし、これらの判例は、逮捕が行われなかった場合でも、逮捕に伴う搜索として正当化できるかという問題を未解決のまま残した。Evans v. Solomon, 681 F. Supp. 2d 233, 249 (E.D.N.Y. 2010) 参照。Evans事件の裁判所は、最終的に逮捕が行われなかった場合でも搜索は正当化されると判断したが、私はさらに一歩進んで、搜索実施時点で警官が当該個人を逮捕する意図を持たない場合でも、逮捕に伴う搜索として正当化できるとする判断には同意しない。

⁶⁵² 当該停止行為に関連して身元が特定された警官はいない。私は、被告が当該停止行為を行った警官を特定するために徹底した調査を実施したと確信している。See 4/30 Tr. at 5480 (Stipulation). Floyd氏は、停止行為が行われた正確な日付について確信がなかった。See 3/18 Tr. at 196–197 (Floyd). しかし、私は、Floyd氏の証言が概ね信用性が高く、かつ十分に詳細であると認め、その証言に基づいて事実認定を行う。

⁶⁵³ 3/18 Tr. at 160–161 (Floyd).

⁶⁵⁴ See id. at 161–162.

乗り込み、Floyd氏はビーチ・アベニューを自宅に向かって歩き続けた。その後間もなく、バンがFloyd氏のそばに停車し、運転席にいた警官が「失礼ですが、お話を伺ってもよろしいでしょうか。」と声をかけた。Floyd氏は直ちに歩みを止めた⁶⁵⁵。

3名の制服警官（ラテン系男性1名、白人男性1名及び女性1名）が車両から降り、そのうちの1名がFloyd氏に身分証明書の提示を求めた⁶⁵⁶。Floyd氏は身分証明書を提示する必要があるのかと尋ねたが、拒否する自由があるとは感じていなかった⁶⁵⁷。Floyd氏は身分証明書を提示した後、警官の身分を記録するために携帯電話又はペンを取り出そうとしてポケットに手を入れた。白人男性警官がFloyd氏の方へ飛びかかると、Floyd氏は直ちに動きを止め、両手を上げて「携帯電話です」と言った。警官は、人がポケットに手を入れると緊張すると述べた。警官がFloyd氏に凶器を所持しているかどうか尋ねたところ、Floyd氏は所持していないと答え、検査されることには同意していないと述べた。警官は指でFloyd氏のポケットから携帯電話

（BlackBerry）を押し上げるなど、Floyd氏の全身にわたり所持品検査を行った⁶⁵⁸。

所持品検査は約30秒間続き、Floyd氏の身分証明書を持っていた警官は、Floyd氏がニューヨーク市の免許証を所持していないことが違法であると告げた。Floyd氏の身分証明書は州外で発行されたものであった。その後、警官らはバンに戻った。Floyd氏が警官らの氏名及びバッジ番号を尋ねると、警官のうち2名はRodriguez及びGoodmanと名乗り、バッジ番号を教えた。その後、警官らはその場を去った⁶⁵⁹。

⁶⁵⁵ See *id.* at 164–166, 213.

⁶⁵⁶ See *id.* at 166.

⁶⁵⁷ See *id.* at 166–168. See also 3/19 Tr. at 223（「Q: あなたは警官に身分証明書を提示しなくてもよい自由があったことを知っていましたね？ A: 身分証明書を提示しないのは賢明ではないと感じたため、提示しました。」）。

⁶⁵⁸ See 3/18 Tr. at 170–172; 3/19 Tr. at 229, 253–254.

⁶⁵⁹ See 3/18 Tr. at 172–173. Floyd氏が確認したバッジ番号は、Rodriguez又はGoodmanという名前の警官のものではなかった。See *id.* at 204–205.

Floyd氏は、この停止行為に関して市民苦情審査委員会への苦情申立てを行わなかった⁶⁶⁰。

ii. 事実認定及び法の適用

停止行為を行った警官の証言がないため、彼らがFloyd氏に接触して停止行為をする合理的な疑いがあったか否かを判断するには、証拠が不十分である。

しかし、私はFloyd氏の証言を信用し、所持品検査を行う根拠はなかったと認定する。警官らはFloyd氏に近づいた際、直ちに所持品検査を行わなかったことから、Floyd氏が凶器を所持し危険であるとは考えていなかったと思われる。Floyd氏の行動には、警官らがFloyd氏を「凶器を所持し危険である」と判断し直す理由となるものは何もなかった。Floyd氏は携帯電話に手を伸ばし、速やかにそれが携帯電話であることを示した。警官はFloyd氏に凶器を所持しているか尋ね、Floyd氏は所持していないと答えた。私は、Floyd氏が凶器を所持し危険であると信じるに足る信憑性のある根拠はなかったと認定する。したがって、当該所持品検査は違憲であった。

c. David Floyd氏 — 2008年2月27日の停止行為

i. 裁判所の実事認定

2008年2月27日、Floyd氏はビーチ・アベニューに所在する離れ付きの3世帯住宅に居住していた。同物件はFloyd氏のゴッドマザーが所有しており、ゴッドマザーは最上階に居住、1階及び地階には賃借人が入居していた。Floyd氏は離れに居住していた。午後3時頃、Floyd氏はバックパックを持ち、財布、携帯電話、鍵及び小銭をポ

⁶⁶⁰ See 3/19 Tr. at 232.

ケットに入れて離れを出た。Floyd氏が通りに出る前に、同じく黒人男性である地階の入居者が部屋から閉め出された旨を告げ、合鍵を入手できるFloyd氏に助けを求めた⁶⁶¹。

Floyd氏は、ゴッドマザーの部屋から別々のキーホルダーに付けられた7から10個の鍵を持ち出し、入居者とともに地階の部屋のドアへ向かった。鍵には印がなかったため、Floyd氏及び入居者は1、2分間にわたり、5、6個の異なる鍵を試した⁶⁶²。その時点で、3名の私服警官（後にCormac Joyce巡査、Eric Hernandez巡査及びJames Kelly巡査部長と特定された。）が接近し、Floyd氏及び入居者に行動を止め、両手を上げるように言った⁶⁶³。Floyd氏は従った⁶⁶⁴。Joyce巡査はFloyd氏の所持品検査をし、同氏の同意なしにポケットを検査した⁶⁶⁵。Joyce巡査はFloyd氏のポケットから何も取り出さなかった⁶⁶⁶。

両名を所持品検査した後、警官らは一連のやりとりの間、冷静さを保っていた⁶⁶⁷。警官らは両名に身分証明書の提示を求め、Floyd氏はルイジアナ州の運転免許証を提示した。入居者は身分証明書を所持していなかった。追加の質問の後、Floyd氏は氏名及び住所が記載された電気料金請求書を提示し、入居者は自身の部屋に入り身分証明書をとり出した⁶⁶⁸。Floyd氏がなぜ自分が停止させられたのかを尋ねたところ、警官らは当地域で侵入窃盗が繰り返し発生していると伝えた。Floyd氏が警官ら

⁶⁶¹ See 3/18 Tr. at 174–177, 180.

⁶⁶² See *id.* at 177–178; 3/19 Tr. at 237 (Floyd).

⁶⁶³ See 3/19 Tr. at 239–241 (Floyd); 3/28 Tr. at 1312 (Joyce).

⁶⁶⁴ See 3/28 Tr. at 1322 (Joyce) (男性らが立ち去ることを警官は許可しなかったであろうと証言している。)。

⁶⁶⁵ See 3/18 Tr. at 179–180 (Floyd). Joyce巡査は、Floyd氏に所持品検査をしたことは認める一方、Floyd氏のポケットに手を入れたことについては争っている。 See 3/28 Tr. at 1329, 1364 (Joyce).

⁶⁶⁶ See 3/19 Tr. at 244 (Floyd).

⁶⁶⁷ See *id.* at 247.

⁶⁶⁸ See *id.* at 244–246.

の氏名及びバッジ番号を尋ねると、警官らはそれらを提示した。警官らはその後、現場を離れた⁶⁶⁹。

同日の早い時間帯、警官らは、ビーチ・アベニュー地域、特にクロス・ブロンクス・エクスプレスウェイ付近の第43分署管轄区域における民家への強盗及び侵入窃盗の通報を受けて、ビーチ・アベニューをパトロールしていた。クロス・ブロンクス・エクスプレスウェイと近接していたことは、車両が当該地域から迅速に離脱するためのアクセスを容易にしていたという点で重要であった⁶⁷⁰。公判において特定された当該手口による侵入窃盗の大半は2008年1月に発生しており、最後に発生したのは2月2日であった⁶⁷¹。

警官らはFloyd氏及び入居者を約2分間観察した後、両名に接近した⁶⁷²。Kelly巡査部長は、両名がドアノブをいじっている様子を認め、さらにFloyd氏の近くの地面にバッグが置かれているのを目撃した⁶⁷³。Kelly巡査部長が両名に近づくと、両名が複数の鍵を試しているのを認めたが、侵入窃盗犯がしばしばマスターキーを所持していることから、この行動は両名が侵入窃盗犯である可能性があるとするKelly巡査部長の認識と一致していた⁶⁷⁴。所持品検査の根拠は、Floyd氏及び入居者が暴力的な重罪を犯している最中にあると認識したことであった⁶⁷⁵。

⁶⁶⁹ See 3/18 Tr. at 181; 3/19 Tr. at 245.

⁶⁷⁰ See 3/28 Tr. at 1360, 1362. *Accord id.* at 1404–1406 (Hernandez) (クロス・ブロンクス付近で多数の強盗及び侵入窃盗が発生しており、当日は第43分署管轄区域北部の民家において特定の侵入窃盗の手口があったと証言している。)。See also DX K13 (侵入窃盗の手口を地図に示している。)

⁶⁷¹ See 3/28 Tr. at 1411 (Hernandez); DX L4. Hernandez巡査は、DX L4において特定された侵入窃盗の手口を自身が見たかどうかは確認できなかったが、Floyd氏を停止させた日には、その地域における侵入窃盗及び強盗の手口について認識していたと証言した。

⁶⁷² See 3/28 Tr. at 1319 (Joyce) (UF-250書式について検討している。)

⁶⁷³ See *id.* at 1450 (Kelly).

⁶⁷⁴ See 3/29 Tr. at 1480.

⁶⁷⁵ See *id.* at 1363 (Joyce). See also *id.* at 1509 (Kelly).

Joyce巡査は、当該停止行為に関してUF-250書式を記入した。Joyce巡査は、ドアノブと鍵を押し合う動作から、「不審な動作」の欄にチェックを入れた⁶⁷⁶。また、犯罪活動に対応する時間帯の欄にもチェックを入れた⁶⁷⁷。

ii 事実認定及び法の適用

Floyd氏は、警官らから行動を止めて手を上げるよう指示され、停止させられた。状況を総合すると、Floyd氏及びその隣人に停止行為をするための合理的な疑いが立証される。警官らは、両名がドアノブを揺さぶり、ドアに複数の鍵を試している様子を認め、また、地面にバックパックが置かれていることも確認した。ビーチ・アベニューはクロス・ブロンクス・エクスプレスウェイ付近に位置するため、侵入窃盗の標的となりやすい地域である。警官らはまた、ビーチ・アベニュー地域における特定の侵入窃盗の手口についても把握していた。最後に報告された侵入窃盗が発生したのはFloyd氏が停止行為を受ける3週間以上前であったが、先に詳述した状況の全体像は、両名が昼間に侵入窃盗を犯している可能性があるとする警官らの認識を正当化した。

さらに、侵入窃盗は暴力犯罪であることが多いため、警官らが両名に手を上げるよう速やかに指示し、さらなる捜査を行う前に凶器の有無を確認するため、外衣の所持品検査を行ったことは正当であった⁶⁷⁸。また、Floyd氏の身分証明書が州外のも

⁶⁷⁶ See 3/28 Tr. at 1327 (Joyce); DX X4 (UF-250 form). Joyce巡査は、「警官の質問に対する回避的、虚偽又は矛盾した回答」の欄にもチェックを付けているが、これはFloyd氏がビーチ・アベニューに居住していることと合致しない、州外の身分証明書の所持に基づいていると説明した。See 3/28 Tr. at 1330–1331 (Joyce). もっとも、これはストップ・アンド・フリスクが既に行われた後に起こった出来事に関連しているため、関連性がない。

⁶⁷⁷ See 3/28 Tr. at 1333–1334 (Joyce).

⁶⁷⁸ See *Terry*, 392 U.S. at 28 (「[被疑者ら]の行動が昼間の侵入窃盗と一致しており、凶器の使用を伴う可能性が高いと想定することが合理的であるため、」所持品検査が正当化された。).

のであり、地階の入居者が身分証明書を所持していなかったことから、停止行為の継続時間も合理的であった。したがって、両名が侵入窃盗犯である可能性を警官らが捜査し続けたことは正当であった。しかしながら、Joyce巡査は、凶器と認められるもの又は明らかな禁制品を感知した旨の証言はしていない。したがって、Joyce巡査は、Floyd氏のポケットの中を探った際に、合衆国憲法修正第4条に基づくFloyd氏の権利を侵害した。

d. Clive Lino氏 — 2011年2月24日の停止行為

i 裁判所の事実認定

2011年2月24日の夜、Lino氏は、102番通り3番街にある母親のアパートで開催されたパーティーに参加していた。Lino氏は、Pelle Pelleブランドの赤いレザージャケットを着用し、食べ残しを入れたタッパーウェアでいっぱいの白いプラスチック製買い物袋を持って、地下鉄で帰宅するためにアパートを出た⁶⁷⁹。

Lino氏は103番通りとレキシントン・アベニューで地下鉄駅に入り、2名の男性警官に気づいた。後にこの2名は、白人のDaniel Leek巡査及びヒスパニックのEdgar Figueroa巡査と特定された⁶⁸⁰。Lino氏はアップタウン方面のホームへ降りた⁶⁸¹。アップタウン行きの列車が駅に入ってくると、警官らはアップタウン方面のホームに入った。Lino氏は警官らを通すためにホーム上で後退したが、警官らはLino氏を取り囲

⁶⁷⁹ See 4/1 Tr. at 1738–1739. Lino氏のジャケットは赤色の革製で、前面に「Pelle Pelle」と書かれており、白いストライプや数字は入っていなかった。Lino氏は、Pelle Pelleが人気のブランドであると証言した。

⁶⁸⁰ See *id.* at 1739 (Lino). 2月24日、Leek巡査及びFigueroa巡査は、歩行者の通行量が多く、犯罪多発地域であることから、103番通りとレキシントン・アベニューの地下鉄駅において重点的な巡回を実施していた。See 4/8 Tr. at 2695, 2725 (Leek).

⁶⁸¹ See 4/1 Tr. at 1739 (Lino).

んだ⁶⁸²。

Figueroa巡査は直ちにLino氏のジャケットの右ポケットに手を入れたが、Lino氏は脇へよけながらこれを押し返した。何が問題なのかとLino氏が尋ねると、警官らは彼に同行して待機する必要がある旨答えた。Lino氏は列車を逃した。Lino氏はなぜ停止させられたのかを尋ね、自身の人種が理由であるとの認識を示した。Leek巡査は、「お前が黙れば、なぜ停止させたかを教えてやる」と言った⁶⁸³。

警官らはLino氏に食べ物の入った袋をホーム上に置くよう指示したが、Lino氏は不潔であることを理由にこれを拒否した。Figueroa巡査は「とにかく袋を下に置け」と言い、袋に手を伸ばした。Lino氏は袋をベンチの上に置いた。警官らは身分証明書の提示を求め、Lino氏はこれを提示した⁶⁸⁴。

Leek巡査はLino氏に何か所持してはいけないものを所持していないか尋ねたところ、Lino氏は否定した。それからLeek巡査は「確認しても構わないか」と尋ねた⁶⁸⁵。Lino氏は当初、同意した可能性があるものの、検査されることには明確に不同意を示し、ある時点で「あなたは私を検査することはできない」と述べた⁶⁸⁶。しかし、Leek巡査はLino氏の腰及び前ポケットを軽く叩き、Figueroa巡査は後部ポケットに手を入れた。Lino氏がFigueroa巡査の行動を振り返って見たところ、Figueroa巡査はLino氏に「何か問題でもあるのか」と尋ねた。Lino氏は、警官が自身の「ポケットの中に手を入れていた」ため、問題があると答えた⁶⁸⁷。Lino氏は、自分がなぜ停止

⁶⁸² See *id.* at 1740.

⁶⁸³ See *id.* at 1741–1742. See also 4/8 Tr. at 2737, 2773 (Leek).

⁶⁸⁴ See 4/1 Tr. at 1742 (Lino).

⁶⁸⁵ 4/8 Tr. at 2754 (Leek).

⁶⁸⁶ *Id.* at 2759 (Figueroa). See also PX 216 (Leek巡査のメモ帳) (Leek氏が尋ねた時、Lino氏は所持品検査を許可したと記している。)

⁶⁸⁷ 4/1 Tr. at 1743 (Lino). Accord 4/8 Tr. at 2760 (Figueroa) (Figueroa巡査の手が背中側のポケットにかかったのを感じてLino氏が身体を反応させたところ、Figueroa巡査が何か問題があるのかと問いかけた

させられているのかについて、まだ説明を受けていなかった。Leek巡査はやがてLinoに対し、Lino氏のジャケットに似たジャケットを着用した銃撃容疑者の報告があったため、Lino氏を停止させたと説明した⁶⁸⁸。

警官らは、Lino氏に所持品検査を実施した後、理由の説明なくLino氏を強制的に上階へ同行させた。Lino氏は一度も自由にその場を離れることができなかった⁶⁸⁹。地下鉄駅の外では、Figueroa巡査がLino氏に付き添い、Leek巡査はLino氏の身分証明書を巡査部長が待機する警察車両へ持って行った。Leek巡査は銃撃容疑者を描写した指名手配ポスターを探したが、発見に至らなかった。Leek巡査の知る限りではLino氏は犯罪を行っていないため、Lino氏の身分証明書を照会はしなかった⁶⁹⁰。Leek巡査が戻ると、警官らは、Lino氏が再度運賃を払う必要がないようにして、Lino氏とホームまで同行し、Lino氏の身分証明書を返却した⁶⁹¹。Lino氏が違反切符又は召喚状を受けることはなかった。当該やりとりは約20分間に及んだ⁶⁹²。当該やりとりの後、Lino氏は市民苦情審査委員会に苦情を申し立てた。当該市民苦情審査委員会への苦情は停止行為に関して実証され、警官らに対する処分が勧告された。検査及び警官らの無礼又は卑猥な言動に関する主張は実証されなかった⁶⁹³。

と証言している。)

⁶⁸⁸ See 4/1 Tr. at 1743 (Lino).

⁶⁸⁹ See *id.* at 1745–1746; 4/8 Tr. at 2734 (Leek) (警官らがLino氏を上階へ同行させた際、捜査のための停止行為は完了していなかった。); *id.* at 2774 (Figueroa) (同上)。

⁶⁹⁰ See 4/8 Tr. at 2704–2706, 2735–2736 (Leek). Shirvis巡査部長はバンから降りておらず、Lino氏が容疑者であるか否か確認を行わなかった。

⁶⁹¹ See 4/1 Tr. at 1746–1747 (Lino). Lino氏が携帯電話を取り出したところ、Leek巡査は「おいおい、俺の写真なんか撮るんじゃないぞ」と言った。*Id.* at 1748. Lino氏がFigueroa巡査の情報を求めると、Figueroa巡査はぼそぼそと答えた。Lino氏が再度彼の情報を尋ねると、Figueroa巡査は「もう教えた。一度目で聞き取れなかったなら残念だったな。」と言った。*同上*。

⁶⁹² See *id.* Accord 4/8 Tr. at 2706 (Leek).

⁶⁹³ See PX 194. Lino氏は追加措置を受けていない。See 4/1 Tr. at 1748–1749 (Lino). Leek巡査は自身に対する申立てが実証された旨を通知する書状を受領したが、譴責処分又は追加研修は受けなかった。See 4/8 Tr. at 2708 (Leek). Figueroa巡査は、彼に対する市民苦情審査委員会への苦情申立てが3件目であり、市民苦情審査委員会が処分を勧告したため、監視下に置かれた。See *id.* at 2761 (Figueroa).

警官らがLino氏を停止させたのは、当日の当番開始時に巡査部長から渡された指名手配ポスターに描かれていた殺人容疑者の特徴とLino氏が合致していたためであった。当該ポスターには、2週間前の2011年2月10日に、Lino氏が停止行為を受けた場所から大通り2本及び5ブロック離れた108番通りとマディソン・アベニューにおいて犯行が発生したと記載されていた。ポスターには、身長約5フィート9インチから6フィートの黒人男性と記されており、Pelle Pelleの赤いレザージャケットを着用した容疑者が発砲現場から立ち去る場面の防犯カメラ画像及び当該ジャケットのストックフォト2枚が掲載されていた⁶⁹⁴。写真から、Leek巡査は容疑者の身長、体重、及び年齢層が18歳から30歳であることを判別した⁶⁹⁵。

Leek巡査は、Lino氏のジャケット、身長及び肌の色が犯行現場の写真と一致すると考えた。さらに、Leek巡査はジャケットがゆったりとしていて、厚みがあることに気づいた⁶⁹⁶。Leek巡査は、Lino氏が殺人容疑者の特徴に合致し、凶器を隠すことができる厚手のジャケットを着用して犯罪多発地域にいたことから、Lino氏に対して所持品検査を実施した⁶⁹⁷。

ii. 事実認定及び法の適用

Lino氏は、地下鉄のホームで警官らに取り囲まれ、停止させられた。殺人事件の発生からは2週間が経過していたが、赤いレザーのPelle Pelleジャケットの特異性、容疑者の写真から確認できる3インチの身長幅及び容疑者の人種は、「問題の犯行の容疑者となり得る全ての人物からなる母集団に対して『選択的な捜査手続き』を行う

⁶⁹⁴ See PX 187; 4/8 Tr. at 2698–2699, 2722 (Leek).

⁶⁹⁵ See 4/8 Tr. at 2723 (Leek).

⁶⁹⁶ See *id.* at 2726–2727. *Accord id.* at 2756 (Figueroa).

⁶⁹⁷ See *id.* at 2731–2732 (Leek).

ための十分な根拠を与える」ものであった⁶⁹⁸。殺人容疑者が近隣に居住し、半径8ブロック以内に留まっていた又は戻った可能性があるとは推定することは合理的であった。

殺人は、所持品検査を正当化する暴力犯罪である。犯行から2週間が経過していたとはいえ、発砲事件の容疑者が依然として凶器を所持している可能性があり、接近して殺人について尋問されれば、警官に危険を及ぼすと考えerことは合理的だった⁶⁹⁹。Lino氏のジャケットがゆったりとしていたことに加えて列車が接近していたことから、警官らは、ストップ・アンド・フリスクを実施する前にLino氏が当該容疑者であるか否か又は凶器を所持しているか否かを容易に確認することができなかった。

停止行為及び所持品検査はいずれも開始時点では正当化されるものであったが、所持品検査は「[その]着手を正当化する範囲と合理的な関連性を有して」いなかった⁷⁰⁰。Figueroa巡査はLino氏の同意を得ることなく直ちに彼のポケットに手を入れ、その後、警官らは検査を行ったが、警官らはLino氏が同意していなかったことを認めている。当該所持品検査は、特に停止行為が虐待的に行われたことと相まって、合衆国憲法修正第4条に基づくLino氏の権利を侵害した。

e. Deon Dennis氏

⁶⁹⁸ 4 LAFAVE § 9.5(h) (引用は省略)。 See also *U.S. v. Marxen*, 410 F.3d 326, 330 (6th Cir. 2005) (「単に11日という時間が経過したという事実のみで、提示された状況下における停止行為の合法性が否定されるものではない。」)。

⁶⁹⁹ See *Terry*, 392 U.S. at 27 (「警官は、個人が凶器を所持していることを絶対的に確信する必要はない。問題は、その状況において合理的に思慮分別のある人物が、自身又は他者の安全が危険にさらされていると信じるに足る根拠があったかどうかである。」)。

⁷⁰⁰ *Id.* at 29 (引用は省略。)

i. 裁判所の事実認定

Deon Dennis氏はハーレムで育ち、サウスカロライナ州に居住しているが、頻繁にニューヨークを訪れている⁷⁰¹。2008年1月12日午後8時頃、Dennis氏は、午後11時開始予定であった当時の交際相手の誕生日パーティーの準備を手伝うため、122番通りと7番街にある交際相手のアパートに到着した⁷⁰²。準備中、Dennis氏はビールを1杯及びプラスチックカップに入ったブランデーを飲んだ⁷⁰³。その後、Dennis氏は7番街の建物の外の歩道にタバコを吸いに行き、交際相手は店に出かけた。通りには誰もいなかった。Dennis氏は、ジャケット及びジーンズを着用しており、ポケットには携帯電話、鍵、財布及びタバコが入っていた⁷⁰⁴。

Dennis氏がタバコを吸い終わると、NYPDのバンが停車し、いずれもヒスパニックである2名の制服警官、Angelica Salmeron巡査及びLuis Pichardo巡査がDennis氏に接近した⁷⁰⁵。Dennis氏は自由にその場を離れることはできなかった⁷⁰⁶。Salmeron巡査はDennis氏の数フィート右にあるカップを指し、それがDennis氏のものであるかを尋ねた。Dennis氏は否定した。Pichardo巡査はDennis氏に酒を飲んでいたかを尋ね、Dennis氏は先ほどまで飲んでいたと答えた⁷⁰⁷。警官らは、Dennis氏に接近した際、Dennis氏が手にカップを持ち、その中身を飲んでしたこと、及びHennessyのボトルが歩道にあったことを主張している⁷⁰⁸。

⁷⁰¹ See 3/19 Tr. at 263 (D. Dennis).

⁷⁰² See *id.* at 278–279.

⁷⁰³ See *id.* at 266.

⁷⁰⁴ See *id.* at 268, 286.

⁷⁰⁵ 2名の警官は当夜、「クオリティ・オブ・ライフ」の違反を取り締まる任務で7番街をパトロールしていた。 See 3/22 Tr. at 852 (Salmeron).

⁷⁰⁶ See 4/27 Tr. at 1270 (Pichardo).

⁷⁰⁷ See 3/19 Tr. at 269–272 (D. Dennis).

⁷⁰⁸ See 3/22 Tr. at 853 (Salmeron). 警官らはさらに、何をしているのかとの質問に対し、Dennis氏がHennessyを飲んでしたこと、土曜の夜で交際相手の誕生日であること、及び後で出かける予定である

警官らがDennis氏に身分証明書の提示を求めると、Dennis氏はポケットに入っていた財布から運転免許証を取り出した。Salmeron巡査がDennis氏の身分証明書をバンに持っていく間、Pichardo巡査はその場に留まり、Dennis氏のジャケット及びズボンのポケットを同意なしに検査した。検査中、Dennis氏は財布を手に持ち、両手を胸の高さに上げて立っていた⁷⁰⁹。

Salmeron巡査は、Dennis氏に対する有効な令状を発見し、バンから戻った。警官らは、酒類容器開封の違反及び有効な令状に基づき、Dennis氏に手錠をかけてバンの後部座席に乗せた⁷¹⁰。そこにDennis氏の交際相手が戻り、Dennis氏に手錠がかけられているのを目撃した⁷¹¹。召喚状は発行されず、Dennis氏が公共の場での飲酒により起訴されることはなかった。アルコールは証拠として記録されることも、証拠物件として収められることもなかった⁷¹²。いずれの警官も当該事案を自身のメモ帳に記録していなかった⁷¹³。Dennis氏の交際相手はDennis氏の逮捕について市民苦情審査委員会に苦情を申し立て、Dennis氏は市民苦情審査委員会の職員と当該事案について面談した⁷¹⁴。Dennis氏は、「ハーレムで停止させられるのは黒人とヒスパニックだけである」ため、自身が停止させられたのは人種が理由であると考えている⁷¹⁵。

ii. 事実認定及び法の適用

原告らに立証責任があることに鑑みて、Dennis氏に近づいた際に目撃した状況に

ことを答えた」と主張している。警官らは、Dennis氏の傍の歩道にHennessyのボトルがあったと主張している。See *id.*

⁷⁰⁹ See 3/19 Tr. at 272–274 (D. Dennis).

⁷¹⁰ See 3/22 Tr. at 854–855, 872 (Salmeron); 3/27 Tr. at 1272 (Pichardo) (「すなわち、召喚状を発する代わりに彼を逮捕したということで相違ありませんか。 A. はい。」)。

⁷¹¹ See 3/19 Tr. at 274–275 (D. Dennis).

⁷¹² See 3/27 Tr. at 1272–1273 (Pichardo); 3/19 Tr. at 275–276 (D. Dennis).

⁷¹³ See 3/28 Tr. at 1286 (Pichardo).

⁷¹⁴ See 3/19 Tr. at 276–277 (D. Dennis).

⁷¹⁵ *Id.* at 295.

ついでに警察官らの矛盾した供述に基づき、Dennis氏がニューヨークにおける公共の場における酒類の携帯及び飲酒に関する法令に違反したことについて警察官らが合理的な疑いを有していなかった事実を、証拠の優越性の基準に照らして認定することはできない⁷¹⁶。ただし、仮に警察官らがプラスチック製のコップからDennis氏が飲むのを目撃したのだとしても、警察官らは、彼にさらに近づいてさらに捜査を行うに足る合理的な疑いを有しているに過ぎなかった⁷¹⁷。警察官らには、Dennis氏の所持品検査や、身体捜索を行うための合理的な疑いを有してはいなかった。

警察官らは、Dennis氏の身分証明書を車両に持ち込んだ際、彼を逮捕するのではなく、彼に召喚状を発行することを予定していたことを認めている。仮に警察官らが、公共の場における酒類の携帯及び飲酒に関する法令への違反についての召喚状を発行する事由があり、かつ、有効な令状が存在していることを認識していたとしても、Pichardo警察官には、身体捜索はもちろん、所持品検査を行うための事由は存在していなかった⁷¹⁸。召喚状を発行するにあたり、予防的に所持品検査を行う権限が認められているのは、警察官が、被疑者が武装し又は危険であると疑う事由がある場合に限られる⁷¹⁹。警察官の安全を脅かすことを示す事由がDennis氏にない限り、Dennis氏を逮捕する前に所持品検査又は身体捜索を行う根拠はなかったのである。Pichardo警察官による身体捜索は、Dennis氏の合衆国憲法修正第4条に基づく権

⁷¹⁶ ただし、当裁判所は、警察官らがDennis氏に近づいた際に、逮捕を行うための相当な理由があったとも認定しない。

⁷¹⁷ See *People v. Mack*, 853 N.Y.S.2d 764, 765 (4th Dep't 2008) (この裁判例では、三人の男のうち一人が、茶色の紙袋で包まれた大きなボトルから飲むのを目撃した事実をもとに、公共の場における酒類の携帯及び飲酒に関する法令への違反についての合理的な疑いが認定された)

⁷¹⁸ See *People v. Muhammad*, 502 N.Y.S.2d 859, 860 (4th Dep't 1986) (この裁判例では、仮に被告人が開封済みのビール瓶を携帯し、またはビールを飲酒していたとしても、警察官は法令違反への疑いに基づき衣服の上から武器や危険物の有無を確認する権限は有していなかったとされた) (引用省略)

⁷¹⁹ See, e.g., *People v. King*, 476 N.Y.S.2d 847, 849 (1st Dep't 1984) (この裁判例では、警察官が、犯罪が行われたことを示す状況のみが存在する場合において、安全のために所持品検査を行う権限を有するのは、逮捕を行う警察官が、被疑者が逮捕行為又は召喚状の発行に抵抗をすると疑うのに合理的な理由がある場合に限られる、とした)

利を侵害した⁷²⁰。

3. 立証がなされなかった事案

a. 2008年春及び2010年2月のNicholas Peart氏に対する誰何停止行為、並びに2008年2月及び6月のDavid Ourlicht氏に対する誰何停止行為

以下で述べる誰何停止行為については、原告らの供述は、停止行為及びいくつかの事案における所持品検査が合理的な疑いなく行われた事実を、当裁判所が証拠の優越性の基準に照らして認定するに足る、十分な詳細性及び信用性を有していなかった⁷²¹。

Nicholas Peart氏は、自身が、建造物侵入窃盗事案へのパターンの一致に基づき、2008年春にブルックリンで停止させられ、衣服の上からの武器や危険物の確認を受けたと証言した。建造物侵入窃盗事案へのパターンの一致は、それ単独では合理的な疑いを生じさせないものの、当裁判所は、警察官がその他にどのような情報を有していたのかを明らかにすることなく、Peart氏を停止させ、所持品検査を行うに足る合理的な疑いが存在しなかったと認定することはできない⁷²²。また、Peart氏は、2010年9月に、7番大通りと8番大通りの間にある144番通りで停止させられ、所持品検査を受けたと証言した。しかしながら、当裁判所には、当該停止行為の根拠が明らかにされていないため、当裁判所は、当該停止行為及び所持品検査につき、合理的な理由が存在しな

⁷²⁰ Compare Mack, 853 N.Y.S.2d at 765 (この裁判例では、公共の場における酒類の携帯および飲酒に関する法令への違反に関して、「被告人が警察官を見た際の過剰な恐怖反応、警察官の繰り返し要求にもかかわらずポケットから手を出すことを拒否した行為、ポケットに手を入れながらその警察官の方へ歩み寄った行為、及び事件が発生した地域が暴力犯罪や発砲事件が頻発する地域であったこと」が、警察官に「被告人が彼らの安全に脅威を及ぼす合理的な疑い」を抱かせる十分な根拠を提供した、とした)

⁷²¹ 当裁判所は、Ourlicht氏及びPeart氏に対する停止行為に関与した警察官を特定するために、NYPDは十分な行為を行ったと認定する。See 4/30 Tr. at 5471–5476 (Stipulation) (Ourlicht氏に対する停止行為について) 及び同 at 5477–5480 (Peart氏に対する停止行為について)。したがって、被告に対する不利益推認は行われない。

⁷²² See 3/19 Tr. at 327–336 (Peart).

かったと認定することはできない⁷²³。

David Ourlicht氏は、2008年2月21日に、自身と友人が168番大通りにあるブロンクスの地下鉄駅付近で停止させられ、所持品検査を受けたと証言した⁷²⁴。当裁判所は、Ourlicht氏が主張する事実関係を完全に信用することはできず、警察官らによる事実関係の主張がないまま、Ourlicht氏の合衆国憲法修正第4条に基づく権利の侵害を認定することはできない。また、Ourlicht氏は、2008年6月にパーク・ストリートの115アヴェニューにある集合住宅団地において、付近で銃の通報があったため、停止させられ所持品検査を受けたと証言した⁷²⁵。その周辺地における銃についての警察官らの認識が明らかにされないまま、当裁判所は、停止行為及び所持品検査が合理的な疑いに基づくものでなかったと認定することはできない。

b. Kristianna Acevedo氏に対する停止行為

Kristianna Acevedo氏は、スタテンアイランド在住の30歳のヒスパニック系女性で、在宅介護員の採用担当として働いている。2007年にはクイーンズに居住していた⁷²⁶。2007年5月29日の火曜日に、Acevedo氏は43番通りの人気のない場所を歩いていたところ、彼女はミニバンに搭乗する二人の男性（後にLouis DeMarco刑事とDamian Vizcarrondo刑事と特定された）に気づいた⁷²⁷。DeMarco刑事はAcevedo氏に薬物取引に関する情報を得るため話しかけた⁷²⁸。Acevedo氏は男たちが警察官だと信じなかったため、歩き続け、その後走り出した⁷²⁹。

⁷²³ See id. at 337–342.

⁷²⁴ See 4/19 Tr. at 4193–4203 (Ourlicht).

⁷²⁵ See id. 4204–4209, 4265.

⁷²⁶ See 4/1 Tr. at 1693–1694 (Acevedo).

⁷²⁷ See id. at 1695–1696, 1698.

⁷²⁸ See 4/8 Tr. at 2659, 2664, 2684 (DeMarco).

⁷²⁹ See 4/29 Tr. at 5198 (Vizcarrondo).

Acevedo氏はブロック先にあるUPSのトラックの前で立ち止まった⁷³⁰。トラックは後退・停止し、3人の警官—DeMarco刑事、Vizcarrondo刑事刑事、及び女性警官のMichele Hawkins刑事—が下車し、Acevedo氏に近づき、自らが警察官であると述べた⁷³¹。最近メディアで警察官を装った人物に関する報道があったため、警官らは、Acevedo氏に危険はないと安心させることを試みた⁷³²。刑事たちは、Acevedo氏を合理的な疑いに基づき停止させたのではなかった⁷³³。短いやり取りの後、警察官らは立ち去った。

Acevedo氏はその出来事を報告するために911番に架電し、市民苦情審査委員会への苦情申立てを行った⁷³⁴。市民苦情審査委員会は、刑事らがAcevedo氏を停止させるにあたり職権を乱用した件、及び当該事案を手帳に記録しなかった件につき、申立てを認めた。その懲戒処分として、刑事らは有給休暇を一日分、減じられた。DeMarco刑事による職務質問の件は違反に当たらないと認定され、その他の件についても申立ては認められなかった⁷³⁵。

Acevedo氏が、歩き続け、やがて走り去っていることからすれば、彼女が刑事らから最初に話しかけかけられた際に、立ち去る自由があることを認識していたことは明白である⁷³⁶。刑事らが車両を出てからの出来事は明確ではない。Acevedo氏が供述する事実関係を、警察官らの供述と整合的に理解することはできない。市民苦情審査委員会は、警察官らがAcevedo氏を停止させたと認定しているものの、当裁判所は、証

⁷³⁰ See id. at 5199.

⁷³¹ 4/1 Tr. at 1697–1698 (Acevedo); 4/30 Tr. at 5458 (Hawkins). 刑事は三人とも制服を着用していなかった。See 4/1 Tr. at 1698–1699 (Acevedo).

⁷³² See 4/8 Tr. at 2685 (DeMarco); 4/29 Tr. at 5199 (Vizcarrondo); 4/30 Tr. at 5456 (Hawkins).

⁷³³ See, e.g., 4/8 Tr. at 2659 (DeMarco); 4/30 Tr. at 5468 (Hawkins) (彼女は、当該やり取りが停止行為に相当せず、単に情報の提供の要請にすぎないと認識したため、当該行為を手帳に記録しなかったと説明した)。

⁷³⁴ See 4/1 Tr. at 1704–1705 (Acevedo).

⁷³⁵ See PX 5.

⁷³⁶ むしろ、Acevedo氏は警察官らが実際に警察官であるとは全く信じていなかったのだから、警察官らの権限に基づき停止させられたとはいえないし、警察官らは有形力を行使していない。

抛の優越の基準に照らして、合衆国憲法修正第4条に基づく権利を侵害するような強制力を有する停止行為や所持品検査が行われた事実を認定できる程度には、彼女の供述の信用性を認定することができない⁷³⁷。

c. Clive Lino氏— 2008年8月3日

Lino氏は、3番大通りの102番通りに所在する、彼が居住するニューヨーク住宅局のアパートのロビーにおいて、2008年8月3日に警察官であるJose Colon及びMohamed Hassanと行ったやり取りについて証言した⁷³⁸。Lino氏の供述する出来事は、警察官らの供述と両立しない⁷³⁹。当裁判所は、警察官らの供述に信用性を認め、したがって当裁判所は、このやり取りによるLino氏の合衆国憲法修正第4条又は14条に基づく権利の侵害を認定しない。

V. 法に関する結論

A. 市は原告らの合衆国憲法修正第4条に基づく権利侵害について賠償義務を負う

原告らは、その合衆国憲法修正第4条に基づく権利をNYPDが侵害したことについての市の賠償責任を、二つの法理論により基礎づけた。*Monell*判決においては、その一方だけでも十分とされている。第一に、原告らは、市及びNYPDの高官が、警察官らによる憲法に違反するような停止行為及び所持品検査につき、意図的に無関心であったことを立証した。第二に、原告らは、憲法に違反するような停止行為及び

⁷³⁷ また、当裁判所は、本事案に人種が影響したとも認定しない。また、本件停止行為は、警察官らが、犯罪が行われたと疑うに足りる理由があったと主張せず、停止させる意図を全く有していなかったと主張している点において、特異なものである。したがって、これらは本件における中心的な主張を評価するにあたり、その価値は限定的である。

⁷³⁸ See 4/1 Tr. at 1749–1750 (Lino).

⁷³⁹ Lino氏は、警察官ハッサンが停止行為中に電話を受信し、その着信音であるラップソングが、Lino氏を落ち着かせるだろう、と申し向けたと証言した。See 4/1 Tr. at 1749–1750 (Lino). 警察官ハッサンおよびLino氏は、そのような出来事があったことを否定している。See 4/18 Tr. at 4018 (Hassan); see also id. at 4024–4025 (Colon).

所持品検査が、法的な影響力を有するといえるほど十分に広範であったと証明した。

1. 意図的な無関心

警察局の第一の関心事が犯罪との闘いであることが許容され、またそうであるべきことには、争いがない。それと同時に、第1983条は、市などの公共団体が職員による憲法違反について関心を持たなくて良い範囲について制限を設けている。NYPDの高官は、憲法に違反するような停止行為、所持品検査及び身体搜索についての、意図的な無関心により、第1983条に違反した。高官らは、NYPDによる憲法に違反するような停止行為及び所持品検査によって合衆国修正憲法第4条への侵害が広範に行われていることにつき、遅くとも1999年には確定的に認識し、また認識しているとみなされる状況にもあった。当該認識にも拘わらず、高官らは、予想されたとおり合衆国修正憲法第4条の侵害がさらに広がることにつながった政策や行為を意図的に維持し、増長さえした⁷⁴⁰。さらに、NYPDは、警察活動の実効性を改善するためのデータの収集及び分析のリーダーとして認識されいながら、その停止の合憲性に関する正確なデータの収集を妨げ、存在する限られたデータを有効に活用することもしなかった。憲法に違反するような停止行為や所持品検査の明確な証拠につき、NYPDは繰り返し目をつむってきた。

意図的な無関心に関する更なる証拠は、トライアル審理において市が表明した現在の立場にも認められる。市は、原告らやクラスの構成員の中に憲法に違反するような停止行為や所持品検査を受けた者はたった一人もいないと繰り返し主張してい

⁷⁴⁰ これらの政策や行為は上記Part IV.Cに要約されている。

る一Downs氏、Almonor氏、McDonald氏、Sindayiganza氏、及びその他原告らのうち誰一人についても、である⁷⁴¹。市は2009年第3四半期におけるDang警察官の停止措置を問題ないものとして主張しているが⁷⁴²、この期間中に彼が停止させた人の中に黒人は120人いたが、白人は一人もいなかった。Dang警察官は、一連の曖昧で信用性の薄い定型的な正当化事由に依拠し、その停止行為のうち逮捕や出頭要請に至ったものは5.5%に過ぎなかった⁷⁴³。市は上述の録画テープの内容につき、「警察官が憲法に違反するような停止行為を行うことについての圧力を...合理的に推認させるような根拠を何ら提示していない」と主張している⁷⁴⁴。また、市はUF-250書式による憲法に違反するような停止行為を追跡・記録することは不可能であると主張する一方⁷⁴⁵、文書化や審査をより良く、十分に、行うためのシステムの開発の必要性について保留している⁷⁴⁶。現に、市や現状を変える必要はないと現時点でも考えている⁷⁴⁷。停止行為が合理的な疑いを伴っていないとの説得的な統計的な証拠を前にしても、市は、仮に「443万の停止行為のうち...18%」が法的に正当化できないものであったとしても、「それは広く普及した行為と断ずることはできず」法的救済を要するものではない旨を主張している⁷⁴⁸。

本集団訴訟において主張されている違反行為の期間中、憲法違反を防ぐためによりよい監督、監視、訓練及び規律の必要性は明確だったが、NYPDの高官は、「原告

⁷⁴¹ See Def. Mem. at 2-4.

⁷⁴² See Def. Findings ¶¶ 50-52

⁷⁴³ See DX L14.

⁷⁴⁴ Def. Mem. at 11. Accord Def. Findings ¶ 60 (「Polanco警察官とSerrano警察官により作成された録画記録が示すのは...パトロール総括責任者から警察アカデミーを卒業したての警察官にまでに明確に、『目的なき数値』ではなく状況に対応せよ」という結論である。)

⁷⁴⁵ See Def. Mem. at 7.

⁷⁴⁶ See id. at 12 (NYPDによる訓練、監督、監視および規律に対する原告らの批判を根拠のないものと主張している); id. at 24 (「原告らは、NYPDによる現行制度が...微修正を要する以上のことを...証明できていない」)。

⁷⁴⁷ See id. at 24-25.

⁷⁴⁸ Id. at 8.

らに対する侵害のリスクを低減するために意味ある努力を行うことができなかった」⁷⁴⁹。仮に「意図的な無関心」が賠償責任を発生させる基準でなかったとしても、これはなお、NYPDの高官らの合衆国修正憲法第4条に違反するような停止行為、所持品検査及び身体搜索に対する態度を、完全に表している。

2. 広く普及した行為

NYPDが合衆国修正憲法第4条に関するデータを意図的に収集しなかったことを踏まえてもなお、当該停止行為が*Monell*判決に基づく賠償責任を「行為が法的な影響力を有するほどまでに、持続的で広範であった」ことを認定するに足る証拠はある⁷⁵⁰。上述のとおり、合理的な疑いを欠くものと推定される停止行為は、ファガン博士が「明らかに正当化されない」として特定した約20万件の停止行為よりもはるかに多い。この結論は、とりわけ、犯罪の疑いを特定しないUF-250書式の数（2009年には全体の36%）、停止事由として最も頻繁に選択されている二つの項目（すなわち、こそこそとした動き及び犯罪多発地域）に内在する問題点、及び停止行為のうち6%しか逮捕に結びついていないこと、により基礎づけられている⁷⁵¹。NYPDが、個別的な合理的な疑いなく停止をさせる行為は、あまりに持続的かつ広範になった結果、NYPDの標準的な実務となるにとどまらず、ニューヨーク市のいくつかの界限において日常的な事実となっている。

⁷⁴⁹ Cash, 654 F.3d at 334 (quoting Reynolds, 506 F.3d at 192).

⁷⁵⁰ Connick, 131 S. Ct. at 1359.

⁷⁵¹ ただし、当裁判所は、原告らが、Edmond, 531 U.S. at 32. Pl. Mem. at 2での認定において、疑いなく関係行われる検問に基づく逮捕の割合が9%とされていることを根拠として「無作為に人を停止させた方がまだ犯罪行為を発覚させる可能性が高い」と主張していることには、説得力をおぼえない。車両を無作為に停止させることによって発覚する違反の割合は、歩行者を停止させた場合よりも高い可能性がある。また、本件におけるNYPDとは異なり、Edmund事件における警察は、麻薬探知犬を使用していた。See Edmond, 531 U.S. at 35.

同様に、憲法に違反するような所持品検査の広範性は、同行為が停止させられた人の半数以上において行われているにもかかわらず、1.5%の場合にしか武器の発見につながらないとの争いのない事実、同行為を行うべき場合についての不正確な訓練についての組織的な証拠、同行為に関する憲法上の基準について不知であった警察官による証言、同行為が憲法に違反する態様で恒常的に行われていたとの本件における個人的な証言により、基礎づけられている。「警察からの濫用的な侵害に対する個人のプライバシーの保護は—合衆国修正憲法第4条の核心に位置づけられるが—自由な社会の基礎をなしている」⁷⁵²。ニューヨーク市に住まうあまりに多くの人々が、この基本的自由を、あまりに頻繁に侵害されている。

B. 市は原告らの合衆国憲法修正第14条に基づく権利侵害について賠償義務を負う

原告らは、その合衆国憲法修正第14条に基づく権利をNYPDが侵害したことについての市の賠償責任を、二つの法理論により基礎づけた。*Monell*判決においては、その一方だけでも十分とされている。第一に、原告らは、市が、NYPDを通じて、地域的な犯罪被疑者データに基づく間接的なレイシャル・プロファイリングの政策を有していることを立証した。第二に、原告らは、幹部レベルでも一般の警察官レベルでも停止行為及び所持品検査が意図的に差別的に適用されていることについての、市やNYPDの高官の意図的な無関心を立証した。

1. 間接的レイシャル・プロファイリングの政策

本訴訟手続の全体を通じて、NYPDが、人種を第一の要因とする犯罪被疑者データを用いて停止行為をしていることについて、市は認めたうえで、擁護してきた。

⁷⁵² *Wolf v. Colorado*, 338 U.S. 25, 27 (1949).

NYPDは、警察官に対し「適切な人物」を停止する重要性を強調することで、この政策を実施している。実務上、警察官は、特定の人種により定義される集団を標的として停止行為をするよう、時には明示的に、指示されている。

「合衆国憲法は人種などを考慮して法を恣意的に執行することを禁じている」

⁷⁵³。第二巡回控訴裁判所は、裁判所は「人種差別的な動機に基づく警察の行為を容認してはならない」と戒め、また「レイシャル・プロファイリングを疑う主張を真剣に受け止め」なければならないとした⁷⁵⁴。レイシャル・プロファイリングは、

(ア) 厳格審査を通過しない明示的に人種に基づく分類⁷⁵⁵、(イ) 表面上は中立的な刑事実体法や法執行の政策を「意図的に差別的な方法」による適用⁷⁵⁶、(ウ) 表面上は中立的な政策が差別的な意図に基づき悪影響を及ぼす⁷⁵⁷、のいずれかに該当する場合には、平等保護条項に違反する意図的な差別に該当する。市による「適切な人物」を狙い撃つ政策は、この平等保護条項違反の第二の証明方法に人種に明示的に言及する限りは、第一の証明方法に、明確に違反している。

a. 表面的には中立的な政策の意図的に差別的な適用

表面的には中立的な政策が意図的に差別的に適用されたことによる平等権侵害を基礎づけるためには、原告らは「被告らの行為が差別的な効果を有し、差別的な目的で動機付けられていたことを立証しなければならない」⁷⁵⁸。本件では、停止行為

⁷⁵³ Whren, 517 U.S. at 813.

⁷⁵⁴ United States v. Davis, 11 Fed. App'x 16, 18 (2d Cir. 2001) (citing United States v. Fares, 978 F.2d 52, 59 (2d Cir. 1992)). Accord, e.g., Chavez, 251 F.3d at 635 (この裁判例では、「誰を停止させ、留め置き、所持品検査を行うかについて、許容されない人種に基づく分類を行うこと」は、平等保護条項への違反にあたることに言及した)

⁷⁵⁵ See Melendres v. Arpaio, No. 07 Civ. 02513, 2013 WL 2297173, at *67–68 (D. Ariz. May 24, 2013).

⁷⁵⁶ Brown, 221 F.3d at 337 (citing Yick Wo, 118 U.S. at 373–74). See also Whren, 517 U.S. at 813 (この裁判例では、「法の意図的に差別的な適用を拒絶する憲法上の根拠は平等保護条項である」とした)

⁷⁵⁷ See Brown, 221 F.3d at 337.

⁷⁵⁸ Chavez, 251 F.3d at 635–36. 一定の場合には、差別的な効果は差別的な意図に関する証拠をもとに

の人種による統計的な差異についての原告らの証拠は、差別的な効果を立証するのに十分である⁷⁵⁹。

とりわけ、（１）NYPDは、他の関連する変数を一定にした場合であっても、黒人やヒスパニックが多く住む地域において停止行為に及んでいること、（２）NYPDの警察官は、他の関連する変数を制御した場合であっても、警察管区や国勢調査区画の内側において白人よりも黒人やヒスパニックを停止させる可能性より高いこと、（３）NYPDの警察官は、他の関連する変数を制御した場合であっても、白人よりも黒人やヒスパニックに対して有形力を行使する可能性が高いこと、及び（４）NYPDの警察官は、白人よりも、黒人やヒスパニックを正当化事由がより少ないまま停止させることを⁷⁶⁰、原告らはいずれも証明した。人種間で不均衡な影響に加えて、原告らは、Dang警察官やGonzalez警察官が作成したUF-250書式についての著しい格差や、French警察官が、黒人男性一般に対する犯罪の通報を根拠の一部として、同様の状況にあった非黒人でなくMcDonaldを停止したことなど、重大な個別経験の事例を提供した。

推認することができる。See *Doe v. Village of Mamaroneck*, 462 F. Supp. 2d 520, 543 (S.D.N.Y. 2006) (この裁判例では「中立的な法や政策の適用が、人種的に差別的な意図により汚染された場合、差別的な取り扱いの対象となった集団は、その他のいずれのものとも同等な状況にあるものとして法の目には映らず、したがって悪影響が推認される」とされた。「差別的な目的」と「差別的な意図」とは同義である)

⁷⁵⁹ See *supra* Parts IV.A and IV.B. See also *Chavez*, 251 F.3d at 638 (この裁判例では、*Hunter v. Underwood*, 471 U.S. 222, 227 (1985)等を引用しつつ、連邦最高裁が差別的な効果の認定に「繰り返し統計に依拠した」ことを述べた。そのうえで、*Armstrong*判決で連邦最高裁が差別的効果についての統計の証拠を拒絶したのは、差別的効果の立証に統計を一切用いてはならないためではなく、当該事案において裁判所に提示された個別具体的な統計が争点への関連性を有しなかったためである、と結論付けた。id. at 639). Part IV.Bにおけるベンチマーキングの議論からも明らかとなっており、本意見書では—*Armstrong*において批判された前提とは異なり—人種により犯罪率に差があることは前提としている

⁷⁶⁰ 停止の正当化事由について人種間で差があることの証拠には、（ア）停止行為がさらなる法執行に結びつく可能性が、停止させられた者が黒人である場合は白人である場合よりも低いこと、（イ）黒人やヒスパニックに対する停止行為は、白人に対する停止行為よりも、武器の差押えに繋がる可能性が低いこと、（ウ）警察官が、停止行為の理由として、こそこそした行動を選択する可能性が、黒人やヒスパニックの場合の方が白人よりも高いこと、（エ）警察官区内の黒人人口が高いほど、停止行為が制裁に結びつく可能性が低いことが、それぞれ含まれる。See generally *supra* Part IV.A–B.

差別的な意図を立証するにあたり、原告らは、プロファイリングを実施した者が、それをプロファイリングの対象となる人種集団に対する「不利益な影響『にもかかわらず』行ったのではなく、少なくとも一部の『理由として』行ったこと」を立証しなくてはならない⁷⁶¹。原告は、人種が、警察による法執行における唯一の、主要な、または決定的な要因であったことを証明する必要はない⁷⁶²。また、差別が「害意、敵意又は敵対心」に基づいている必要もない⁷⁶³。

NYPDは、その停止行為のほとんどを行っている地域において、当該集団が犯罪被疑者データにおいて高い割合を占めている—その信憑性は疑わしいところであるが⁷⁶⁴—ことを理由に黒人及びヒスパニック男性を標的とするように指示をした。NYPDの政策において、「適切な人物」を標的にすることとは、人種を根拠の一つとして人を停止させることを意味していた。ケリー委員長による、NYPDは、若いヒスパニックや黒人に停止させられることの恐怖を植え付けるために、彼らを標的として停止行為及び所持品検査を行っている旨の発言や、次節で議論される人種に関する他

⁷⁶¹ Paterson, 594 F.3d at 163 (Feeney, 442 U.S. at 279 (引用や脚注を省略)を抜き出して) (いくつかの疑問符を省略)

⁷⁶² アリゾナ地区のG. Murray Snow判事は有益な次の要約を提供した。

政府による政策は「その一部が人種による特徴を明示的に参照している場合には」人種差別的であると推認される」Flores v. Pierce, 617 F.2d 1386, 1389 (9th Cir. 1980) (一部強調) (Kennedy, J.)。Grutter [v. Bollinger]事件において、連邦最高裁判所は、原告側が選定した専門家が、政策において「人種が主要な要因ではなかった」と認めていたが、人種が多数の考慮要素の一つであった場合において、厳格審査基準を適用した539 U.S. [306, 320 (2003)]。see also Arlington Heights, 429 U.S. at 263 (この判例では、政府の行為に対する平等保護条項違反の審査基準として「差別的な目的が決定を動機づける要因になっていたことの立証」を適用している)

Melendres, 2013 WL 2297173, at *69 (この裁判例では、マリコパ郡保安官オフィスが、レイシャル・プロファイリングを明示的に禁じる政策にも拘らず、ヒスパニックの家系や人種を入管法違反の合理的な疑いを形成するための要因として用いたことが、平等権保護条項の違反にあたると認定した)

⁷⁶³ Ferrill v. Parker Grp., Inc., 168 F.3d 468, 473 & n.7 (11th Cir. 1999).

⁷⁶⁴ NYPDが、人種により定義される集団を標的とするにあたり、地域の犯罪被疑者データを用いた方法は、レイシャル・プロファイルに該当するのみならず、犯罪集団を特定する手法としては根本的な欠陥を抱えている。See supra Part IV.B.3.b.

の明確な言及と併せて、差別的な意図を推認する十分な根拠が存在する⁷⁶⁵。

標的とされた人種集団が犯罪被害者の苦情に基づいて特定されたという事実は、差別的意図を排除するものではない。公共住宅管理機関が、入居者からの苦情が過度に集中する集団からの申請を不利に扱うという、表面上は人種中立的な政策を採用したうえで、当該政策を人種的に定義される集団への申請を不利に扱うために適用することが許されないのと同様に、警察局が、犯罪被疑者データに基づいて人種的に定義された集団を標的として、法執行の全般を執り行うことは許されないのである。

b. 明示的な分類

原告らは、NYPDがストップ・アンド・フリスクに関する方針を、人種に基づき意図的に差別する形で実施していることを容易に立証した。より微妙な判断を要するが、「適切な対象者」を標的とするという方針において人種を用いることが十分に重要な要素となっているため、その方針は明示的な人種による分類を前提としていることも認定する。警察官が、地域の犯罪容疑者データに基づき「14歳から21歳の黒人男性」全般を停止行為の対象として標的化するよう指示された場合——この慣行についてニューヨーク市は本件訴訟を通じて一貫して防御している——「黒人」と言及することは明示的な人種分類であり、厳格な審査の対象となる⁷⁶⁶。エスポジト警視長が、NYPDが若い黒人やヒスパニックを停止行為の対象としてきたことを認めていること

⁷⁶⁵ 原告らは、下記で詳述する、NYPDによる、停止行為に関する人種差別に対する長期にわたる無関心など、差別的な意図についての他の重要な証拠を提示した。

See *infra* Part V.B.2 (deliberate indifference); Pl. Mem. at 20–23.

⁷⁶⁶ 「政府が個人の人種分類に基づいて負担や利益を配分する場合、その行為は厳格な審査の対象となることは確立された法理である（*Parents Involved in Cmty. Sch. v. Seattle Sch. Dist. No. 1*, 551 U.S. 701, 720 (2007)）。厳格な審査基準を満たすためには、人種分類が「政府の『差し迫った』利益を実現するために『厳密に限定』されていない」なければならない（同、*Adarand*, 515 U.S. at 227から引用）。」

から、人種への明示的な言及が一部の逸脱した監督官に限られるものではないことが裏付けられた⁷⁶⁷。ニューヨーク市は、若い黒人男性やその他の人種に基づく集団を停止行為の対象とする行為が、政府の差し迫った利益を実現するために厳密に限定されたものである、という主張を防御しようともせず、また防御し得ない。ニューヨーク市の間接的なレイシャル・プロファイリング方針に明示的な人種分類を用いることは厳格な審査に耐えず、同方針は平等保護条項に違反するものである⁷⁶⁸。

この方針は、*Brown v. City of Oneonta, New York*で示された容疑者の停止行為における人種の使用の許容範囲をはるかに超えている。同判決で第2巡回区控訴裁判所は、警察が「特定の犯人を捜索する」過程で停止行為を行う際に、被害者の証言による容疑者の人種的情報を利用する場合、厳格な審査の対象となる明示的な人種分類には当たらないと判断した⁷⁶⁹。裁判所は、オニオンタ警察署の「方針は犯罪を捜査するに当たって被害者に事情聴取を行い、加害者の特徴を聞き出し、その特徴に合致する人物

⁷⁶⁷ 4/10 Tr. at 3034（エスポジト警視長が「適切な対象者」が合理的な疑いがある14歳から20歳の黒人及びヒスパニック系の若者であると認めている箇所）、同 at 3027-3029（エスポジト警視長が、停止行為は「誰が発砲事件を起こしているか」、具体的には「10代後半から20代前半の有色人種の若い男性」に基づいていることを認めている箇所）を参照されたい。改めて指摘するが、この標的化は、犯罪者の特徴を非犯罪者にも適用できるという誤った前提に基づいている。この方針は、ある人種に基づく集団に属する一部の者が犯罪を犯したという理由だけで、同じ集団のすべての者が停止行為の「適切な対象者」になると仮定している。

⁷⁶⁸ 確かに、この方針において人種による分類の使用が明示的になるのは、管理職レベル、すなわち指揮官や監督者が方針に従い、警察官に対して、人種に基づく集団を停止行為の対象とするよう指示する場合である。ただし、第2巡回区控訴裁判所の判事4名（Sonia Sotomayor現連邦最高裁判所陪席判事を含む。）は、*Brown*事件において、手に切り傷を負った若い黒人男性という容疑者像に基づき、警察がオネオンタの黒人全員を停止させようとした行為が、厳格な審査を要する明示的な人種分類に当たると結論付けている。*Brown v. City of Oneonta, New York*, 235 F.3d 769, 779-83 (2d Cir. 2000)

（Calabresi判事、再審請求却下に対する反対意見）参照。Accord *In re Cincinnati Policing*, 209 F.R.D. 395, 401 (S.D. Ohio 2002) においても「例えば緊急追跡中でない通常の捜査で、警察が容疑者の特徴として人種を用いることが、（厳格な審査を）満たし得るかどうか理解し難い」と指摘されている。

⁷⁶⁹ *Brown*, 221 F.3d at 338において、第2巡回区控訴裁判所は、その判決の範囲が限定的であることを強調している。

本件に示された状況下においては、…警察の行為は原告らの平等保護の権利の侵害には当たらないと思料するが、本件とは異なる状況下で責任を問われうる事例を規定するものではない。そのような規則は、しかるべき事案が提起されるのを待ちたい。

（Id. at 339）既に指摘したとおり、第2巡回区控訴裁判所はその後もレイシャル・プロファイリングに関する主張に憂慮の意を示している（*Davis*, 11 Fed. App'x at 18参照）。

を搜索する」ものであり、したがって「表面上は人種中立的であった」と説明した⁷⁷⁰。

これに対して、NYPDによる「適切な対象者」を停止行為の対象とする方針は、特定の犯罪者を突き止めることを目的として指示されたものではない⁷⁷¹。むしろ、特定の人種集団を停止行為全般の対象として明示的に定める方針である。特定の人種の構成員を停止行為やその他の取締活動の対象とする明示的な方針（例えば、ヒスパニック系の運転者のみを速度違反で停車させるという明示的な方針）を警察部門が採用すれば、平等保護条項に違反することは疑いようがない。同様に、次のような仮定の警察方針も、最初に特定の人種に言及していなくとも、厳格な審査の対象となることは明白である。「容疑者の特徴に基づき、前月の暴力犯罪に最も高い割合で関与した人種に属する者以外、誰も停止行為の対象としない。」もしこの方針の起草者が、毎月同じ人種が標的となることを予測しており、実行責任者が警察官に対して、その人種の構成員を停止させるよう明示的な指示を出していたとすれば、そのような方針はとりわけ厳格な審査を受けるべきである。NYPDの間接的なレイシャル・プロファイリング方針は、*Brown*事件における人種中立的な方針よりも、この仮定の方針に近い。

c. 結論

表面上は中立的な方針を差別的に運用する場合であれ、明示的なレイシャル・プロファイリングによる場合であれ、若い黒人やヒスパニック系男性の犯罪容疑を根拠として他の若い黒人又はヒスパニック系男性を停止行為の対象とすることは、平等の根

⁷⁷⁰ *Brown*, 221 F.3d at 337.

⁷⁷¹ 第2巡回区控訴裁判所は、*Brown*事件の事実と本件で争点となっている方針の類型を明確に区別し、次のように述べる。「原告らは...警察が暴力犯罪者の確立されたプロファイルを用いて容疑者が黒人であると判断した、と主張しているわけではない。また、被告である捜査当局の通常の方針が、暴力犯罪が報告されるたびにオニオンタの黒人全員を尋問するという人種的固定概念に基づいていると主張してもいいない。」同上。実際、*Brown*事件は、その事実関係——特定犯罪の特定容疑者を搜索する過程で、容疑者の特徴の一部として人種が用いられた点——に厳密に限定される可能性が高い。

本原則に違反する。81分署において、状況がすべて同じで、ただ一方が黒人、もう一方が白人である2人の若年男性は、平等保護の観点から同じ立場にあり、同等に扱われなければならない。*Brown*事件は、特定の犯罪容疑者の描写に「容疑者が黒人である」という事実が含まれる場合、警察が他の人種の者にまで同等の注意を払って捜査する必要はないという、常識的な原則を示している。しかし、*Brown*事件は、職務執行の根拠としてレイシャル・プロファイリングを用いること自体は、明確に否定している。平等保護条項は、犯罪統計上の人種的格差を理由に、異なる人種集団の同様の状況にある者を異なる扱いとすることを容認しない。実際、そのような扱いは、平等保護条項の根本的な保障を骨抜きにするものである。平等保護が意味するところがあるなら、それは、個人の人種集団に関する政府の見解に基づき、その見解の根拠を問わず、当該個人を懲罰したり報償したりしてはならないことを意味する⁷⁷²。

2. 故意の無関心

地方自治体が部下による平等保護条項違反に対する幹部の故意の無関心を理由として*Monell*責任を負うと主張する場合、原告は、幹部に差別的な動機があったことを

⁷⁷² 最後に、ニューヨーク市は「原告らは、既知又は未知のNYPD警察官に対する平等保護条項上の個別請求において、訴状に氏名が明記されている少なくとも1人の原告に対する差別的な意図と差別的な効果を立証できなかった」と主張しているが（Def. Mem. at 18、強調は引用者）、この主張は誤りである。そのような証明は不要である。仮に訴状に記載された原告らが裁判で自らの主張を立証できなかったとしても、クラス構成員であり訴状に氏名を明記されていない者の主張があれば、第III条の適格が満たされ、責任を問う根拠となり得る。*Sosna v. Iowa*, 419 U.S. 393, 402 (1975)（「[第III条により必要とされる] 争訟は、...訴状に記載された被告と、訴状に記載された原告が代表するクラスの構成員との間に存する場合もある。たとえば訴状に記載された原告の訴えの利益が喪失した場合でも。」）*Whitlock v. Johnson*, 153 F.3d 380, 384 & n.1 (7th Cir. 1998)（「*Sosna*の判例の論理は、」訴状に記載された原告らの請求が消滅事由に基づき終了する場合であれ、又は本案敗訴により終了する場合であれ、「同様に妥当する」と指摘する。）*Melendres*, 2013 WL 2297173, at *59（「訴状に記載された原告らの請求が裁判で認められなかった場合でも、訴状に記載されていないクラス構成員と被告との間に『争い』が存在する限り、その未記載のクラス構成員に救済が認められる可能性がある。」）前述のとおり、French巡査は、近隣のボウリング場を出る同様の状況にある白人やアジア人とは異なり、未記載のクラス構成員であるMcDonaldを差別的に扱った。French巡査は、NYPDの間接的なレイシャル・プロファイリング方針に基づき、McDonaldの人種を理由の一部として停止行為を行った。前出Part IV.C.3（McDonaldの停止行為が間接的なレイシャル・プロファイリング方針の一例として挙げられている。）。

直接証明する必要はない。むしろ、原告が以下の事実を示せば十分である。(1)部下が、特定集団に不利益をもたらすことを理由の一部として行動指針を選択したこと、及び(2)幹部が、その不利益な効果に対して故意に無関心な対応をしたことで、その幹部がそのような不利益な効果の発生を意図していたと合理的に推認できること⁷⁷³。

本件において原告らは、前述のとおり、差別的意図の直接的証拠を提供している。原告らはそれだけではなく、ニューヨーク市及びNYPDの高官が、管理職レベル及び警察官レベルでのストップ・アンド・フリスクの差別的運用に対して故意に無関心であったことを示し、そこから差別的意図があったと合理的に推認できることを立証した。停止行為における人種的格差について度重なる通報があったにもかかわらず⁷⁷⁴、NYPDでは、NYPD職員や管理職はレイシャル・プロファイリングについて内部やコン

⁷⁷³ Cash, 654 F.3d 334 参照。また、DiStiso v. Cook, 691 F.3d 226, 241 (2d Cir. 2012)（学校関係者に対する平等保護の主張は、たとえ学校関係者の差別的意図が直接証明されなくとも、生徒どうしの人種的嫌がらせに対する学校関係者の故意の無関心を根拠として成立し得ると指摘し、学校関係者が「現実に認識していた」状況に対して「明らかに不合理な」対応をした事実から、「[学校関係者が]嫌がらせの発生を意図していたと合理的に推認できる」場合に限るとしている。）も参照されたい。

⁷⁷⁴ 以下の資料は裁判記録外のものであるため、当職の判断に影響を及ぼすものではないが、公的記録として留意すべき点として、証拠開示手続きの終了後も、NYPDの停止行為における人種的偏向に関する指摘が続いていることを指摘しておく。例えば、国連人権委員会は最近、米国に対し、1992年に米国が批准した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の米国の遵守に関する第4回定期報告書の作成に際し、「ニューヨーク市警察の警察官による『ストップ・アンド・フリスク』の差別的かつ違法な運用への対策について、米国が講じた措置の情報提供」を求めた（UN Human Rights Committee, List of issues in relation to the fourth periodic report of the United States of America (CCPR/C/USA/4 and Corr. 1), adopted by the Committee at its 107th session (11-28 March 2013) (4/29/13)）。他の警察についての言及はない。同上。

さらに、広く報じられているとおり、Alvin Cruzという10代の少年が、2011年6月3日にハーレムで受けた停止行為の音声記録を公開した。これは、民間人による唯一の停止行為の録音として知られている。この録音では、複数の警察官がCruzに対して暴言を吐き、腕を折ると脅し、身体的な暴力を加えているとうかがえる音声記録されている。警察官がCruzに刑務所に行きたいのかと尋ねた後、Cruzがあなたたちはなぜ自分を逮捕しようとするのかと尋ねると、一人が答える。「お前はクソ野郎だからだ！ 分かるだろう？」Ross Tuttle & Rein Schneider, Stopped-and-Frisked: 'For Being a F**king Mutt' [VIDEO], THE NATION, Oct. 8, 2012; 1/11/13 Letter from Darius Charney, Counsel for Plaintiffs, to the Court ("1/11/13 Charney Letter") at 2. ニューヨーク市議会のある議員団が提出した法廷助言書（amicus brief）には、2012年10月に開催され大勢の参加者が集まった3回の公聴会において、停止行為を受けた複数の市民が「不必要に攻撃的な警察の取り締まりを受けた経験を[Cruzの録音と] 比べたと書かれている（3/4/13 Brief of Amicus Curia[e] the Black, Latino, and Asian Caucus of the Council of the City of New York at 4）。原告らは2012年12月に初めてCruzに接触した後、2013年1月11日にCruzを証人として追加する許可を請求した（1/11/13 Charney Letter at 2参照）。当職は、従前の日程命令と裁判期日が差し迫っていることを理由に、この請求を却下した（1/17 Tr. at 4-5参照）。

プスタット会議で議論せず、また前述した監督、監視、訓練、懲戒面での度重なる不履行（failures）など、長年レイシャル・プロファイリングに対する無関心を示している⁷⁷⁵。さらに、Farrellコミッショナー代理をはじめとするNYPDの幹部職員は、停止行為における人種的格差の統計的証拠を意図的に無視している⁷⁷⁶。裁判の過程では、多くの職員がレイシャル・プロファイリングをメディアが作り上げた根拠のない話であると信じている様子や⁷⁷⁷、「適切な対象者」を停止行為の対象とするやり方について説明・擁護した証言によって、この無関心が一層明確となった⁷⁷⁸。

ニューヨーク市及びNYPDの最高幹部はまた、停止行為が合理的な疑いに基づいている限り、レイシャル・プロファイリングは存在しえないという支持できない立場を依然として擁護し続けている⁷⁷⁹。この立場は、平等保護法と根本的に矛盾しており、

⁷⁷⁵ 前出Part IV.C; Pl. Findings ¶¶ 186-190参照。（レイシャル・プロファイリングに対する内部的関心の欠如に関する資料の整理）。

⁷⁷⁶ 前出Parts IV.C.1, 4, 7参照。ニューヨーク市で選出される最高職であるBloomberg市長も、NYPDの停止行為における人種的格差を、犯罪容疑者データを基準として擁護している点を指摘しておく

（April 30, 2013 Bloomberg Address at 3参照）。この根拠に基づき、彼は警察が「白人を停止させる回数が過度に多く、マイノリティを停止させる回数が過度に少ない」と主張している（Associated Press, Bloomberg: Police Stop Minorities “Too Little,” June 28, 2013）。Bloomberg市長はエスポジト警視長の証言を繰り返し、「『警察官の役割は、容疑者像に該当する集団（に属する者）を停止させることである。特定の集団が過剰に潜在的容疑者として扱われないようにするのは、社会の役割である』」と述べた。同上（強調は引用者）。

同様に、Kellyコミッショナーは暴力犯罪容疑者のデータを基準として積極的に活用し、これに基づいて「『実際には、アフリカ系アメリカ人が停止させられる回数は少なすぎる』」と主張している

（Lawrence Downes, What Ray Kelly Said About Stop-and-Frisk, TAKING NOTE: THE EDITORIAL PAGE EDITOR'S BLOG, N.Y. TIMES, May 3, 2013（ABC Newsとの2013年5月1日のインタビューを引用。））。当然ながら、NYPDの停止行為における人種的偏向を測定する基準として暴力犯罪容疑者のデータを用いることは、一般の犯罪容疑者データを基準とするよりもさらに妥当性を欠いている

（前出Part IV.C.7（RAND報告書が暴力犯罪容疑者データを基準として用いることについて論じた箇所）。Kellyコミッショナーは、NYPDが毎年公表する公開報告書を通じて、停止行為において暴力犯罪容疑者を基準とすることを推進している点にも言及しておく（KELLY, CRIME AND ENFORCEMENT ACTIVITY, at 15（何の説明もなく、停止行為の対象者の人種構成を、暴力犯罪容疑者の人種構成と並べて提示している箇所）などを参照）。

⁷⁷⁷ 前出Part IV.C.7（NYPDの職員がレイシャル・プロファイリングについて個人的には聞いたことがないとし、レイシャル・プロファイリングに関する報告に対して懐疑的であることに言及した箇所）参照。

⁷⁷⁸ 前出Part IV.C.3（「適切な対象者」を標的とすることに言及した箇所）。ニューヨーク市は、McCormack警視がSerrano巡査に対し、地域犯罪容疑者データを根拠に「14歳から20歳、21歳の黒人男性」を停止行為の対象とするよう指示したことについて、何も問題はないとしている（Def. Findings ¶ 65; PX 332T at 24参照）。

⁷⁷⁹ See, e.g., 4/9 Tr. at 2824 (Esposito); Def. Mem. at 19（「原告らは、...合理的な疑いを欠く停止行為の

無関心という特に憂慮すべき姿勢の現れである。本セクションで強調してきたように、合衆国憲法は「人種などの考慮に基づく法の選択的な執行を禁じている⁷⁸⁰。」したがって、原告らの人種差別の主張は、黒人やヒスパニックに対する停止行為が合理的な疑いを欠くものであることの立証に依存しない⁷⁸¹。歩行者への停止行為を黒人やヒスパニックを標的として慣習的に行ってきた警察は、停止させられた歩行者全員が不審な行動をしていたと示すことで抗弁できない。実際、疑わしい人々全体の中における特定の人種を標的にすることは、他の人種と比較し、その特定の人種に属する人々に対する法的執行行為の可能性がさらに増加し、その結果、犯罪統計における当該人種の比率が増加することになるため、特に陰湿である。犯罪データに基づいて停止させるというNYPDの方針を考慮すると、当該人種はさらに多くの停止行為及び法的執行の対象となり、自己増殖的なサイクルが生じることになる⁷⁸²。

平等保護条項の選択的執行の禁止は、疑わしい黒人やヒスパニックが、同等に疑わしい白人とは異なる扱いを警察から受けてはならないことを意味する。あらゆる人種の個人が不審な行動を取り、法を犯すものである。平等な保護は、同様の状況にある

広範な傾向を証明できておらず、故に人種に基づく停止行為の広範な傾向を証明することができない。」（強調を追加）

⁷⁸⁰ Whren, 517 U.S.813（強調を追加）

⁷⁸¹ ただし原告らは、合理的な疑いを欠く停止行為の広範な傾向を示す証拠を提供していることに留意する。See *supra* Part V.A.

⁷⁸² 「セント・メアリーズ・パークが閉鎖されていたときに歩いていた48歳の女性」を停止させないという指示は、停止行為を行う正当な理由が存在するすべての人を停止させるのではなく、適切な人だけを停止させるという指示の一例に過ぎない。PX 332T at 21

この特定の指示は無害に見えるが、NYPDが概して白人を除外し、黒人とヒスパニックに資源を集中している限り、その結果は極めて憂慮すべきものである。白人も銃や密輸品を持っているが、NYPDが停止させないのであれば彼らは発見されず、犯罪統計にも反映されないことになる。

また、法的執行の手法を異なる人種間で不平等に適用することは、濫用の温床となる。「...当局関係者が（法律を）適用する対象を少数に限定して任意に選択し、多数の人が影響を受けた場合に彼らが受ける可能性のある政治的報復を逃れることになる場合、これほど効果的に恣意的行動への道を開くものはない。」*Railway Express Agency*, 336 U.S. at 112（Jackson判事、同意意見）。なお、ある世論調査によると、黒人有権者の76%がストップ・アンド・フリスクを支持していないことに留意する。See *Quinnipiac University, New Yorkers Back Ban on Take-Out Foam More Than 2-1*, at 8 (Feb. 28, 2013)

当該人種の個人が平等に責任を問われることを保証している。

VI. 結論

以上の理由により、ニューヨーク市は原告らの合衆国憲法修正第4条及び修正第14条の権利を侵害した責任がある。別段の意見書において、NYPDの方針の即時変更、さらなる改革を検討するための共同救済プロセス、及び本件で命じられた救済措置の遵守を監督する独立監視員の任命を含む救済措置を命じる。最後に、極めて的を射た引用を紹介して結びとする。

「個々の証拠なしにすべてを疑うという考え方が、アメリカ人が嫌悪するものであり、アメリカの黒人男性が常に戦わなければならないものである。この考え方は、ストップ・アンド・フリスクや…近隣巡視をはじめとした警察の政策に浸透しており、大多数の無実の人々に与える副次的被害を顧みることなく実施されている。それはまるで、ネズミを駆除するために家を焼き払うようなものだ⁷⁸³。」

日付: 2013年8月12日
ニューヨーク州ニューヨーク市

以上を命ずる

[署名]
米国連邦地方裁判所判事
Shira A. Scheindlin

翻訳: アンダーソン・毛利・友常 法律事務所
弁護士 齋藤 宏一

⁷⁸³ Charles Blow, The Whole System Failed Trayvon Martin, N.Y. TIMES, July 15, 2013